第三編　町の行政

中富町役場事務室

第一章　町の機構

第一節　役場の機構

一、自治制度

「民は依らしむべし、知らしむべからず」昔こんな格言があった。いいかえると「住民に政治のことを知らせると、事がめんどうだから何事も知らせず、ただごむりごもっともで従うのが一番良い。」ということで、現在では想像できないことだが、これが一番じょうずな政治だと考えられていた。わが国でも旧藩時代の将軍や藩主は、これを政治の奥の手と考えていた。百姓・町人は、自分たちの政治上の希望がとげられぬばかりか、少しでも政治のことを口走ったらたちまちきびしいおしおきがあった。このように政治の権力を握っている人が、思いどうりに勝手に政治をして、住民には少しも口ばしを入れさせない政治のしかたを専制政体と言うが、わが国でも旧藩時代はむろん明治二三年憲法が制定されるまで専制政体であった。

これと反対に、政治のもととなる法律を定め、法律に従って政治を行なったり、さらに国会を設け国民の代表が集まって、政治について相談したりする政治のしかたを立憲政体という。（この政治のもととなる法律が憲法であって、国会を設け政治に参与する権利を与えて政治を行なう方法。）

わが国においても、明治二二年大日本帝国憲法を発布、翌二三年第一回帝国議会の開会によって、はじめて立憲政体の国となった。

いったい自治とはなになのか。字の如く自ら治める。すなわち、「自分のことは自分でする」ことである。偉人の言に「政治は人民の為に人民がする人民の政治でなくてはならぬ」といわれているがこれは最もよく政治の精神を表わしている。

時代をさかのぼり、奈良朝および平安時代の動きをみると、当時の中央権力がしだいに衰え、政治が地方へ行きとどかなくなったため、国司（律令体制下の地方の主要行政官）等任地におもむくものが少なく、国司、郡司（律令体制下の郡におかれた行政官、大化改新の際国造（くにのみやつこ）、県主（あがたぬし）などの地方豪族が任命され、国司の監督の下で末端民政の全実務をつかさどった）は、しだいに有名無実の官職となってきた。このため権門勢家の私領たる荘園は、ようやく独立の形を作るようになってきた。その時源頼朝は幕府を鎌倉に建て、諸国

に守護をおき荘園に地頭を設け、その家人をもってこれに充てた。これらが封建制度の濫觴となった。

徳川時代に至り、封建制度はますますその完成をみるに至った。幕府成立時まもなくうまれた五人組制度の機能は、異教徒や犯罪人を相互監察によって防止、告発することにあり、これに対する連帯責任の負担、および貢納確保などに利用され、のちには領主の意志伝達機関、組内の相互扶助的機能に重点がおかれるようになったもので、その目的は、あくまで封建制度を維持するための上からの強制的制度であり、その性格は、民主的自治組織とはまったく異なるものであった。

このように、五人組制度のおかれた目的や性格は異なるにせよ、庶民の一種の自治組織としての機能を果たしてきたことは事実で、村役人のもとに江戸時代の行政組織の末端機構として、果たしてきた役割は大きなものがあった。

しかし、明治維新の改革は今までの制度を根本的に改め、行政組織も、一たんはまったく官治組織に変じたりしたが、自治制度の制定をみた明治四年七月の廃藩置県とともに、地理的名称にすぎなかった郡区町村を区域として大小区とし、同五年四月名主以下の名称を改め、戸長・副戸長とした。ついで同九年一〇月布告三〇号をもって、各区町村に金穀公借・公有地取権・土木起工規則を定め、一方においては区町村が公共事業を起こし、共有の地所建物を随意に処分し、金穀を公借し得ることを認めた。また他の一方において住民に地方行政に参与することを認めた。同一一年七月大政官布告第一七号をもって、郡区町村編成法を制定し、従来の大小区を改め三府五港、その他全国の人口の密集する都会地を区と称し、全国に三二区を置きその他を郡として、全国を八三九郡とした。

さらに、郡の下に町村を設け、各郡に郡長、各区に区長、町村または数町村に戸長を設け、区内の町村は区長をもって戸長の事務を兼ねるようにした。この戸長には、区町村民の総代たる資格を与えた。これらが現在の自治制度の基礎となったものである。

二、村役所の状況

明治の初めに発刊された町村取調書から各村の役所の所在をみると、

西島村	東西七間半、南北四間、但シ人戸借家ナリ、本村中央川原町ニアリ
大須成村	北方大塩組ニアリ、民家借用ス。
切石村	本村中央ニアリ、民家ヲ仮用ス。
寺沢村	〃
夜子沢村	〃
伊沼村	〃
八日市場村	〃
飯富村	〃
曙村	旧七村ニアリ、共ニ民家ヲ仮用ス。

村役所設置についても、地理的状況などから相当の議論を呼んだものと思われる。次はそのようすを知るにたる旧原村の役所位置について伺いを仰いだものの一部である。

村役所位置ノ儀ニ付御伺

南巨摩郡　八日市場
飯　　富　伊沼連合村

奉伺候当連合村位置之儀三ヶ村総代壱ヶ村三名宛相寄リ協議致処概ネ中央ケ所ノ伊沼村第三十七番戸平民望月作兵衛居宅借家致候旨協議決定致シ望月作兵衛宅掛合及貸借之儀□□モ共ニ付□□□□処翌日ニ至リ飯富村総代ヨリ昨日借家之儀決定ハ□□共下方ニ苦情有依而戸長自宅勤メニ仕度旨申出候ニ付右総代共勿論三ヶ村伍長一同会議ヲ起シ協議候処八日市場伊沼二ヶ村之儀ハ壱月作兵衛居宅借家過日決定之儀承知之趣申居リ飯富村ニ限リ戸長自宅勤メニ致可旨申居リ何分熟定不仕候間右連合村中央ト村役所ヲ設ケ可然□但シ八日市場村ニハ拾丁乃至弐拾町山中ニ隔致人家六拾戸斗リ有シ伊沼村ニモ八町□隔致人家三十戸斗リ有シ右致而モ戸長自宅勤メニ□致可然□何卒至急御指揮被成降度此段奉伺候也

右　書役　飯富村
平林己ノ者

明治十四年三月　同　八日市場村
佐野重直

この戸長は、行政事務の担当者であると同時に、旧藩以来の村落共同体の代表者であった。しかし、その時官選となり多くの国政事務の委託を受け、中央集権国家の最末端の行政責任者となった。このため初期の目途であった村落共同体の代表的性格が失なわれ、官僚的性格を濃くしていった。この形態は明治二二年の市町村制の施行まで続けられた。次に、市制、町村制は明治二一年法律第一号を以て公布され、翌二二年実施された。

この法律の趣旨は、公布に際して発せられた左の勅語および理由書に盛られているので全文を掲載する。

朕地方共同の利益を発達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進することを欲し、隣保団結の旧慣を存重して益々之を拡張し、更に法律を以て、都市及び町村の権義を保護するの必要を認め、玆に市・町村制を裁下して之を公にせしむ。

市制・町村制理由

本制の趣旨は自治及分権の原則を実施せむとするに在りて、現今の状勢に照し、程度の宜きに従い以て立法上其端緒を開きたるものなり、この法律を施行せむとするには、先づ地方自治の区を構成せざるべからず、地方の自治区は特定の組織をなし、公法民法の二者に於て、一個人民と権利を同じくし、これが理事者たるの機関を有するものなり、其の機関は法制の定むる所によって組織し自治体は即ちこれによって其の意志を表発し、之を執行することを得るものとす、故に自治区は法人としての財産を所有しこれを授受売渡し他人と契約を結ぶ権利を得、義務を負い、又その区域内は自ら独立して之を統治するものなり、然りと雖も其区域はもと国の一部にして、国の統轄のもとに於て其の義務を尽さざるを得ず、故に国は法律を以て其組織を定め、其負担の範囲を設け常にこれを監督すべきものなり、国内の人民各其自治の団結を為

し、政府は之を統一して、其機軸を執るは、国家の基礎を鞏固にする所以なり、国家の基礎を固くせむとせば、地方の区画を以て其部内の負担をせしめざるべからず、現行の制は府県の下郡区町村あり、区町村は稍自治の体を存すと雖も、未だ完全なる自治の制あるを見ず、郡のごときは全く行政の区域たるに過ぎず、府県はもと行政の区域にして、幾分自治の制を兼ね有せざるが如しと雖も、是亦全く自治の制ありと謂べからず、今前述の理由に依り此の区画を以て悉く完全なる自治体をなすを必要なりとす、即ち府県郡市町村を以て三階級の自治体と為さむとす、此階級を設くるには、分権制を施すに於ても亦緊要なりとす、蓋自治区には其自治体共同の事務に任ずべきのみならず、一般行政に属することと雖も全国の統治に必要にして、官府自ら処理すべきものを除く外之を地方に分任するを得策なりとす、故に其町村の力に堪ふる者が之をその負担とし、其力に堪えざるものは之を郡に任じ、郡の力に及ばざるものは之を府県の負担とすべし、其階級の重復する厭はずして却って利益ありと為す所以なり。

維新の後政務を集攬して一にこれ中央政府に統べ、地方官は各其職権ありと雖も政府の委任によって事を処理するに過ぎず、今地方の制度を改むるは即ち政府の事務を地方に分担し、又人民をして之に参加せしめ政府の繁雑を省き、併せて人民の本務を尽さしめむとするにあり、而して政府は政治の大網を握り、方針を援け国家統制の実を挙ぐべく、人民は自治責任を分け、以て専ら地方の公益を計るの心を起すに至るべし、蓋人民参政の思想発達するに従い、之を利用して地方の公事に練熟せしめ、施政の難易を知らしめ、漸く国事に任ずる実力を養成せむとす、是将来立憲の制に於て国家百世の基礎を立つる根源なり、

故に分権の主義に依り行政事務を地方に分任し、国民をして公共の事務を負担せしめ以て自治の実を全からんとするには、技術専門の職、若しくは常識として任ずべき職務を除く外概ね地方の人民をして名誉のため無給にして其職を執らしむるを要す、而してこれを負担するは、其地方の人民の義務とす、是国民たる者国に尽すの本務にして壮丁の兵役に服すると原則を同じくし、更に一歩進むものなり、然れども人民をして普く此の義務を負はしむる時は其任又軽しと為さず、故に一朝にして此の制を実行せむとするは頗る難事に属すると雖も、その目的たる国家永遠の計にありて、効果を速成に期せず漸次参政の道を拡張して、公務に練熟せしむとするに在り、是を以て力めて多く地方の名望あるものを挙げて此の任に当らしめ、その地位を高くし待遇を厚くし、無用の労費を負はしめず、倦怠の念を生ぜらしむるときは漸く其の責任の重さを知り、参政の名挙たるを弁ずるに至らむとす、且つ本邦旧来の制度を考ふるに、無給職にして町村の事務に任ずるの例あり、各地方の慣例固より一定なるに非ず、且つ維新時数次の変革によって頗るこの習慣を破りたると雖も、今日に及んで之を襲用する尚難からざるべし、是此制度を実施するに於て多少の困難あるに拘らず漸次其目的を達せむことを期して疑はざる所以なり、然れども他の一方より之を見るときは、又地方の状況により多少の酌量を加えざるを得ざるものあり、是を以て町村長は公選となすと雖も、その選挙よろしきを得ざるときは、時々官選を許し、

或は官吏を派遣して其事務を執らしむるの例あり、又島嶼の地其特別の事情ありて此制を実施し難き地方には、之を行はざるを許すの例あり、其他充分に実地治用の方を与へたれば各地の状況に照して之に応ずるの便あるを信ず、徒に自治の理論に拠て俄に其完備を求むるが如きは立法者の慎重を加ふべき所なりとす、是本制多少の斟酌なきを得ざる所以なり、

本則を施行するについては漸を以て府県の制度を改正に及ばざるものあり、今其概略を挙げれば郡に郡長を置き、府県に府県知事を置き、其選任組織等固より旧の如くして之を改めずと雖も、府県令の外に新に郡会を開き、府県郡に各参事会を設けざるを得ず、然れども此等のことは府県郡制の制定あるをもって始めて定まるべき事にして、今は只之を以て本則の参考に供するのみ、本制に制定する市町村は共に最下級の自治体にして、市といひ、町村といひ、郡鄙の別に依て其名を異にするに過ぎず、其制度を建つる原質に於ては彼此相異るとこなし、元来町と村とは人民生活の状態に於て其趣を同じくせざるものありて、細に之を論ずれば均一の准率に依り難きものなきに非ずと雖も、本邦現今の状況を察し旧来慣習によって之を考ふるに、都会輻輳の地を除く外宿駅と称し町と称するものは施政の大体に於て村落と異同することなし、故に之を同一制下に立たしむとする施治の細目に至っては、或は多少の差異を見ることあるべしと雖も、此等の制度の範囲内に於て執行者の処分参酌宜しきを得ると否とに在るべきものとす、然れども都会の地に至っては、大いに人情風俗を異にし、経済上自ら差別あり、故に之を分離して別に市制を立て機関の組織及び行政監督の例を異にせり、是固より町村制と其性質を異にするに非ず、其市民の便宜と実際の必要とに出で然らざるを得ざるなり、即ち現行の区制に継続する所のものなりと雖も従来の区は郡の広域を離れず、行政上の吏員を置き、事務を処理するに過ぎざりしも、今改めて独立分離せしめ、従来区の下に町ありしも之を改めて市を最下級の自治体と為さむとす、而して三府市街の如きは、其状況その他の都市の地と同じからざるものあるを以て、市制中機関の組織等に於て二・三の例を設くるものあり、今此の市制を施行せむとするものは三府その他人口二万五千以上の市街地に在りとす、尤郡制定の時に至って、其要件を確立することあるべしと雖も、今内務大臣の定むる所に従いて之を施行せむとす、区の名称を改めて市となすは、三府の如き一府内の区と混同することを避くるなり、町区は通じて其組織を同じくすべきは前述の如しと雖も、其大小広狭により、又貧富繁簡ありて自ら事情を異にするものなきに非ず故に、或は一定の修規を適用し難きものあり、是亦酌量を加え、法律の範囲を広くして地方の便宜を与へんとするものなり。

明治二三年に編集した町村誌（県立図書館蔵）には、村役所の位置が次のとおり記載されている。

西　島　村　本村中央ニ設置ス
大須成村　本村中田組ニ設置ス
曙　　村　本村梨子組ニ設置ス
切　石　村　本村切石組ニ設置ス（明治二五年九月二〇日切石

村を静川村ト改称ス）

三村聯合役場（八日市場・伊沼・飯富ノ各村）伊沼村ニ設置ス

共和村　本村下田原組ニ設置ス

各村とも合併時点の位置にほぼ近いところに設置しているが、曙の場合、早川町の一部との組合立であったため梨子組に設置された。

明治二三年九月に制定した曙村規則には定員、給料を次のとおり規定している。

曙村役場定員及給料規則

第壱条　制第六十三条ニヨリ収入役壱名ヲ定員トシ書記壱名ヲ定員トシ、使丁一名ヲ定員トス

第二条　収入役給料ハ年俸金四十八円ト定ム

第三条　書記給料ハ年俸四十八円ト定ム

第四条　使丁給料ハ年俸金三十円ト定ム

第五条　村会議決ニヨリテハ前条俸給増減スルコトヲ得

職務内容にはふれていないが、定数はすでに決めていたことが伺われる。さて、明治四三年静川村の事務報告をみると、村長以下使丁までの職務内容をあげており、その繁雑さを伺い知ることができる。

まず、村治機関として名誉職村長・助役各一名、吏員は収入役・書記各一名を以て組織し、各部落毎に区長および代理者を置く、その他土木・衛生・勧業学務委員を各四名ずつ置き、事務を分掌処理せしむ。とし処務の状況は、

地理・学務・衛生・勧業事務は助役に分担せしむ

収入・支出その他税務に関することのすべて収入役に分担せしむ

兵事・戸籍・庶務を書記に分任

その他一般庶務は村長自から分任せしむとし、さらに執務報告では、

年々斯ノ如ク事務ノ増加スル処以ノモノハ、各般ノ施設激増シ将来村勢ノ発展ニ際シ企画セルモノ多キニヨリ、殊ニ本年ノ如キハ学校建築ソノ他ノ事務ノ増加ニ伴イ、吏員ハ休暇トイエドモ出勤シ、或ハ夜勤スルコト多々アリ、吏員ノ精勤ナル残業事務処理、ナオ過誤渋滞ナリ各区長及ビ常設委員等モ、忠実ニ郡行政ヲ補佐シ一般人民指導督励シテ村治ヲ維持スルコトヲ得タリ、事務ノ取扱イハ、書面及ビ口頭ニテ受理シ又ハ吏員ニオイテ代書ノ方法ヲトリ、夜間勤務ヲ為スハ勿論便宜捷旨トシ且ツ、懇切ニ必要ナル法令諭達特ニ敏速周知ノ道ヲ講ジ、各種ノ集会ヲ利用遠隔ノ部落ニ対シテハ学童ニ依頼シ、諸達書掲示貼付又ハ発送書類ノ送達ヲ為サシメ納税期ニハ特ニ収入役ノ出勤時間ヲ早クシタリ亦部落ヘ出張シ、或ハ臨時雇入ヲ為シ納金ノ収受ヲ敏速ニシテ、納税者ヲ不便ナカラシメ平素ニヨツテハ、村長自ラ書類ノ収受ソノ他ヲ処理専ラ敏捷ヲ図レリ。

このように議会に報告している。住民サービスは今も変わらぬ重要なものであったことが伺われる。また勤務の状況をみると、

村吏員名誉職員（明治四三年四月～同四四年三月）
出勤表

可勤日数	出勤日数	欠勤日数	休日ニテ出勤日数	賞与金	職・氏名
二四一	二三三	九	四十四年二月十九日マデ		前村長　深沢　太朗
二〇	二〇		四十四年三月八日ヨリ		村長　深沢　徳一
三〇八	三一六		八		助役　佐野　久盟
三〇八	三二五		一七	金三円	収入役　渡辺　勘吉
三〇八	三四四		三六	金三円	書記　深沢喜代作
五一					雇人　深沢儀三郎

このように、可勤日数をはるかに越えた出勤を重ね、繁雑化している事務処理に対処しているようすがしのばれる。

当時の村長の任免はどんな方法であったかふれてみよう。名誉職村長があったことは前にもふれたが、これら町村長の任免は、町村会の権限で行なわれ、町村会で選挙してこれに当選、承諾すればここに町村長が誕生したわけである。では町村会はだれでも選挙できるかと言うと、名誉職町村長は、町村の公民で町村会議員の選挙権のある者の中から選挙し、当選した場合は正当の理由がある場合を除き、公民の義務として必ずこれを承諾しなければならなかった。

これとは反対に有給町村長の場合は、何等の資格制限もなく誰でも、また他町村からでも適当な人材を得るよう選挙してよかった。この場合の町村長は本人の承諾を必要としている。

三村連合として運営してきた原村の合併条項には、次に示すように記載されている。

八日市場村
伊沼村
飯富村
合併ニ関シ申合セ条項

第一条　地方税中特別税戸数割ハ左ノ比率ニ依リ賦課額ヲ定ム
　八日市場　其ノ年ノ戸数割総額ノ二分八厘
　伊沼　〃　一分二厘
　飯富　〃　六分
　但シ特別ノ事情アリタル場合前項ノ比率ヲ増減スル事ヲ得

第二条　前条第三項特別ノ事情トハ現住戸数及財政上著シク変動アリタル場合ヲ云ウ

第三条　昭和七年十二月二日土木匡救事業費トシテ飯富村デナシタル負債ハ同部落ニ於テ償還スルモノトス

第四条　富里村外二ケ村道路組合並に早川沿岸軌道組合ノ事務ハ新村ニ引継ギ之ニ依ル経費ハ飯富負担トス。
　但シ権利義務ハ該部落ニ存置ス

第五条　土木事業ヲ起サントシ其ノ事業遂行ニ要スル経費ハ該当部落負担トス

第六条　従来ノ早川渡船権ハ飯富ニ存置ス
　但シ之ニ要スル経費ハ一切飯富ニ於テ負担スルモノトス

以上

右条項ニ於テ合併ヲ成スモノトス　将来確ク相守ル事ヲ誓約ス
仍而左記村会議員署名シ県庁役場及各部落ニ一通ヲ保存ス

議長組合長　望月真一

署名議員　土橋元三郎　佐野庸甫　望月平重　平林代二郎　深沢寛六　望月金重　佐野吉三郎　土橋玉作　土橋三四郎　古屋弘　早川幸一　望月久作　佐野彦蔵　望月朝光　佐野真平　望月直蔵　佐野延造　佐野利延　若宮貞三　望月角治郎　望月竹治　佐野亮祐

署名議員　望月安平　遠藤康　望月嘉吉　望月真一

三、機構変せんのようす

中富町役場の位置を定める条例

南巨摩郡中富町役場を中富町切石四五六番地に置くものとする。

中富町課制条例

第一条　町民の権限に属する事務を分掌させるため左の課を置く

一、総務課、二、民生課、三、経済課、四、税務課、五、土木課

昭和二九年八月本町発足と同時に五課、二室を構成し行政の中心として出発した。その時八か月間参与が設置されたが、その制度は次のとおりである。

中富町参与設置条例

（目的）

第一条　町村合併時の町行政の円滑な運営を図るため、本町に非常勤の参与をおく。

（所掌事務）

第二条　参与は町長の委任を受け又は諮問に応じ、左の各号に掲げる事項について調査又は答申する。

一、町勢振興の基本計画に関する事項

二、町の総合計画の策定並に運営に関する事項

三、その他町の主要行政施策にして町長において必要と認める事

項

2、参与は前各号に掲げる事項について町長に建議することができる。

（任命）

第三条　参与は合併の際、現に合併村の村長の職にあった者を町長が任命する。

（任期）

第四条　参与は非常勤とし、その任期は本町設置の日から昭和三十年四月三十日までとする。

（報酬）

第五条　参与には報酬を支給するものとし、その額は月額一万円とする。

合併後初の標札をかかげた役場

2　支給方法は一般職員の例による。

この条例に基づき西島・大須成・曙の各旧村長が参与として、町勢発展に努力した。

昭和三一年機構改革を実施、五課を次の三課に縮少した。

総務課　庶務係、統計係　税務係
民生課　厚生係、戸籍係、国民健康保健係、失業対策事業係
産業課　農林商工係、農業委員会係、土地係、土木係

この改革により、税務課を総務課へ吸収し、土木課の土木が産業課、失対事業が民生課に移管、また新たに収入役室に室長制度が設けられた。

昭和三五年に課および係の名称を一部変更し、所轄事務も変わった。

総務課　総務係、財政係、用度係
住民課　税務係、戸籍係、厚生係、国民健康保健係
建設課　土木係、農林商工係、耕地係

この改正は、物品会計制度を新設したための用度係をおいたことと、窓口事務に併用した税務処理を住民課に移管したことと、災害復旧事業等の事業増加に伴い新たに耕地係を設けたことによるものである。

昭和三六年にいたり自治省の指導等もある中で、事務の形態が大きく、改善され、それに伴い機構が改革された。これにはまず三六年六月に設置された中富町役場事務改善合理化委員会が挙げられよう。

まず、目的をあげてみると、役場職員は、町民の信託にそい、その機能を十分に発揮するには、現在の組織および運営を合理化し、いわゆる最少の経費をもって最大の効果を上げるよう考えなければならない。とくに本町の場合財源が限られている以上なおさらのことである。そこで行政各部門にわたり近代化された組織と運営に必然的に改善されなければならない。それには、住民へのサービスを図る一方、従来の役場にお役所的な面が多分にあるとの非難の声をよく反省して、町民に親しまれるような役場の存り方を研究するとともに、町の運営を一つの経営体と考え経営管理の立場から、組織および事務処理の手続き等全般にわたって改善し、新町建設が推進されなければならない。

事務処理合理化の原則に基づき、まず挙げられることは、従来各課ごとに分散し処理していたものを統合し、有機的に処理運営するため、まず窓口を統合し、一般窓口と会計窓口の二つにして、一般窓口は人と世帯に関連する事務、すなわち戸籍・住民登録を中心に、それに基づくすべての異動事務と、住民よりの申請によって発生する証明・申請・交付・相談等いっさいの事務を迅速かつスムーズに処理し、町民へのサービス向上を図る。

これらを目的としてふまえた中で次の規則を制定し、系統的な改善方針が打ち出された。まず行政事務合理化推進上のこととして、

一、合併による行政区域拡大のため、ややもすると行政本来の使命である住民サービスが行きとどかないという欠点が生ずる。

二、町の機能を一つの経営体として考慮する必要性がある。

これらを主標として次の委員会規則を設けた。

中富町行政事務合理化委員会規則

（設置と目的）

第一条　中富町の組織および事務処理の合理化を図り民主的にして能率的な行政事務の遂行をすることによって住民福祉を増進するため行政事務合理化委員会を設ける。

（所掌事務）

第二条　委員会はその目的を達成するため、必要な事項を調査審議し対策を確立して町長に具申してその実現を図る。

（組織）

第三条　委員会は助役・収入役・課長・教育長および係長並びに同等の職にある者二二人をもって組織し助役を委員長とする。

（専門委員）

第四条　委員会を分けて専門部を置く、専門部は現状分析、合理化の立案および実施に伴う基礎的作業の推進にあたるものとする。

2、専門部の長は各課長を之に充てる。

（委員会事務局）

第五条　委員会に事務局を設け、これが事務推進に充てるため任命された職員をもって事務局とする。

この規則に基づき、数度の研究打ち合わせを重ね、さらに高根村および白根町の両先進地を視察し、着々その体制を整え昭和三六年一二月、まず課制の一部改正条例を提案議決し、改善の第一歩を踏み出した。

中富町課制条例の一部を次のように改める。

第一条　町長の権限に属する事務を分掌させるため、左の室および課を置く。

一、企画室　二、総務課　三、民生課　四、振興課

この事務改善の主たるシステムを述べると、まず第一に、

窓口事務の統合――住民の基本台帳（住民票・主食台帳・国保被保険者台帳等）をカード化し、住民係で統合管理することとし、窓口を一元化して住民の動態の事実にもとづいて関係台帳は一括加除修正できるようにした。このカード化による統合管理は、台帳間の相互照査が常時可能となり、的確性が高いことがあげられる。

住民相談室の設置――直接、住民に関係のある業務を窓口に集中したため、対住民と接触の輻そうを避けるため、例外的事務または専門的応接を処理する場として住民相談室の設置。

文書管理――文書事務は、集中管理方式を採り起案決済を除き、収受から保存廃棄にいたるまで企画室において集中処理する方式をとった。文書の分類方法は、主題別整理とし、十進分類法によることとし、集中的に処理した収受文書は、文書処理カードにより処理過程の顛末またはアリバイ追求ができる制度とした。

財政事務――従来の簿冊式を改めカード化し、物品発注事務もワンライテングシステムを採用し、予算執行伺い、発注書、支払命令書が同時に起票できるように改善した。物品管理方式は標準在庫方式をとり、常用物品は常に在庫を原則とした。なお物品補給の場合可能な範囲で一括購入し経費の節減に努めるとともに、発注・管理部門を分離して内部けん制が作用する仕組とした。

概要、このような改善をして昭和三七年一月から、まったく新しいシステムの中で事務が処理されている。

役場の機構

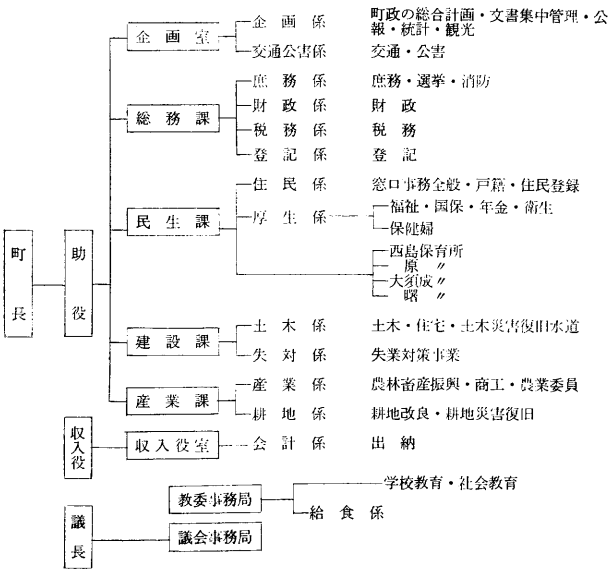

中富町課制条例

（課の設置）

第一条　町長の権限に属する事務を分掌させるため左の課を置く、

一、企画室
二、総務課
三、民生課
四、建設課
五、産業課
六、町誌編さん室

第二条　この条例の施行について必要な事項は町長が定める。

この条例改正の経過をたどってみると、合併時は、五課（総務、民生、経済、税務、土木）であったが、三一年五月三課（経済、税務、土木）を廃し、産業課を新設した。三四年五月建設課を設け、三五年一〇月三課（民生、産業を廃し住民課を新設）とし、三六年一二月に一室三課（企画を設け、住民、建設の名称を変え民生、振興）とし、四二年七月にいたり一室四課（右参照）さらに、四四年四月町誌編さん室を新設し現在にいたっている。

中富町役場処務規程

第一章　総　　則

（目　　的）

第一条　本町役場の事務の処理および職員の服務に関しては、法令その他別に定めるものを除き、この訓令の定めるところによる。ただしこの訓令の定めるところによって処理することの困難な事件が生じたときは、町長の指示を受けて別に処理することができる。

第二章　課等の編成および所管事項

（係の設置）

第二条　企画室に次の係を置く。

企　画　係
交通公害係

第三条　総務課に次の係を置く。

庶　務　係
税　務　係
財　政　係
登　記　係

第四条　民生課に次の係を置く。

住　民　係
厚　生　係

第五条　建設課に次の係を置く。

土　木　係
失業対策係

第五条の二　産業課に次の係を置く。

産　業　係
耕　地　係

第五条の三　町誌編さん室に次の係を置く、

町誌編さん係

（分掌事項）

第六条　企画室の分掌事項は次の通りとする。

一、事務処理合理化の企画および推進
二、町政の総合的企画および調整に関すること
三、条例、規則、規程、告示並びに公告式に関すること
四、法令審査に関すること
五、公文書の収受校正、浄書、発送、編綴、分類、保管に関すること
六、庁内、図書、官報の保管管理に関すること
七、広報、統計に関すること
八、観光に関すること
九、学校統合、企業誘置の企画に関すること
一〇、郵便受払、電話交換に関すること

交通公害係

一、交通安全対策に関すること
二、交通事故相談に関すること
三、庁用車管理に関すること
四、公害に関すること
五、公害の苦情処理に関すること

第七条　総務課の各係の分掌事項は次のとおりとする。

庶務係

一、公印の管守に関すること
二、境界変更、廃置分合および字名の設定変更に関すること
三、職員の任免、進退、賞罰、服務および身分に関すること
四、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること
五、職員の研修および勤務成績の評定に関すること
六、職員の衛生管理および福利厚生に関すること
七、選挙管理委員会、公平委員会に関すること
八、市町村共済組合、市町村恩給組合に関すること
九、儀式、表彰に関すること
一〇、消防に関すること
一一、庁中取締、庁舎の管理、当直に関すること
一二、基本財産の管理処分に関すること
一三、町有財産の取得および管理処分に関すること
一四、監査委員会に関すること
一五、其他他の課および総務課の他の係の所掌に属さないこと

財政係

一、歳入歳出予算の編成および執行経理に関すること
二、収入支出命令に関すること
三、起債、補助金、負担金、交付金に関すること
四、請負契約の締結に関すること
五、物品の発註に関すること

税務係

一、税の賦課徴収に関すること
二、土地台帳、家屋台帳および名寄帳に関すること
三、固定資産の評価に関すること

登記係

一、町道等のつぶれ地調査に関すること
二、公有地の登記に関すること
三、その他公有地の地積調査に関すること

第八条　民生課の各係の分掌事項は次のとおりとする。

住　民　係

一、来訪者の受付、案内に関すること
二、謄抄本、諸証明の作成交付に関すること
三、埋葬、火葬および改葬に関すること
四、鑑札の交付並に返納に関すること
五、主要食糧配給通帳の交付、転出入証明に関すること
六、助産費、葬祭費の支給手続きに関すること
七、自衛官募集に関すること
八、国民健康保険の保険証の発行、訂正および回収に関すること
九、印鑑登録に関すること
一〇、外国人登録に関すること
一一、各種台帳の閲覧、申請に関すること
一二、国民年金に関すること
一三、身体障害者旅客運賃割引証作成交付に関すること
一四、到達文書受領に関すること
一五、戸籍住民登録文書の受付に関すること
一六、妊娠届の受理並びに母子手帳の発行に関すること
一七、戸籍事務の処理に関すること
一八、住民登録事務の処理に関すること
一九、住民異動事務の処理に関すること
二〇、人口動態に関すること
二一、国民健康保険被保険者資格取得および喪失に関すること
二二、身元照会に関すること
二三、その他各種申請書および届書の処理に関すること
二四、その他住民のサービスに関すること
二五、次の諸台帳の整備保管に関すること
住民台帳、住民カード、戸籍簿、除籍簿、身分登記簿、戸籍の付票、印鑑簿、除印簿、犯罪人名簿、外国人登録原票、国民年金に関する諸カード、療養給付カード、予防接種カード

厚　生　係

一、社会事業および生活援護に関すること
二、児童福祉に関すること
三、災害救助に関すること
四、保育園の管理および運営に関すること
五、民生委員及び児童委員に関すること
六、身体障害者に関すること
七、母子家庭に関すること
八、国民健康保険に関すること（住民係で処理する事務を除く）
九、公衆衛生、伝染病予防および地方病予防に関すること
一〇、墓地に関すること
一一、その他厚生係に属すること

第九条　振興課の各係の分掌事項は次のとおりとする。

産　業　係

一、農林畜水産の振興に関すること
二、商工業団体の振興に関すること
三、産業の合理化指導に関すること
四、度量衡に関すること
五、観業振興に関すること
六、主要食糧に関すること
七、土地改良に関すること
八、地種目変換および登記に関すること
八、地種目変換および登記に関すること
九、産業団体との連絡および育成に関すること
一〇、海外移住に関すること
一一、農業委員会に関すること

耕　地　係

一、耕地改良に関すること
二、耕地災害復旧に関すること

建　設　係

土　木　係

一、土木建設に関すること
二、学校建築に関すること
三、住宅建築に関すること
四、その他各種建設に関すること
五、災害復旧事業に関すること
六、失業対策事業に関すること
七、道路改良に関すること
八、各種町有財産の営繕に関すること
九、林道、砂防および河川に関すること
一〇、簡易水道の布設管理および指導に関すること
一一、都市計画に関すること

失業対策事業係

一、失業対策事業に関すること

第九条の三　町誌編さん室

町誌編さん係

一、町誌編さんに関すること

（課室長の設置）

第一〇条　課に課長を置く

2、企画室に室長を置く。

3、課長および企画室長は上司の命を受け、課および室の事務を処理し部下職員を指揮監督する。

（係長の設置）

第十一条　係に係長を置く。

2、係長は課長または室長の指揮を受け係の事務をつかさどる。

（収入役室の設置）

第十二条　収入役の事務を補助するため収入役室を置く。

（収入役室の係長の設置）

第十三条　収入役室に会計係長を置く

2、会計係長は収入役の命を受け、室の事務を処理し室員を指揮監督する。

（収入役室の分掌事項）

第十四条　収入役室の分掌事項は次のとおりとする。

会　計　係

一、金銭、金券の出納に関すること

二、出納関係の諸帳簿の整備保管に関すること

三、決算に関すること

四、基本財産の積立および有価証券の保管に関すること

五、物品の出納保管および検収に関すること

六、備品の保管に関すること

七、町税、保険税、個人県民税の収納に関すること

八、住宅家賃の収納に関すること

九、保育料の収納に関すること

一〇、収入証紙の売捌きに関すること

一一、徴収台帳の整備に関すること

一二、滞納整備に関すること

一三、出張収納に関すること

一四、その他収入役の補助に関すること

（法令審査委員会の設置）

第十五条　条例、規則、規程、訓令その他重要な事項を審議調査するため法令審査委員会を置く。

2、法令審査委員会に関する事項は別に定める。

（主管事項不分明の決定）

第十六条　主管の明らかでない事案については、町長がその主管を決定する。

（例外事務の処理）

第十七条　臨時または特殊の事務については第六条から第一四条までの規定にかかわらず別に処理させることができる。

第三章　事務代行および専決

（職員互助）

第十八条　職員は分担外事務であっても、その緩急に応じ互助しなければならない。

（町長不在の場合の代行）

第十九条　町長が不在で急施を要するときは助役がその代決をする。

2、町長および助役ともに不在で急施を要するときは総務課長がその事務を代行する。

3、町長、助役および総務課長のいずれも不在で特に急施を要するときは所属課長がその事務を代行する。

（収入役不在の場合の代行）

第二十条　収入役が不在で特に急施を要するときは会計係長がその事務を代行する。

（代行事務の後閲）

第二十一条　代行した事務は必らず代行者において「要後閲」の朱印を捺印して後閲を受けなければならない。

（代行簿）

第二十二条　総務課に代行簿（別紙第二号様式）を備えて第十九条

により代行を受けた事案について起案者は総務課長に報告し、代行簿に登載を受け町長の閲覧を受けなければならない。

第二十三条　収入役室に代行簿を備えて置き第二十条により代行を受けた事案を起案者は登載し、収入役の閲覧を受けなければならない。

（専行事項）

第二十四条　助役および課長の専行事項は別に定める。

第四章　公　印

第二十五条　公印に関する事項は別に定める。

第五章　服　務

（出　勤）

第二十六条　職員が出勤したときは自から出勤簿（別紙第三号様式）に捺印しなければならない。出勤時間を過ぎてから登庁した者は遅参簿（別紙三号様式準用）に捺印しなければならない。公務のためまたは天災事変のため遅参したときは所属課長の認証により出勤簿に捺印することができる。

（休暇および欠勤の届出）

第二十七条　疾病、その他やむを得ない事故によって出勤することができないときは出勤時限までにその理由を届出なければならない。

2、疾病のため欠勤が一週間以上に及ぶときは医師の診断書を添えなければならない。

（外出または早退の承認願い）

第二十八条　執務時間中、一時外出するときまたは疾病その他の事故によって退庁しようとするときは、その旨を所属課長に届け出て承認を受けなければならない。

2、後項後段の場合においては、自から早退簿（別紙第三号様式準用）に捺印しなければならない。

（忌　服）

第二十九条　忌服の場合は、その続柄および死亡日時を記載して届け出なければならない。

（休暇の予告）

第三十条　休暇を得ようとするときは、予め期間を定め、願い出で許可を受けなければならない。

2、私事の旅行をしようとするときは、その理由、期間および旅行先を具して許可を受けなければならない。ただし転地療養の場合は医師の診断書を添えなければならない。

（秘密の保持）

第三十一条　職務につき証人又は鑑定人として出頭する場合は予めその事由について町長の承認を受けなければならない。

（出　張）

第三十二条　出張は出張カード（別紙第四号様式）により命令する。

（出張日数の変更）

第三十三条　出張中、用務の都合または病気その他の事故により予定日数を変更するときは直ちに上司の指揮を受けなければならない。

（復　命　書）

第三十四条　出張を終わったときは帰庁後五日以内に復命書を提出

しなければならない。ただし軽易な事件については口頭で復命することができる。

（時間外勤務、休日勤務および夜勤命令）

第三十五条　時間外勤務、休日勤務および夜勤命令は、時間外勤務休日勤務および夜勤命令書（別紙第五号様式）により命令する。

（文書の貸与および整理）

第三十六条　文書は企画室長の指揮によるものでなければこれを他人に示しもしくはその内容を告げまたは謄本を与えることはできない。

2、職員が退庁するときは各自主管の文書は必らずこれを指定の書箱に収め散逸しないように注意しなければならない。

3、出張、休暇または欠勤等により不在となる場合は予め自己担任事件中緊急を要するものにつき課長の指揮を受けなければならない。

（履歴書および住所届）

第三十七条　新任者または他から着任した者は直ちに履歴書および住所届を提出しなければならない。氏名の変更または住所を移転したとき若くは転籍したときはその都度これを届出なければならない。

（諸願または諸届の提出）

第三十八条　職員の諸願または諸届についての書類は町長あてとし所属課長を経て総務課長に提出するものとする。

（休祭日の登庁）

第三十九条　退庁後または休祭日等に登庁したときは、その旨を当直員に通告しなければならない。

（事務引継）

第四十条　転任または退職等の場合には末済事務の経過を記し課員にあっては課長に、課長にあっては後任者または上司に引継がなければならない。

（非常災害のときの処置）

第四十一条　庁舎又はその付近に火災その他非常災害があるときは直ちに登庁して上司の指揮を受け応急の処置をしなければならない。但し急迫の場合は直ちに臨機の処置をしなければならない。

（身分証明書）

第四十二条　職員は常に身分証明書（別紙第八号様式）を携帯しなければならない。

第六章　庁舎等取締

（庁舎等取締）

第四十三条　庁舎および倉庫は、総務課において取締をしなければならない。ただし、各課で専用しているものは、その課で取締をしなければならない。

（火気の使用禁止）

第四十四条　文書庫および倉庫内においては火気を使用してはならない。

（公印、重要書類及び物件の整理）

第四十五条　課長、室長および会計係長は休日又は正規の勤務時間外において公印、重要書類及び物件を持出しできるように常に一

定の場所に整理しておかなければならない。

2、前項の場所には『非常持出』と朱書しておかなければならない。

第七章　当　　直

（当　直）

第四十六条　当直は宿直と日直の二種とする。

（当直の責任）

第四十七条　当直は課長以下の吏員一名をもって日直および宿直別に順番に充てる。ただし女子は日直のみとする。

2、勤務割およびその変更は総務課で定める。

（当直勤務の時間）

第四十八条　当直勤務時間は次のとおりとする。ただし時限後であっても引継ぎを終わらなければ退庁することはできない。

一、宿直は退庁時限から翌日登庁時限まで

二、日直は登庁時限から退庁時限まで

（当直の通知）

第四十九条　総務課においては、当直当番の旨を当直日の三日前までに本人に通知しなければならない。ただし新任の職員は就任の日から三十日を経過した後でなければならない。

（当直員の心得）

第五十条　当直員は庁中の取締、巡視、小使の指揮監督、郵便、電報、電話等の収受発送、公印、その他各課の委託物の管守および臨時事件の処理をしなければならない。ただし処理できないものは責任者に通報しなければならない。

（当直日誌等の収受および返還）

第五十一条　当直員は左の簿冊、物品等を総務課および企画室から受取り翌朝その取扱いにかかわる文書物品をそれぞれ返還しなければならない。

一、当直日誌

二、公印、その容器およびその容器の『かぎ』

三、公印使用簿

四、郵便切手

五、職員住所簿

六、処務規程、文書取扱規程

（当直日誌の記入）

第五十二条　当直員は当直中の事件を遺漏なく当直日誌に記入しなければならない。

（庁中の巡視）

第五十三条　当直員は夜間三回以上庁中を巡視して火災盗難その他一般の警戒を厳にしなければならない。

2、火災、近火その他非常の際は町長、助役、収入役、総務課長に急報し直ちに応急の処置を講じなければならない。

（宿直員の休息）

第五十四条　宿直中深更に至るまで激務に従事したときは、所属課長を経て総務課長に休息を願い出ることができる。

付　　則

この訓令は昭和三十七年一月一日から施行する。

町職員

昭和四六年七月一日現在

町長　笠井清巳
助役　若林武
収入役　山中茂男

企画室
室長　深沢幸一
係長　川口孝明
〃　佐野三郎
主事　大根たい
〃　佐野恵美子
主事補　深沢茂

総務課
課長　望月真治
係長　望月英雄
〃　幡野一二
〃　星野富夫
〃　望月三郎
主事　深沢肇
〃　佐野公臣
〃　川口勝信
〃　渡辺晁
〃　笠井一子
主事補　川口光男
小使　渡辺時子

民生課
課長　小林善一
係長　若尾芳彦
〃　笠井精治
主事　笠井昂敏
〃　川口昭雄
〃　望月益枝
〃　望月世津子
〃　望月千津子
〃　遠藤澄子
保健婦　笠井津多子

土木課
課長　深沢通夫
係長　佐野輝吉
係長事務取扱　望月長業
主事　渡辺芳彦
〃　望月公規
主事補　遠藤正二郎
〃　佐野利男
〃　佐藤藤太郎
〃　望月為保

産業課
課長　佐藤治雄
係長　佐野和夫
〃　諏訪教夫
主事　望月勝貴
〃　川口恒夫
〃　望月勝
臨時　尾崎繁利
森林組合　小林道夫

町誌編さん室
室長　深沢幸一
係長　佐野三郎

出納室
係長　望月武
主事　笠井武子
〃　望月貴美子

議会事務局
局長　松田一夫

西島保育所
所長　深沢正之助
保母　望月貞子
〃　望月徳江
〃　望月喜三重
〃　笠井幸子
〃　笠井みつ江

原保育所
所長　荒川四五郎

曙保育所長兼務
保母　深松照子
〃　小林直子
〃　遠藤久子
〃　細沢きくえ

大須成保育所
保母　佐野とく江
〃　小松乙女

曙保育所
保母　中きん子
〃　佐野日出子

連絡所使丁
西島　長田祐太郎
原　佐田のり子
曙　遠藤ナカ

曙簡易郵便業務
望月イチ

（教育関係職員は第五編に掲載）

第二節　歴代三役

一、西島村

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
笠井惟造	明治22・7・29	明治26・7・28
佐野倉蔵	〃26・8・2	〃28・8・18
佐野誠敬	〃28・8・20	〃32・8・19
金輪広吉	〃32・9・4	〃34・1・25
笠井半平	〃34・2・4	〃36・3・4
佐野市太郎	〃36・3・19	〃38・10・8
佐野倉蔵	〃38・10・20	〃39・10・20
野中貞作	〃39・11・9	〃43・11・8
野中貞作	〃43・11・14	大正元・12・3
笠井致敬	大正元・12・10	〃4・12・22
笠井平	〃5・1・20	〃6・12・21
笠井圭三良	〃7・1・12	〃8・12・23
望月万造	〃9・1・12	〃10・4・16
笠井昌美	〃10・5・1	〃14・5・1
笠井長亀	〃14・5・26	昭和4・5・25
笠井嘉一	昭和4・5・26	〃10・3・31

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
笠井重吉	昭和10・4・4	昭和14・4・4
佐野節朗	〃14・4・5	〃18・4・4
笠井米三郎	〃18・4・5	〃21・11・24
佐野三郎	〃22・2・20	〃22・3・31
佐野聡彦	〃22・4・16	〃26・4・15
佐野彦直	〃26・4・16	〃27・5・19
笠井清巳	〃27・6・20	〃29・8・16
佐野倉蔵	〃25・7・16	明治25・7・16
佐野保	〃26・8・2	〃27・1・19
野中林兵衛	〃27・3・21	〃29・5・13
笠井半平	〃29・5・28	〃31・3・30
野中林兵衛	〃31・4・16	〃33・11・13
笠井市蔵	〃33・12・6	〃34・12・17
佐野市太良	〃34・12・26	〃36・3・19
野中貞作	〃36・4・10	〃38・3・5
佐野忠次良	〃38・4・4	〃40・1・26
笠井圭三良	〃40・2・13	〃40・9・20
望月万造	〃40・10・4	〃42・7・8
望月彦太郎	〃42・7・16	〃43・7・31
笠井致敬	〃43・8・9	大正元・12・3
笠井平	大正元・12・19	〃3・2・28

佐野乙市	大正3・3・20	正大3・10・21
佐野準造	〃3・10・30	〃5・3・31
笠井昌美	〃5・4・13	〃6・7・31
笠井圭三良	〃6・8・15	〃6・12・25
笠井長亀	〃7・1・31	〃8・2・28
佐野誠敬	〃8・4・16	〃10・5・31
佐野節朗	〃10・6・25	〃11・8・13
笠井美之	〃11・8・29	〃12・4・11
笠井伝造	〃12・4・21	〃14・3・31
堀口重次郎	〃14・4・20	昭和元・12・27
笠井嘉一	昭和2・1・11	〃3・3・31
笠井米三郎	〃3・4・6	〃4・12・31
笠井重吉	〃5・1・8	〃9・1・7
荒川淳太郎	〃9・1・8	〃12・7・29
望月正吉	〃12・8・2	〃14・11・10
佐野彦直	〃14・11・25	〃15・12・10
望月金造	〃15・12・10	〃17・9・16
佐野三郎	〃18・4・9	〃22・2・20
笠井亨太郎	〃22・3・7	〃22・4・16
笠井清巳	〃22・4・28	〃26・4・15
笠井俊一郎	〃26・4・	〃27・6・20
笠井淳一郎	〃27・8・3	〃29・8・16

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野誠敬	明治22・8・16	明治25・4・11
佐野英一	〃25・4・12	〃27・6・30
笠井致誠	〃27・6・30	〃30・3・30
笠井直造	〃30・4・2	〃30・8・20
笠井圭三郎	〃30・10・29	〃31・3・31
笠井逸蔵	〃31・4・8	〃33・2・4
笠井長亀	〃33・2・9	〃34・4・6
上杉祐輝	〃34・4・18	〃37・3・31
笠井彦作	〃37・4・13	〃39・10・30
笠井昌美	〃39・11・22	〃43・7・30
笠井美也男	〃43・8・6	大正2・3・3
荒川淳太郎	大正2・3・11	〃5・12・27
笠井寛貞	〃6・1・4	〃8・3・31
望月喜策	〃8・4・22	〃12・4・21
野中松男	〃12・9・1	〃13・5・11
笠井作太郎	〃13・5・19	〃13・5・16
佐野喜久郎	〃14・5・20	昭和12・5・19
望月徳次	昭和12・5・20	〃29・8・16

二、大須成村

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
神宮寺久左ェ門	明治22・9・1	明治23・7・20
佐藤清明	〃23・8・5	〃25・7・2
大森義智	〃25・8・4	〃27・4・10
深沢源平	〃27・4・24	〃27・9・27
佐野宗房	〃27・9・27	〃30・10・16
大森勝治郎	〃30・10・16	〃33・5・21
秋山正	〃33・5・29	〃37・5・28
神宮寺幸作	〃37・6・9	〃38・3・9
小松勘蔵	〃38・4・18	〃40・4・8
佐野要右ェ門	〃40・4・20	〃41・4・1
大森義智	〃41・5・1	〃42・1・24
小松勘蔵	〃42・2・4	〃43・5・8
佐野正策	〃43・5・10	大正3・5・9
神宮寺俊策	大正3・5・13	〃6・1・27
佐藤昇	〃6・3・19	〃9・3・15
稲泉量四郎（村長職務管掌）		
秋山嘉市郎	大正9・7・27	大正12・6・4
塚原義三（村長職務管掌）		
佐野利作	大正21・9・5	昭和2・9・4
佐野広吉	昭和2・9・5	昭和6・9・4
望月半助	〃6・9・21	〃12・7・11
深沢邦太郎	〃12・7・11	〃15・12・15
佐野重治	〃14・5・30	〃15・12・15
渡辺頼重	〃15・12・24	〃19・12・20
佐藤勝治郎	〃20・2・	〃20・12・25
佐野泉	〃21・3・15	〃22・4・6
神宮寺皖	〃22・11・7	〃24・12・10
神宮字文吉	〃24・12・11	〃28・12・10
佐野好文	〃28・12・11	〃29・8・16

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
大森義智	明治22・9・1	明治25・7・28
佐野九右ェ門	〃25・8・29	〃27・3・24
深沢源平	〃27・3・24	〃27・4・29
佐野宗房	〃27・5・11	〃27・9・27
佐藤清明	〃72・10・20	〃29・1・4
大森勝治郎	〃29・1・16	〃30・7・4
神宮寺幸作	〃31・7・11	〃31・9・28
佐野要右ェ門	〃31・10・27	〃33・4・6
依田重昌	〃33・5・10	〃34・4・10
神宮寺幸作	〃34・4・17	〃37・3・9
小松武兵衛	〃37・3・9	〃38・7・29
幡野正作	〃38・10・16	〃41・5・16

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
神宮寺俊策	〃 41・6・11	〃 43・9・3
小松今朝吉	〃 44・1・9	大正元・8・19
大森義雄	大正元・9・10	〃 4・6・29
佐藤昇	〃 4・7・28	〃 6・3・19
幡野正三	〃 6・5・25	〃 9・5・24
神宮寺俊策	〃 9・8・20	〃 12・4・30
大森利之	〃 12・10・1	昭和2・9・30
深沢邦太郎	昭和2・12・1	〃 6・9・30
神宮寺与	〃 6・10・1	〃 10・9・30
佐野重治	〃 10・10・2	〃 14・5・30
幡野徳重	〃 14・6・7	〃 15・12・16
佐野善治郎	〃 15・12・29	〃 17・12・17
秋山栄	〃 18・2・7	〃 20・3・10
大森義治	〃 20・7・1	〃 21・5・28
深沢寛	〃 21・7・25	〃 21・11・19
佐藤久男	〃 22・6・1	〃 24・11・6
神宮寺碧	〃 25・6・15	〃 29・8・16
地場好太郎	明治22・9・1	明治22・11・21
小松吉右ェ門	〃 22・11・22	〃 25・3・15
神宮寺幸作	〃 25・3・31	〃 26・3・20
秋山嘉一郎	〃 26・4・21	〃 28・4・9
神宮寺幸作	〃 28・4・18	〃 30・7・4

三、静川村

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野利作	明治30・7・19	明治33・4・6
幡野正作	〃 33・4・17	〃 33・9・16
小松勘蔵	〃 33・10・16	〃 34・7・20
小松今朝吉	〃 34・8・5	〃 37・3・9
幡野正作	〃 37・3・17	〃 37・9・20
深沢源治郎	〃 37・10・18	〃 38・5・15
秋山亀之助	〃 38・5・31	〃 40・1・13
佐野重治	〃 41・1・26	〃 41・10・8
佐野重治郎	〃 41・10・29	〃 42・2・2
佐藤勝治郎	〃 42・2・27	〃 43・9・12
大森利之	〃 43・9・14	〃 44・7・6
大森義治	〃 44・7・13	大正12・7・31
望月半助	大正12・9・25	昭和3・5・27
佐野豊	昭和3・5・27	〃 12・7・6
秋山栄	〃 12・7・11	〃 13・8・8
渡辺頼重	〃 13・8・9	〃 15・11・26
深沢永	〃 15・12・29	〃 20・10・
依男正行	〃 21・2・17	〃 29・8・16
佐野徳平	明治22・9・10	明治24・8・24

望月長壬郎	明治24・9・18
渡辺宗十郎	〃26・4・19
河西市右ェ門	〃29・5・5
天野延太郎	〃31・5・25
渡辺順作	〃31・7・7
依田常吉	〃32・5・31
望月友十郎	〃36・6・2
遠藤半次郎	〃39・4・18
深沢太郎	〃40・11・29
深沢徳一	〃44・3・8
天野桃三郎	〃44・11・4
河西市右ェ門	大正2・5・9
望月黎一郎	〃4・9・17
熊谷利十郎	〃8・5・29
熊谷利十郎	〃12・6・5
望月友十郎	〃13・10・7
望月友十郎	昭和3・10・11
天野清一郎	〃5・7・15
佐野半三郎	〃6・4・12
波木井弥重郎	〃6・12・29
依田常吉	〃7・12・27
望月黎一郎	〃8・7・11
天野晃	〃9・4・29
深沢太郎	〃11・9・10

深沢文四郎	明治26・4・12
渡辺禎一	〃29・4・20
天野晃	〃31・4・29
望月黎一郎	〃31・7・2
幡野良元	〃32・5・24
川口泉	〃36・5・25
松田具重	〃39・4・5
佐野嘉一	〃44・10・22
	〃44・2・19
	〃40・11・18
	〃39・4・5
	〃36・6・2
	〃32・5・31
	〃31・7・7
	〃31・5・25
	〃29・5・5
	〃26・4・19
	〃24・9・18
	〃22・4・8
	〃21・12・30
	〃21・3・17
	〃18・10・15
	〃17・11・21
	〃15・11・6
	昭和13・8・14

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
遠藤昌勝	明治22・9・19	明治23・3・20
渡辺宗十郎	〃23・3・26	〃23・9・10
笠井楳太郎	〃23・9・18	〃25・3・30
川口猪之助	〃26・10・21	〃27・3・25
渡辺順作	〃27・4・6	〃28・9・15
深沢好兵ェ	〃28・9・21	〃30・4・15
望月友十郎	〃30・4・22	〃31・8・19
深沢半左ェ門	〃31・8・26	〃32・4・2
川口太代吉	〃32・4・13	〃34・4・5
遠藤半次郎	〃34・4・13	〃36・3・31
佐野久塁	〃36・4・22	〃37・3・31
深沢太郎	〃37・4・20	〃39・4・24
笠井徳太郎	〃39・5・9	〃42・2・20
佐野久朔	〃42・5・12	大正2・5・11
		昭和15・10・14

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野久朔	大正2・5・24	大正3・12・18
熊谷利十郎	〃 4・1・12	〃 8・1・11
〃	〃 8・2・10	〃 8・5・29
深沢与市	〃 8・6・24	〃 12・6・23
渡辺勘吉	〃 12・8・1	〃 14・7・20
深沢喜代作	〃 14・7・29	昭和2・5・22
佐野半三郎	昭和2・5・25	〃 6・4・12
川口泉	〃 6・8・27	〃 7・7・21
松田具重	〃 8・4・25	〃 12・3・10
深沢文四郎	〃 12・4・26	〃 13・8・14
松田三男	〃 13・8・18	〃 16・6・30
川口茂富	〃 16・7・25	〃 18・7・25
望月広	〃 18・7・26	〃 19・5・
川口泉	〃 19・5・17	〃 22・1・28
深沢翠	〃 22・2・19	〃 24・3・31
熊谷喜明	〃 24・6・5	〃 28・6・4
遠藤利一	〃 28・6・28	〃 29・8・16
深沢太郎	〃 31・5・4	〃 31・5・23
遠藤半次郎	〃 29・5・14	〃 31・4・29
深沢彦市	〃 26・3・13	〃 29・5・6
野村千代吉	〃 24・3・26	〃 26・3・5
望月友十郎	明治22・9・20	明治24・3・20

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
渡辺恵十郎	明治31・5・24	明治32・5・24
深沢正作	〃 32・7・16	〃 34・4・5
佐野久蹇	〃 34・4・9	〃 36・3・31
熊谷利十郎	〃 36・6・1	〃 40・3・17
河西孝	〃 40・3・21	〃 41・1・11
望月栄吉	〃 41・3・21	〃 42・4・20
渡辺勘吉	〃 42・4・26	〃 44・3・25
松田悦司	〃 44・4・11	〃 45・4・26
深沢盛高	〃 45・4・26	大正5・4・25
望月利政	大正5・5・5	〃 8・6・20
渡辺禎一	〃 8・7・3	〃 12・8・1
川口一貞	〃 12・8・13	〃 14・11・15
川口泉	〃 14・11・20	昭和4・11・19
川口泉	昭和4・11・20	〃 6・8・27
熊谷一秀	〃 6・8・21	〃 9・6・1
松田三男	〃 9・6・5	〃 11・7・30
川口茂富	〃 11・9・20	〃 16・7・25
樋川太郎	〃 16・7・25	〃 19・9・15
熊谷喜明	〃 19・9・27	〃 24・6・5
遠藤利一	〃 24・6・5	〃 28・6・4
深沢正之助	〃 28・6・28	〃 29・8・16

四、曙村

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
樋川正平	明治22・	
星野勝陳	〃23・	
樋川安吉	〃27・12・24	明治31・3・7
星野恒三郎	〃31・3・8	〃33・3・6
加賀美由松	〃33・3・12	〃35・3・2
星野操	〃35・3・13	〃37・3・2
星野文治郎	〃37・3・10	〃38・3・7
佐野信春	〃38・3・20	〃39・3・18
河西惣兵衛	〃39・4・1	不詳
星野操	〃40・3・	明治41・3・9
望月菊右衛門	〃41・3・26	不詳
星野総誠	不詳	〃
樋川好信	明治43・8・	〃
遠藤悦吉	大正元・10・	大正2・8・30
星野房吉	〃2・9・	〃3・9・21
樋川正名	〃3・9・23	不詳
松木清重	〃6・3・	〃
樋川条久	〃8・4・	〃
遠藤一知	〃10・10・	〃

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
古川庄兵衛	不詳	不詳
植松幸作	〃	〃
樋川安吉	明治24・6・5	明治27・12・24
星野定治郎	〃28・1・10	〃29・4・8
星野恒三郎	〃29・5・27	〃31・3・8
加賀美由松	〃31・3・17	〃33・3・14
星野操	〃33・3・27	〃35・3・13
佐野保蔵	大正11・3・	不詳
山中宗逸	〃13・3・	〃
望月広作	〃15・3・	昭和2・4・13
星野操	昭和2・4・14	〃5・3・15
植松覚逸	〃5・3・19	〃9・3・18
望月昌作	〃9・3・19	〃11・3・31
山中宗逸	〃11・4・5	〃14・1・8
佐野隆朝	〃14・1・12	〃16・1・22
星野勝之	〃16・1・23	〃18・2・4
山中孝重	〃18・1・5	〃19・2・12
古川詳	〃19・2・21	〃21・2・24
加賀美和三郎	〃21・3・13	〃21・11・25
望月勉	〃22・2・7	〃22・4・9
望月庄作	〃22・4・9	〃26・4・3
星野英男	〃26・4・24	〃29・8・16

星野文治郎	明治35・3・24	明治37・3・10	
遠藤悦吉	〃	〃	
星野操	〃 38・4・15	不詳	
遠藤悦吉	不詳	明治41・2・18	
樋川好信	明治41・2・18	不詳	
星野操	不詳	大正3・8・30	
松木清重	大正3・8・30	不詳	
樋川粂久	不詳	〃	
遠藤一知	〃	〃	
佐野保蔵	〃	〃	
山中宗逸	〃	〃	
望月広作	〃	〃	
星野操	〃	〃	
植松覚逸	昭和2・4・20	昭和5・3・19	
望月昌作	〃 5・4・10	〃 9・3・18	
古川詳	〃 9・4・1	〃 11・4・6	
樋川信勝	〃 11・4・10	〃 13・3・10	
佐野隆朝	〃 13・3・12	〃 14・1・12	
望月伴六	〃 14・1・28	〃 15・2・19	
星野勝之	〃 15・2・22	〃 16・1・23	
望月庄作	〃 16・2・23	〃 17・2・22	
山中孝重	〃 17・2・23	〃 18・2・5	
佐野信	〃 18・2・17	〃 20・4・4	
加賀美和三郎	〃 20・4・24	〃 21・3・12	

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退職年月日
望月勉	昭和21・4・6	昭和22・2・7
星野英男	〃 22・4・14	〃 26・4・23
遠藤正美	〃 26・8・1	〃 29・1・10
星野勘作	明治24・3・1	明治27・12・24
樋川丑元	〃 28・1・5	〃 30・5・29
加賀美由松	〃 30・6・3	〃 31・3・10
星野房吉	〃 31・3・25	〃 31・8・
遠藤悦吉	〃 31・8・19	〃 33・3・16
星野文治郎	〃 33・3・24	〃 34・5・11
樋川好信	〃 34・5・12	〃 35・6・30
佐野猿松	〃 35・6・30	〃 37・3・2
遠藤新作	〃 37・3・	〃 38・3・8
加賀美吉右エ門	〃 38・3・18	〃 39・3・19
松野台十郎	〃 39・3・30	不詳
松木庄太郎	不詳	〃
山中宗逸	〃	明治41・2・18
樋川仙吉	明治41・2・18	不詳
佐野詮明	不詳	〃
遠藤一知	〃	〃
加賀美定吉	大正2・3・4	〃
樋川粂久	〃	大正5・3・2
植松覚逸	大正5・3・2	不詳

氏名	就任年月日	退任年月日
川崎友作	不詳	不詳
佐野保蔵	〃	〃
佐野久作	〃	〃
佐野詮季	〃	〃
樋川昌位	〃	〃
古川詳	昭和3・4・29	昭和9・3・31
樋川信勝	〃 9・4・1	〃 11・3・15
望月庄作	〃 11・3・16	〃 13・7・15
星野英男	〃 13・7・15	〃 17・7・14
〃	〃 17・7・15	〃 22・4・14
樋川量久	〃 22・4・14	〃 26・4・13
〃	〃 26・4・14	〃 29・8・16

五、伊沼外二か村組合

（歴代組合長）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野勝一郎	明治41・1・24	明治43・4・21
若尾伊作	〃 43・5・11	〃 45・3・7
望月寅蔵	〃 45・3・25	大正2・8・20
佐野勝一郎	大正2・8・30	〃 5・4・23
古屋真	〃 5・4・27	〃 7・9・13
若尾豊朔	〃 7・10・2	〃 10・3・21
望月庄作	〃 10・3・21	〃 11・3・31
佐野正則	〃 11・5・3	〃 11・10・25
望月角治郎	〃 11・11・6	〃 15・11・20
平林利十郎	〃 15・12・19	昭和3・7・20
望月照義	昭和3・7・23	〃 5・1・18
土橋吾甫	〃 5・1・13	〃 5・10・31
望月真一	〃 6・1・24	〃 8・6・30

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
望月真一	昭和8・7・1	昭和12・7・31
望月真一	〃 12・8・1	〃 16・7・31
佐野喜一	〃 16・8・1	〃 19・1・20
早川幸一	〃 19・1・29	〃 20・8・9
佐野彦蔵	〃 20・8・24	〃 21・4・23
若尾宗久	〃 21・6・5	〃 22・3・6
佐野真平	〃 22・4・7	〃 26・4・4
増田藤四郎	明治22・8・9	明治26・8・8
佐野重直	〃 26・8・15	〃 30・2・23
望月幸次郎	〃 30・3・9	〃 34・3・8
望月喜八	〃 34・3・26	〃 35・10・1
古屋六太郎	〃 35・10・6	〃 37・3・13
古屋六太郎	〃 37・4・5	〃 38・3・10
若尾孝	〃 38・3・25	〃 41・1・24

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
若尾正	昭和26・4・23	昭和30・4・30
古屋保	〃30・5・5	〃30・7・31
望月常右ェ門	明治22・8・9	明治23・2・21
佐野重直	〃23・3・6	〃26・8・14
望月幸次郎	〃26・8・26	〃30・3・
若尾牧平	〃32・3・24	〃33・10・31
望月喜八	〃33・11・5	〃34・3・8
古屋六太郎	〃34・4・16	〃35・10・6
若尾孝	〃35・10・25	〃38・3・29
佐野勝一郎	〃38・4・12	〃39・4・16
土橋三四郎	〃39・5・9	〃40・3・30
若尾伊作	〃40・4・7	〃43・5・11
平林巳三吉	〃43・5・24	〃45・4・7
望月万六	〃45・4・27	大正元・10・21
樋川巻蔵	大正元・11・11	〃4・1・5
望月寅蔵	〃4・1・24	〃4・8・1
古屋真	〃4・8・17	〃5・4・27
若尾豊朔	〃5・9・5	〃7・10・29
望月庄作	〃7・10・30	〃10・3・26
佐野政則	〃10・4・14	〃11・5・9
望月角治郎	〃11・6・25	〃11・11・6
土橋吾甫	〃11・12・8	〃15・12・19

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
望月照義	昭和2・2・12	昭和3・7・24
早川雄一郎	〃3・8・7	〃5・5・31
望月久作	〃5・6・29	〃6・1・24
土橋玉作	〃6・5・4	〃8・5・30
土橋玉作	昭和8・9・15	昭和9・3・31
土橋祐一	〃9・4・16	〃13・4・16
佐野喜一	〃13・5・21	〃16・7・31
佐野彦蔵	〃16・9・11	〃19・8・15
若尾宗久	〃19・9・21	〃21・5・10
斎藤重利	〃21・7・9	〃22・4・7
一宮武治	〃23・1・10	〃24・11・25
土橋三千雄	〃25・4・1	〃29・4・1
〃	〃29・4・6	〃30・4・30
〃	〃30・5・9	〃30・7・31

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
望月万六	明治22・8・17	明治23・3・24
若尾市五郎	〃23・3・29	〃26・7・1
平林新次郎	〃26・8・25	〃30・7・
佐野勝一郎	〃30・8・2	〃34・3・27
若尾伊作	〃34・4・2	〃37・3・31
土橋玉作	〃37・3・23	〃38・2・28

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
若尾豊朔	明治38・3・1	明治40・8・13
望月輝秋	〃40・8・31	〃42・2・10
望月角治郎	〃42・1・30	〃45・5・27
佐野彦蔵	〃45・5・27	大正3・9・26
望月照義	大正3・9・26	〃6・2・17
佐野百次郎	〃6・2・17	〃8・3・21
佐野新平	〃8・3・26	〃10・4・28
若尾宗久	〃10・4・28	〃11・12・20
佐野省三	〃12・2・9	昭和2・2・8
山下朝治	昭和2・2・14	〃4・3・31
佐野晶	〃4・4・4	〃8・4・6
古屋保	〃8・4・6	〃8・6・30
古屋保	昭和8・8・1	昭和12・7・31
佐野吉治	〃12・8・2	〃16・8・1
佐野吉治	〃16・8・7	〃20・7・7
佐野秀雄	〃20・7・7	〃21・11・30
佐野吉治	〃21・12・25	〃22・4・28
若尾孝毅	〃22・4・29	〃23・3・31
土橋三千雄	〃23・4・1	〃25・3・30
佐野和彦	〃25・4・1	〃28・12・31
若尾芳彦	〃28・12・31	〃30・7・31

六、共和村

（歴代村長）

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮貫平	明治22・10・1	不詳
長沢桂之	〃26・11・8	〃
若林謙三	〃28・4・1	〃
長沢信義	〃31・1・19	明治35・1・24
依田喜則	〃35・1・24	〃37・4・29
二宮大作	〃37・5・14	〃41・12・31
内田孝太郎	（村長職務管掌）〃	明治43・7・20
三井伝蔵	〃44・8・31	大正2・2・11
高野和平	明治42・12・26	〃6・3・7
若林弘毅	〃43・10・29	〃8・4・30
小林兼吉	〃44・11・15	〃12・6・27
二宮大作	大正2・3・8	〃14・3・11
〃	〃6・3・19	昭和3・6・11
若林弘毅	〃8・6・28	〃4・10・8
若林安造	〃12・7・7	〃8・10・8
若林弘毅	〃14・3・6	〃4・10・9
近藤宗五郎	昭和3・7・13	〃
二宮直彦	〃4・10・9	〃

（歴代助役）

氏名	就任年月日	退任年月日
若林精一	昭和8・10・26	昭和10・6・15
若林緑	〃10・6・18	〃11・4・25
高野孝	〃11・4・30	〃11・12・31
高野義慶	〃12・1・5	〃16・1・4
若林精一	〃16・1・30	〃17・9・8
望月共行（村長職務管掌）	〃17・11・28	
高野要	〃20・11・29	〃20・11・23
小林慶治	〃21・5・25	〃21・5・19
若林忠治	〃22・4・6	〃22・3・11
宮沢栄造	〃22・4・6	〃24・9・23
依田喜直	〃24・10・2	〃28・10・1
高野要	〃28・10・2	〃31・9・30
近藤宗五郎	大正2・3・20	大正2・5・6
伊藤丑野	〃9・6・9	〃13・7・2
宮沢栄造	〃13・7・2	〃15・3・12
二宮直彦	〃15・3・12	〃15・2・10
小林慶治	昭和4・10・30	昭和4・10・8
若林貞一	〃6・9・2	〃9・2・1
高野義慶	〃9・2・11	〃10・5・7
高野孝	〃10・5・11	〃11・4・30
大原喜一	〃11・5・6	〃12・7・13
若林精一	〃12・7・31	〃13・1・3
佐野保	〃13・1・10	〃14・12・28
若林福信	〃15・1・9	〃15・9・28
近藤清重	〃15・9・29	〃16・1・31
高野要	〃16・2・3	〃17・10・18
二宮弘道	〃17・12・18	〃18・5・28
伊藤久男	〃18・5・30	〃19・9・30
若林忠治	〃20・4・11	〃21・5・24
高野祐	〃22・4・20	〃23・4・16
内藤高重	〃23・5・10	〃27・5・10
望月英二郎	〃27・5・11	〃29・4・3
若林富雄	〃92・7・5	〃31・8・31
佐野判明	〃31・9・6	〃31・9・30
佐野熊五郎	〃35・2・24	〃37・9・8
若林亀吉	〃37・9・30	〃41・4・19
依田喜平	〃41・5・12	〃42・4・11
依田喜則	〃33・7・14	〃35・1・22
内藤八十八	明治32・4・14	明治33・7・1
近藤宗五郎	〃	〃
奥野薫治	〃	〃
内藤信春	〃	〃
高野和平	不詳	不詳

（歴代収入役）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野千之	明治33・3・8	明治35・5・
伊藤丑野	〃 35・7・28	大正3・8・31
宮沢栄造	大正3・9・20	〃 5・8・6
若林精一	〃 5・10・19	〃 9・3・27
宮沢栄造	〃 9・3・20	〃 11・3・20
内藤良平	〃 11・4・27	〃 13・3・25
高野要	〃 13・4・1	〃 15・1・22
望月英雄	〃 15・2・6	〃 15・6・25
若林富雄	〃 15・7・6	昭和4・12・31
伊藤丑野	昭和5・1・4	〃 8・5・31
佐野東三	昭和8・7・16	〃 9・1・8
佐野保	〃 9・1・18	〃 10・4・30
大原孝憲	〃 10・5・4	〃 18・5・3
二宮六一	〃 18・5・5	〃 20・4・10
小林菊三	〃 20・4・16	〃 25・4・22
高野真	〃 25・4・26	〃 27・3・4
伊藤幹	〃 27・12・8	〃 31・1・15
二宮六一	〃 31・1・25	〃 31・9・29

七、中富町

歴代中富町長

2代町長
笠井忠治
自 昭和33年10月1日
至 昭和37年9月30日
住所　中富町西島1,206

初代町長
依田行雄
自 昭和29年10月1日
至 昭和33年9月30日
住所　中富町手打沢1,564

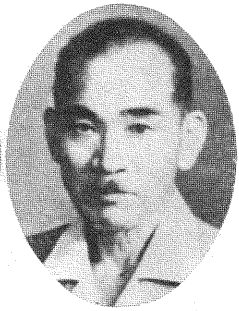

町長職務執行者
佐野嘉一
自 昭和29年8月17日
至 昭和29年9月30日
住所　中富町寺沢290

歴代中富町助役

初代助役
神宮寺　碧

自 昭和31年2月23日
至 昭和43年3月3日
住所　中富町平須2,185

4、5代町長
笠井清巳

自 昭和41年10月1日
至
住所　中富町西島110

3代町長
川口孝喜

自 昭和37年10月1日
至 昭和41年9月30日
住所　中富町夜子沢536

4代助役
若林　武

自 昭和43年3月25日
至
住所　中富町下田原1,909

3代助役
星野勝之

自 昭和38年10月15日
至 昭和41年9月30日
住所　中富町古長谷1,203

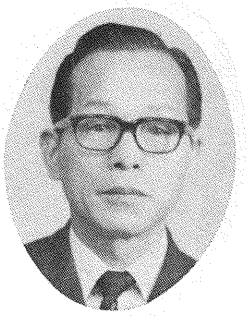

2代助役
初代収入役
樋川量久

助役　自 昭和34年3月4日
　　至 昭和37年10月10日
収入役　自 昭和30年3月1日
　　至 昭和34年2月28日
住所　中富町古長谷1,221

歴代中富町収入役

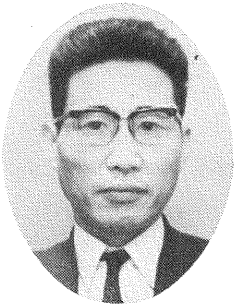

2代収入役
河西安雄

自 昭和26年3月25日
至 昭和40年3月24日
住所　中富町福原103

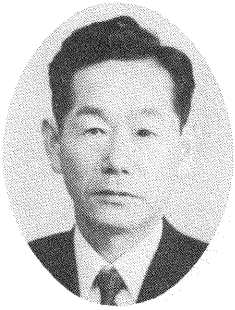

3．4代収入役
山中茂男

自 昭和40年12月20日
至
住所　中富町中山23

第三節　各種委員会

法、町条例に基づき本町に設置されている各委員会は、次のとおりである。

一、地方自治法に基づく委員会および委員

イ、選挙管理委員会

定数四名、任期四年、選任の方法は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治および選挙に関し公正な識見を有する者のうちから普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

（法抜すい）

この選挙を行なうとき同数の補充員を選挙することになっているが、この補充員は、委員に欠員を生じた場合、あらかじめ定められた順序により補欠することになっている。

本町発足から現在までの委員は次のとおりである。

氏名	住所	就任	退任	備考
望月悦二	西島	昭29・8	昭32・9	
渡辺禎一	寺沢	〃	〃	
渡辺頼重	大塩	〃	〃	
加賀美幸作	中山	〃32・10	〃35・9	

若尾　正	飯　富	昭32・10	昭34・2
望月　伍作	西　島	〃	〃35・9
深沢　寛	平　須	〃34・2	〃37・1
川口　茂富	夜子沢	〃	〃
望月　隆一	西　島	〃35・10	〃38・10
若林　国治	下田原	〃	〃
古屋　保	飯　富	〃	〃
望月　朔	矢細工	〃	〃
堀口荒太良	西　島	〃38・10	〃42・10
佐野　好文	大　塩	〃	〃41・12
望月　廣	日向南沢	〃	〃42・10
小林　正直	宮　木	〃	〃
樋川　治美	江尻窪	〃41・12	〃
笠井　弘貴	西　島	〃42・10	
望月　宗誉	平　須	〃	
望月　平	切　石	〃	
佐野　仙次	伊　沼	〃	

ロ、教育委員会

定数五名、任期四年、選任の方法は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術および文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（地方教育行政の組織および運営に関する法律）

目的は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制・教育課程・教科書その他の教材の取扱いおよび教育職員の身分取扱いに関する事務を行ない、社会教育その他の教育・学術および文化に関する事務を管理しこれを執行することにある。

歴代委員（第五編掲載）

八、農業委員会

定数二五名（うち選挙による定数一六、農協推薦二、共済組合推薦一、学識経験（〔議会推薦〕六）任期三年、選任は前述の定数のようにし、目的は、農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り農民の地位の向上に寄与することにある。（法抜すい）

（昭和三五年より掲載）

氏名	住所	就任	退任	備考
神宮寺　晩	平　須	昭35・7	昭38・7	
望月　忠作	下田原	〃	〃	
樋川　治美	江尻窪	〃	〃	
望月　勝生	西　島	〃	〃	
望月　康	福　原	〃	〃	
星野　茂一	古長谷	〃	〃	
樋川　孝平	日向南沢	〃	〃	
遠藤　利一	夜子沢	〃	〃	
長沢　政一	下田原	〃	〃	
望月　賢三	西　島	〃	〃	
佐野　保雄	〃	〃	〃	
笠井　五三	〃	〃	〃	

佐野庸甫	飯富	昭35・7	昭38・7	
山下浅彦	八日市場	〃	〃	
深沢敬一	切石	〃	〃	
佐野万作	西島	〃	〃	
小林治郎	宮木	〃	〃	
望月利治	矢細工	〃	〃	
望月朝光	伊沼	〃	〃	
神宮司茂	大塩	〃	〃	
津島武	手打沢	〃	〃	
佐野盛	西島	〃	〃	共済推薦
望月満治	大塩	〃	〃	農協推薦
佐野朝治	八日市場	〃	〃	〃
熊谷弘毅	切石	〃	〃	
高野要	宮木	〃	〃	
秋山繁治	久成	〃	〃	議会推薦
幡野良元	寺沢	〃	〃	〃
深沢仁三郎	飯富	〃	〃	〃
遠藤五良	中山	〃	〃	〃
小林正直	宮木	〃	〃	〃
遠藤忠信	中山	〃	41・7	
佐野善作	矢細工	〃	〃	
笠井一重	西島	〃	〃	
神宮寺虎雄	平須	〃	〃	
奥山藤丸	寺沢	〃	〃	

川口金雄	夜子沢	昭35・7	昭41・7	
依田正八	大塩	〃	〃	
小林敬	宮木	〃	40・12	
熊谷弘毅	切石	〃	41・7	
樋川美訓	大塩	〃	〃	
深沢宇一	手打沢	〃	〃	
土橋強	飯富	〃	〃	
佐野朝治	八日市場	〃	〃	
長田勘三	西島	〃	〃	
佐野勇	伊沼	〃	〃	
若林英治	下田原	〃	〃	
宮沢伴三	下田原	〃	〃	
佐野良典	西島	〃	〃	
笠井五三	西島	〃	〃	
佐野重治	八日市場	〃	〃	
笠井政男	西島	〃	〃	議会推薦
加賀美和三郎	中山	〃	〃	〃
深沢仁三郎	飯富	〃	〃	〃
松田具重	日向南沢	〃	〃	〃
佐野高蔵	久成	〃	〃	〃
小林義陳	宮木	〃	〃	共済推薦
佐野盛	西島	〃	〃	農協推薦
望月満治	大塩	〃	〃	
古屋茂政	飯富	〃	40・1	

高野　要	宮木	昭38・7	昭41・7	
望月　伴六	八日市場	〃40・1	〃	
笠井　幸典	西島	〃41・7	〃44・7	
笠井　太郎	西島	〃	〃	
望月　孝一	宮木	〃	〃	
佐野　禄朗	伊治	〃	〃	
望月　文一	日向南沢	〃	〃	
秋山　四郎	久成	〃	〃	
星野　初雄	古長谷	〃	〃	
望月　幸一	八日市場	〃	〃	
川口　金雄	夜子沢	〃	〃	
樋川　幸積	江尻窪	〃	〃	
佐藤　忠君	大塩	〃	〃	
宮沢　伴三	下田原	〃	〃	
佐野　良典	西島	〃	〃	
土橋　強	飯富	〃	〃	
望月　道男	西島	〃	〃	
深沢　宇一	手打沢	〃	〃	
佐野　盛	西島	〃	〃	農協推薦
佐野　朝治	八日市場	〃	〃	〃
小林　義陳	宮木	〃	〃41・10	共済推薦
熊谷　弘毅	切石	〃	〃44・7	議会推薦
深沢仁三郎	飯富	〃	〃	〃
佐野　徳雄	矢細工	〃	〃	〃

望月　満治	大塩	昭41・7	昭44・7	農協推薦
高野　要	宮木	〃	〃	〃
神宮司　茂	大塩	〃・11	〃	共済推薦
笠井　幸典	西島	〃44・7		
長田　堅三	西島	〃		
佐野　喜内	西島	〃		
笠井　武司	西島	〃		
深沢　和一	平須	〃		
小松　二男	大塩	〃		
渡辺　利男	寺沢	〃		
政門　政雄	夜子沢	〃		
樋川　包吉	手打沢	〃		
佐野　金六	伊沼	〃		
高松　友吉	八日市場	〃		
土橋　強	飯富	〃		
佐野　安信	矢細工	〃		
遠藤　至	中山	〃		
高野　孝	宮木	〃		
若林　裔一	下田原	〃		
野中　正久	西島	〃	議会推薦	
深沢　長一	切石	〃	〃	
植松　衛	江尻窪	〃	〃	
望月　房夫	福原	〃	〃	
深沢仁三郎	飯富	〃	〃	

望月　満治	大　塩	昭44・7		農協推薦
佐野　盛	西　島	〃		〃
神宮司　茂	大　塩	〃		共済推薦

二、公平委員会

定数三名、任期四年、選任の方法は、人格が高潔で地方自治の本旨および民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

氏名	住所	就任	退任	備考
笠井　嘉一	西　島	昭31・2	昭32・4	
望月黎一郎	切　石	〃	〃35・1	
佐野　泉	大　塩	〃	〃	
笠井　薫	西　島	〃32・3	〃36・8	
樋川　信勝	江尻窪	〃35・10	〃39・9	
山下　朝治	八日市場	〃	〃	
深沢　寛	平　須	〃	〃	
深沢　喜一	西　島	〃37・10	〃43・9	
川口　茂富	夜子沢	〃	〃	
佐野　判明	下田原	〃39・10	〃	
深沢　和一	平　須	〃43・10	〃44・7	
笠井　政男	西　島	〃		
小林　次郎	宮　木	〃		
秋山　正典	久　成	〃44・10		

ホ、固定資産評価審査委員会

定数三名、任期三年、選任の方法は、町の住民で町税の納税義務がある者のうちから、議会の同意を得て町長が選任する。

目的は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定その他の事務を行なうことにある。

氏名	住所	就任	退任	備考
深沢文四郎	手打沢	昭30・9	昭31・9	
古屋　保	飯　富	〃	〃32・〃	
加賀美和三郎	中　山	〃	〃33・〃	
深沢文四郎	手打沢	〃31・〃	〃34・〃	
古屋　保	飯　富	〃32・〃	〃35・〃	
加賀美和三郎	中　山	〃33・〃	〃36・〃	
佐野　芳造	西　島	〃34・10	〃37・〃	
望月　平	切　石	〃35・〃	〃38・〃	
笠井　薫	西　島	〃36・〃	〃37・〃	
依田　正八	大　塩	〃〃・〃	〃39・〃	
笠井　薫	西　島	〃37・〃	〃40・〃	
望月　孝一	宮　木	〃38・〃	〃41・〃	
深沢　武義	伊　沼	〃39・〃	〃42・〃	
遠藤　正一	江尻窪	〃40・〃	〃41・〃	
渡辺　好一	大　塩	〃41・〃	〃44・〃	
深沢　巌	手打沢	〃〃・10	〃43・9	
笠井　勝行	西　島	〃42・〃	〃45・〃	
望月　利治	矢細工	〃43・〃		
渡辺　好一	大　塩	〃43・〃		

笠井　勝行	西　島	昭45・9	

ヘ、監査委員会

定数二名、任期は、知識経験を有する者のうちから選任された者は三年、議員のうちから選任された者は議員の任期（四年）

職務権限は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査する。

氏名	住所	就任	退任	備考
斎藤　政一	平　須	昭29・4	昭30・4	議会選出
樋川　幸積	江尻窪	〃〃・9	〃32・9	学識経験
樋川　太郎	夜子沢	〃30・4	〃34・4	議会選出
一之瀬　憲	西　島	〃32・9	〃55・9	学識経験
望月　満治	大　塩	〃34・5	〃38・4	議会選出
一之瀬　憲	西　島	〃35・10	〃〃・9	学識経験
土橋三千雄	飯　富	〃38・5	〃42・4	議会選出
熊谷　弘毅	切　石	〃〃・10	〃41・9	学識経験
一之瀬　憲	西　島	〃41・10	〃44・9	学識経験
遠藤　利一	夜子沢	〃42・4	〃46・4	議会選出
一之瀬　憲	西　島	〃44・10		学識経験
遠藤　五良	中　山	〃46・5		議会選出

二、他の法令および条例に基づく委員会および委員

イ、消防委員

定数一〇名（議会議員二名、消防関係者二名、学識経験者六名）任期二年、選任の方法は、町議会議員については町議会の議決を得てこれを定め、消防関係者および学識経験者については町長が委嘱する。目的は、消防のじゅうぶんなる発展に資し、消防行政の円滑なる運営を図るため。

氏名	住所	就任	退任	備考
熊谷　弘毅	切　石	昭29・11	昭31・11	
遠藤　正一	江尻窪	〃	〃	
望月　常範	大　塩	〃	〃	
石川美登利	西　島	〃	〃	
佐野　親	寺　沢	〃	〃30・4	
望月　隆一	西　島	〃	〃	
平林　定一	飯　富	〃30・9	〃32・9	
望月　広	日向南沢	〃	〃	
武田　清	西　島	〃34・6	〃36・8	
佐野　吉治	八日市場	〃	〃38・4	
樋川　太郎	切　石	〃	〃	
地場　和市	大　塩	〃	〃	
高野　孝	宮　木	〃	〃	

望月　哲夫	江尻窪	昭34・6	昭38・4
笠井　敬	西島	〃36・8	〃
笠井　一重	西島	〃38・5	議会選出
地場　和市	大塩	〃	〃
笠井　惟彦	西島	〃	消防関係
尾形　大作	寺沢	〃	〃
佐野　盛	西島	〃	学識経験
秋山　四郎	久成	〃	〃
深沢　政春	手打沢	〃	〃
佐野　徳雄	矢細工	〃	〃
佐野　庸甫	飯富	〃	〃
若林　良一	下田原	〃	〃
遠藤　五良	中山	〃42・5	〃44・10
若林　良一	下田原	〃	議会選出
佐野　勇	伊沼	〃	消防関係
尾形　大作	寺沢	〃	〃
笠井　惟彦	西島	〃	学識経験
望月　常範	大塩	〃	〃
佐野　親	寺沢	〃	〃
植松　衛	江尻窪	〃	〃
斎藤　正利	飯富	〃	〃
長沢　秀夫	下田原	〃	〃
内藤　公雄	飯富	〃44・10	〃46・4
佐野　高蔵	久成	〃	議会選出
星野　初雄	古長谷	昭46・5	〃
佐野　勇	伊沼	〃	〃

ロ、町勢振興審議会（条例）

定数三〇名以内、任期四年、選任の方法は、町長委嘱。目的は、町長の諮問に応じて町の振興計画の樹立、調整その他実施に関し必要な調査および審議を行なうこと。（条例から）

選任にあたっては、町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、公共的団体等の役員および職員、学識経験を有する者の中から町長が委嘱する。

氏名	住所	就任	退任	備考
笠井亨太郎	西島	昭42・7		
佐野　博	西島	〃		
笠井　方夫	西島	〃		
佐野　好文	大塩	〃		
神宮寺　晄	平須	〃	昭44・3	
大森　千秋	久成	〃		
松田　具重	日向南沢	〃	昭43・6	
川口　孝喜	夜子沢	〃	昭45・12	
古屋　啓作	切石	〃		
古川　詳	古長谷	〃		
山中　孝雄	中山	〃		
望月　伴六	八日市場	〃		
佐野　重治	八日市場	〃		
望月　芳満	飯富	〃		

長沢　誠　下田原　昭42・7
高野　要　宮木　〃
若尾　正　飯富　〃　昭42・11
土橋三千雄　飲富　〃
若林　精一　下田原　〃
遠藤　正一　江尻窪　〃
笠井　一重　西島　〃
望月　又市　西島　〃
望月　満治　大塩　〃
深沢　政春　手打沢　〃
遠藤　五良　中山　〃
加賀美和三郎　中山　〃
若尾　晴子　飯富　〃
望月　悟良　八日市場　〃
佐野　盛　西島　〃
若尾　武雄　飯富　〃
天野　晃　切石　〃

八、国民健康保険運営協議会

定数一二名、任期二年、選任方法は、被保険者を代表する委員、国民健康保険医または、国民健康保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員等各四名町長が委嘱する。

目的は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため。

昭和四六年三月末日の委員は次のとおりである。

有泉　馨　西島　医師代表
月川　浩　飯富病院長　医師代表
古屋　啓作　切石　医師代表
望月　平　切石　医師代表
笠井　治吉　議会民生常任委員長　公益代表
佐野　嘉一　社会福祉協議会長　公益代表
笠井　健吉　民生委員協議会総務　公益代表
若尾　晴子　婦人会長　公益代表
堀口荒太良　西島　被保険者代表
望月　勉　矢細工　被保険者代表
依田　正行　大塩　被保険者代表
佐田　敏雄　八日市場　被保険者代表

二、民生委員協議会　（民生委員法）

定数三一名、任期三年（民生委員法により町村ごとに協議会を組織しなければならない。とされており、会の代表は、互選により選出された総務があたる。総務の任期は一年）

民生委員は、町長が委嘱する推薦会において推薦された者を県に設置されている民生委員審査会の意見をきいて知事が推薦し、厚生大臣が委嘱する。法文に名誉職とあることが特筆される。

現在の民生委員協議会の構成は次のとおりである。

西島　笠井　健吉　西島　望月　正光
〃　伊藤ユキ枝　〃　望月美根男
〃　佐野　保子　〃　深沢　喜一

大　塩　佐藤はつゑ　江尻窪　望月　哲夫
〃　依田　正行　中　山　山中　嘉子
平　須　深沢　和一　遅　沢　望月　忠治
久　成　秋山　繁治　八日市場　山下　浅彦
〃　佐野　春子　〃　雨宮　進
手打沢　深沢　俊子　伊　沼　若宮　喜一
寺　沢　尾形　大作　飯　富　土橋三千雄
日向南沢　望月　ひさ　〃　斎藤真寿恵
切　石　古屋　啓作　下田原　若林　四郎
夜子沢　望月　栄一　〃　赤井たみ子
矢細工　佐野　与　宮　木　小林　次郎
古長谷　佐野　美明　〃　近藤　一恵
福　原　河西　寿

ホ、人権擁護委員　（人権擁護委員法）

委員は法務大臣が委嘱する。町長が法務大臣に対し、町の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ人権擁護について理解ある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等および弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から議会の意見を聞いて委員の候補者を推薦し、知事、県の区域内の弁護士会および県人権擁護委員連合会の意見を聞かなければならない。とされている。

使命は国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため、すみやかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に務めることになっている。

本町の現在の委員は次のとおり。

河　西　義　雄（寺沢）

ヘ、行政相談員　（行政相談員法）

委員は行政管理庁長官の委嘱による。委員の業務の委嘱期間は二年とされ、委員の選考にあたっては市町村長の意見を聞くこととされている。委員の設置は、国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱ということである。

本町の現在の相談員は次のとおり

佐野　盛　西　島　神宮司　東　大　塩
古屋　伝作　飯　富　望月　勝清　矢細工
河西伊佐三　寺　沢

ト、保　護　司　（保護司法）

委嘱は法務大臣であり、任期は二年である。保護司の使命は社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善および更生をはかるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め地域社会の浄化をはかり、個人および公共の福祉に寄与することとされている。

委嘱にあたっては、保護監察所の長が推薦した者のうちから、保護司選考会の意見を聞いて行なうことになっている。

現在の保護司は次のとおりである。

深沢　喜一　西島　麻生　当子　飯富
深沢　和一　平須　若林都江子　下田原
熊谷　弘毅　切石　樋川　幸積　江尻窪
望月甚之丞　伊沼

チ、社会教育委員　（社会教育法）

委員は、町内各学校長、町内に事務所を有する各社会教育関係団体において推薦された代表者、学識経験者の中から候補者名簿を作成し、教育委員会が委嘱することになっており、職務は社会教育についての諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、さらにこれらを行なうために必要な研究調査を行なうことなどがあげられる。

現在の委員の定数は二〇名で任期は二年となっている。

リ、公民館運営審議会　（社会教育法および町条例）

町における社会教育を振興し住民の福祉を図るための目的を揚げ、中央公民館を教育委員会内に設け、旧村ごとに地区分館が設置されている。委員の定数は中央公民館が各小中学校長、八名、町内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に関する団体または機関で前述の目的達成に協力するものを代表する者八名、学識経験者四名で構成される。

任期は二年で委員は教育委員会の委嘱である。

現在の中央公民館の委員および地区館長は次のとおりである。（社会教育委員と併任委嘱されている。）

望月　満治　大塩　秋山　四郎　久成
樋川　量久　古長谷　深沢　清一　切石
笠井　方夫　西島　河西伊佐三　寺沢
土橋　儀定　飯富　内藤　公雄　飯富
望月二三男　西島　遠藤　五良　中山
望月　義寛　手打沢　望月　義一　下田原
若尾　武雄　飯富　佐野　徳男　矢細工
伊藤　恵仁　〃　若尾　晴子　飯富
望月　栄　八日市場　望月　悟良　八日市場
望月　信明　西島

昭和四六年度改選

土橋　儀定　飯富　望月二三男　西島
望月　義寛　手打沢　若尾　武雄　飯富
望月　栄　八日市場　笠井　方夫　西島
伊藤　恵仁　飯富　大森　直之　久成
平林　定一　飯富　神宮寺虎雄　平須
望月　満治　大塩　遠藤　利一　夜子沢
内藤　公雄　飯富　佐野　徳男　矢細工
若林　宗志　宮木　神宮司文雄　大塩
笠井　生一　西島　笠井　俊次　西島
依田　綱枝　切石　戸栗　和紘　飯富

ヌ、文化財審議委員会　（町条例）

町内の文化財の保存および活用のため、必要な措置を講じ文化の向上に資する。と目的にうたい、審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究、保存、活用について審議し、これについての専門的または技術的事項について建議すること

になっている。委員は一〇名で構成され任期は二年である。この文化財審議委員の委嘱は、学識経験のあるもののうちから教育委員会が任命する。

委員は次のとおり。

深沢丑重　切石　深沢　寛　平須　佐野美明　古長谷
若林宗志　宮木　石田永城　八日市場　伊藤義範　西島
深沢喜一　西島　若林　武　下田原　河西義一　寺沢
神宮司茂　大塩　佐野兵馬　飯富　望月常範　大塩

ル、体育指導委員　（町条例）

体育スポーツの普及振興を図る目的で設置され、定数五名（四六年から一〇名）、任期二年、教育委員会の任命で構成される。

委員は次のとおり。

佐野　清純　西　島　望月　忠男　石　畑
大根　玄妙　大　塩　望月　喜久　飯　富
佐野　昌夫　寺　沢
若林　俊彦　下田原

46年4月改選

長谷川　正　西　島　若林　俊彦　下田原
笠井　精治　〃　近藤　正一　宮　本
秋山　正典　久　成　望月　太治　飯　富
神宮司文雄　大　塩　星野　和之　古長谷
佐野　昌夫　寺　沢　佐野　三郎　矢細工

ヲ、財産区管理委員　（町条例）

現在四財産区が設置され、財産区ごとに管理会があり、各七名の管理委員が任命されている。管理会の委員は、その区域内に三か月以上住所を有する世帯主で、町議会議員の被選挙権を有する者の中から、町長が議会の同意を得て選任する。

委員の任期は四年、委員は次のとおり。

○西島財産区および第一日影みそね沢恩賜林保護財産区管理委員

笠井　健吉　笠井　安宣　望月弥太郎　石川美登利
望月美根男　深沢　喜一　望月美之男

○第二日影みそね沢および石原山ほか恩賜林保護財産区管理会委員

渡辺　好一　秋山　四郎　望月　宗誉　深沢　和一
佐野　高蔵　神宮字文吉　望月　常範

○曙財産区および大久保山ほか七山恩賜林保護財産区管理委員

星野　英男　佐野　徳男　星野　初雄　河西　寿
深松　丑松　遠藤　正一　遠藤　五良

中富町区長会

地域社会の住民福祉と文化の向上を期して、町政の発展と明朗化に寄与する。この目的をかかげ昭和三八年四月から施行された会則に添い、第一回の会合は同年八月二日に開催された。

構成については、各区の単位区長をもって組織し、事業は次の五項目をあげている。

一、町内各単位区会相互の連携と関係諸団体ならびに各機関との連絡協調をはかること。

二、町民組織の総合的な運営ならびに区会の活動の強化に関すること共に、町民の実態を町政に周知徹底させること。
三、地域住民の世論を代表して町民の要望を町政に反映させること。
四、町と町民とを一つに結ぶ民主的連絡機関として広報活動に協力すること。
五、その他自らの研究と判断にもとづいて本会の目的達成に必要な事業を行なうこと。

このように、地域住民の声を町政に反映させる機関として、行政に大きな礎をもたらしている。

次に、昭和四五、四六年度の構成を掲げよう。

四五年度

西島	野中 正久	平須	幡野 義信	宮木	高野 真
〃	望月 輝男	久成	山本 信昌	梨子	樋川 保
〃	望月 賢造	手打沢	深沢 一郎	中山	尾崎 威
〃	笠井 武政	寺沢	河西 義雄		
〃	望月 喜男	日向南沢	望月 正治	四六年度	
〃	望月美根男	切石	熊谷 弘	西島	望月 留造
〃	笠井 唯三	夜子沢	川口 孝喜	〃	望月 友一
〃	望月 道男	下田原	長沢 誠	〃	望月 省吾
大塩	望月 安義	飯富	大川 守正	〃	笠井松太郎
伊沼	佐野 忠義	矢細工(原)	佐野 益雄	〃	笠井 惟彦
八日市場	佐野 安市	〃(久保)	望月 正男	〃	佐野 源
大子山	望月英雄	古長谷	星野 辰己	〃	望月 徳次
				〃	長谷川 稔
				大塩	神宮司守一
				平須	深沢 晴雄
				久成	山本 信昌
				手打沢	深沢 一郎
				寺沢	河西 義雄
				日向南沢	望月 正治
				切石	熊谷 弘
				夜子沢	川口 孝明
				下田原	長沢 誠
				大子山	山下 浅彦
				八日市場	佐田 要
				伊沼	若宮 喜一
				飯富	丸山 武雄
				宮木	高野 真
				矢細工(原)	佐野 茂幸
				〃(久保)	佐野 三郎
				古長谷	屋野 和之
				梨子	深松定四郎
				福原	望月 清
				江尻窪	樋川 英行
				中山	山中 影
				遅沢	佐野 金治
				福原	望月 茂忠
				遅沢	川崎 登
				江尻窪	遠藤藤之助

第四節　役場庁舎の竣工

昭和二九年八月一七日発足した本町は、旧静川村役場を本庁に、役場の分室として望月黎一郎氏宅を、さらに旧村各役場を支所として発足した。この時の配置状況をみると、本庁に町長室・総務課・教育委員会事務局を、分室に収入役室・税務課・産業課・土木課・民生課を置き、新町行政の中心として記念すべき出発をしたのである。

新庁舎建設については、合併時点に定めた建設計画に上げられているので、その関係部分を抜すいしてみる。

中富町建設計画　（抜すい）

町役場・支所に関する事項

1、役場の位置　新庁舎の建築をみるまで現静川村役場を之に充てる。

2、役場庁舎の新築の方針　昭和二九年度中に静川村大字切石地内に新築する。

3、支所の位置　旧西島村、旧大須成村、旧曙村の区域を管轄する支所をそれぞれ旧村役場に設ける。

4、略

5、支所で行なう事務　戸籍・配給・税の徴収・診療所部門の事務を行なう。

このような計画のもとに新庁舎の建設を検討してきたのであるが以下竣工までの状況を、記録によって記述すると、

昭和三〇年九月五日、庁舎建築に伴う建築委員会を構成し次の委員を委嘱している。

武田　清　大森　良一　望月　常範　望月　広
望月　庄作　山中　幸作　幡野今期吉　望月　伴六
若尾　宗久

第一回建築委員会を九月七日本庁に招集し、次の事項を協議している。

1、庁舎の敷地の候補地として切石松本陽一氏宅地を交渉する。

2、庁舎の規模については、若草村、白根町両役場を視察後決定する。

これらの申し合わせにより、同月一〇日両町役場庁舎を視察した後、本庁において委員会を開き、協議の結果、庁舎の建築、構造については若草村役場庁舎をモデルとする方針が打ち出された。

九月一三日急施町議会を招集、庁舎建築に伴う次の二議案が上程され、審議の結果それぞれ承認された。

この時提案された議案は、

一号議案として

財産の使用目的の変更について

本町の基本財産のうち、左の財産を普通財産に使用目的を変更するものとする。

一、所在地　中富町切石四五六番地

一、目的を変更する財産

土　地　役場庁舎敷地　七〇坪
建　物　庁舎木造二階建　四二坪
建　物　倉庫木造二階建　一二坪
計　五四坪

二号議案として

財産の交換について

本町の普通財産のうち、次の財産を交換するものとする。

一、交換により失なう財産の所在地　中富町切石四五六番地

土　地　役場庁舎敷地　七〇坪
建　物　庁舎木造二階建　四二坪
建　物　倉庫木造二階建　一二坪

一、交換により取得する財産の所在地　中富町切石四一六～四番地

土　地　二〇五坪
建　物　住宅一五坪七合五勺　物　置　一一坪
建　物　倉庫一二坪五合　計　四二坪二合五勺

こうして庁舎新築に伴う基礎が着々と築かれた。この際の土地・建物等所有者のあたたかい協力を特記しなければなるまい。

同月二九日の議会に庁舎建築議案が提出された。その全文は、

中富町役場庁舎建築請負契約について

中富町役場庁舎建築工事を左記のとおり契約するものとする。

記

一、工事金額　金参百六〇万円也

ただし、旧静川小学校校舎本館二二〇坪
渡り廊下五坪
便所一七坪二合を提供し現金参百万円とする。

二、構造　本館　木造二階建延一三八坪七合五勺
付属舎　木造平屋建延三九坪（旧倉庫を使用）
塀　二二間
電気・水道施設いっさい

三、工期　昭和三一年一月三一日

四、請渡人　中富町夜子沢　望月栄一

昭和三〇年九月二九日提出

中富町長　依田行雄

このとき静川小学校校舎の改築が行なわれており、旧校舎の処分についても併せ承認を求めている。

同委員会の協議事項の中に、敷地造成および基礎工事（鉄筋）、道路拡張は、武田清氏の協力のもとに寄付で施工する了解があり、翌月一三日午前九時から役場庁舎建築現場において地鎮祭が挙行された。

工事は請負人の卓越せる技量によって着々進捗し、一一月五日には関係者一七八名参列のうちに上棟式が行なわれた。

なお工事の途上設計変更などの必要から、建築委員会が三回開かれている。

関係機関のあたたかい支援と町民が見守るなかで工事も順調に進み、契約工期より早い翌三一年一月二三日新装躍進する本町の殿堂、行政の中心である新庁舎が完成した。

庁舎の全景

第二章　町議会の歩み

第一節　町議会のはじまり

徳川時代に五人組制度のような自治制度があったが、明治維新になって明治四年七月廃藩置県と共に郡区町村を設置し、明治五年四月名主以下の名称を改めて戸長・副戸長とし、明治一一年七月には太政官布告第一七号をもって、郡区町村編成法が制定され、はじめて一般の人たちが地方行政に参与することが認められたのである。この年、府県会規則ができ地方税規則もでき、公選による府県会が誕生し、区町村にも府県会規則に準じて区町村会を置くことが認められ、時の藤村県令は明治一二年四月二八日、甲第八四号をもって「山梨県町村会規則」を布達し、これに基づいて町村の議会がはじめられたのである。

この町村会規則の主なものは議定事項として第一条に、「第一款　協議会を以って支弁すべき経費の予算およびその賦課ならびに徴収方法、第二款　戸数割に係る地方税の割合方法、第三款　協議費をもって興すところの事業および共有財産の処分ならびに金穀の公借、第四款　災害予備の方法」がそれぞれ定められている。また会議は通常会と臨時会の二種類で、議案の発案は戸長のみとされており、町村費をもって施行すべき事件はすべて議決を経て施行し、町村費の出納決算の報告を受けることとされている。また町村会の議決事項は戸長郡長を経て県庁に報告し、その議決が法律に触れるものおよび権限をこえるもの、其他一般行政上に障害あるものは県庁より取消しを命ずることあるべし、とある。

町村会の議員の数は、百戸未満の町村は一〇人、百戸から三百戸未満の町村が一五人、三百戸から六百戸未満の町村が二〇人、六百戸から千二百戸未満の町村が二五人、千二百戸以上の町村が三〇人であって、議員になれるものはその町村に土地を所有している二五歳以上の男子で犯罪等のないものであり、また議員を選挙することのできるものは満二〇歳以上の男子で、その町村に本籍と地所を持っているもので、一定の犯罪を犯さないものとされていた。

議員の任期は四年で、二年ごとに半数改選するようになっており、議員に当選したものは全員請書を村役所宛提出している。

御　請　書

南巨摩郡曙村矢細工組

佐野盛三郎

右者私儀曙村会議員被撰候ニ付速ニ御請仕、然上者会議中欠席無キ様可致依之御請書差出候也

明治一二年七月三一日

右　佐野盛三郎

右村御役所

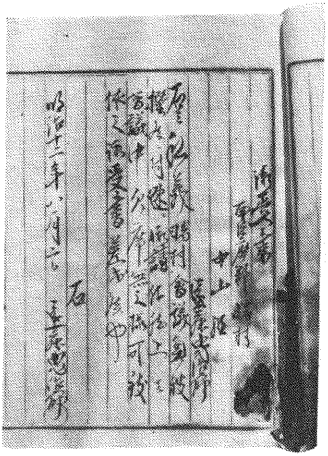

村会議員御受書

当時西島村は、議員数二〇人・大須成村二〇人・切石村一〇人・寺沢村一〇人・夜子沢村一五人・手打沢村一〇人・曙村二〇人・八日市場村一五人・伊沼村一〇人・飯富村一五人・共和村二〇人であって、各村とも明治一二年七月ごろ村会議員の選挙が行われたのである。

当時の曙村の村会日誌には、次のような記録が残されている。

南巨摩郡曙村村会日誌

明治一二年一〇月一三日午后一時議員村役所の徴招に応じ着場す。開議場は本村学校内にて、戸長（星野徳兵衛）は此の会を開く旨趣を演じ、議長（樋川吉之）は各員に向い本日は本県甲第八四号公布町村会規則に基きたる我が曙村の村会の初にして、拙者は過般臨時会にて議長の任を辱すると雖も諸君の扶助に頼りて微力を尽す　各員不都合なきを冀望す云々、

と演じたとあり続いて議席を定め衆員退場と記録されている。

引続いて一〇月一四日・一五日と再会され、曙村村会議事規則ならびに曙村村会傍聴規則が定められ一〇月一六日から地方税戸数割の割合方法の議定ならびに曙村の予算の議定、曙村学校資本の方法等の議定、災害予備の方法の議定等を議している。

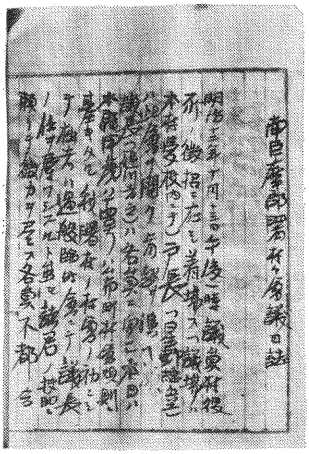

曙村村会日誌

曙村村会議事規則ならびに傍聴規則、村会書記日当定は次のとおりである。

南巨摩郡曙村村会議事規則

第一条　議事ハ午前第九時ニ始メ午後四時ニ終ル

時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルハ之ヲ集議ニ決ス

第二条　議員席着ハ毎会番号ヲ附ス、其順次ニ予メ□取ヲ以テ之ヲ定メ、毎会必ズ其席ニ着スベシ

第三条　議案ノ可否ハ通常三次会ヲ経テ是ヲ決スル者トス、其ノ順序左ノ如シ

第一次会

議長先ツ起テ議案ヲ各員ニ分附シ、書記ヲシテ朗読セシメ朗読終リテ議案ニ疑問アルモノハ議長ヲ呼ビ主任者ニ質問スベシ、質問ノ後議案総体ニ就テ意見ヲ発シ其ノ可否ヲ決ス

第二次会

議長ハ書記ヲシテ議案ヲ逐条朗読セシム、議員ハ所見ヲ陳述シ逐条審議シテ可否ヲ議決スベシ

議案ノ主意可ト決スルモ猶其方法章句ヲ修正ス可キ者ハ、議員ノ中ヨリ委員ヲ公撰シテ之ヲ修正セシメ、且ツ小会議ニ附シテ決定セシムベシ

第三次会

二次会ニ於テ逐条議決シタルモノヲ修正シテ、再ヒ全案ノ可否ヲ議決ス

第四条　凡ソ可否ヲ定ムルハ各議員ヲシテ、可否ヲ書キ投票セシムルモ、起立ヲモツテ表セシムルモ議長ノ指揮ニ依ル

第五条　会議中発言セント欲スル者ハ先ツ起テ議長ヲ呼ヒ、自己ノ番号ヲ称スヘシ、議長ハ其番号ヲ回呼シ発言セシム、若シ二人以上同時ニ起立スル時ハ、議長一人ヲ指揮シテ発言セシムベシ

第六条　一議員ノ議論未タ終ザル間ハ他ノ議員ハ静心黙聴シ、且其中間ニ於テ議論等遮言ヲ許サス

第七条　一議員動議ヲ発スル者他ニ賛成者ナキモノハ議長ハ之ヲ取消ベシ、賛成者アルモノモノハ議長ハ其動議ニ付可否ヲ決セシム

第八条　討論問答ハ必ス議長ニ向ツテ演説シ、議員互ニ応答スルヲ得ス

第九条　会議中ハ議員直ニ其姓名ヲ称セズ各席ノ番号ヲ称呼スベシ

第十条　凡ソ議員ハ一会議ニ付再度発言スルヲ得ス、其論旨尽サザルヲ補ヒ或ハ誤解ヲ弁明シ及ヒ議案ノ主任者各員問答且小会議ニ於テ再三発論等此限ニ非ス

第十一条　一議案未タ終サル間ハ、他ノ事件ニ付発言スルヲ得ス

第十二条　議長議案ニ付自己ノ意見ヲ述ント欲スルモノハ副議長ニ代理ナサシメ退テ議席ニ着キ発言スベシ

第十三条　議案朗読後暫クシ発言ナキモノハ、議長ハ全員認可スルモノトシテ可決ヲ告ケ、書記ヲシテ次条ヲ朗読セシム

第十四条　議員ノ出頭退出ハ書記ニ告グヘシ、其疾病等已ムヲ得サ

曙村村会議事規則
（明治12年議定）

ル事故アリテ欠席スルモノハ開会時限ノ前ニ書記ニ報告スヘシ

第十五条　議長着席ノ節ハ起テ礼ヲ為スヘシ

第十六条　議事ノ始終ハ板木ヲ以テ之ヲ報ス

以上

曙村村会議事傍聴規則

第一条　議事ノ傍聴ヲ望ム者ハ仮令自村タリトモ当日開会ニ先チ議場受附所ニ至リ名刺ヲ差出シ指揮ヲ受ケ着座ス可シ、但シ名刺ヲ出サルモ詳細姓名通シ受付帳簿ニ記載之上ハ之ヲ許ス

第二条　傍聴人議場ニ参着ノ時受附者ノ指揮ニ随テ静ニ着席ス可シ、且席ニ着テハ猥リニ退出ス可カラス、止ムヲ得サル事故アラバ受附所ニ告ケ退席スヘシ

第三条　傍聴人ハ静心黙聴スルヲ要ス、私語雑談喫烟亦ハ故ナク議場周辺等一切之ヲ禁ス

第四条　議事休息ノ間タリトモ笑語高談或ハ議事ヲ評論シ議員ヲ褒（ホウ）貶（ヘンキヨ）毀誉スルコト一切之ヲ禁ス

第五条　前条ノ規則ヲ犯シ之ヲ制スルモ用イス議事ノ妨ヲ為スト認ルトキハ、議長ヨリ受付者ニ命シテ直ニ退去セシム　以上

甲号第一議案　村会書記幷臨時雇日当定

第一条　書記日当ハ開会ヨリ閉会後迄一日金弐拾銭ヲ給スベシ

第二条　会議中受附及諸世話臨時雇日当金八銭ヲ給スベシ

以上

曙村会議定書進達書に対する裁定
（県令代理）

この規則のほか、協議費収納規則等を議定して一二月二〇日に南巨摩郡長を通じ山梨県令に議定進達書を提出し、この進達に対して明治一四年五月一一日第二四三四号を以て「書面上申之通裁定乃事」と山梨県令藤村紫朗代理書記官の名を以て通達されている。

また間遠道開鑿議案・学校新築議案等が提出されている。その記録の一例をあげてみる。

議案第十号　学校新築説明

明治十一年一月廿日三校合併セシ以来茲ニ一箇年、然リト雖モ其名称ノミニシテ実ナク真ニ慨歎スル処也。之レ他ナシ。校則ノ正理セサルヨリ生スルモノナレバ宜ク校舎ヲ設立シ、其事務ヲ調理シ教場ヲシテ広カラシメバ随テ教育モ普ク品行モ善良ニ趣キ其教育以前ニ倍セン。且荏苒寺院ヲ仮リ用ルハ布達ニモ戻ルモノナレバ、建築地ノ字逢島ヲ以テシ、可及的美ヲ省キ実用ニ適スベシ。之レ又其費ヲ減スル一班タリ。依テ茲ニ其方法ヲ設ケ衆議ニ附ス。

学校新築議案

建築費ハ概略金二百三十円ヲ以テ之レニ充ツ。
校舎建物ハ久遠寺支院ヲ買取リ、校中不都合ナキ様建設スベシ。
建設ノ模様ハ必ズ洋風ヲ写サズ極メテ和様タルベシ。

とあり、教育問題、道路開鑿等の重要議題を一二月一八日までの間議している。

明治一七年四月二日山梨県令は甲第四〇号をもって町村会規則を定め(一部改正)議員の任期を四年から六年に改め、三年ごと半数改選とし議員の定数を大幅に削減して三百戸未満の町村は六人、五百戸未満の町村は八人、五百戸以下の町村は一〇人とした。この改正により各旧村の議員数は、西島村が八人、大須成村が八人、切石村・手打沢村・寺沢村・夜子沢村が各六人で、組合村となってからは組合議員が八人、曙村が八人、八日市場村・伊沼村・飯富村も各六人で伊沼ほか二か村組合となってからは組合議員が八人、共和村が八人となったのである。

第二節　市町村制の施行と本町の議会

明治二一年四月一七日法律第一号を以て市制・町村制が公布されここにはじめて、市町村の自治制が認められることになった。これは、市町村の組織、機構、権能、議会の編成等総合して法制化されたもので、その後の改正はあったが、この制度が、戦後の昭和二二年の民主的地方制度の地方自治法施行まで六〇年間続いたのである。

本県に於いては翌明治二二年六月二六日、県令第四〇号をもって、「内務大臣の指揮により甲府に市制を、その他の町村に町村制を実施する。」旨を市町村に通達し、なお市町村制公布理由書の趣旨に基づいて、市町村制施行に関する分合町村の名称および区域を改め、合併する旧村名は大字として残し、飛地はおのおのその所在町村の地籍に編入し、その他の町村は従来のままとすること。また、組合村とすべき区域は郡長から指示すること等の告示が発せられた。この告示によって本町の手打沢村・寺沢村・切石村・夜子沢村が合併して切石村となった。

続いて明治二三年には府県制・郡制が制定され、関係法令も制定されて地方自治行政が確立したのであるが、町村制の具体的なものは八章・一四七条のなかで定められている。第二条で、町村は法律上公法人として認め、国の監督を受けて地方の行政を行なうと共に、法律の範囲内で条例規則の制定ができることとされた。また町村の組織は議決機関である町村会と、執行機関である町村長・助役・収入役となり、町村会はその町村の意思を決定する機関で頭脳的役割を果たし、執行機関は実施機関で手足的役割を果たすこととなった。

町村会議員はその町村の人口によって議員数が定められ、人口千五百人未満の町村は八人、千五百人以上五千人未満の町村は一二人、五千人以上一万人未満の町村は一八人、一万人以上二万人未満の町村は二四人、二万人以上の町村は三〇人となり、本町の当時の

西島村・大須成村・切石村・原村・共和村および伊沼ほか二か村組合の議員の数はいずれも一二人であった。また選挙人を二分して町村税の多額のものを一級議員とし、半ば以下のものを二級議員とした。また議員の選挙権も公民権（選挙の節参照）のある住民により選挙され、町村長および助役は町村会議員の選出により知事の認可を得て決定された。

議員の任期は六年で、三年ごと各級の半数を改選するものとされ、町村会の議長は町村長が、議長代理は助役が行なって会議を運営し、その職務権限はその町村に属する事件の議決・決定・選挙・監督・検査・意見の開陳等であり議決事件のおもなものは次のとおりである。

一、町村条例および規則を設けまたは改廃すること
二、町村費をもって支弁すべき事業に関すること
三、歳入予算を定むること
四、決算報告を認定すること
五、法令の定むるものを除く他、使用料・手数料・加入金・町村税または夫役現品の賦課徴収に関すること
六、不動産の管理および処分および取得に関すること
七、基本財産積立金穀等の設置管理および処分に関すること
八、歳出予算を以て定むるものを除くほか、新たに義務の負担を為しおよび権利の抛棄を為すこと
九、財産および営造物の管理方法を定むること
一〇、町村吏員の身元保証に関すること
一一、町村に係る訴願・訴訟および和解に関すること

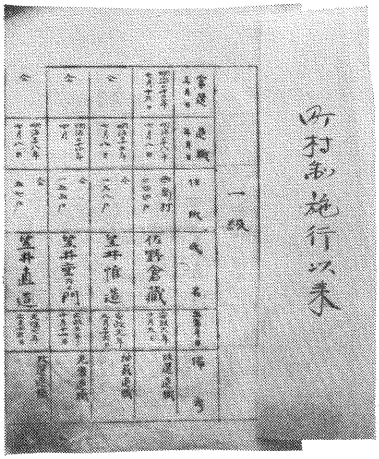

西島村議員名簿（明治22年）

伊沼村外二ヶ村組合議員名簿
（明治22年より）

町村制のその後の改正は、明治四四年に従来の議員の任期六年制を四年制に改め、議員全員を同時に選挙することとなったことで、大正二年の村会議員選挙より実施されている。

また大正一〇年の町村制の改正で従来議員が一・二等級制であったものを廃止し、公民権の定義を拡大して直接町村税を納付するものにも選挙権を与えるように改められ、大正一五年には、普通選挙法実施により公民権の範囲も拡大され、（二五歳以上の成年男子に

して二年以上その町村に在住する欠格条項に該当しない日本国民）ほとんど全員の成年男子に選挙権が与えられた。

村会議事規則等については各旧村ごと定められたが議案の審議の方法としては、第一次会　議案の趣旨説明・質疑応答、第二次会　議案の内容の逐条審議・修正・逐条討論、第三次会　全案討論採決、という方式がとられ、現在のような専門委員会方式とは異なり全体審議をたてまえとしていた。

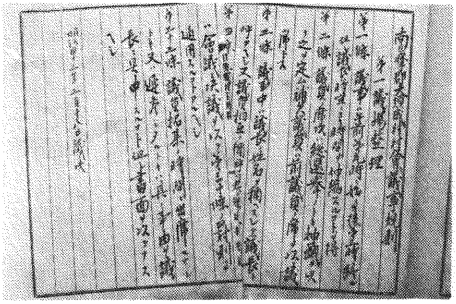

大須成村村会会議規則（明43年）

明治四三年三月一八日に議決され制定された旧大須成村の村会会議規則ならびに村会傍聴人取締規則の内容は次のようなものである。

南巨摩郡大須成村村会会議規則

第一　議場整理

第一条　議事ハ午前九時ニ始メ午前第三時ニ終ル

但シ議長ハ時宜ニヨリ時間ヲ伸縮スルコトヲ得

第二条　議員ノ席次ハ総選挙ノトキ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム補欠議員ハ前議員ノ席ヲ以テ議席トス

第三条　議事中ハ議長ノ姓名ヲ称ヘスシテ議長ト呼フヘシ、又議員相互ノ称呼ハ其ノ席番ヲ用ユヘシ

第四条　議題外ニ起ル事件ハ議長ニ於テ会議ノ表決ヲ取ラス直ニ之ヲ決スルコトヲ得

第五条　議案ハ議長之ヲ分附ス

第二　動議及発議

第六条　動議及発議ハ議員二名以上ノ賛成者アルニアラサレバ之ヲ議題ト為スコトヲ得ス

第七条　動議及発議ハ其ノ文案ヲ作リテ議長ニ提出スヘシ

但シ場合ニ依リテハ口頭ヲ以テ動議発議ヲ為スコトヲ得

第八条　動議及発議ノ否決セラレタルモノハ其ノ会期中ニ於テ再ヒ之ヲ提出スルコトヲ得ス

第三　議事

第九条　議事ノ順序ハ第一次会、第二次会、第三次会ノ三会ニ分ツ

但シ会議ノ決議ニヨリ読会ヲ省略シ議了確定スルコトヲ得

第十条　第一次会ニ於テハ議案ノ大意ヲ議シ又議案ニ付質問ヲ要スルトキハ条会ノ始メニ於テ質問スヘシ

第十一条　第二次会ニ於テハ議案ヲ逐条ニ討論議決（字句ノ修正及条項ヲ加除分合転置スルヲ得）スヘシ

第一二条　第二次会ニ於テハ全案ニ就キ其ノ確定議決ヲ為スヘシ

第一三条　第二次会ニ於テ発言ナキトキハ議長ハ可決シタルモノトシ其ノ旨ヲ告ケ次条ノ審議ニ移ルヲ得

第一四条　第二次会及第三次会ニ於テ二名以上ノ賛成ナキモノハ議題トナスヲ得ス

第四　発　　言

第一五条　議員発言セムトスルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ議長其ノ席次番ヲ回呼スルヲ待チテ発言スヘシ

但シ二人以上起立シテ発言ヲ求ムルトキハ議長ハ先起立者ト認ムル者ヲ指名シ発言セシメ起立同時ナルトキハ議長ノ指定スル処ニヨル

第一六条　議員ノ討論問答ハ議長ニ向ツテ之ヲ為スベシ

但シ討論ハ議題外ニ渉ルコトヲ得ス

第一七条　議員ハ会議ニ当リ充分討論権ヲ有スルト雖モ人身上ニ就キ毀誉褒貶ニ渉ルコトヲ得ス

第一八条　一議員演説中ハ他ノ議員発言スルヲ許サス

第一九条　議長発言セムトシテ起立スルトキハ弁論中ノ議員ハ其弁論ヲ中止スヘシ

第二十条　議長ハ時宜ニヨリ会議ノ秩序ヲ保ツ為議員ノ発言ヲ止メ又ハ中止スルコトヲ得

第五　決　　議

第二一条　出席ノ議員ハ決議ノ数ニ入ラサルヲ得ス

第二二条　議長ハ弁論未タ終ラサルモ論旨既ニ悉セリト認ムルトキハ其ノ決ヲ取ルコトヲ得

第二三条　修正説ハ原案ニ先チ決ヲ取ル其ノ数多ナルモノハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニスヘシ

第二四条　議長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ議員三名以上ノ要求アル時ハ起立ノ方法ヲ用ヒスシテ記名若ハ匿名投票ヲ以テ決議スルコトヲ得

第二五条　議長ハ決議ノ際書記ヲシテ可否ノ数ヲ点検シ其ノ決定ハ議長之ヲ告知スルモノトス

第六　議場取締

第二六条　議場ヲ整理スルハ議長ノ職権トス若シ本則ニ背キ議長之ヲ制止スルモ其ノ命ニ従ハサルモノハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ得其ノ強暴ニ渉ルモノハ警察吏ノ処分ヲ求ムルコトアルヘシ

第二七条　議事中議員ハ議長ノ許可ヲ得サレハ退場スルヲ許サス

第二八条　議事中ハ議員私語又ハ喫煙其ノ他議事ノ妨ケトナル挙動アルヲ許サス

第二九条　遅参ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ着席スヘシ

第七　罰　　則

第三十条　本則ニ違背シタル者ハ会議ノ議決ヲ以テ譴責又ハ過怠料二円以下ヲ科スルコト及三日以上会議ニ出席スル事ヲ停止ス

第八　附　　則

第三一条　議員事故ノタメ出席シ難キトキハ開会前其ノ事由ヲ必ス議長ニ届出ヘシ

第三二条　議員招集ノ通知ヲ受ケ何等届出ナク欠席スルコト三回ニ及フトキハ議長ハ会議ノ決議ヲ以テ第三十条ノ罰則ヲ適用スルコトアルヘシ

第三三条　議員招集ノ時間ニ出席セサルトキ又ハ遅参シタルトキハ其ノ事由ヲ議長ニ具申スルコト但シ書面ヲ以テナスヘシ

明治四三年三月一八日議決

大須成村村会傍聴人取締規則

第一条　会議ヲ傍聴セムトスルモノハ議場受附係ニ其ノ住所氏名ヲ通シ許可ヲ受ケ傍聴席ニ着クヘシ

但シ傍聴席満員ノ場合又ハ傍聴禁止ノ場合之ヲ拒絶ス

第二条　傍聴席ニ在ル者ハ左ノ各項ヲ遵守スヘシ

一、帽子襟巻又ハ外套ノ類ヲ着用スヘカラス

二、傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス

三、飲食又ハ吸烟スヘカラス

四、議員ノ言論ニ関シ賛否ヲ表シ又ハ喧騒ニ渉リ其ノ他議事ノ妨害ヲナスヘカラス

第三条　傍聴人ハ何等ノ事由アルモ傍聴席ノ外議場ニ入ル事ヲ得ス

第四条　戒器兇器ノ類ヲ携帯シ又ハ異様ナ服装ヲナシタルモノ及酩酊シタル者精神病者未成年等傍聴ヲ許サス

第五条　傍聴ヲ禁シタルトキハ傍聴人ハ速ニ退場スヘシ

附　則

第六条　従前ノ村会傍聴人取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廃止ス

大正二年八月二一日議決

当時の大須成村村会の大須成小学校建築にかかわる議事録によると、大正六年七月一八日大須成村積立金条例を議決し小学校建築資金の積立を始め、大正八年七月四日大塩尋常小学校位置指定に付き議定の件として協議を始め、その後九回にわたって議している。その議事録の一部を記してみる。

大正八年一〇月二一日の村会では出席議員一一名で審議している。

一、議長ハ第二議案大須成小学校敷地ニ関スル件ヲ議題ニ供ス、此ニ於テ各自交々意見ヲ吐露シテ熟議スルト雖モ更ニ一定ノ議定ヲ見ルコト能ハス此ニ於テ本案ニ対シ可否ノ採決ヲナス、議員十一名、内絶対反対スル者五人、可トスルモノ三人、退場セシモノ三人ナリ、

とあり、この後郡長より「時勢ノ進運ニ伴ヒ小学校位置変更並ニ分教場廃止ノ必要ヲ認メラレル」として村会の意見を徴せられた。

大正八年一一月二四日郡長より村会の意見を徴せられたため、役場に村会を招集して審議している。その内容は次のとおりである。

提出議案左ノ如シ

一、本村村立大塩尋常小学校位置ヲ左ノ通リ変更シ平須分教場ヲ廃止スルモノトス

位置　大須成村久成中田第五千五番外十筆

一、同日午後二時開会議長及出席議員左ノ如シ

議長　大須成村長　佐藤　昇

議員　望月　常吉　神宮寺幸作　佐野　万蔵

神宮寺俊作　秋山　利作　千葉　松造

大森　義雄　佐野　広吉　神宮字茂吉

望月　正治　深沢金治郎

此ノ日郡役所ヨリ課長稲泉量四郎氏臨席セリ、議長ハ開会ヲ宣シ書記不在ニ付自ラ書記ノ代理ヲ為スヘキヲ報告ス

次ニ煩ヲ省ク為メ署名員ヲ定ムルコトヲ議場ニ問フニ投票ニヨルカ議長ノ指名ニナスヘキカヲ問フ、六番議員（神宮寺）ヨリ議長ノ

指名ニ依ランコトヲ述フ、満場異議ナキヲ以テ之ヲ決ス

一、議長ハ左ノ議員ヲ署名議員ニ指名ス

大森義雄君　　佐野広吉君

一、議長ハ本案ニ対シテハ篤ト熟議ヲ要スル件ニ付協議会トシ充分意見ヲ述ベラレンコトヲ求ム

此ニ於テ各員交々意見ヲ述ヘシニ可否ノ要点ヲ見出スコト能ハス、故ニ本会ヲ休会シ他日可否ヲ決議スルコトトシ散会ヲ宣告シタリ、時ニ午後四時過ギナリキ

大正九年二月二八日前会ノ続会ヲ開会スルニ付村会ヲ招集セシニ定員ニ至ラス、催告ノ上同月二九日引続キ開会せり、議長及出席議員左ノ如シ

議長　大須成村長　佐藤　昇

議員　秋山　利作　佐野　万蔵　神宮寺幸作

大森　義雄　深沢金治郎

小学校位置ニツキ、協議会ヲ開キ熟議ヲ凝シ決定ノ上、左ノ如ク決議セリ

大須成村立小学校位置ヲ久成区字中田ニ変更シ、平須分教場ヲ廃止セントスル郡長ノ諮問案ハ適当ナルモノト認メ、町村制第四四条ニ依リ答申スルコトニ可決確定セリ

此ニ於テ議長議事正確ナルヲ証スル為メ議員ト共ニ署名ス

とあり、続いて大正九年七月一三日に大須成村長職務管掌南巨摩郡書記稲泉量四郎名を以て招集され、平須区・久成区の出身議員九名を以て小学校校舎建築に関する件とこれに関する議案を議決し、七月二五日の村会で秋山嘉市郎を村長に選挙して学校建築を進め、同年八月五日大須成村立大塩尋常小学校を大須成尋常小学校と改称することを決議した。また大須成小学校の建築中大正一〇年六月三〇日に暴風雨のため倒壊し、その損害を請負人に対して補助すること等について議しており、議事録の記録によると多難な議会運営を行なったようである。

このように町村会中心主義で地方行政が行なわれていたのであるが、太平洋戦争の最中の昭和一八年に市町村制を改めて市町村長の指導的地位を確立し、市町村長を中心として地方行政の運営を図り、また市町村長に対しては国家の指導権を強化して中央集権化を図り、一面簡素化と能率化を理由として議決機関たる市町村会の権限を縮少したのが終戦までの状態であった。

第三節　終戦後の地方制度と本町の議会

新憲法は、新しく誕生した吉田内閣が、前内閣以来の憲法改正草案に検討を加え、昭和二一年六月の第九〇議会に提案し、三か月の審議を経て一一月三日公布され、翌二二年五月三日施行された。この憲法は明治憲法の改正という法的形式を採って制定されたが実質は平和革命であり、国体は明らかに変革され、主権在民の新憲法のもとに天皇は国民の象徴とし、衆参両院からなる国会が国権の最高機関となった議会民主制であり、これに次いで地方分権主義が定め

られた。旧憲法は地方制度については直接ふれなく府県制・市制・町村制の施行によって行なわれたが、新憲法では地方自治に関する一章を設け、地方団体の権能と憲法上の権利として保証している。これを基本として地方自治制度の法体係が生まれ、地方自治法を中心とした公職選挙法・地方公務員法・地方財政法・地方税法・地方公営企業法等が制定され、住民の権利の拡充と地方公共団体の自主性・自律性の強化および行政運営の能率化とその公正の確保が図られたのである。

この新憲法による地方自治の改革の主なものは、新たに民主的な機関の選挙管理委員会を設け住民の参政権を拡大し公民権制を廃止し（二〇歳以上の者で欠格条項に該当しない日本国民）たこと、知事や市町村長を直接公選制とし、官選知事や市町村長の名誉職制を撤廃したこと、国家の監督を縮少して住民に条例制定改廃の請求・事務監査・議会解散・議員または長の解職の請求権を設け、住民が直接地方自治行政の後見的監督ができ得るようにしたことである。

この制度の改革前は町村長は議会で選挙し町村長と議長を兼ねて運営されたため、議決機関と執行機関が明確に分離し難き状態であったが、この改革により町村議会はその団体の意志を決定する議決機関として、また町村長は直接住民から選挙されてその団体を統轄し、これを代表する執行機関として分立の原則を確立したのである。

公選第一回の町村長は西島村は佐野聡彦・大須成村は神宮寺院、静川村は松田具重、曙村は望月庄作、原村は佐野真平、共和村は宮沢栄造であった。

議会は議長・副議長を選出して議会の運営を図り、常任委員会を各村ごと設置して議事の審議を進めるようになった。

第四節　合併後の中富町議会

昭和二九年八月一七日中富町が合併して第一回の臨時議会を同日甲南中学校に招集し、初代議長に赤池勝信、副議長に遠藤徳通を選出して議席を定め、合併して最初に必要な事件を決議した。この議会議員は町村合併促進法により旧村の議会議員がそのまま一か年間任期が継承されたので、五五人の定員を持つマンモス議会であった。

続いて八月二一日第一回定例会を招集し中富町議会常任委員会および特別委員会条例、中富町議会会議規則ならびに中富町議会傍聴人取締規則を議決して制定している。その条例規則は次のとおりである。

中富町議会常任委員会および特別委員会条例

第一条　常任委員会は総選挙後初めての議会において選任し、その任期は議員の任期間とする。但し必要が生じたときは、議決により改選することができる。

特別委員は、定例会及び臨時会において選任し、その会において付議された事件が終結までとする。

第二条　本議会の常任委員会は左の通りとする。

総務委員会
民生委員会
経済委員会
土木委員会
文教委員会

第三条　常任委員会は、各々の部門に所管する事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審議を掌る。

第四条　特別委員会は、特定の事件を調査並びに審査させるため必要がある場合において、本議会の議決によりこれを置くものとする。

第五条　常任委員の定数は、総務委員会十五名、土木委員会十四名その他は各十三名とする。但し必要と認めたときは、議決により増減することができる。

特別委員の定数は、議長が議会に諮ってこれを定める。

第六条　常任委員会及び特別委員会に委員長及び副委員長を置き、その選任は委員の互選とする。

第七条　委員会は委員長がこれを招集する。但し委員の定数の四分の一以上の委員から、委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。この場合委員長は、委員会招集にあたり議長に報告しなければならない。

第八条　委員長は、委員会（公聴会を含む）の議事を整理し秩序を保持する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある場合はその職務を代理する。

第九条　委員会は、委員定数の半数以上出席しなければ、議事を開く事ができない。但し定数に満たない場合は、議会規則を準用する。

第十条　委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。但し委員長は委員として、議決に加わる権利を有しない。

第十一条　委員長及び委員は自己又は父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹の身上に関する事件については、その議事に加わることができない。但し委員会の同意があったときは、その会議に出席し発言することができる。

第十二条　委員会は、町長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者の出席を求めることができる。

第十三条　議員は委員会の許可を得て、委員会において発言することができる。但し議決に加わることはできない。

第十四条　委員会は公開とする。但し委員会の議決により秘密会にすることができる。委員長は秩序を保持するため必要があるときは、傍聴人の退場を命ずる事ができる。

第十五条　公聴会は委員会の議決によりこれを開く。

第十六条　公聴会開催の場所及び日時は、公聴会の案件とともに委員長において予めこれを公衆の見易い場所へ告示し、且その周知につとめなければならない。

第十七条　委員会は公聴会の案件につき、真に利害関係を有し、又は学識経験を有すると認める者の中から、公聴会に参加を求め、その者に対して、予め公聴会の案件並びに公聴会を開くべき場

所、及び日時を通知しなければならない。

第十八条　公聴会に出席した者は、何人と雖も委員長の許可を受け、公聴会の案件につき、その意見を述べることができる。

前項の規定による参加者は、他の出席者に優先して意見を述べ、又は委員に対し質問することができる。

第十九条　委員長は公聴会の出席者を制限することができる。

第二十条　委員長は委員会の経過及び結果（公聴会の経過及び結果を含む）を、議会に報告しなければならない。

第二十一条　委員会において廃棄された少数意見は、委員長にいつで少数意見者がこれを議長に報告することができる。

第二十二条　議会の書記は、議長の定めるところにより、委員長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

第二十三条　委員長は書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席者氏名を記載させ、二人以上の委員とともに署名しなければならない。

前項の会議録は議長がこれを保管しなければならない。

本条は公聴会の場合に適用する。

第二十四条　前各条に定めるものを除く外、委員会の会議について必要な規定は、委員会においてこれを定めることができる。

第二十五条　この条例及び前条の規定による委員会において定めるものを除く外委員会の会議については議会の会議規則による。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

理　由

地方自治法第百九条に基き、常任委員会を設置して議会の運営を図るため、この条例を制定しようとするものである。

これが本案を提出する理由である。

昭和二九年八月二二日議決

中富町議会議長　赤　池　勝　信

中富町議会会議規則

第一章　議会の成立

第一条　議員は招集の当日開会定刻前に招集の場所に到着し、議長にその旨を通告しなければならない。

第二条　議長は出席議員が定数に達したときは議会成立の旨を述べ、且つ開会を宣告する。

第三条　議員の議席は総選挙後の会期の始めに議長が議会にはかり、之を定め、各議席に番号及び氏名標をつける。総選挙後新に選挙された議員があるときも又同様とする。

必要と認めたときは議長は議会にはかり議席を変更することができる。

第二章　会期の決定延長及び休会

第四条　議会の会期は毎会期の始めに議長が議会の議決を経てこれを定めなければならない。

前項の規定により会期が定まったときは議長は直ちにこれを議員及び町長に通知しなければならない。議長は必要があるときは選挙管理委員会の委員長又は監査委員にもこれを通知しなければならない。

第五条　会期中に議案の審議を終了することができないとき、その他特別の必要があるときは会期を延長することができる。

第六条　第四条の規定は議会の会期の延長及び休会にこれを準用する。

第三章　議案の発議及び撤回

第七条　議員は議案を発議しようとするときは、その案を具え理由を附けてこれを議長に提出しなければならない。

議長は発議案を印刷して各議員に配布しなければならない。

第八条　前条第二項の規定は町長の提出した議案にこれを準用する。

第九条　議員がその発議案及び動議を撤回しようとするときは発議者の全部からこれを請求しなければならない。

前項の請求があった場合は、議会又は委員会がその許否を決する。

第四章　議案の付託

第十条　議長は議案を常任委員会に付託し、又は常任委員会の所管に属しないと認めるものについては議会に諮り委員会の審査を省略することができる。

前項の規定は議案以外のものを付託する場合に準用する。

第五章　委　員　会

第一節　総　　則

第十一条　委員会及び常任委員会の委員長がその職を辞そうとするときは議会の許可を得なければならない。但し議会閉会中においては議長がこれを許可することができる。

特別委員会の委員長がその職を辞そうとするときは、特別委員会の許可を得なければならない。

第十二条　委員会はその付託を受けた事件について調査又は審査をすることができる。

第十三条　委員会は付託された事件の外、議長の承認した事件について調査することができる。

委員会は議長の承認を求めるため、その調査しようとする事件の名称及び調査の目的、利益、方法、期間及び費用を明らかにした文書を議長に提出しなければならない。

前項の委員会の調査要求を承認したときは議長はその旨を議会に報告し併せて町長に通告しなければならない。

第十四条　委員会は必要あるときは他の委員会と協議して連合委員会を開くことができる。

第十五条　委員会は議会の会議時間中はこれを開くことができない。但し議長の許可を得たときはこの限りでない。

第十六条　委員長は委員会の議事を整理し難いときは休憩又は散会を宣言することができる。

第十七条　委員が地方自治法又はこの規則に違反して、その他秩序を紊し又は議会の品位を傷つけるときは、委員長は之を制止し又は発言を取消させることができる。

委員が前項の規定による命令に従わないときは委員長は当日の委員会を終るまで発言を禁止し又は退場させることができる。

第十八条　委員会が町長、選挙管理委員会の委員長、監査委員、その他地方自治法第百二一条の規定による出席者の出席を請求しよ

うとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

第十九条　委員会は委員でない議員の発言を許可することができる。

第二十条　委員長が自ら討論をしようとするときは、委員席に着かなければならない。

委員長が討論したときは、その問題の表決が終るまで委員長席に復することができない。

第二十一条　委員は議案の修正をしようとするときは予め修正案を委員長に提出しなければならない。

第二十二条　委員長は委員会に諮り質疑又は討論の時間を予め制限することができる。

第二十三条　討論が終局したときは、委員長は問題を宣告して表決に付さなければならない。

第二十四条　委員長は他の委員会に出席して発言することができる。

第二十五条　常任委員会が、閉会中もなお特定の事件の審査を継続することを要求したときは、議長はこれを議会に諮らなければならない。

第二十六条　議会の議決により常任委員会に付託された議案について委員会が閉会中もなお審査を継続することに決したときは議長は直ちに之を町長に通知しなければならない。

第二十七条　委員長は委員会の会議録を調製しなければならない。

第七章の規定は前項の会議録に之を準用する。

第二節　委員会の報告

第二十八条　委員会が付託又は承認された事件について調査又は審査を終了したときは委員長は報告書を作り多数意見者の署名を付して議長に提出しなければならない。

議長は前項の報告を印刷して各議員に配布しなければならない。

第二十九条　議会は委員会の調査又は審査中の事件について特に必要があるときは中間報告を求めることができる。

第六章　会　議

第一節　開議、散会及び延会

第三十条　会議は午前十時に開き、遅くも午後五時に散会するものとする。但し議会において特に議決したとき又は議長が必要と認めたときはこの限りでない。

第三十一条　開議の時間になったときは、議長は議長席につき会議を開くことを宣言する。

議長が開議を宣言するまでは何人も議事について発言することができない。

第三十二条　議長は議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、散会を宣言する。

議事が終らない場合でも午後五時を過ぎたときは、議長は延会を宣言することができる。

第三十三条　出席議員が定数に達しないときは、議長は延会を宣言する。議員が退席したため定足数を欠くに至ったときは議長は休憩又は延会を宣言することができる。

会議中に定足数を欠くに至る虞れがあると認めるときは議長は

議員の退席を禁じ又は議場外の議員の出席を要求することができる。

第三十四条　議長が散会、延会又は休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第二節　議事日程

第三十五条　会議に付する事件及びその順序並びに開議の日時はこれを議事日程に記載しなければならない。

議長は、議事日程を印刷して予め各議員に配布する。

第三十六条　議長が必要と認めるとき、又は議員から議事日程の変更の動議があったときは議長は討論を用いないで議会に諮り議事日程の順序を変更することができる。

第三十七条　緊急事件がある場合において議長が必要と認めるとき、又は議員から緊急事件について開議の動議があったときは、議長は討論を用いないで議会に諮り、これを議事日程に追加することができる。

第三十八条　議事日程に記載された事件について会議を開くことができなかったとき、又は議事を終了することができなかったときは議長はこれを最近の議事日程に記載しなければならない。

第三節　動　議

第三十九条　この規則において特別の定めがある場合を除く外、すべての動議は一人以上の賛成者がなければ、これを議題とすることができない。

第四節　発　言

第四十条　会議において発言しようとするものは起立して『議長』と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得て発言しなければならない。二人以上起立して発言を求めたときは議長は、先起立者と認める者を指名して発言させる。

第四十一条　発言は議題の外に渉ってはならない。

第四十二条　発言はその中途において、他の発言によって妨げられることはない。

第四十三条　延会又は休憩のため発言を終らなかった議員は更にその議事を始めたときは、前の発言を継続することができる。

第四十四条　委員会に付託された議案の会議においては、議案の質疑に入る前に、委員長が委員会の経過及び結果を報告する。

第四十五条　委員長は、委員会の調査又は審査の結果を報告するときは、自己の意見を加えてはならない。

第四十六条　委員長の報告に次いで少数意見者がその少数意見を報告する。

第四十七条　委員会の審査を省略した議案の会議においては、発議者又は町長、選挙管理委員会の委員長、若しくは監査委員又は地方自治法第百二十一条の規定によるその他の出席者がその議案の趣旨及び内容について説明するものとする。

第四十八条　議員は、委員長、第四十六条の規定による少数意見を報告した者、発議者又は町長、選挙管理委員会の委員長、監査委員、若しくは地方自治法第百二十一条の規定によるその他の出席者に対し質疑をすることができる。

第四十九条　質疑に当っては自己の意見を述べることができない。

第五十条　質疑は同一の議題について三回を超えることができな

い。

第五十一条　質疑が多数あるため質疑を終局することが困難であるときは、議員は質疑終局の動議を提出することができる。前項の動議に三人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いないで議会に諮りこれを決する。

第五十二条　質疑が終ったとき又は前条第一項の動議が可決されたときは、議長は質疑の終局した旨を宣告する。

第五十三条　質疑が終ったとき又は第五十一条第一項の動議が可決されたときは討論に入る。

第五十四条　議長は必要と認めたときは議会に諮り予め討論時間を制限することができる。

第五十五条　討論においては賛成者と反対者の数及び討論時間はこれを公平に定め、議長は賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

第五十六条　議員は同一の議題について二回議論することができない。

第五十七条　議長が議論するときは議員席につかなければならない。

議長が議論したときはその問題の表決が終るまで議長席に復することができない。

第五十八条　賛否の発言が終了したとき又は甲方が発言して、乙方に発言の要求がないときは、討論終局の動議を提出することができる。

前項の動議に三人以上の賛成者があるときは、議長は討論を用いないで議会に諮り決する。

第五十九条　討論が終ったときは議長は討論の終局した旨宣告する。

第五節　修　　正

第六十条　第四十四条の報告又は第四十七条の説明が終ったときは、議員は修正の動議を提出することができる。

第六十一条　修正の動議はその案議を具え、三人以上の賛成者と内に連書して、予め議長に提出しなければならない。議長は前項の修正案を印刷して各議員に配布する、

第六十二条　委員長の報告による修正は賛成者を待たないで議題とする。

第六十三条　議員の提出した修正案は、委員会の提出した修正案より表決しなければならない。

第六十四条　同一の議題について数個の修正案が提出された場合は、原案に最も遠いものから順次表決に付さなければならないその表決の順序は議長がこれを決定する。但し議員から異議の申立があった場合において、三人以上の賛成者があるときは議長は討論を用いないで議会に諮りこれ決する。

第六十五条　すべての修正案が否決されたときは、原案について表決を採る。

第六十六条　議会は修正議決の条項及び字句の修正を議長に委任することができる。

第六節　表　　決

第六十七条　表決には条件を付けることができない。

表決の際、現に議場にいない議員は表決に加わることができない。

第六十八条　議長は表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告しなければならない。

議長が表決に付する問題を宣告した後は何人も議題について発言することができない。

第六十九条　議長は表決を採ろうとするときは問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定してその可否の結果を宣告する。

但し可否の決果を認定することが困難のとき又は議員が議長の宣告に異議を申立て、且つ出席議員の五分の一以上の賛成があるときは、議長は投票により表決を採らなければならない。

第七十条　議長は必要と認めるときは、投票に依り表決を採ることができる。

第七十一条　第六十八条但書又は前条の規定により投票を行う場合においては、問題を可とする議員は「賛成」問題を否とする議員は「反対」の旨を投票用紙に記載しなければならない。

前項の投票用紙の様式は議長が議会の議決を経てこれを定める。

第七十二条　投票が終ったときは、議長は投票の結果を会議に宣告しなければならない。

第七十三条　議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

第七十四条　議長は問題について異議の有無を議会に諮ることができる。

異議がないと認めるときは議長は直ちに可決を宣告する。

第七節　自由討議

第七十五条　議員は自由討議において均しく発言の機会を与えられなければならない。

第七十六条　議長は自由討議の会議の日時を定め、予めこれを議会に報告しなければならない。

但し議員が日時の変更の動議を提出したときは、議長は討論を用いないで議会に諮りこれを決する。

第七十七条　議長は議会に諮り予め自由討議の問題を決定することができる。この場合討議はその問題外に渉ることができない。

第七十八条　問題を決定しない自由討議の会議においては、町長に対し町の事務及び町長に委任された国。他の地方公共団体の事務に関し自己の意見を述べ、又は質問することができる。

第七十九条　自由討議のための時間及び各発言者の発言時間は議長が決定し、予め議会に報告しなければならない。

第八十条　議長が予め決定した発言時間を超えて発言する議員があるときは、議長はその者の発言を中止させることができる。

第八十一条　自由討議における発言に対して、議員が表決を求める動議を提出したときは、議長は討論を用いないで議会に諮り決する。

第八節　選　挙

第八十二条　議会において行う選挙の投票用紙の様式は議長が議会の議決を経て定める。

第八十三条　投票により選挙を行う場合においては、議長は二人以上の立会人と共に、投票を点検しなければならない。

前項の立会人は議長が議員の中から、議会に諮つてこれを定める。

第八十四条　投票の点検が終つたときは、議長は直ちにその結果を議会に報告すると共に、併せて当選人に当選の旨を告知しなければならない。

第八十五条　当選人が当選を辞したときは、議長は選挙すべき者の数で有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票者の中から当選人を定めなければならない。

第八十六条　当選人がないとき、若しくは当選人が選挙すべき者の数に達しないとき、又は前条の規定により当選人を定めることができないときは、議会は更に選挙を行わなければならない。

第八十七条　議長は投票の有効、無効を区別し当該当選人の任期間関係書類と併せてこれを保存しなければならない。

第九節　秘密会

第八十八条　秘密会を開くときは、議長は一般傍聴人及び議長の指定する者以外の者は議場の外に退去させるものとする。

第七章　会議録

第八十九条　会議録には議事の要領を記載しなければならない。

第九十条　会議録には議事の外、開会及び閉会の年月日、出席、欠席議員の番号及び氏名並びに選挙その他議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

第九十一条　会議録に署名すべき議員数は二人とし、会期の始めに議長が議会に諮つてこれを定める。

但し議会はその議決により議長をして指名させることができる。

第九十二条　会議録は会議終了後速やかに調整しなければならない。

第八章　請願

第九十三条　請願書は請願者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を記載しなければならない。

第九十四条　議長は請願を適当の委員会に付託しなければならない。

但し議長において委員会に付託する必要がないと認めるときはこの限りでない。

第九十五条　委員会は左の区分により審査の結果を議会に報告しなければならない。

一、採択すべきもの

二、採択すべきでないもの

委員会において採択すべきものとされた請願については、更に左の区分をしてこれを報告しなければならない。

一、町長又は選挙管理委員会の委員長若しくは監査委員に送付すべきもの

二、いづれにも送付しないもの

第九十六条　委員会に付託しない請願は、前条の例により議長から議会に報告しなければならない。

第九十七条　委員会において採択すべきものと決定した請願については、意見書類を付して議会に報告書を提出しなければならない。

第九十八条　委員会において採択すべきでないと決定した請願の報告に対して議員三人以上から会議に付すべき旨の要求がないときは、委員会の決定を確定とする。

第九十九条　議会は陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものがあるときは、これを受理して請願の例により処理しなければならない。

第九章　住民及び区域内の団体等との関係

第　百　条　委員会が調査又は審査のため、団体等に対し記録の提出を求めようとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

第　百　一　条　調査又は審査のため、会議に証人の出頭を求める動議があるときは、議長は議会に諮りこれを決し、議長がその出頭を求める。

委員会において証人の出頭を求めることを議決したときは、議長を経てその出頭を求めなければならない。

第百二条　議長又は委員会の委員長は、証人に対してその出頭前に予め証言の要旨を記載した文書の提出を求めることができる。

第百三条　証人は議会の要求があるときは、議会に出頭して証言しなければならない。

但し止むを得ない事由があるときは文書で証言することができる。

第百四条　証人出頭したときは、議長は宣誓させて証言させなければならない。

第百五条　証言は、証言を求められた範囲を超えてはならない。

第十章　欠席及び辞職

第一節　欠　　席

第百六条　議員は公務、疾病その他の事故により議会に出席することができないときは予めその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。

第二節　辞　　職

第百七条　議員は辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

第百八条　議長は辞表を朗読させ、討論を用いないで議会に諮りその許否を決する。

第百九条　辞表に無礼の言辞があると認めるときは、議長は朗読を省略して、その要領を議会に報告することができる。

この場合において議長はその辞表を懲罰委員会に付託して審査させることができる。

第十一章　紀　　律

第百十条　すべて議員は議会の品位を重んじなければならない。

第百十一条　議員は議場又は委員会の会議において互に敬称を用いなければならない。

第百十二条　議員は会議中濫りに議席を離れてはならない。

第百十三条　何人も参考のためにするものの外は会議中新聞紙及び書籍を閲読してはならない。

第百十四条　会議中は何人も濫りに発言し、又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

第百十五条　何人も議長の許可がなければ演壇に登ってはならな

い。

第百十六条　紀律に関する事項については議長が之を決する。

第十二章　懲　罰

第百十七条　会議において懲罰事犯があるときは、議長は休憩、若しくは延会を宣告し又は懲罰事犯に該当すると認めるものを退場させることができる。

前項の規定は委員会に之を準用する。

第百十八条　議長の制止又は発言取消しの命令に従わない議員があるときは、議長は地方自治法第百二十九条により処分をする外、なお懲罰委員会に付託することができる。

委員長の制止又は、発言取消しの命令に従わない委員があるときは委員長は、議長に報告し処分を求めることができる。

第百十九条　秘密会の議事をもらした者があるときは、議長は之を懲罰事犯として懲罰委員会に付託する。

第百二十条　懲罰の動議が提出されたときは議長は直ちにこれを会議に付さなければならない。

散会後提出されたときは最近の会議においてこれを議題としなければならない。

前二項の場合においては、議長は討論を用いないで議会に諮りこれを懲罰委員会に付託する。

第百廿一条　懲罰委員会は、本人及び関係人を召喚しようとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

前項の場合において関係人を召喚しようとするときは、議長を経てこれをしなければならない。

第百廿二条　議員は自己の懲罰事犯の会議又は委員会に出席し、議長又は委員長の許可を得て自ら弁明し又は他の議員をして代って弁明させることができる。

第百廿三条　懲罰中公開の議場における戒告又は陳謝については懲罰委員会がこれを起草しその報告と共に、これを議長に提出しなければならない。

第百廿四条　出席停止の期間は十日を超えることができない。

第百廿五条　出席を停止された議員が常任委員又は特別委員であるときは、その期間中は委員の職務を停止する。

第百廿六条　出席を停止された議員がその停止期間中に会議又は委員会に出席したときは議長又は委員長は直ちに退去を命ずる。

その命令に従わないときは更に懲罰委員会に付託することができる。

第百廿七条　議会を騒がし又は議会の体面を汚し、その情状が特に重い者に対しては出席を停止し、又は除名することができる。

第百廿八条　すべて会議規則の疑義は議長がこれを決する。但し議長は議会に諮りこれを決することができる。

中富町議会傍聴人取締規則

第一条　会議を傍聴しようとするものは住所氏名を明示して事務局に申出議長に入場許可を得るものとする。

第二条　傍聴しようとするものが兇器を携帯し又は酩酊して議場の秩序をみだすおそれがあると認めた時は入場を許すことができない。

第三条　傍聴人は入場後は、所定の席に在って全て議長の指示に従わなければならない。

第四条　傍聴人は静粛を保ち談話等を行なわず、且つ議事について可否を表明したり、又は騒ぎたてる行為をしてはならない。

2　前項の行為があった時若しくは規則に背き議事の妨げになると認めた場合は議長は書記に命じてその傍聴人を議場外に退去させることができる。

3　前二項によって退去を命じても尚従わないときは警察に引渡すことができる。

第五条　この規則に定めるものの他必要な事項については議会に諮って議長が処理するものとする。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

また引続いて行われた定例会で常任委員長および各委員は次のように決定された。

総務委員会　委員長　望月　庄作　副委員長　斉藤　政一
委員　笠井　忠治　望月　隆一　笠井　貞治　長田　政輝
依田恵十郎　秋山　四郎　佐藤　求馬　松木　義光
佐野　真市　望月　勉　深沢　台徳　佐野　一郎
渡辺　英一　計一五名

文教委員会　委員長　佐藤　求馬　副委員長　望月　秀
委員　長田　尊一　笠井　昌重　笠井亨太郎　大森　昌訓
深沢　倉一　松木　義光　星野　孝　星野　文夫
佐野　親　渡辺美太郎　幡野　泰明　計一三名

土木委員会　委員長　望月　賞朔　副委員長　望月　信一
委員　笠井　一重　笠井　伴作　笠井　直道　佐野　芳造
斉藤　政一　佐野　高蔵　渡辺　好一　遠藤　豊
樋川　信勝　遠藤　徳通　川口　隆一　笠井亨太郎
計一四名

民生委員会　委員長　望月　隆一　副委員長　佐野　高蔵
委員　望月正太郎　笠井　寛貞　笠井亨太郎　神宮司利平
千葉　昌明　望月　庄作　深松　栄　星野　孝
深沢　亨　依田本治郎　野村　寿　計一三名

経済委員会　委員長　笠井　伴作　副委員長　遠藤　菊重
委員　望月　伝　秋山　四郎　神宮寺武夫　佐野　芳造
望月正太郎　望月　伍作　樋川　保　望月　勉
樋川　信勝　幡野　良元　望月　益孝　計一三名

昭和二九年一二月静川小学校建築調査特別委員会を設置して、小学校の建築事業を旧静川村から新町に引継ぎ、早期に完成を図るため建築工事内容および建築費の内容等の執行状況を調査して新町に事業を引継ぎ完成させている。特別委員は次のとおりである。

静川小学校建築調査特別委員会委員

委員長　望月　庄作
副委員長　望月　伍作
委員　笠井亨太郎　深沢　倉一　笠井　寛貞　依田恵十郎

昭和29年８月合併時の議会議員

星野　文夫　　秋山　四郎　　樋川　信勝　　遠藤　徳通
計十名

またこの議会は新中富町が発足したばかりの議会であったので町造りのための事項が山積しており新町の条例三三件・予算四件・その他の議案一五件計五二件の重要議案を昭和二九年度に議決している。

昭和三〇年四月新町が発足して第一回の町議会議員選挙が行なわれ、このときの選挙は小選挙区制で、定員は西島七名・大須成四名・静川六名・曙五名であって、中富町の議員の定数は二二名となり、甲南中学校を議場としたマンモス議会が解消したのである。また同年八月一日には原村を中富町に合併し、（合併の経緯参照）中部五か村が新町となり議員数も二八名となった。また四月の町議会に於いて議長に望月庄作・副議長に武田清が選任され、各常任委員も選出された。委員会の役員構成は次のとおりである。

昭和三〇年四月

総務常任委員会
委員長　神宮寺　皖　　副委員長　松田　具重

民生常任委員会
委員長　天野　一夫　　副委員長　佐野　博

土木常任委員会
委員長　星野　文夫　　副委員長　地場　和市

経済常任委員会
委員長　望月　又市　　副委員長　遠藤　正一

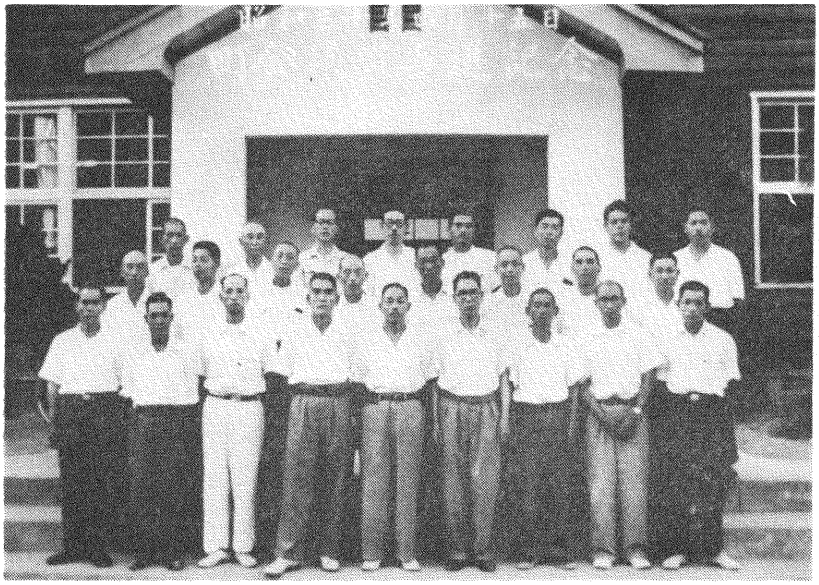

昭和30年４月改選された議会の議員

文教常任委員会
委員長　笠井　一重　　副委員長　望月　広

昭和三一年一月には新庁舎が落成し、新しい議場に於いて議会が開会され、同年五月には全国的に地方財政の苦しい昭和二七年から昭和二九年ころの地方団体の赤字を解消するため、地方財政再建促進特別措置法に基づいて本町も財政再建計画を樹立し、中富町が財政を再建したい申し出を自治庁長官に行なうため町議会の臨時会を開いて議決している。この再建計画は昭和二九年度末までに千二百万円の赤字を出し、この赤字を解消するため、昭和三一年度より昭和三八年度までの八か年間に財政再建を行なおうとしたものである。後に六か年間に計画期間を短縮している。

また同年八月の議会では地方自治法の改正により町議会の定例会を年四回以下とし、常任委員会も四委員会と改められた。このため、関係条例の一部改正をして常任委員会は総務・民生・産業・土木とし、文教委員会を廃止して議長を改選し、議長に神宮寺晥が就任した。条例改正のため各常任委員会の構成も改選した。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和三一年八月

総務常任委員会
委員長　松田　具重　　副委員長　大森　良一

民生常任委員会
委員長　若尾　宗久　　副委員長　笠井　五三

産業常任委員会
委員長　望月　伴六　　副委員長　笠井　政男

土木常任委員会
委員長　山中　幸作　副委員長　望月　四郎

昭和三二年二月の議会では、旧原村の一般会計ならびに国保会計および飯富病院の特別会計に赤字が生じたため、その赤字の内容を調査する特別委員会を設置して、内容を充分調査して議会に報告し処理している。

旧原村および飯富病院会計特別調査委員会委員

委員長　神宮寺　皖　副委員長　松田　具重
委　員　笠井　一重　〃　委　員　笠井　政男
〃　望月　庄作　〃　星野　文夫
〃　大森　良一　〃　天野　一夫
計八名

昭和三二年九月の定例会で議長が改選され、松田具重が就任した。また同年一〇月には中富町全域の電話統合を促進するため電話統合対策促進委員会を設置して統合の促進を図ったが、一部の局の反対があり実現しなかった。またこの議会に於いて副議長が改選され望月芳満が副議長に就任した。続いて各常任委員の改選も行ない各常任委員会の役員の構成は次のとおりである。

昭和三二年一〇月

総務常任委員会
委員長　笠井　一重　副委員長　佐野　晶
民生常任委員会
委員長　望月　又市　副委員長　望月　常範
産業常任委員会
委員長　遠藤　正一　副委員長　深沢　政春
土木常任委員会
委員長　武田　清　副委員長　望月　勝清

昭和三三年二月の議会で下部町の一部を編入することについて議決し、同年四月一日より下田原・宮木が中富町に合併したのである。同年五月の議会で議長を改選し議長に武田清が就任、続いて七月の定例会で各常任委員の改選を行なった。委員会の役員の構成は次のとおりである。

昭和三三年七月

総務常任委員会
委員長　佐野　晶　副委員長　望月　広
民生常任委員会
委員長　望月　勝清　副委員長　笠井　政男
産業常任委員会
委員長　平林　定一　副委員長　深沢　政春
土木常任委員会
委員長　樋川　太郎　副委員長　佐野　博

昭和三三年七月の議会で中富町議会事務局設置条例が制定され、議会事務局を設置し、初の事務局長に総務課長の河西安雄が兼務で、また次長に幡野一二が専任で、書記に望月英雄が兼務で任命され議会事務局の充実を図った。また昭和三四年二月には四月執行の町議会議員の小選挙区制について町民の意見を聴くため公聴会を開いて意見を聴き、本会議で全会一致で小選挙区制を決定した。なお同年二月には議会事務局長に総務課長の望月美根男が兼務で任命さ

昭和34年４月改選された議員

れた。

四月の町議会議員の改選では、小選挙区制で西島が定員六名・大須成が定員三名・静川が五名でこの地区だけ無投票、曙が定員四名、原が定員五名、宮木・下田原が定員三名をそれぞれ選出し、中富町議会議員の定数は二六名となり、初めて地方自治法の本法に定められた数となった。改選後第一回の議会が五月開かれ、議長に幡野良元が、副議長に望月芳満が選任され、各常任委員会も構成された。委員会の役員は次のとおりである。

昭和三四年五月

総務常任委員会
委員長　若林　緑　　副委員長　望月　満治

民生常任委員会
委員長　佐野　博　　副委員長　深沢仁三郎

産業常任委員会
委員長　遠藤　五良　　副委員長　笠井　敬

土木常任委員会
委員長　神宮司　茂　　副委員長　深沢　政春

昭和三四年七月の議会で副議長が改選され遠藤正一が就任した。また同年八月一四日には富士川沿いを北上した台風七号によって本町は大被害をうけ、この復旧の暇なく相次いで九月二六日台風一五号が来襲して、死者四名・罹災者四七〇〇人にのぼり、災害救助法の適用を受けて罹災者の救済に当たると同時に、災害仮設住宅・災害公営住宅の建設・公共土木災害復旧・農林水産災害復旧・文教施設災害復旧・小災害復旧等執行部と共に議会においても連日のよう

に協議会を開いて災害復旧に全力を尽くした。

昭和三五年二月には宮木開田事業の農林漁業資金借入金に対する特別調査委員会を設置した。この件は旧共和村が債務補償して下部町に引継いだが、中富町に合併時受益者負担としたもので、調査の結果団体営にして受益者が負担することにした。特別調査委員は次のとおり。

宮木開田農林漁業資金調査特別委員会委員

委員長　笠井　一重　　副委員長　望月　芳満
委　員　望月　満治　　委　員　遠藤　正一
〃　望月　又市　　〃　天野　晃
〃　神宮司　茂　　〃　佐野　博
〃　遠藤　五良　　〃　深沢　政春
〃　深沢仁三郎　　〃　笠井　敬
計一二名

昭和三五年六月の議会で正副議長の改選を行ない、議長に笠井一重、副議長に深沢政春が就任し、各常任委員の改選も行なった。委員会の役員は次のとおりである。

昭和三五年七月

総務常任委員会
委員長　望月　芳満　　副委員長　津島　孝行

民生常任委員会
委員長　佐野　善作　　副委員長　佐野　吉治

産業常任委員会
委員長　望月　満治　　副委員長　小林　英雄

土木常任委員会
委員長　若林　忠夫　　副委員長　望月　四郎

昭和三六年二月の議会で議長の改選が行なわれ、議長に望月芳満が就任した。続いて三月の議会で副議長の改選が行なわれ、副議長に神宮司茂が就任し、各常任委員の改選も行なった。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和三六年四月

総務常任委員会
委員長　武田　清　　副委員長　深沢　政春

民生常任委員会
委員長　幡野慶太郎　　副委員長　佐野　吉治

産業常任委員会
委員長　小林　義陳　　副委員長　天野　晃

土木常任委員会
委員長　小林　英雄　　副委員長　笠井　敬

昭和三八年三月の定例会で町議会議員の選挙区設置に関する条例が議員提案で上程されたが、賛否両論あって審議が難航し結局無記名投票によって賛成一四票の多数で小選挙区制の議決が行なわれた。また同年四月一五日には石畑部落に大火災が発生し、全焼一六戸・罹災者八七人・半焼三戸の大火となり、急施臨時議会を同日午後三時から中富町役場に開き、罹災者に対する災害救助費の補正予算を議決し、罹災者に対する救助に万全を尽くした。

昭和三八年四月の町議会議員の選挙は前記のとおり小選挙区制で実施し、三五年の国勢調査で人口が一万人を割ったため、西島地区

定員五名、大須成三名、静川四名、曙四名、原四名、宮木・下田原二名と議員定数二二名が選出され、第一回の議会で議長に望月満治が、また副議長に遠藤五良が選任され就任した。また各常任委員の選出も行なわれ役員構成は次のとおりであった。

昭和三八年五月

総務常任委員会
委員長　望月　芳満　　副委員長　渡辺　英一
民生常任委員会
委員長　望月幸三郎　　副委員長　深沢　敬喜
産業常任委員会
委員長　望月　又市　　副委員長　佐野　仙次
土木常任委員会
委員長　武田　清　　副委員長　樋川英二郎

昭和三八年五月、議会事務局職員の異動を行ない、事務局次長に望月英雄が専任で任命され、昭和三九年九月には総務課長の深沢幸一が議会事務局長に兼務で就任した。

昭和三九年一〇月、上向農道および飯富農道に関する調査を行なうため特別調査委員会を設置して内容の調査を行なった。この内容は、下田原の上向農道については、昭和二九年に耕地整備事業として深町から上向に通ずる道路を農林漁業資金を借入て開削し、その返済を部落で行なっており、また飯富農道についても、飯富土地改良区が飯富の部落内の農道改修事業として農林漁業資金を借入れて改修し、受益者が返済しておったもので、この道路はすでに町道としての性格の道路であるので農林漁業資金の返済の一部または全部を町が補助することとなった。この調査の特別調査委員は次のとおりである。

上向農道および飯富農道特別調査委員会委員

委員長　武田　清　　委員　遠藤　五良
委　員　松田　三男　　〃　望月　芳満
〃　小林　次郎　　〃　望月　又市
〃　望月幸三郎　　〃　地場　和市
計八名

昭和四〇年五月の議会で正副議長の改選が行なわれ、議長に望月又市が、副議長に遠藤利一が就任し、続いて各常任委員の改選も行なった。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和四〇年五月

総務常任委員会
委員長　望月　芳満　　副委員長　小林　次郎
民生常任委員会
委員長　望月　満治　　副委員長　樋川　量久
産業常任委員会
委員長　地場　和市　　副委員長　佐野　仙次
土木常任委員会
委員長　武田　清　　副委委長　望月　忠作

昭和四〇年九月に議会事務局職員専任の議会事務局長に望月真治を、また兼務の議会事務局次長に小林善一を、書記に佐野三郎を兼務で任命して議会事務局を充実した。

昭和四一年五月の議会で正副議長が改選され、議長に遠藤五良

が、副議長に地場和市が就任した。また七月の議会で常任委員の改選を行ない、各常任委員会の役員を次のとおり決定した。

昭和四一年七月

総務常任委員会
委員長　笠井　一重　　副委員長　樋川　量久
民生常任委員会
委員長　松田　三男　　副委員長　望月　哲夫
産業常任委員会
委員長　佐野　仙次　　副委員長　深沢　和市
土木常任委員会
委員長　樋川英二郎　　副委員長　望月　忠作

昭和四一年九月二五日台風二六号が襲来し、昭和三四年の災害をしのぐ空前の大被害をもたらした。この被害は死者二名・重傷者四名・住家の全壊一三戸・半壊六四戸・床上浸水七〇戸・床下浸水三八〇〇戸余り、また土木被害三億八千万円・農林被害四億一千万円にも達するものであった。この時議会は九月定例会を開会中で、さっそく二五日に議員協議会を開き災害対策を講ずると共に、町当局は災害対策本部を設置し、災害救助法の適用を受け、自衛隊の派遣を得て災害救助ならびに災害応急対策を行なうとともに、九月二七日には本会議を開いて応急対策費の補正予算等の議案を議決し、執行部と共に災害応急対策に全力を尽くした。

昭和四二年四月、町議会議員の選挙区設置に関する条例が自限法のため効力を失なって、中富町合併以来初めての中富町一円の選挙となり、定数は前回と同様二二名が選出され、最初の議会が五月に開会され、議長に深沢政春、副議長に高野孝が選任されまた各常任委員の選出も行なわれた。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和四二年五月

総務常任委員会
委員長　遠藤　正一　　副委員長　河西　義一
民生常任委員会
委員長　遠藤　利一　　副委員長　若尾　貞利
産業常任委員会
委員長　野中　正平　　副委員長　佐野　禄朗
土木常任委員会
委員長　笠井　一重　　副委員長　平林　定一

昭和四二年一二月の定例会で特別職報酬等審議会条例を制定した。この審議会は町長の諮問機関として設置され、町長・助役・収入役等の給料および議会議員その他の委員等の報酬を議会に提出するときには、あらかじめ審議会の意見を町長が諮問してから提出することとなっており、委員は五名で構成され、町内の公共団体の代表者その他住民のうちから必要のつど町長が任命することとされている。

また同定例会で議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例も制定し、地方公務員災害補償法により議会議員等に対する公務上の災害（負傷・疾病・癈疾または死亡）に対する補償の制度を確立した。

昭和四三年一二月の定例会では、中富町繁栄条例を議決した。こ

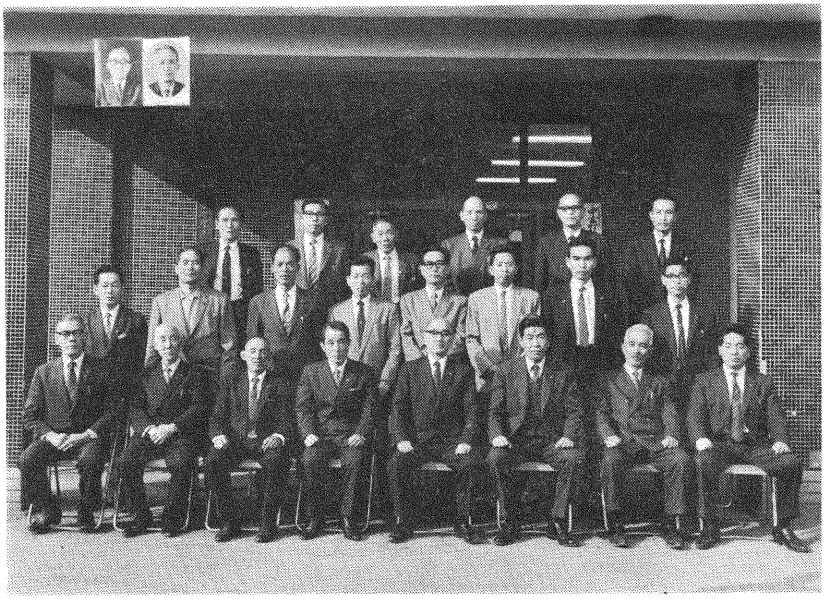

昭和42年４月改選された議員

の条例は過疎化が進む本町では町の繁栄は人づくりから始まるとして、定住人口を増加させる意も含めて、出産手当の支給・結婚手当の支給・保育手当の支給を行なうものである。またこの議会で町独自で老齢年金の支給制度も確立して老人福祉を高めた。

昭和四四年三月の定例会では正副議長が改選され、議長に遠藤正一、副議長に河西義一が就任し、各常任委員も改選された。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和四四年三月

総務常任委員会
委員長　若尾　貞利　　副委員長　若林　良一

民生常任委員会
委員長　笠井　治吉　　副委員長　佐野　徳男

産業常任委員会
委員長　佐野　高蔵　　副委員長　渡辺　晴友

土木常任委員会
委員長　遠藤　五良　　副委員長　佐野　禄朗

昭和四四年四月には議会事務局長望月真治が総務課長に出向したので、後任の事務局長に深沢幸一が任命された。次長に望月英雄、書記に佐野三郎・笠井昂敏が兼務で任命された。

昭和四五年三月の定例会で議会議員の定数を定める条例を議員提案で議決した。この条例に現在二二名の定員（地方自治法に定められた数）を、次の一般選挙から一八名としたものである。

昭和四五年一一月の臨時議会では正副議長が改選され、議長に野中正平、副議長に若尾貞利が就任し、各常任委員の選出も行なわれ

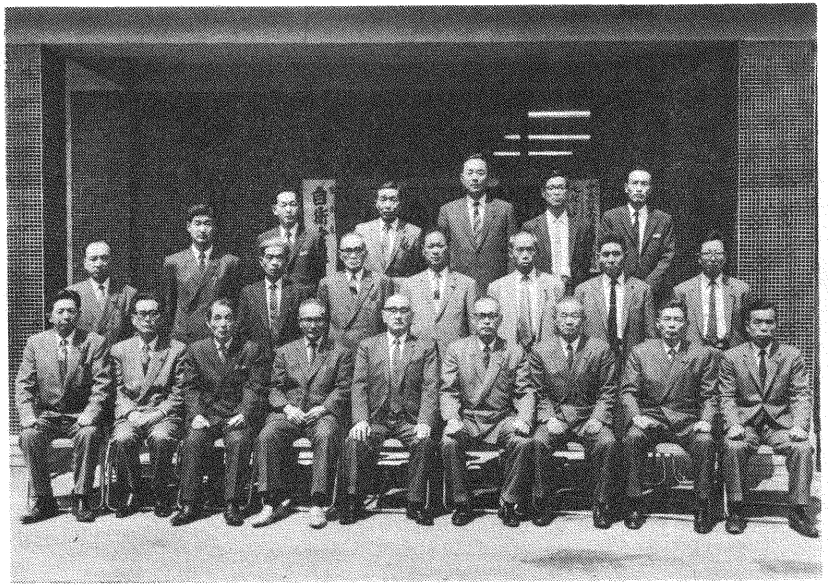

昭和46年４月改選された議員

た。各常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和四五年一一月

総務常任委員会

委員長　内藤　公雄　　副委員長　河西　義一

民生常任委員会

委員長　渡辺　晴友　　副委員長　笠井　秀平

産業常任委員会

委員長　佐野　徳男　　副委員長　深沢　政春

土木常任委員会

委員長　若林　良一　　副委員長　遠藤　利一

昭和四六年四月議員定数を一八名に削減して最初の町議会議員の選挙が行なわれ烈しい選挙戦となった。

五月には初議会が開かれ議長に望月芳満が、副議長に笠井治吉が選任され、委員会条例の定数を総務委員会五人、民生委員会四人、産業委員会五人、土木委員会四人に改正して、各常任委員の選任も行なわれた。常任委員会の役員は次のとおりである。

昭和四六年五月

総務常任委員会

委員長　遠藤　五良　　副委員長　深沢　広吉

民生常任委員会

委員長　渡辺　晴友　　副委員長　長田　林

産業常任委員会

委員長　望月　喜男　　副委員長　星野　初雄

土木常任委員会

委員長　神宮司　茂　　副委員長　平林　定一

第五節　旧村と合併後（中富町）の議会議員

一、西島村

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野倉蔵	明治22・7・19	明治28・7・8
笠井惟造	〃	〃25・7・8
笠井重左ヱ門	〃	〃24・4
笠井直造	〃	〃28・7・8
佐野安左ヱ門	〃	〃25・7・8
佐野平三郎	〃	〃
望月菱平	〃	〃24・4
野中林兵衛	〃	〃28・7・8
笠井安太郎	〃	〃25・7・8
佐野保	〃	〃
笠井章	〃	〃
笠井半平	〃	〃
笠井惟造	〃25・7・8	〃31・7
佐野保	〃	〃
佐野平三郎	明治22・7・19	明治31・7
笠井米三郎	〃	〃28・7
佐野長重	〃	〃31・7
金輪広吉	〃	〃
笠井致誠	〃	〃27・9・30
佐野判逸	〃	〃28・7
佐野英一	〃83・7・25	〃30・2・3
野中林兵衛	〃28・7・25	〃34・7
佐野倉蔵	〃	〃
笠井半平	〃	〃
佐野市太郎	〃	〃
笠井米三郎	〃	〃
望月友三郎	〃	〃31・7
金輪広吉	〃31・7・24	〃37・7
笠井豊兵衛	〃	〃
笠井惟造	〃	〃
佐野長重	〃	〃34・7
笠井市造	〃	〃37・7
笠井平八	〃	〃
笠井定太郎	〃	〃
望月倉之助	〃34・7・25	〃40・7
佐野倉蔵	〃	〃
佐野忠次良	〃	〃
佐野市太郎	〃	〃

望月万造	明治34・7・25	明治40・7	
笠井惟造	〃 37・7・25	〃 43・7	
佐野唯兵衛	〃	〃	
野中貞作	〃	〃	
笠井武啓	〃	〃	
望月彦太郎	〃	〃	
望月治右ェ門	〃	〃	
笠井圭三郎	〃	〃	
笠井半平	〃 40・7・25	大正2・7	
笠井致敬	〃	〃	
金輪広吉	〃	明治43・7	
望月万造	〃	大正2・7	
佐野準造	〃	〃	
笠井米三郎	〃	〃	
笠井惟造	明治43・7・25	〃	
野中貞作	〃	〃	
笠井昌美	〃	〃	
望月治右ェ門	〃	〃	
笠井平	〃	〃	
笠井吉五郎	〃	〃	
望月彦太郎	〃	〃	
笠井半平（町村制改正）	大正2・7・24	大正6・5・23	
笠井惟造	〃	〃 5・3・1	
笠井八百造	〃	〃 6・5・2	
佐野節朗	大正2・7・24	大正6・5・24	
佐野準造	〃	〃	
野中貞作	〃	〃	
望月満造	〃	〃	
長田仙十郎	〃	〃	
笠井平	〃	〃	
佐野乙市	〃	〃	
望月竹吉	〃	〃 6・7・23	
笠井昌美	〃	〃 6・7・23	
笠井圭三郎	〃	〃 3・9・23	
笠井平	大正6・7・25	大正7・7・20	
野中貞作	〃	〃	
笠井昌美	〃	〃	
有泉親之	〃	〃	
望月彦市	〃	〃	
佐野誠敬	〃	〃	
笠井長亀	〃	〃	
佐野節朗	〃	〃	
笠井致敬	〃	〃	
望月万造	〃	〃	
佐野磯吉	〃	大正10・7・23	
佐野市太良	〃	大正7・2・6	
笠井長亀	大正10・7・24	大正14・7・23	

笠井致敬（等級制撤廃）	大正10・7・24	大正14・7・23	笠井昌美
望月喜作	〃	〃	昭和4・7・24
望月金作	〃	〃	〃
笠井重吉	〃	〃	〃
笠井圭三良	〃	大正14・1・12	笠井米三郎
笠井美之	大正14・7・23	〃 11・7・23	笠井重吉
佐野重作	〃	〃	荒川淳太郎
笠井美也男	〃	〃	望月正吉
佐野節朗	〃	〃	笠井作太良
野中貞作	〃	〃	笠井栄男
堀口重治郎	〃	〃	佐野節朗
笠井嘉一	大正14・7・24	昭和4・7・23	佐野隆太
望月清三	〃	〃	佐野恵太郎
笠井米三郎	〃	〃	笠井市太郎
笠井重吉	〃	〃	笠井東太
望月万造	〃	〃	昭和8・7・24
望月万吉	〃	〃	〃
笠井元甫	〃	〃	〃
望月教作	〃	〃	〃
笠井致敬	〃	〃	〃
笠井伝造	〃	〃	〃
笠井市太郎	〃	〃	〃
望月泰造	〃	〃	〃
笠井満一	昭和4・7・24	昭和7・3・9	笠井東太
笠井重吉	〃	〃	昭和12・7・24
佐野軍策	〃	〃	〃
荒川淳太郎	〃	〃	〃
佐野三郎	〃	〃	〃
望月金造	〃	〃	〃
笠井惣治郎	〃	〃	〃
笠井栄男	〃	〃	〃
笠井米三郎	〃	〃	〃
笠井嘉一	〃	〃	〃
佐野彦直	〃	〃	〃
望月正吉	〃	〃	〃
笠井東太	昭和8・7・24	昭和12・7・23	昭和17・5・21
笠井市太郎	〃	昭和6・4・8	〃
佐野恵太郎	〃	〃	〃
佐野隆太	〃	〃	〃
佐野節朗	〃	〃	〃
笠井栄男	〃	〃	〃
笠井作太良	〃	〃	〃
望月正吉	〃	〃	〃
荒川淳太郎	〃	〃	〃
笠井重吉	〃	〃	〃
笠井米三郎	〃	〃	〃

笠井嘉一	昭和12・7・24	昭和17・5・21
望月金造	〃	〃
笠井惣治郎	〃	〃
笠井米三郎	〃	〃
笠井正吉	〃	〃
佐野三郎	〃	〃
笠井重吉	〃	〃
長田仙太郎	〃	昭和16・2・20
望月冨吉	〃	昭和17・5・21
佐野彦直	〃	〃
笠井長亮	〃	〃
笠井忠治	昭和17・5・21	〃
佐野三郎	〃	〃
笠井東太	〃	21・11・24
笠井米三郎	〃	〃
笠井房吉	〃	22・4・28
笠井豊	〃	〃
笠井貫一	〃	〃
望月喜男	〃	〃
笠井淳一郎	〃	〃
笠井竹次郎	〃	〃
笠井享太郎	〃	〃
笠井昇	〃	〃
望月徳広	〃 22・4・29	〃 26・4・30

佐野松五郎	昭和22・4・29	昭和26・4・30
笠井正明	〃	〃
望月隆一	〃	〃
笠井修一	〃	〃
望月悦三	〃	〃
笠井淳一郎	〃	〃
佐野芳造	〃	〃
笠井芳平	〃	〃
笠井俊一郎	〃	〃
笠井健吉	〃	〃
望月伍作	〃	〃
望月茂寧	〃	〃
笠井忠治	〃	〃
笠井雅太郎	〃	〃
望月喜男	〃	〃
望月伍作	昭和26・5・1	昭和29・8・16
望月隆一	〃	〃
笠井一重	〃	〃
笠井政広	〃	〃
笠井直道	〃	〃
笠井享太郎	〃	〃
月秀	〃	〃
長田政輝	〃	〃
佐野芳造	〃	〃

笠井忠治	昭和26・5・1	〃
笠井貞治	〃	〃
笠井昌重	〃	〃
笠井伴作	〃	〃
望月正太郎	〃	〃
長田尊一	〃	〃
笠井寛貞	〃	〃

二、大須成村

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
深沢源平	明治22・7	明治28・7
佐野九右ヱ門	〃	〃
秋山正	〃	〃
大森勝治郎	〃 25・7	〃 31・8
松田仁三郎	〃	〃 31・3
樋川清三郎	〃	〃
深沢辰之助	〃 28・7	〃 34・7
神宮寺徳次郎	〃	〃
地場好太郎	〃	〃
秋山正	〃 31・7	〃 37・7
佐野重良左ヱ門	〃	〃
佐野要右ヱ門	〃	〃
佐野宗房	明治34・7	明治40・7
依田重昌	〃	〃
小松武兵衛	〃	〃
小松勘蔵	〃 37・7	〃 43・7
大森森之助	〃	〃
秋山正	〃	〃
依田重昌	〃 40・7	大正2・7
佐藤文治良	〃	〃
神宮寺与左ヱ門	〃	〃
依田米吉	〃 43・7	〃 5・7
小松勘蔵	〃	〃
秋山嘉市郎	〃	〃
地場惣七	〃 22・7	明治28・7
佐野庄左ヱ門	〃	〃
幡野伝右ヱ門	〃	〃
佐藤清明	〃 25・7	〃 31・7
佐野要右ヱ門	〃	〃
神宮寺久左ヱ門	〃	〃
深沢源平	〃 28・7	〃 34・7
佐野九右ヱ門	〃	〃
地場惣七	〃	〃
大森勝治郎	〃 31・7	〃 37・7
佐野喜一郎	〃	〃
神宮寺幸作	〃	〃

深沢源平	明治34・7	明治40・7	幡野正作
幡野米吉	〃	〃	佐野重助
大森勝之助	〃	〃	佐野利作
松島利左ヱ門	〃 37・7	〃	神宮司千太郎
佐野九右ヱ門	〃	〃	佐野万蔵
佐藤長治郎	〃	〃	神宮寺幸作
神宮寺庄助	〃	〃	大森義雄
佐野重助	〃 40・7	大正2・7・29	望月常吉
神宮寺俊策	〃	〃	秋山利作
深沢源平	〃	〃	千葉松造
佐野喜一郎	〃	明治43・7	神宮寺俊策
佐野正策	〃 43・7	大正2・7・29	依田乙市
佐野万蔵	〃	〃	神宮寺茂吉
堀井知代吉	〃	〃	佐野広吉
神宮寺庄助	〃	〃	望月正治
大森徳蔵	〃	〃	深沢金治郎
小松今朝吉	大正2・7・30	〃 6・7・29	地場又十郎
地場重治良	〃	〃	大森利之
佐野伝吉	〃	〃	望月正治
大森徳蔵	〃	〃	秋山藤作
佐野万蔵	〃	〃	神宮寺与
神宮寺俊策	〃	〃	神宮寺保
秋山嘉市郎	〃	〃	幡野正三
神宮寺幸作	〃	〃	望月常吉

大正2・7・30	大正3・7・30	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃 6・7・30	〃 10・7・29	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃

佐野正治	大正10・7・30	大正14・7・29	
依田米吉	〃	〃	
佐野利作	〃	〃	
神宮司広	〃	〃	
地場又十郎	〃	昭和3・7・29	
佐野重治	〃	〃	
小松勘蔵	〃	〃 4・7・29	
深沢邦太郎	〃	〃	
大森義治	〃	〃	
依田章	〃	〃	
佐野幸太郎	〃	〃	
佐野藤平次	〃	〃	
深沢鉄吉	〃	〃	
神宮寺与	〃	〃	
望月正治	〃	〃	
神宮司広	〃	〃	
渡辺頼重	昭和4・7・30	〃 8・7・29	
佐藤勝治郎	〃	〃	
神宮寺与	〃	〃	
佐藤誉隆	〃	〃	
佐野利作	〃	〃	
秋山亀之助	〃	〃	
佐野重治郎	〃	〃	
地場又十郎	〃	〃	
堀井幸作	昭和4・7・30	昭和8・7・29	
深沢邦太郎	〃	〃	
松島源三	〃	〃	
佐野昌幸	〃	〃 8・7・30	〃 12・7・29
秋山栄	〃	〃	〃
神宮司彦助	〃	〃	〃
地場又十郎	〃	〃	〃
小松勘蔵	〃	〃	〃
佐野梅治郎	〃	〃	〃 9・4
深沢延太郎	〃	〃	〃 12・7・29
佐野重治	〃	〃	〃
佐野利作	〃	〃	〃
神宮寺皖	〃	〃	〃
佐藤勝治郎	〃	〃	〃
渡辺頼重	〃	〃	〃
大森徳蔵	〃	〃 9・5	〃
依田喜弘	〃	〃 12・7・30	〃 17・5・20
神宮寺皖	〃	〃	〃
秋山千之	〃	〃	〃
深沢永	〃	〃	〃
幡野徳重	〃	〃	〃
神宮字文吉	〃	〃	〃
佐藤朝治郎	〃	〃	〃
渡辺長重	〃	〃	〃

佐野重治	昭和12・7・30	昭和17・5・20	
佐野泉	〃	〃	
佐野太市	〃	〃	
望月半助	〃	〃	
神宮寺猪一	〃	〃	
河崎知重	〃	〃	
佐野其治	〃	〃	
佐野好文	〃	〃	
佐藤久男	〃	〃	
佐藤伝	〃	〃	
佐野輝益	〃	〃	
深沢寛	〃	〃	
幡野徳重	〃	〃	
保坂正之	〃	〃	
依田重智	〃	〃	
佐野泉	〃	〃	
渡辺好一	〃	22・5・1	〃 26・4・30
神宮寺都重	〃	〃	
佐藤千吉	〃	〃	
佐野彦三郎	〃	〃	
秋山繁治	〃	〃	
依田正八	〃	〃	
千葉富治	〃	〃	
望月宗誉	〃	〃	

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退職年月日
大森良一	昭和22・5・1	昭和26・4・30
神宮司茂	〃	〃
神宮字義弘	〃	〃
神宮寺虎雄	〃	〃
依田恵十郎	〃 26・5・1	〃 29・8・16
佐藤求馬	〃	〃
神宮寺武夫	〃	〃
深沢倉一	〃	〃
斎藤政一	〃	〃
佐野高蔵	〃	〃
秋山四郎	〃	〃
大森昌訓	〃	〃
神宮司利平	〃	〃
千葉昌明	〃	〃
地場武平	〃	退職年月日不明
渡辺好一	〃	昭和29・8・17

三、静川村

氏名	就任年月日	退職年月日
天野貫一（切石外三村戸長役場時代）	明治20・1・8	明治22・7・31
渡辺宗十郎	〃	〃

佐野徳平	明治20・1・8	〃	明治22・7・31
河西市右ェ門	〃 22・8・1	〃	〃 25・7・31
渡辺順作	〃	〃	〃
望月長三郎	〃	〃	〃
笠井楳太郎	〃	〃	〃
望月一作	〃	〃	退職年月日不明
望月源治郎	〃	〃	〃
深沢半左ェ門	明治25・8・1	〃	明治31・7・31
佐野徳平	〃	〃	〃
望月長三郎	〃	〃	〃
望月友十郎	〃	〃	〃
川口政右ェ門	〃	〃	〃
笠井楳太郎	〃	〃	〃
笠井猪之作	〃 28・8・1	〃	〃 34・8・2
河西市右ェ門	〃	〃	〃
渡辺順作	〃	〃	〃
天野延太郎	〃	〃	〃
深沢好兵ェ	〃	〃	〃 31・8・16
川口太代吉	〃	〃	〃 34・8・2
笠井弥三郎	〃 31・8・24	〃	〃 37・7・30
依田常吉	〃	〃	〃
望月楳太郎	〃	〃	〃
望月覚太郎	〃	〃	〃
望月岩右ェ門	〃	〃	〃 32・2・3

渡辺正右ェ門	明治31・8・24	〃	明治37・7・30
深沢静	〃	〃	明治37・7・30
幡野佐十郎	〃 34・8・2	〃	〃
渡辺順作	〃	〃	〃
佐野半三郎	〃	〃	〃
深沢太郎	〃	〃	〃
深沢半四郎	〃	〃	〃
望月友十郎	〃	〃	〃
深沢五兵ェ	〃	〃	〃
矢崎直	〃	〃	〃
望月一作	〃 73・8・2	〃	〃
依田常吉	〃	〃	〃
遠藤海吉	〃	〃	〃
遠藤半次郎	〃	〃	〃
津島清助	〃	〃	〃
松田仁三郎	〃	〃	〃
望月覚太郎	〃	〃	〃
佐野久蟹	〃 40・8・2	〃	〃 43・7・30
川口実一	〃	〃	〃
笠井徳太郎	〃	〃	〃
深沢徳一	〃	〃	〃
深沢太郎	〃	〃	〃
深沢竹之助	〃	〃	〃
依田常吉	〃 43・8・2	〃	〃

望月黎一郎	〃	明治43・8・2	明治43・7・30
望月友十郎	〃	〃	〃
深沢与市	〃	〃	〃
天野桃三郎	〃	〃	〃
遠藤菊太郎	〃	〃	〃
深沢竹之助	大正2・8・2	大正6・8・1	
深沢与市	〃	〃	〃
渡辺勘吉	〃	〃	〃
大芝又五郎	〃	〃	〃
熊谷利十郎	〃	〃	〃
川口栄吉	〃	〃	〃
依田常吉	〃	〃	〃
松田直蹠	〃	〃	〃
笠井徳太郎	〃	〃	〃
望月黎一郎	〃	〃	〃
天野延太郎	〃	〃	〃
望月友十郎	〃	〃	〃
波木井弥十郎	〃	6・8・2	10・8・1
望月栄吉	〃	〃	〃
川口弘	〃	〃	〃
渡辺辰治郎	〃	〃	〃
望月徳重	〃	〃	〃
深沢与市	〃	〃	〃
佐野久蹠	〃	〃	〃

天野延太郎	大正6・8・2	大正10・8・1	
大芝又五郎	〃	〃	〃
深沢彦市	〃	〃	〃
渡辺治三郎	〃	〃	〃
川口太助	〃	〃	〃
天野桃三郎	〃	〃	〃
深沢太郎	〃	〃	〃
望月黎一郎	〃	〃	〃
遠藤恭三	〃	〃	〃
望月友三郎	〃	〃	〃
遠藤実	〃	〃	〃
幡野金弥	〃	〃	〃
渡辺恵十郎	〃	〃	〃
佐野久蹠	〃	〃	〃
深沢喜代作	〃	〃	〃
依田常吉	〃	〃	〃
依田兵吉	〃	〃	〃
天野延太郎	〃	14・8・1	昭和4・7・31
深沢徳一	〃	〃	〃
依田逸太郎	〃	〃	〃
望月友十郎	〃	〃	〃
渡辺栄吉	〃	〃	〃
遠藤実	〃	〃	〃
佐野半三郎	〃	〃	〃

河西常次郎	〃	大正14・8・1	昭和4・7・31
望月直	〃	〃	〃
依田常吉	〃	〃	〃
深沢市作	〃	〃	〃
星野直吉	〃	〃	〃
大芝善利	〃	昭和4・8・1	〃
松田安太郎	〃	〃	8・7・31
深沢宇三郎	〃	〃	〃
深沢文吉	〃	〃	〃
矢崎直	〃	〃	〃
深沢始末	〃	〃	〃
望月義直	〃	〃	5・6・22
天野桃三郎	〃	〃	8・7・31
川口佐十	〃	〃	〃
川口喜重	〃	〃	〃
津島孝喜	〃	〃	〃
佐野半三郎	〃	〃	〃
深沢文四郎	〃	8・8・1	12・7・31
渡辺禎一	〃	〃	〃
深沢宇三郎	〃	〃	〃
松田具真	〃	〃	〃
深沢留吉	〃	〃	〃
川口実一	〃	〃	〃
深沢太郎	〃	〃	〃

遠藤恭三	〃	昭和8・8・1	昭和12・7・31
望月嘉一	〃	〃	〃
天野一夫	〃	〃	〃
幡野作一	〃	〃	〃
深沢茂明	〃	〃	〃
塙育直	〃	12・8・1	17・5・20
天野晃	〃	〃	〃
渡辺貞治	〃	〃	〃
深沢文四郎	〃	〃	〃
佐野為吉	〃	〃	〃
深沢巌	〃	〃	〃
渡辺禎一	〃	〃	〃
樋川孝	〃	〃	〃
川口国広	〃	〃	〃
川口実一	〃	〃	〃
幡野作一	〃	〃	〃
望月明治	〃	〃	〃
幡野良元	〃	17・5・21	〃
望月貞作	〃	〃	22・4・29
熊谷弘毅	〃	〃	〃
天野晃	〃	〃	〃
松田三男	〃	〃	〃
深沢文四郎	〃	〃	〃
佐野晤郎	〃	〃	〃

深沢与市	〃	昭和17・5・21	昭和22・4・29
川口泉	〃	〃	〃
川口茂富	〃	〃	〃
深沢太郎	〃	〃	〃
望月広	〃	〃	〃
松田三男	〃	22・4・30	26・4・30
河西庄喜	〃	〃	〃
依田仁作	〃	〃	25・5・11
遠藤菊茂	〃	〃	26・4・30
赤池勝信	〃	〃	〃
熊谷弘毅	〃	〃	〃
渡辺英一	〃	〃	〃
天野太朗	〃	〃	〃
川口勝重	〃	〃	23・12・21
川口茂富	〃	〃	26・4・30
幡野貞義	〃	〃	〃
望月満利	〃	〃	〃
望月豊	〃	〃	〃
深沢良明	〃	〃	〃
深沢賢造	〃	〃	〃
深沢仁一	〃	〃	〃
幡野良元	〃	26・5・1	29・8・16
赤池勝信	〃	〃	〃
樋川常ヱ門	〃	〃	〃
佐野信真	〃	〃	28・7

四、曙村

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
樋川源市郎	明治22・8・6	明治25・2
星野勝陳	〃	〃 25・7
川崎嘉ヱ門	〃	〃
樋川常ヱ門	〃	〃
佐野信真	〃	〃 28・7
遠藤菊茂	昭和26・5・1	昭和29・8・16
望月賞朔	〃	〃
渡辺美太郎	〃	〃
野村寿	〃	〃
佐野親	〃	〃
深沢亨	〃	〃
川口隆一	〃	〃
佐野一郎	〃	〃
依田本治郎	〃	〃
望月益孝	〃	〃
幡野泰明	〃	〃
笠井恭太郎	〃	〃
渡辺英一	〃	〃

深松馬造	明治22・8・6	明治25・7・7	
望月万平	〃	〃 28・7・7	
星野茂三郎	〃	〃 25・7・7	
植松幸作	〃	〃 28・7・7	
山中文四郎	〃	〃 25・7・7	
河西惣兵衛	〃 23・2・20	〃	
遠藤藤右ェ門	〃	〃	
樋川丑元	〃 25・7・20	〃 28・1・5	
遠藤忠治郎	〃	〃 28・7	
深松東馬	〃	〃 26・9	
樋川仙吉	〃	〃 28・7	
川崎五右ェ門	〃	〃	
樋川安吉	〃 25・12・8	〃 31・7・18	
遠藤藤右ェ門	〃	〃	
河西惣兵衛	〃	〃	
星野勝陳	〃	〃	
星野恒三郎	〃 27・4・13	〃 28・7	
望月城	〃	〃 31・7・17	
星野恒三郎	〃 28・7・19	〃 34・7・17	
佐野関太郎	〃	〃	
植松幸作	〃	〃	
佐野章三郎	〃	〃	
加賀美由松	〃	〃 30・6・2	
川崎友作	〃	〃 34・7・17	

遠藤良右ェ門	明治28・7・19	明治29・3・26	
遠藤米作	〃 28・8・1	〃 31・7・17	
加賀美菊司	〃 31・7・18	〃 37・7・17	
樋川安吉	〃	〃	
小野弥市郎	〃	〃	
星野勝陳	〃	〃	
樋川正名	〃	〃	
望月城	〃	〃	
星野恒三郎	〃 34・7	〃 18	
		〃 40・7・17	
佐野章三郎	〃	〃	
植松幸作	〃	〃	
川崎友作	〃	〃	
佐野信春	〃	〃	
樋川源太郎	〃	〃	
星野定治郎	〃 37・7・18	不明	
樋川正名	〃	不明	
樋川安治郎	〃	〃	
星野勝陳	〃	〃	
加賀美菊司	〃	〃	
加賀美由松	〃	〃	
佐野猿松	〃 40・7・18	大正2・7・17	
星野恒三郎	〃	〃	
望月城	〃	〃	
望月広作	〃	〃	

樋川好信	明治40・7・18	〃	大正2・7・17
川崎新太郎	〃	〃	〃
樋川安吉	不明	〃	〃
星野操	〃	〃	〃
深松貢	〃	〃	〃
遠藤悦吉	〃	〃	〃
松木素順	〃	〃	〃
遠藤米作	〃	〃	〃
佐野太市郎	大正2・7・18	大正6・7・17	
望月昌作	〃	〃	
深松明義	〃	〃	
樋川正名	〃	〃	
樋川安吉	〃	〃	
遠藤悦吉	〃	〃	
遠藤米作	〃	〃	
星野文治郎	〃	〃	
松木素順	〃	〃	
川崎菊市	〃	〃	
星野房吉	〃	3・8・30	
深松助蔵	〃	〃	
星野操	〃	6・7・17	
星野勝陳	〃	4・8・18	
佐野栄太郎	〃	10・7・17	
望月竹三郎	〃	〃	

星野文治郎	大正6・7・18	大正10・7・17	
深松政重	〃	〃	
樋川好信	〃	〃	
山中千代吉	〃	〃	
佐野喜六	〃	〃	
星野操	〃	〃	
星野房吉	〃	〃	
遠藤悦吉	〃	〃	
川崎菊市	〃	〃	
松野基十郎	〃	〃	
佐野均	〃	14・7・17	
佐野秀定	〃	〃	
佐野真治郎	〃	〃	
星野操	〃	14・7・18	
星野新宗	〃	〃	
星野恒三郎	〃	〃	
星野菊治郎	〃	〃	
遠藤悦吉	〃	〃	
望月勝詮	〃	〃	
山中宗逸	〃	〃	
遠藤勇五良	〃	〃	
加賀美定吉	〃	〃	
樋川好信	14・7・18	昭和4・7・17	
松覚逸	〃	〃	

山中宗逸	大正14・7・18	〃	大正4・7・17
佐野久作	〃	〃	〃
星野新宗	〃	〃	〃
望月昌作	〃	〃	〃
望月勝詮	〃	〃	〃
加賀美定吉	〃	〃	〃
佐野保蔵	〃	〃	〃
深松鶴吉	〃	〃	〃
山中善政	〃	〃	〃
星野文治郎	〃	〃	〃
佐野隆朝	昭和4・7・18	〃	8・7・17
佐野嘉市良	〃	〃	〃
望月昌作	〃	〃	〃
樋川条久	〃	〃	〃
佐野詮秀	〃	5・5・25	〃
望月伴録	〃	8・7・17	〃
樋川昌位	〃	〃	〃
植松覚逸	〃	〃	〃
望月嘉市郎	〃	〃	〃
山中宗逸	〃	〃	〃
山中善政	〃	〃	〃
加賀美定吉	〃	〃	〃
佐野利正	〃	8・7・18	〃
望月広作	〃	〃	〃

佐野正義	昭和8・7・18	〃	昭和12・7・17
星野勝之	〃	〃	〃
星野新宗	〃	〃	〃
深松大作	〃	〃	〃
樋川覚十	〃	〃	〃
植松覚逸	〃	〃	〃
川崎照男	〃	〃	〃
山中宗逸	〃	〃	〃
松木清重	〃	〃	〃
山中善政	〃	〃	〃
佐野隆朝	12・7・18	〃	17・5・20
佐野武春	〃	〃	〃
佐野信	〃	〃	〃
樋川条久	〃	〃	〃
星野義定	〃	〃	〃
河西半之丈	〃	〃	〃
植松覚逸	〃	〃	〃
樋川宜誉	〃	〃	〃
山中宗逸	〃	〃	〃
加賀美幸作	〃	〃	〃
小野謹之助	〃	〃	〃
川崎照男	〃	〃	〃
佐野信	17・5・21	22・4・30	19・12・29
佐野章三郎	〃	〃	〃

佐野保蔵	昭和17・5・21	〃	昭和22・4・30
樋川粂久	〃	〃	〃
古川詳	〃	〃	〃
深松丑松	〃	〃	〃
植松覚逸	〃	〃	17・11・27
樋川信勝	〃	〃	22・4・30
望月好文	〃	〃	〃
遠藤正美	〃	〃	〃
山中孝重	〃	〃	21・11・26
加賀美和三郎	〃	〃	〃
星野義貞	〃	〃	81・3・15
望月商	22・5・1	〃	26・4・30
村上実蔵	〃	〃	〃
望月義輝	〃	〃	〃
上杉憲直	〃	〃	〃
樋川幸積	〃	〃	〃
樋川恵	〃	〃	〃
佐野三好	〃	〃	〃
星野初男	〃	〃	〃
星野徳一	〃	〃	〃
遠藤温	〃	〃	〃
遠藤徳一	〃	〃	〃
山中文三	〃	24・10・20	〃
望月信一	26・5・1	29・8・16	〃

五、伊沼外二か村組合（八日市場・伊沼・飯富および原村）

望月勉	昭和26・5・1	昭和29・8・16	〃
松木義光	〃	〃	〃
星野孝	〃	〃	〃
星野文夫	〃	〃	〃
望月庄作	〃	〃	〃
樋川信勝	〃	〃	〃
佐野真市	〃	〃	〃
遠藤豊	〃	〃	〃
遠藤徳通	〃	〃	〃
樋川保	〃	〃	〃
深松栄	〃	〃	〃

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
遠藤源次郎	明治22・7・19	明治28・7・18
佐野重直	〃	〃
若尾孝	22・7・18	25・7・17
山下春道	〃	〃
若宮源造	〃	28・7・17
望日俊造	25・7・18	〃
佐野文吉	22・7・18	25・7・17

若宮重吉	〃	明治22・7・18	明治25・7・17
佐野友吉	〃		〃
古屋源左ェ門	〃		〃
市川美之平	〃		〃
古屋六太郎	〃		〃
土橋政兵衛	〃		〃
平林巳之吉	〃		23・4・10
望月幸次郎	〃		28・7・17
望月常右ェ門	〃	25・7・26	31・7・25
望月喜八	〃		〃
若尾牧平	〃		〃
佐野友吉	〃		〃
深沢広吉	〃		〃
佐野祐治	〃		28・7・25
若宮重吉	〃		31・7・25
望月祐春	〃		〃
平林巳之吉	〃		〃
山下儀逸	〃	28・7・25	34・7・24
若宮源造	〃		不明
古屋六太郎	〃		明治32・3・16
石川国太郎	〃		〃
佐野重直	〃	31・7・25	37・7・24
望月万六	〃		〃
望月喜八	〃		〃
佐野友吉	〃		32・8・
山下万右ェ門	明治31・7・25		明治37・7・24
佐野祐治	〃		〃
佐野為作	〃		36・2・5
佐野百松	〃		37・7・24
佐野勝一郎	〃		〃
土橋三四郎	〃		〃
望月幸治郎	〃	32・5・17	38・3・21
古屋六太郎	〃		34・7・30
若尾孝	〃	34・7・25	36・3・7
若尾伊作	〃	36・4・15	40・7・24
望月俊造	〃	36・3・15	37・3・30
平林巳之吉	〃	34・7・25	40・7・24
土橋準三郎	〃		〃
望月万六	〃	37・7・25	43・7・24
樋川巻蔵	〃		〃
佐野勝一郎	〃		〃
佐野為作	〃		〃
望月庄作	〃		〃
古屋六太郎	〃		37・12・12
増田勝四郎	〃	38・8・16	〃
若尾伊作	〃	40・7・25	大正2・7・24
佐野一作	〃		〃
望月喜八	〃		〃
佐野友吉	〃		明治40・10・10

若宮重吉	昭和40・7・25	大正2・7・24	
土橋玉作	〃	〃	
平林利十郎	〃	〃	
望月庄作	〃	〃	
望月寅蔵	〃	〃	
樋川巻蔵	〃	〃	
望月久作	〃	〃	
望月源太郎	〃	〃	
佐野勝一郎	〃	〃	
若尾伊作	大正2・7・25	〃	
若尾孝	〃	〃	
望月角治郎	〃	〃	
望月喜八	〃	〃	
望月寅次郎	〃	〃	
佐野勝一郎	〃	〃	
望月久作	〃	〃	
佐野正則	〃	〃	
佐野判木	〃	〃	
佐野四五作	〃	〃	
土橋準三郎	〃	〃	
望月庄作	〃	〃	
早川雄一郎	〃	〃	
佐野賢次郎	〃	〃	
若尾市五郎	〃	〃	

望月角治郎	大正6・7・25	大正10・7・24	
若尾伊作	〃	〃	
遠藤藤蔵	〃	〃	
山下馬吉	〃	〃	
佐野正則	〃	〃	
望月久作	〃	〃	
佐野伴木	〃	〃	
佐野秀義	〃	〃	
望月庄作	〃	〃	
佐野喜一	〃	〃	
若尾市五郎	〃	〃	
望月寅蔵	〃	〃	
望月照義	〃 10・7・25	〃 14・7・24	
望月角蔵	〃	〃	
若尾伊作	〃	〃	
山下新作	〃	〃	
佐野勝一郎	〃	〃	
佐野正則	〃	〃	
望月久作	〃	〃	
佐野伴木	〃	〃	
土橋元三郎	〃	〃	
早川雄一郎	〃	〃	
佐野幸太郎	〃	〃	
佐野百次郎	〃	〃	

若尾豊朔	大正14・7・25	昭和4・7・24	
望月照義	〃	昭和2・2・20	
若尾伊作	昭和2・2・27	昭和4・7・24	
望月照吉	大正14・7・52	〃	
山下為作	〃	〃	
佐野正則	〃	4・3・30	
佐野四五作	〃	4・7・24	
望月久作	〃	〃	
佐野亮三	〃	〃	
早川幸一	〃	〃	
平林利十郎	〃	〃	
土橋祐一	〃	〃	
若尾市五郎	〃	〃	
佐野一作	昭和4・7・25	8・7・16	
若尾伊作	〃	〃	
望月嘉吉	〃	〃	
望月角治郎	〃	〃	
山下朝治	〃	〃	
望月安平	〃	〃	
佐野彦蔵	〃	〃	
若宮貞造	〃	〃	
佐野太一	〃	〃	
望月久作	〃	〃	
望月直蔵	〃 5・12・24	〃	

六、原村

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野伴木	昭和4・7・25	昭和5・12・26
佐野真平	〃 6・1・25	〃 8・7・16
佐野亮三	〃 4・7・25	〃 5・11・27
土橋玉作	〃	〃 8・7・16
佐野吉三郎	〃	〃
土橋三四郎	〃	〃
土橋元三郎	〃	〃
平林熊吉	〃	〃
平林代治郎	〃	〃
斎藤重利	昭和8・7・17	昭和12・7・16
望月伴六	〃	〃
土橋玉作	〃	〃
早川幸一	〃	〃
望月平八郎	〃	〃
佐田繁作	〃	〃
土橋元三郎	〃	〃
望月角治郎	〃	〃
佐野彦蔵	〃	〃

若尾宗久	〃	〃
望月伴六	〃	〃
佐野真平	〃	〃
井上潤二	〃	〃
佐田繁作	〃	〃
土橋都通	〃	〃
古屋保	〃	〃
斎藤重利	〃	〃
望月英武	〃	17・5・21
古屋茂政	〃	〃
望月照吉	〃	〃
佐野庸甫	〃	〃
佐野秀秋	〃	〃
土橋玉作	〃	〃
佐野彦蔵	〃	〃
望月角治郎	〃	〃
望月伴六	〃	〃
望月英武	〃	〃
若尾宗久	〃	〃
斎藤重利	〃	〃
佐野真平	〃	12・7・17
望月政明	〃	〃
若尾豊朔	〃	〃
土橋祐一	昭和8	昭和8・7・17
望月照義	昭和12	昭和12・7・16
佐野太一	〃	〃
佐野秀秋	〃	〃
望月喜一	〃	22・5・1
佐野源八	〃	〃
若尾一	〃	〃
佐田重	〃	〃
佐野朝治	〃	〃
望月保順	〃	〃
佐野昂	〃	〃
村松定一	〃	〃
土橋実蔵	〃	〃
古屋茂政	〃	〃
佐野豊治	〃	〃
大川平八	〃	26・4・30
若尾準次	〃	〃
望月平八郎	〃	〃
佐野平助	〃	〃
古屋保	〃	〃
井上潤二	〃	23・5・24
佐野勇	〃	24・5・17
長田鉄七郎	〃	〃
山下喜雄	〃	〃
望月照吉	〃	26・5・1
望月喜一	昭和17	昭和17・5・21
佐野秀秋	〃	〃
佐野太一	〃	〃
若尾一	〃	24・4・1
佐野源八	〃	26・4・30
佐田重	〃	〃
佐野朝治	〃	〃
望月保順	〃	23・3・22
佐野昂	〃	23・6・13
村松定一	〃	26・4・30
土橋実蔵	〃	〃
古屋茂政	〃	〃
佐野豊治	〃	23・4・10
大川平八	〃	26・4・30
若尾準次	〃	〃
望月平八郎	〃	〃
佐野平助	〃	〃
古屋保	〃	〃
井上潤二	〃	〃
佐野勇	〃	〃
長田鉄七郎	〃	〃
山下喜雄	〃	〃
望月照吉	〃	30・4・30

望月喜一	昭和26・5・1	昭和30・4・30
望月真二	〃	〃 38・12・31
一宮武治	〃	〃 30・4・30
佐田重	〃	〃
佐野朝治	〃	〃
若宮直次	〃	〃
佐野宗正	〃	〃
深沢武義	〃	〃
増田信	〃	〃
古屋金一	〃	〃
佐野賢	〃	〃
河住常治	〃	〃
平林定一	〃	〃
望月芳満	〃	〃
若尾準次	〃	〃
望月伴六	〃 30・5・1	〃 30・7・31
若尾宗久	〃	〃
佐野晶	〃	〃
平林定一	〃	〃
戸栗森太郎	〃	〃
望月芳満	〃	〃

七、共和村

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
二宮貫平	不明	不明
若林謙三	〃	〃
奥野薫治	〃	〃
二宮深造	〃	〃
依田幸平	〃	〃
内藤信春	〃	〃
近藤勝信	〃	〃
深沢清重	〃	〃
若林市造	〃	〃
髙野和平	〃	〃
長沢桂之	〃	〃
依田喜則	〃	〃
長沢信義	〃	〃
佐野熊五郎	〃	〃
依田政重	〃	〃
近藤宗五郎	〃	〃
小林兼吉	〃	〃
内藤八十八	〃	〃

原田文治郎	不明	不明	内藤仲蔵
二宮大作	〃 大正2・7・18	〃 大正6・7・17	若林弘毅
古屋彦一	〃	〃	〃
若林牧平	〃	〃	若林孝俊
近藤清八	〃	〃	若林緑
若林亀吉	〃	〃	伊藤丑野
高野和一郎	〃	〃	小林兼吉
依田長次右ヱ門	〃	〃	高野竹次郎
小林兼吉	〃	〃	高野繁作
小林元次郎	〃	〃	佐野久昌
小林源太郎	〃	〃	古屋彦一
若林弘毅	〃	〃	内藤俊策
春沢徳次郎	〃	〃	佐野熊五郎
伊藤丑野	〃 6・7・19	〃 10・7・17	佐野東三
若林弘毅	〃	〃	若林安造
若林和一	〃	〃	若林孝俊
若林松太郎	〃	〃	若林緑
小林兼吉	〃	〃	宮沢栄造
佐野熊五郎	〃	〃	二宮直彦
二宮大作	〃	〃 8・4・30	佐野宇八
深沢勝太郎	〃	〃 10・7・17	春沢信昌
小林米吉	〃	〃	古屋光造
若林亀治	〃	〃	小林新作
高野和一郎	〃	〃	高野竹次郎
			小林慶治
			〃 大正6・7・19
			〃
			〃
			〃

近藤義一	大正14・7・18	〃
若林精一	昭和4・7・18	〃
依田喜直	〃	〃
若林貞一	〃	〃
小林慶治	〃	〃
望月英雄	〃	〃
二宮直彦	〃	〃
伊藤久雄	〃	〃
高野孝	〃	〃
近藤国作	〃	〃
高野鶴一	〃	〃
佐野一夫	〃	〃
依田平吉	〃	〃
若林緑	8・7・18	〃
近藤清重	〃	〃
小林秀次	〃	〃
高野孝	〃	〃
内藤徳二	〃	〃
佐野定喜	〃	〃
大原喜一	〃	〃
若林貞一	〃	〃
高野義慶	〃	〃
若林精一	〃	〃
伊藤久男	〃	〃
近藤静雄	昭和4・7・17	昭和4・7・17
若林平重	〃	〃
若林秀樹	〃	〃
小林菊造	〃	〃
若林緑	12・7・18	〃
佐野保	〃	〃
近藤静雄	〃	〃
高野要	〃	〃
若林樹	〃	〃
二宮弘道	〃	〃
内藤徳二	〃	〃
佐野弘	〃	〃
若林忠治	〃	〃
高野孝	〃	〃
若林福信	〃	〃
伊藤恒雄	17・5・21	〃
若林忠治	〃	〃
高野要	〃	〃
内藤新蔵	〃	〃
小林慶治	〃	〃
大原芸夫	〃	〃
古屋駒吉	〃	〃
佐野弘	〃	〃
近藤静雄	昭和11・2・	昭和12・7・18
若林平重	〃	〃
若林秀樹	〃	〃
小林菊造	〃	〃
若林緑	12・7・18	〃
佐野保	〃	〃
近藤静雄	〃	〃
高野要	〃	〃
若林樹	〃	〃
二宮弘道	〃	〃
内藤徳二	〃	〃
佐野弘	〃	〃
若林忠治	〃	〃
高野孝	〃	〃
若林福信	〃	〃
伊藤恒雄	22・4・29	〃
若林忠治	〃	〃
高野要	〃	〃
内藤新蔵	〃	〃
小林慶治	〃	〃
大原芸夫	〃	〃
古屋駒吉	〃	〃
佐野弘	〃	〃

高野孝一	〃	昭和17・5・21	〃
高野耕	〃	〃	〃
若林精一	〃	〃	〃
二宮直彦	〃	〃	〃
佐野判明	〃	22・4・30	〃 26・4・29
古屋智重	〃	〃	〃
内藤清一	〃	〃	〃
佐野誉志夫	〃	〃	〃
若林国治	〃	〃	〃
近藤静雄	〃	〃	〃
依田民十郎	〃	〃	〃
高野一重	〃	〃	〃
加賀美昌照	〃	〃	〃
近藤久雄	〃	〃	〃
近藤勇	〃	〃	〃
小林繁夫	〃	〃	〃
若林忠夫	〃	〃	〃
依田喜直	〃	〃	〃
依田英二郎	〃	〃	〃
大原芳夫	〃	〃	〃
小林義陳	〃	26・4・30	〃 30・4・30
高野文雄	〃	〃	〃
小林次郎	〃	〃	〃
内藤新蔵	〃	〃	〃 28・1・31
望月貞一	〃	昭和26・4・30	〃
若林孝	〃	〃	〃
高野真	〃	〃	〃
若林啓三郎	〃	〃	〃
内藤基春	〃	〃	〃
青柳忠義	〃	〃	〃
佐野金秋	〃	〃	〃
依田喜直	〃	〃	〃
大原孝憲	〃	〃	〃
高野祐	〃	〃	〃
長沢亨	〃	〃	〃 30・4・30
内藤基春	〃	〃	〃 28・10・1
若林泰	〃	〃	〃
近藤静雄	〃	〃	〃
若林忠夫	〃	〃	〃
佐野金秋	〃	〃	〃
望月重平	〃	〃	〃
若林貞雄	〃	〃	〃
伊藤久雄	〃	〃	〃
古屋明	〃	〃	〃
若林豊	〃	〃	〃
大原孝憲	〃	〃	〃
加賀美道治	〃	〃	〃
望月光利	〃	昭和26・4・30	〃 昭和30・4・30

八、中富町（合併後）

小林敬　昭和30・4・30
加賀美道治　〃
二宮豊　〃
若林誠　〃
若林忠夫　〃

（歴代議会議長）

初代議長
赤池勝信

自 昭和29年8月17日
至 昭和30年4月23日
住所　中富町切石 191

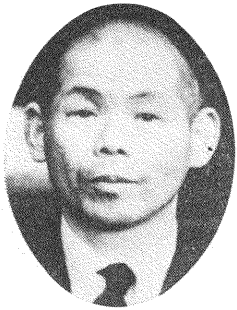

2代議長
望月庄作

自 昭和30年4月23日
至 昭和31年8月30日
住所　中富町福原 120

3代議長
神宮寺　晛

自 昭和31年8月30日
至 昭和32年9月28日
住所　中富町平須 2,164

4代議長
松田具重

自 昭和32年9月28日
至 昭和33年5月13日
住所　中富町寺沢 5,778

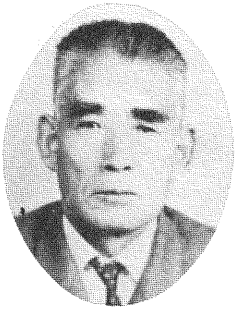

5代議長
武田清

自 昭和33年5月14日
至 昭和34年4月30日
住所　中富町西島 1,748

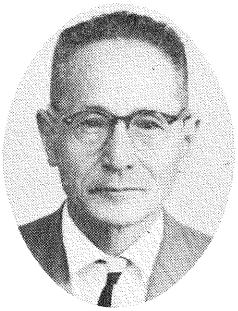

8 代 議 長
望 月 芳 満

自 昭和36年2月14日
至 昭和38年4月30日
住所 中富町飯富 1,286

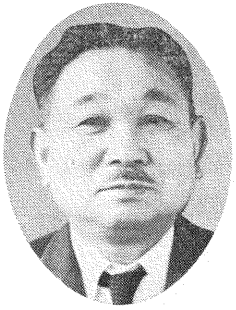

7 代 議 長
笠 井 一 重

自 昭和35年6月10日
至 昭和36年2月14月
住所 中富町西島 33

6 代 議 長
幡 野 良 元

自 昭和43年5月8日
至 昭和35年6月10日
住所 中富町寺沢 1,067

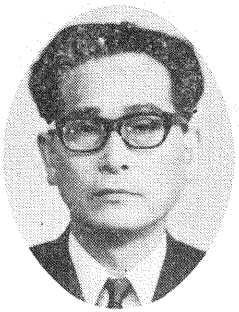

11 代 議 長
遠 藤 五 良

自 昭和41年5月16日
至 昭和42年4月30日
住所 中富町中山 1,876

10 代 議 長
望 月 又 市

自 昭和40年5月11日
至 昭和41年5月16日
住所 中富町西島 1,254

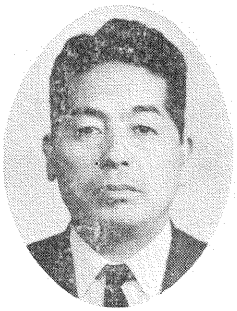

9 代 議 長
望 月 満 治

自 昭和38年5月10日
至 昭和40年5月11日
住所 中富町大塩 1,299

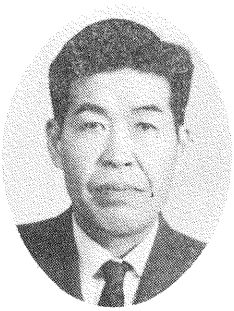

14 代 議 長
野 中 正 平

自 昭和45年11月19日
至 昭和46年4月29日
住所　中富町西島 496

13 代 議 長
遠 藤 正 一

自 昭和44年3月25月
至 昭和45年11月19日
住所　中富町江尻窪 1,346

12 代 議 長
深 沢 政 春

自 昭和42年5月12日
至 昭和44年3月25日
住所　中富町手打沢 1,592

15 代 議 長
望 月 芳 満

自 昭和46年5月10日
至
住所　中富町飯富 1,286

（歴代議会副議長）

氏名	就任年月日	退任年月日
遠藤徳通	昭和29・5・9	昭和30・4・23
武田清	〃 30・4・23	〃 32・10・4
望月芳満	〃 32・10・4	〃 34・7・13
遠藤正一	〃 34・7・13	〃 35・6・10
深沢政春	〃 35・6・10	〃 36・3・30
神宮司茂	〃 36・3・30	〃 38・4・30
遠藤五良	〃 38・5・10	〃 40・5・11
遠藤利一	〃 40・5・11	〃 41・5・16
地場和市	〃 41・5・16	〃 42・4・30
高野孝	〃 42・5・12	〃 44・3・25
河西義一	〃 44・3・25	〃 45・11・19
若尾貞利	〃 45・11・19	〃 46・4・29
笠井治吉	〃 46・5・10	

（歴代議会議員）

氏名	就任年月日	退任年月日
赤池勝信	昭和29・8・17	昭和30・4・23
遠藤徳通	〃	〃
望月伍作	〃	〃
望月隆一	〃	〃
笠井直道	〃	〃
笠井享太郎	〃	〃
笠井一重	〃	〃
望月秀	〃	〃
長田政輝	〃	〃
佐野芳造	〃	〃
笠井忠治	〃	〃
笠井貞治	〃	〃
笠井昌重	〃	〃
笠井伴作	〃	〃
望月正太郎	〃	〃
長田尊一	〃	〃
笠井寛貞	〃	〃
望月伝	〃	〃
千葉昌明	〃	〃
大森昌訓	〃	〃
神宮寺武夫	〃	〃
依田恵十郎	〃	〃
佐野高蔵	昭和29・8・17	昭和30・4・23
秋山四郎	〃	〃
斎藤政一	〃	〃
神宮司利平	〃	〃
渡辺好一	〃	〃
深沢倉一	〃	〃
佐藤求馬	〃	〃
深沢台徳	〃	〃
遠藤菊茂	〃	〃
望月賞朔	〃	〃
渡辺美太郎	〃	〃
野村寿	〃	〃
佐野親	〃	〃
深沢亨	〃	〃
川口隆一	〃	〃
依田本治郎	〃	〃
佐野一郎	〃	〃
望月益孝	〃	〃
幡野泰明	〃	〃
幡野良元	〃	〃
笠井恭太郎	〃	〃
渡辺英一	〃	〃
望月庄作	〃	〃
樋川保	〃	〃

山中幸作	〃			
深沢政春	〃			
望月広	〃			
幡野今朝吉	〃	4・24		
望月伴六	〃	8・1		
望月勝清	〃	4・24		
若尾宗久	〃			
地場和市	〃			
神宮寺晄	〃			
笠井一重	〃			
天野一夫	〃			
佐野晶	〃	8・1		
望月四郎	〃			
武田清	〃			
望月庄作	〃	30・4・24		
遠藤豊	〃			
星野文夫	〃			
佐野真市	〃			
樋川信勝	〃			
松木義光	〃			
望月信一	〃			
星野孝	〃			
望月勉	〃			
深松栄	昭和29・8・17	昭和30・4・22		
佐野善作	〃			
遠藤五良	〃			
神宮司茂	〃			
秋山繁治	〃			
望月満治	〃			
佐野博	〃			
望月又市	〃			
笠井一重	〃			
武田清	〃			
望月四郎	〃			
笠井敬	〃	34・4・30		
大森良一	〃	4・24		
望月芳満	〃	8・1		
望月又市	〃			
笠井政男	〃	4・24		
平林定一	〃	8・1		
望月常範	〃			
遠藤正一	〃			
樋川太郎	〃			
松田具重	〃	4・24		
戸栗森太郎	〃	8・1		
星野文夫	〃			
佐野博	〃			
笠井五三	昭和30・4・24	昭和34・4・29		

小林英雄	〃	昭和34・4・30	〃
遠藤正一	〃	〃	〃
若尾平造	〃	〃	〃
土橋強	〃	〃	〃
深沢仁三郎	〃	〃	〃
佐野吉治	〃	〃	〃
望月芳満	〃	〃	〃
小林義陳	〃	〃	〃
若林緑	〃	〃	〃
若林忠夫	〃	〃	〃
幡野慶太郎	〃	〃	〃
幡野良元	〃	〃	〃
津島孝行	〃	38・1・3	〃
天野晃	〃	38・4・29	〃
深沢政春	〃	〃	〃
笠井一重	〃	42・4・29	〃
野中正平	〃	〃	〃
望月又市	〃	〃	〃
望月幸三郎	〃	〃	〃
武田清	〃	〃	〃
地場和市	〃	〃	〃
望月満治	〃	〃	〃
深沢和一	〃	〃	〃
深沢敬喜	〃	〃	〃

松田三男	〃	昭和38・4・30	〃
渡辺英一	〃	〃	〃
遠藤利一	〃	〃	〃
望月利治	〃	〃	〃
樋川量久	〃	38・4・29	〃
望月哲夫	〃	〃	〃
佐野仙次	〃	〃	〃
樋川英二郎	〃	〃	〃
遠藤五良	〃	〃	〃
望月芳満	〃	〃	〃
土橋三千雄	〃	〃	〃
望月忠作	〃	〃	〃
小林次郎	〃	〃	〃
高野孝	〃	42・4・30	〃
佐野徳男	〃	〃	〃
平林定一	〃	〃	〃
佐野禄朗	〃	〃	〃
笠井治吉	〃	〃	〃
野中正平	〃	〃	〃
渡辺晴友	〃	〃	〃
若林良一	〃	〃	〃
佐野高蔵	〃	〃	〃
笠井一重	〃	45・8・25	〃
笠井又市	〃	46・4・29	〃

内藤公雄	昭和42・4・30	昭和46・4・29
遠藤正一	〃	〃
望月満治	〃	〃
遠藤利一	〃	〃
遠藤五良	〃	〃
笠井秀平	〃	〃
河西義一	〃	〃
深沢功	〃	〃
若尾貞利	〃	〃
深沢政春	〃	〃
望月良雄	〃	43・8・27
望月芳満	46・4・30	
笠井治吉	〃	
遠藤五良	〃	
長沢政一	〃	
神宮司茂	〃	
望月文一	〃	
平林定一	〃	
川口正宗	〃	
笠井秀平	〃	
星野初雄	〃	
山下浅彦	〃	
神宮寺虎雄	〃	
深沢広吉	〃	

長田林	昭和46・4・30	
望月喜男	〃	
佐野勇	〃	
渡辺晴友	〃	
望月信明	〃	

第三章　中富町の発足

第一節　中富町合併の経緯

一、合併のいきさつ

現在の中富町に至る合併の経過を見ると、つぎの第一次から第四次までに区分できる。

第一次合併　昭和二九年八月一七日
旧西島村・大須成村・静川村・曙村の四か村の合体
合併による新町の発足

第二次合併　昭和三〇年八月一日
原村の編入合併

第三次合併　昭和三一年一月一日
鰍沢町大字十谷字八坪沢（通称蟹谷）の一部編入

第四次合併　昭和三三年四月一日
旧共和村の下田原・宮木地区の編入合併

つぎにその経緯をたどってみよう。

第一次合併　西島村・大須成村・静川村・曙村および原村の五か村は、古くから南巨摩郡の中部といわれ、地理的にも経済的にも不即不離の関係を保ち、戦後六・三制の新教育制度が実施された際も、一部において中学校を組合経営とし、近くは国民健康保険直営診療所を設置する等、住民福祉のための共同の努力を重ねてきたが、この区域をもって新町村を建設し、関係住民の福祉の増進を図るべきであることは多年の宿望でもあり、一部に反対もあったが、衆目の一致した自然の道程であった。

昭和二八年秋、町村合併促進法が施行され、町村合併を促進させるための強力な国策が講ぜられたため、合併の機運は急速にもりあがり、郡町村会・議長会において、南巨摩郡中部ブロックとして幾度か協議がもたれた。

昭和二九年三月一〇日、関係五か村の代表者（村長・助役・正副議長）が、静川村役場において合併に関する初の協議を行ない、地勢・産業・経済・歴史等あらゆる分野から検討して、中部五か村で合併することを申し合わせ、各村ごとに村民に図ることになった。

三月二三日、第二回の代表者会議が開かれ、部落懇談会等を通じて集約された各村の意見が明らかにされた結果、大須成・静川・曙の三か村は全村挙げて原案に賛成の意思集約を得たが、西島・原の両村には一部に、それぞれ隣接する六郷村・下山村との合併を指向

するもののあることが明らかにされ、両村の意見を速かに統一することに努力することとなった。

その後、四月九日・五月一日と引き続き行なわれた代表者会議でも、依然として両村の態度が決定されないままであったが、おりから五月三日から実施された町村合併強調週間を利用して、両村とも村民の啓発に努めた結果、五月二〇日、南巨摩地方事務所（鰍沢町）で行なわれた西島を除く四か村の村長・議長の合同会議で、原村は中部五か村として合併することに決定したことが明らかにされ、関係者は愁眉を開くとともに、原案どおり五か村合併を再確認し、西島村に強く働きかけることになった。

五月二三日、村長・助役を含めた関係五か村の議員合同協議会を甲南中学校に開き、五か村で八月一日を期し合併することとし、併せて、西島・原両村の情勢が整わないときは、三か村で合併することを申し合わせた。

七月一日、第一回議員合同会議を甲南中学校に開き、各村一〇人の委員を選出して、中部五か村合併促進協議会を設置することとした。

七月七日、第一回中部五か村町村合併促進協議会を静川小学校に開き、規約を決定し、会長に静川村長・佐野嘉一を選任した後、合併条件を協議した。原村としての委員は出席しなかったが、境界を変更してまでも、中部地区に合併を希望する八日市場の代表者の強い要請により、八人が協議に参加した。

昭和二九年七月一五日、第二回合併促進協議会を甲南中学校に開き、合併に関する最終的な協定が行なわれた。この会で原村は同時合併の不可能なことが認められたのである。

思えば三月一〇日、関係五か村の代表者が静川村役場で合併の正式の協議会を行なってから四か月目である。

これで生みの苦労に第一のピリオドを打たれ、新町名も内定し、あとは関係四か村の議決を待つばかりであった。

昭和二九年七月一八日午前一〇時、甲南中学校に四か村の各臨時議会が招集された。

同一場所に、同時刻に開かれた四か村の議会。この時こそ中富町史に特筆大書すべき時点であった。特に長い間、六郷町との合併と中部五か村合併の両派に村を二分していた西島村にとっては正に賽（さい）がふられる一瞬で、西島の議場は開会前から殺気だっていた。

まず議場を甲南中学校に選んだことの質疑応答や、議事進行上の会議規則の制定などで午前中は終わり、午後零時三〇分再開され、合併に関する議案が笠井清巳村長より提案された。これに対し、時期尚早論や立地条件からくる得失論、それに担税能力からくる危ぐ、また町役場位置等の問題が個人感情にまじって飛び出し、反対のプラカードが場外にちらつき、時に議場は騒然として記録ができない場合も数回あった。

かくて合併反対、賛成の意見がそれぞれ出つくし討議打ち切りの動議が成立し、投票によって可否の採決が行なわれた。その結果望月伍作議長は次のように宣した。

「以上を以って議案第二一号、第二二号、第二三号、第二四号議案は賛成九票、反対五票を以って可決決定いたしました」（議事録から）時に午後二時二〇分。

「合併促進法第一条の目的により関係各村と協議の結果、中富町を設置することになりました。合併することによって村の組織および運営を合理化して、住民の福祉を増進することが今日の急務であると思います……」これは村長の提案理由説明の前節であるが、きびしい情勢の中にあって、住民を背負っている理事者としては、当然といえば当然であるが、いつの時代でも計画、実施について最大の責任をもつ、現場の執行者の実行能力の賦与が、その成否の最大のカギを握るものであることを、特に強調するものである。

かくして、西島村・大須成村・曙村・静川村の四か村で新町「中富町」の発足をみることになった。

新町名については、合併促進協議会においてすでに広く町民から公募し、七月一一日締め切った応募数一一六九通の多数の中から、同日その選定を一任した滝川地方事務所長によって、「中富町」とすることの発表をみていたのである。

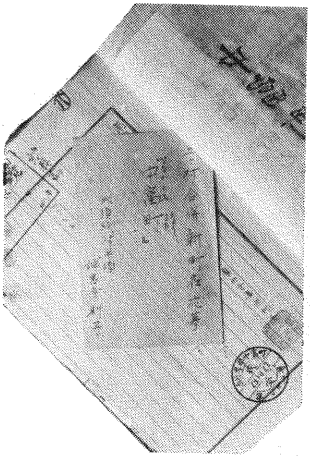

「中富町」名づけの応募はがき

また七月一八日の関係四か村の議会での結果を議会閉会後、議員合同協議会において、各村議長より議決の報告をうけ全村でこれを確認した。

そのときの議決書および会議録は次のとおりであるが、各村同じような議案であるので、その一部を載せることにする。

議案第二十一号

西島村と大須成村と静川村と曙村の合併について

南巨摩郡西島村と、南巨摩郡大須成村と、南巨摩郡静川村と、南巨摩郡曙村を廃止し、その区域をもって中富町を設置し、昭和二九年八月一日から施行することを山梨県知事に申請するものとする。

昭和二九年七月一八日提出

西島村長　笠　井　清　巳

理由

西島村・大須成村・静川村および曙村は、地域的に隣接し実情が相通じているので、合併することにより、その組織と経営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉の向上を図り、併せて将来の発展繁栄を期待するため、昭和二九年八月一日を期して合併することに協議が整ったので、地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県知事に申請しようとするものである。

これが本案を提出する理由である。

昭和二九年七月一八日議決

西島村議会議長　望　月　伍　作

右は謄本である。

昭和二九年七月二〇日

西島村長　笠　井　清　巳

議案第二三号

合併に伴う財産処分に関する協議について

昭和二九年八月一日南巨摩郡西島村と南巨摩郡大須成村と南巨摩郡静川村と南巨摩郡曙村を廃し、その区域をもって中富町を設置した場合、これに伴う財産処分を別紙のとおり関係村協議の上決定するものとする。

昭和二九年七月一八日提出

大須成村長　佐　野　好　文

（別　紙）

合併に伴う財産処分に関する協議書

昭和二九年八月一日西島村・大須成村・静川村・曙村を廃し、その区域をもって中富町を設置した場合、これに伴う財産を次のとおり決定する。

一、大須成村および静川村の財産は、全部新町に帰属せしめる。

二、西島村および曙村の山林および原野は、財産区として存置し、財産区管理会をそれぞれ置くものとし、其の他の財産は新町に帰属せしめる。

三、恩賜県有林に関する既得権は従前通りとする。

昭和二九年七月一八日議決

大須成村議会議長　斎　藤　政　一

右は謄本である。

昭和二九年七月二〇日

大須成村長　佐　野　好　文

議案第二二号

合併後の議員の任期および定数について

昭和二九年八月一日南巨摩郡西島村・大須成村・静川村および曙村を廃し、その区域をもって南巨摩郡中富町を設置した場合、関係村の議会の議員は、町村合併促進法第九条第一項の規定により、引続き中富町の議員として在任し、その任期は昭和三〇年四月二三日までとする。

昭和二九年七月一八日提出

静川村長　佐　野　嘉　一

昭和二九年七月一八日議決

静川村議会議長　赤　池　勝　信

右は謄本である。

昭和二九年七月二〇日

静川村長　佐　野　嘉　一

議案第二三号

合併後の教育委員の任期および定数について

昭和二九年八月一日、南巨摩郡西島村、大須成村・静川村および曙村を廃し、その区域をもって南巨摩郡中富町を設置した場合、関係村の教育委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の規定により、互選により四人を選出し、その者は中富町の教育委員会の選挙による委員として引き続き在任し、その任期は合併後一年間とする。

昭和二九年七月一八日提出

昭和二九年七月一八日議決

曙村議会議長　遠藤徳通

右は謄本である。

昭和二九年七月二〇日

曙村長　星野英男

曙村長　星野英男

以上のような議決を経て、新町発足のはこびは整った。その過程における迂余曲折は、いわば新町誕生の陣痛の苦しみであり、町民の愛郷心の発露にほかならい。千二百通にもおよぶ新町名の応募に見られた町民の関心と期待が如実にそれを物語っていよう。

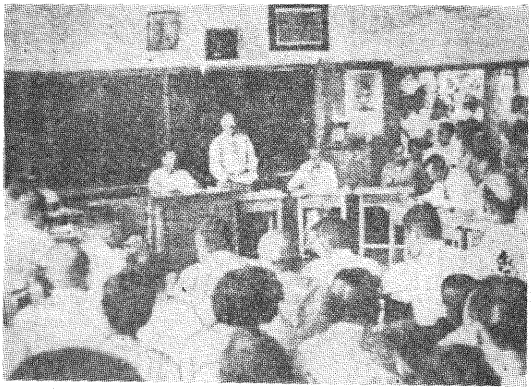

西島の合併決議議会の状況

かくして新町発足の行政手続きとして、区域変更手続書を、山梨県知事宛に提出することになったのである。

南巨摩地方事務所経由発第一号

昭和二九年七月二〇日

西島村長　笠井清巳
大須成〃　佐野好文
静川〃　佐野嘉一
曙〃　星野英男

山梨県知事　天野　久　殿

区域変更申請書

南巨摩郡西島村・大須成村・静川村および曙村は地域的に隣接し、従来から人情・風俗・産業等において実情が相通じているので、この際これらの村を合併することは、将来の発展繁栄を約束し、住民の福祉を増進するところが大きいので、昭和二九年八月一日を期し、合併が実施せられるよう関係村の議決を経て、ここに関係書類を添えて申請致します。

二、合併条件

四か村の合併協議書には、次のような条件が盛られている。

一、合併の形式
　合体合併とする。

二、新町名

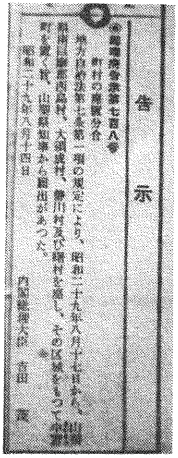
告示
内閣総理大臣　吉田　茂

中富町発足に伴う総理府告示

中富町とする。

三、役場の位置

静川村大字切石地内に置き、新庁舎を昭和二九年度に於て新築するものとする。ただし当分の間静川村役場をあてる。

四、役場支所の設置

西島・大須成・曙の各村に当分の間支所を置き、現在の役場庁舎をこれに充てる。

五、財産および営造物の処分について

(1) 大須成村および静川村の財産は、全部新町に帰属せしめる。

(2) 西島村および曙村の山林および原野は財産区として存置し、財産区管理会をそれぞれ置くものとし、その他の財産はすべて新町に帰属せしめる。

(3) 恩賜県有林に関する既得権は従前の通りとする。

六、村債の処分について

全部新町に引継ぐものとする。

七、議会の議員の任期および定数について

町村合併促進法第九条第一項の規定により、現に各村の議会の議員であるものは引続いて新町の議員とし、その任期は昭和三〇年四月二三日までとする。

八、教育委員会の委員の任期および定数について

町村合併促進法第九条の二の規定により、現に各村の教育委員会の選挙による委員であるものの互選により、各村一人あて四人の委員を選出するものとし、その任期は一年とする。

九、一般職の職員の身分について

各村の現在の一般職の職員は、すべて新町において任用するものとする。

十、合併後一年以内に退職する職員に対する措置について

新町設置後一年以内に退職を申し出た者の給与金については、新町の条例で特に優遇するよう措置する。この場合旧村の勤続年数は通算するものとする。

十一、特別職の取扱いについて

各村長は参与とし一年間新町に勤務し、助役・収入役は新町の一般職に任用する。

十二、町税の賦課について

(1) 昭和二九年度の町税については、既に各村に賦課した額。

(2) 昭和三〇年度の固定資産の評価に当たっては、前年度の評価額を基準とする。

十三、小学校および中学校の通学区域について

当分の間現行通りとする。

十四、国民健康保険の取扱いについて

新町の区域を以って国民健康保険事業を行なう。但し昭和二九年度に限り保険給付の率および税率等については現行の通り。

十五、消防団の組織について

消防組織法に基づき新消防団を設置し、各村に分団を置く。

十六、部落連絡員の設置方法

各村の単位部落は現状通りとし、その単位ごとに部落連絡員を置く。

十七、自治功労者の取扱いについて

自治功労者は、各村ごとに解村式の際表彰するものとする。

十八、一部事務組合について

町村合併促進法第十一条の六の規定により存続する。

十九、農業協同組合、その他の公共団体について

(1) 農業協同組合および農業共済組合は現状通りとする。

(2) 婦人会、青年団等については統合に努める。

二十、農業委員会の取扱いについて

各村ごとに農業委員会を置くものとする。

二十一、合併の時期

昭和二九年八月一日とする。

二十二、新町建設計画に定めなければならぬ事項

別紙の通り。

二十三、その他必要なる事項

大字について各村の大字をもって新町の大字とする。

ただし、西島にあってはその区域をもって大字西島とする。

この四か村は、前にも述べたように地域的にも隣接し、政治・経済・産業・文化共に類似しており、時代とともに発展はしてきたが、規模が小さいためじゅうぶん成果をおさめることができない。そのため地方自治の強化を行ない、住民福祉の向上をねらいとして、新町の建設計画を樹立したのである。

中富町建設計画（抜すい）

一、新町建設の基本方針

(1) 農業経営の合理化を図り危機にある農家経済の向上を期す。

(2) 商工業の発展を図ると共に今後工場等の誘致により経済の向上および失業対策に万全を期す。

(3) 富士見山林産物の開発により住民経済の向上を図る。

(4) 前記目的達成のため道路網の早急なる完璧の実現を期す。

(5) 公民館教育等により住民に適応せる教育文化の高揚を図る。

(6) 経済および社会情勢に即応する生活改善および環境衛生の整備促進を図る。

二、町役場、支所に関する事項

(1) 役場の位置

新庁舎の建築を見るまで、現静川村役場庁舎をこれに充てる。

(2) 役場庁舎新築の方針

昭和二九年度中に、静川村大字切石地内に新築する。

(3) 支所の位置と増改築の方針

静川村を除く旧村の旧役場をもって支所とし、それに公民館を併設し三か年以内に新改築する。

(4) 支所で行なう事務

戸籍・配給・税の徴収・診療所事務の四部門の事務を行なう。

三、小・中学校その他教育文化施設の統合整備に関する事項

(1) 小学校の位置

当分の間左の小学校は現状の位置とする。
西島小学校・大須成小学校・静川小学校・曙小学校

(2)　小学校校舎増改築の方針
曙小学校は老朽危険校舎につき昭和二九年度に、また大須成小学校は昭和三〇年度に改築する。

(3)　中学校校舎の増改新築の方針
曙中学校の増築を、合併後五か年以内に実施する。

(4)　公民館の整備に関する事項
各小学校の学区毎に設置し、総合的社会教育の滲透を図る。

(5)　図書館の整備に関すること
図書館は公民館新設の際併設する予定である。

四、消防施設の統合整備に関する事項

(1)　現有旧各村の消防機械器具は新町に継承する。旧村の消防団に所属している器材器具は、その分団または部で運営する。機動力の未設置分団に対しては軽便ガソリンポンプを整備する。

(2)　消防団の統合整備に関する事項
旧村毎に分団を施置する。部は地域毎に置き、団員数や編成については議会、消防団幹部の協議による。

五、病院、診療所、その他衛生施設の統合整備に関する事項

(1)　診療所の整備に関する事項
現存の診療所（大須成診療所・曙診療所）の整備充実を図る。

(2)　火葬場の設置に関する事項
保健・衛生面より火葬場の新設を行なう。

六、保育所その他の衛生施設の統合整備に関する事項

(1)　合併後授産所を設置し広く職業技能の習得、農閑期の副収入の確保を図る。

(2)　保育所の整備に関する事項
合併後、旧各村ごとに新設する。

七、道路・橋・トンネルその他土木施設の整備に関する事項

(1)　道路の整備に関する事項
道路の整備は新町の最重要事項であるので、当面左の道路を改修拡張し自動車道を設置する。
静川（切石）―曙線の改修拡張工事、静川（手打沢）―大須成―寺沢の環状線改修拡張工事、曙―早川橋間の道路、西島―大須成線の新設、鴨狩―西島間道路の新設、富士見山林道の改修。

(2)　橋梁の整備に関する事項
曙―原線の曙橋、手打沢―大須成線の大橋、切石―久成線の久成橋、鴨狩―西島線富士川の木橋架橋など。

(3)　トンネルの整備に関する事項
静川―曙線の間遠隧道の改修、大須成―静川線の二つのトンネルの改修、そのほか各部落を結ぶ諸道路の整備補修の実施。

八、開田・開畑・灌漑・排水施設の整備、その他土地改良に関する事項

(1)　急傾斜地帯農業振興法に基づく各種事業については、各旧村の既定方針通り継続実施する。

(2)　小規模改田事業の実施。

(3)　農道改修整備事業の促進、

(4) 早川流域の雑草地ならびに河川敷地を開拓して、水田二十町を造成する。

第二次合併　原村の合併については、第一次合併の経緯でふれたように、村内の一部に隣接する下山村との合併を指向する意見もあって調整にてまどったが、時あたかも町村合併強調週間を期に村民の啓発に努めた結果、五月二〇日の村長・議長合同会議では合併することに決定をみた。しかしこの決定には時期尚早の声がおこり、七月七日の第一回中部五か村合併促進協議会には、原村委員の出席を見ることができず、当初より合併を希望する八日市場の代表者八名が代理委員として協議に参加したが、分町合併は不可能であるとの県当局の方針もあって、最終的には合併できないこととなった。

その後、昭和三〇年一月、当局の働きかけにより村内の世論も統一され、原村長より合併の申し入れがあった。もとより五か村合併は当初からの発足理念でもあり、その期の熟するのを待っていた中富町では、合併促進協議会を結成して一月二一日最初の協議が行なわれた。以来合併に伴う諸案件について数回の協議が重ねられ、七月一〇日の協議会において一四項目にわたる合併条件を全員一致で決定した。引続き七月一八日、関係町村の議会を甲南中学校に招集し、両町村ごとに議決を行ない、ここに合併が成立したのである。

当日開かれた原村議会の会議録を要約すれば次のとおりである。

一、出席議員（欠席議員なし）

議長　望月伴六

議員　平林定一・戸栗森太郎・望月芳満・若尾宗久・佐野晶

一、村長から提出された議案

議案第十七号　原村の廃止編入について

議案第十八号　財産処分について

議案第十九号　合併後の議員の任期および定数について

議案第二十号　合併後の教育委員会委員の任期および定数について

一、地方自治法第百二十条により説明のため出席を求めた者

村長　古屋　保

助役　土橋　三千雄

一、本会議の書記　望月英雄

議長は議案第十七号より第二十号までを一括上程し、本案について村長の詳細な説明後、質疑省略、満場異議なく原案通り可決確定した。

昭和三〇年七月一八日

このように原村の議会も一時間のうちに審議を終了し、中富町への編入を議決したのである。

八月一日付の官報告示は次のとおりである。

○総理府告示第千三百九十六号

町村の廃置分合

地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県南巨摩郡原村を廃し、その区域を中富町に編入する旨、山梨県知事から届出があっ

た。

右の廃置分合は、昭和三〇年八月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三〇年八月一日　内閣総理大臣　鳩　山　一　郎

第二次合併の条件

一、合併の形式

編入合併（南巨摩郡原村の区域を南巨摩郡中富町に編入する）とする。

二、合併の時期

昭和三〇年八月一日とする

三、役場の位置および支所に関する事項

合併後の中富町役場は新庁舎を建築するまでの間従前の中富町役場を使用する。原村に当分の間中富町役場支所を設け、原村役場庁舎をこれに充てる。

四、財産および営造物の処分

原村の財産は全部中富町に帰属せしめる。

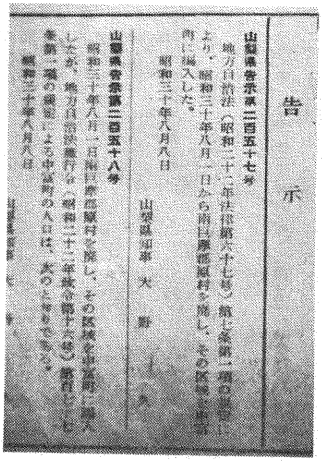

告　示

山梨県告示第二百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十年八月一日から南巨摩郡原村を廃し、その区域を中富町に編入した。

昭和三十年八月八日　山梨県知事　大　野　木　久

山梨県告示第二百五十八号

昭和三十年八月一日南巨摩郡原村を廃し、その区域を中富町に編入したため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百十七条第一項の規定による中富町の人口は、次のとおりである。

昭和三十年八月八日　山梨県知事　大　野　木　久

原村編入告示

五、村債の処分について

原村の村債は全部中富町に引継ぐものとする。

ただし、原中学校建築に充てた村債は除く。その他の村債の償還財源についてはその全部を原村において負担する。

六、議会議員の任期および定数について

町村合併促進法第九条第一項の規定により、原村の議会の議員の残任期間に相当する期間とする。

七、教育委員会の委員の任期および定数について

町村合併促進法第九条の二第一項の規定により、原村の教育委員会の選挙による委員の互選により定められた一人の委員は、合併後の中富町の教育委員会の選挙による委員として在任し、その者の任期は従前の中富町の教育委員会の選挙による委員のうち残任期間の短いものの残任期間に相当する期間とする。

八、農業委員会に関する事項

農業委員会法第二条第二項の規定により知事の承認を受けて、従前の中富町および原村の区域にそれぞれ農業委員会を置くものとし、従前の各町村の農業委員会の委員は、それぞれその区域の農業委員会の委員としてその残任期間引続き在任する。

九、一般職の職員の身分について

原村の一般職の職員（教育長を含む）は合併の日において中富町職員に任命する。

合併後一年以内に退職した職員には、退職手当の支給について優遇するよう措置する。

十、特別職の取扱いについて

原村の村長、助役は合併の日を以って退職する。
収入役は合併の日において一般職員に任用する。
十一、町税の賦課率について
町税はすべて均一に賦課するものとする。
十二、小中学校の通学区域について当分の間現状通りとする。
十三、一部事務組合について
1、町村合併促進法第十一条の六の規定により存続するものとする。
2、原村外一町六か村国民健康保険直営病院建設に伴う不足金のうち、百万円を中富町において負担の責任を負うものとする。
十四、農業協同組合その他公共団体の取扱いについて
1、農業協同組合および農業共済組合は当分の間現状通りとする。
2、婦人会・青年団は統合に努める。
十五、その他
1、大字については原村の大字を以って中富町の大字とする。

第三次合併

この合併は中富町西島に隣接する鰍沢町の通称蟹谷と言われる地域の一部編入である。面積にして約五反五畝、大部分が山林で一三筆からなっており、うち宅地一件である。その時の申請書によると、

発第一九〇〇号

昭和三〇年一二月一二日

南巨摩郡中富町長　依田行雄
南巨摩郡鰍沢町長　遠藤義重

山梨県知事　天野　久殿

区域変更申請書

南巨摩郡中富町と南巨摩郡鰍沢町大字十谷部落は地域的に隣接し、従来から人情・風俗・産業等において実情が相通じているので、この際この中八坪沢東二八八五番地の三外一一筆の区域を、昭和三一年一月一日を期して中富町に編入実施せられるよう関係町村議会の議決を経て、ここに関係書類を添えて申請致します。

第四次合併（下田原・宮木地区）

共和村の合併は、複雑な村内地勢から、一色区は下部町、上田原区は久那土、下田原・宮木区は中富町へと地区住民の意向がわかれた。

それだけに一村挙げての世論の統一は至難であった。なかでも地理的にも経済的にも、また民情のつながりにおいて、歴史的に対岸の中富町と渡船・架橋によって密接な関係にあった下田原・宮木地区民にとって、中富町との合併は切実な要望であった。

しかし、分村合併は認められない当時の行政当局の方針もあって、結果的には村一本で昭和三一年九月三〇日、下部町と合併のやむなきに至った。その後下田原・宮木部落代表者より同地区を本町に編入されたい旨の懇請があり、また時を同じくして下部町長職務執行者および議会調査委員一四名による合併に対する調査が行なわ

れた。

下部町との合併直前、宮木・下田原地区民は中富町との合併を強く希望し、次のような陳情をしている。

合併陳情書

町村合併問題が起りましたその当時、既に下田原並びに宮木区の住民は当然貴町へ合併される可きを期待して居りました。然るに実現が出来ず今日に及んでしまいました。今更申すまでもなく貴町と当区とは架橋に因って平坦に膚接しまして、物資の交流・購買等経済関係が甚だ密に亦私交その他双方の因縁が一層深くなりました。

今や下田原並に宮木区の住民の、共和村から分村しまして貴町へ合併しようとの当初の希望は更に熱烈の度を加え、屢次区民大会を開いて高調決議して居ます。

今回此の事実を書面に表して、茲に貴町長並びに貴町議会議長に呈して陳情に代える次第であります。

どうぞ御同情をもって御情鑒あられる事をお願い致します。

昭和三一年九月二四日

下田原区長　若林　寿
宮木　区長　望月貞一
中富町合併期成同盟　委員長　若林　緑
同　副委員長　若林忠治
同　若林精一
同　宮沢栄造
同　小林慶治
同　小林次郎

中富町議会議長
神宮寺　晥　殿

宮木区・下田原区の住民の動きや、下部町執行部の調査などの状勢から、中富町としてもその対策が迫られていたので一〇月二七日、町議会が開かれ合併委員会を発足させた、じ後数回にわたり下部町代表者との合同会議を重ねる中で、合併条件において、時に財産処理上の問題もからみ、両町間の折り合いがつかず審議がながびいておる時、

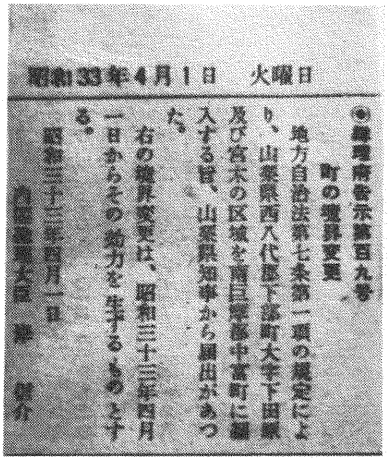
昭和33年4月1日　火曜日

◉総理府告示第百九号

町の境界変更

地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県西八代郡下部町大字下田原及び宮木の区域を南巨摩郡中富町に編入する旨、山梨県知事から届出があった。

右の境界変更は、昭和三十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十三年四月一日

内閣総理大臣　岸　信介

宮木・下田原編入告示

衷情黙しがたく切石区長天野晃ほか百四十一名、飯富商工会長土橋都通ほか三四名の署名を以て、合併の早急な実現方の陳情もあり、こうした四囲の情勢と問題の長期化を察知した県当局は、ついに調停にのり出し、三月二九日三名の合併調査委員を派遣し実情を調査することになった。

その結果、八月二一日、県議会議事堂において合併調整委員会が開かれ、県側から調整委員に地方課長ほか数名、中富町・下部町・分町側の各代表者が出席して協議した。以後十数回の協議を重ね、昭和三三年二月一五日、下部町役場において、下部・中富両町および分町地区の代表者による合併委員会を最終として、九項目にわたる合併条件を全員一致で決定した。つづいて二月二八日、中富町議会を招集して、昭和三三年四月一日を期して、下田原・宮木を中富町に編入する旨の議決を行なったのである。

昭和三三年四月一日付の官報の告示は次のとおりである。

○総理府告示第百九号

町の境界変更

地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県西八代郡下部町大字下田原および宮木の区域を、南巨摩郡中富町に編入する旨、山梨県知事から届出があった。

右の境界変更は、昭和三三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三三年四月一日

内閣総理大臣　岸　信介

分町を叫びつつ一か年有余、地区民の努力と熱意はここにみのったのである。この合併により、中富町ははじめて人口が一万人をこし面積四二・九一平方キロを有する町となり現在に至っている。

第四次合併の条件（宮木・下田原地区）

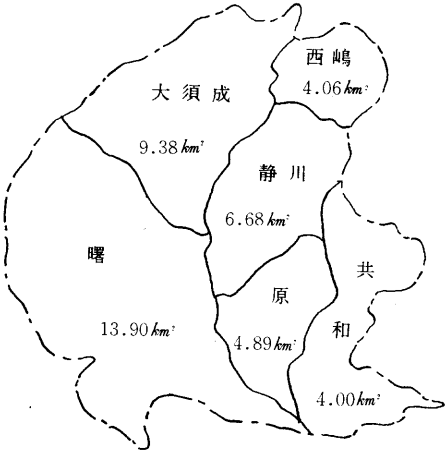

現在の中富町

合併条件協議書

西八代郡下部町大字下田原・宮木の区域を南巨摩郡中富町に編入することについて協議した結果、その条件として左記事項を協定した。

右を確認してここに調印する。

昭和三三年三月一二日

南巨摩郡中富町長　依田行雄

西八代郡下部町長　磯野辰一

下部町と中富町との境界変更に伴う条件

一、編入の区域

西八代郡下部町大字下田原・宮木の区域を南巨摩郡中富町に編入する。

二、編入の時期

昭和三三年四月一日

三、支所または出張所に関する事項

下部町共和支所は、昭和三三年三月三一日限り廃止するものとする。中富町は下田原・宮木の地域に支所または出張所は設けないものとする。

四、財産および営造物について

下部町大字下田原・宮木の地域に所在する下部町の所有する一切の財産および之に伴う権利、義務は下部町に帰属させる。ただし右の財産中下部町共和小学校および共和中学校に所在する児童・生徒用の机、腰掛は中富町に編入する児童・生徒数と同数を中富町に引継ぐものとする。

五、町債の処分について

下部町の町債のうち、旧共和村にかかる町債を次のとおり処分する。

㈠下部町に帰属させる町債は次のとおりとする。

(1) 六三制整備債（当初借入額　参拾五万円）

(2) 中学校整備債（当初借入額　八拾万円）

(3) 小学校老朽校舎改築工事債

(4) 一色分校改築工事債（当初借入額　壱百拾万円）

(5) 国民健康保険債（当初借入額　参拾八万壱千円）

(6) 臨時救農施設土木工事債（当初借入額　四拾弐万円）および災害復旧土木事業債（当初借入額　壱百弐拾九万円）の合計額（壱百七拾壱万円）に対する四割の額（六拾八万四千円）

㈡中富町に帰属させる町債は次のとおりとする。

(1) 失業対策事業債（当初借入額　六拾万円）

(2) 上向地区農道施設事業債（当初借入額　弐百万円）

(3) 臨時救農施設土木工事債（当初借入額　四拾弐万円）および災害復旧土木事業債（当初借入額　壱百弐拾九万円）の合計額（壱百七拾壱万円）に対する六割の額（壱百弐万六千円）

ただし右(2)(3)の町債元利償還金は下田原・宮木地域の住民が負担するものとし、中富町において義務負担の責任を負うものとする。

㈢前記㈠㈡の町債処分については、昭和三三年三月三一日現債額によるものとする。

六、歳計現金の処分につて

旧共和村が、下部町と合併の際における決算上の歳計現金不足

額は、全額を下部町において負担する。

七、小中学校の廃止について

下部町共和小学校および共和中学校は、昭和三三年三月三一日限り廃止するものとし、下部町においては分校を設置する。児童生徒については昭和三三年四月一日よりそれぞれ所属町の小中学校に通学するものとする。

八、一般職の職員の身分について

下部町下田原・宮木地域出身の一般職の職員九名中四名は昭和三三年四月一日より中富町の職員に任命する。

九、その他

(1) 下部町下田原・宮木の大字を以って中富町の大字とする。

(2) 下部町営宮木地区土地改良事業（開田）は中富町営として引継ぎ、中富町において同地区に土地改良区を設定移管する。

(3) 下部町営宮木地区土地改良事業（開田）に伴う借入金八百六拾壱万弐千円についての債務者を、同事業受益者九拾壱名に名儀変更が行なわれた後において、下部町と中富町との境界変更の申請を行なうものとする。

(4) 下部町下田原・宮木地域の納税義務者に賦課された下部町税を八割以上、および宮木地区土地改良事業（開田）の受益者負担金未納による借入金の全額を納入した後において、下部町と中富町との境界変更を議決するものとする。

第二節　合併時の現勢

(一) 第一次合併時の現勢（昭和二九年八月一七日）

区別 ＼ 町村名	新町・中富町	西島村	大須成村	静川村	曙村
戸数 現在	一、四五三戸	四七二	二四〇	四二三	三一九
戸数 国勢調査	一、四九五戸	四七八	二四九	四三二	三三六
人口 現在	七、四三二人	二、四五〇	一、三二〇	二、〇一二	一、六五〇
人口 官報公示	七、八一四人	二、五三〇	一、三五〇	二、一五三	一、七八一
面積（平方キロメートル）	三三、〇九八km²	三、一四六	九、三七七	六、六七八	一三、八九七
人口密度（平方キロメートル）	二二五人	七七九	一四一	三〇一	一一九

前年度予算総額	業態生業の割合 都市的業態 商工業	その他	計	その他の業態 農業	その他	計	財産および負債 基本財産 証券	基金品	校本財産 証券	小学校基金品	築立金 証券	小学校建築積立金 品	林造金 基金品	救済基金	合計	産 山林（歩）	田畑
四八、六一四、四二七円	一、三二六人	二、一一九人	三、四四五人	三、六三五人	三五二人	三、九八七人											
一四、四三七、〇〇〇	七五〇	四三三	一、一八三	一、〇二二	二四五	一、二六七		四三、二一八		六、一六一		一五、四一七	二二	五三	六四、八七一	二二一、〇一八	一、〇三八
六、一七六、九七七	一四五	一六二	三〇七	九九四	一九	一、〇一三											
一九、一五五、〇〇〇	三一一	一、一六四	一、四七五	四八九	四八	五三七		五、四五四		一、〇九〇					六、五四四	一、五一五	
八、八四五、四五〇	一二〇	三六〇	四八〇	一、一三〇	四〇	一、一七〇	一五、〇〇〇					三、一一七			一八、一一七	一八、四一六	

| 土地および建物 | | |

合併後の中心地までの各部落距離

部落名	中心地までの距離	部落名	中心地までの距離	部落名	中心地までの距離
西島	二・〇km	寺沢	一・〇km	福原	五・〇km
大塩	三・〇	日向南沢	二・〇	梨子	六・二
平須	四・〇	手打沢	一・五	江尻窪	四・六
久成	二・五	矢細工	四・二	中山	三・五
夜子沢	一・〇	古長谷	五・〇	遅沢	六・〇
八日市場	一・五	伊沼	二・二	飯富	三・〇

昭和二九年度およびじ後五ヵ年度の財政計画

歳入（単位千円）

科目＼年度別	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	合計
一、町税（含国民健康保険税）	八、三八〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	六四、八八〇
二、地方交付税	七、三五九	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	六三、八五九
三、公営企業および財産収入	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五九
四、分担金および負担金	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一八〇
五、夫役および現品	—	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一四、〇〇〇
六、使用料および手数料	九七	二〇〇	二〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一、三九七
七、国庫支出金	八、五二一	七、三〇〇	七、八〇〇	八、七〇〇	八、九〇〇	八、〇〇〇	四九、二二一

年度別 / 科目	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	合計
一、議会費	七、六一一	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇	四、七一一
二、役場費	一一、七五六	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一一、五〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六九、二五六
三、消防費	五、八〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、〇八〇
四、土木費	三、三二九	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇	一一、〇〇〇	四八、三二九
五、教育費	五、一五三	八、〇〇〇	五、〇〇〇	四、二五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三〇、四〇五
六、社会および労働施設費	三、五五六	六、〇〇〇	六、〇〇〇	八、八〇〇	九、八五〇	八、〇〇〇	四二、二〇六
七、保健衛生費	一、七六二	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	一七、七九一
八、産業経済費	一、四〇五	二、〇〇〇	二、二五〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一六、六五五
九、財産費	四五	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	二九五
十、統計調査費	四二	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五四二
八、県支出金	九八八	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	七、九八八
九、寄付金	五〇〇	七、四六〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四六〇	二、四六〇	一二、八〇〇
十、繰越金	一、三四四	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、三四四
十一、雑収入	二一〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	二、〇〇〇	一〇、五一〇
十二、町債	七、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三〇、五〇〇
歳入合計	三四、四三八	四五、〇〇〇	四三、〇〇〇	四六、五〇〇	四六、五〇〇	四五、三〇〇	二六〇、七三八

歳出

区別	新中富町	中富町	原村
十一、選挙費	一三三	一〇〇	一〇〇
十二、公債費	六四五	一、七〇〇	二、三〇〇
十三、諸支出金	四、三四八	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十四、予備費	八九三	五〇〇	五〇〇
歳出合計	三四、四三八	四三、〇〇〇	四五、三〇〇
人口 現在	九、五五六	七、五〇九	二、〇四七
人口 官報公示	九、九六七	七、八一四	二、一五三
人口密度 1km²	二六二	二二五	四四〇
戸数 現在	一、八六一	一、四四〇	四二一
戸数 国勢調査	一、九三三	一、四九五	四三八
戸数	一、〇四三	六九〇	三五三
連たん状況 全戸数に対する割合	五四%	四七%	八一%
人口増加率	△一	△二	△一
区域 面積	三七、九八八	三三、〇九八	四八九
区域 東西	五・〇	五・〇	二・一
区域 南北	七・四	七・四	三・〇

(二) 第二次合併時の現勢（昭・三〇・八・一原村合併時）

税	文化施設		学校以上		公署								業態生業の割合					
													その他の業態			都市的業態		
納税額	公会堂	図書館	高等学校（定時制）	中学校	農業改良普及事務所	土木出張所工営	食糧事務所出張	郵便局	巡査駐在所	巡査部長派出所	地方法務局出張所		計	その他	農業	計	その他	商工業
一、二三二、三五六	一二	一	二	三	一	一	一	五	四	一	一		四、五四九	四五四	四、〇九五	五、〇〇七	三、三二四	一、六八三
八六四、三五六	九	一	一	二			一	四	三		一		四、〇四一	三六七	三、六七四	三、四六八	二、一三一	一、三三七
三五八、〇〇〇	三		一	一	一	一		一	一	一			五〇八	八二	四二一	一、五三九	一、一九三	三四六

国	一人当たり	二二八	一一六	一七五
税	納税額	二、七六二、七九〇	二、二三二、六五〇	六三〇、一四〇
県	一人当たり	二八九	二八七	三〇八
町村税	納税額	一一、二一九、九四八	八、〇五一、五八六	三、一六八、三六二
	一人当たり	一、二三九	一、〇八三	一、五四八
前年度予算総額		五二、二八九、四五六	三八、六三一、〇〇〇	一三、六五八、四五六
生設	病院	一		一
衛施	診療所	二	二	
娯楽施設（劇場）		一		一
生産額	総額	一六六、一五六、五〇〇	一三五、〇五六、五〇〇	三一、一〇〇、〇〇〇
	一戸当たり	九二、四五三	九二、一五九	八七、八八五
通況	乗合自動車量	四二	四二	四二
交状	その他自動車量	一五〇	一五〇	一五〇
郵便	発信	一、二七三	八二〇	四五三
	受信	一、五三二	九〇〇	六三二
電信	発信	三五	二三	一二
	受信	四〇	二三	一七
電話加入数		九三	六四	二九

郵便局種数等級別数	十級二三 簡易二二	十級二二 簡易二二	十級一
ラジオ聴取戸数	一、三二六	一、〇二六	三〇〇

合併前後見込み予算比較調べ

歳入の部（単位千円）

款項	予算現計額 中富町	予算現計額 原村	合計	合併後予算見込額	比較増減
町村税	八、三五九	二、三五九	一〇、七一八	一〇、七一八	
地方交付税	一〇、五〇〇	二、八三七	一三、三三七	一三、三三七	
公営企業および財産収入	八	五	一三	一三	
分担金および負担金		二、〇三四	二、〇三四		△二、〇三四
夫役および現金		二一七	二一七		△二一七
使用料および手数料	九二	一五二	二四四	一二二	△一二二
国庫支出金	二、一三四	一、四八五	一二、六一九	九、六一九	△三、〇〇〇
県支出金	六五六	六六〇	一、三一六	一、六〇〇	二八四
寄付金	一五二	三四九	五〇一	三〇〇	△二〇一
繰入金		二四	二四		△二四
繰越金	五〇	六五	一一五	一一五	
雑収入	六五	一一	七六	七六	

歳出の部

款項	予算現計額 中富町	予算現計額 原村	合計	合併後予算見込み額	比較増減
町村債	一五、八〇〇	一、〇〇〇	一六、八〇〇	一〇、〇〇〇	△六、八〇〇
計	四六、八一六	二、一九八	五八、〇一四	四五、九〇〇	△一二、一一四
議会費	五七四	一九五	七六九	六六九	△一〇〇
役場費	一一、六三九	一、四八七	一三、一二六	一三、一二六	
消防費	一、五六八	二〇三	一、七七一	一、六〇〇	△一七一
土木費	八、九八一	四〇〇	九、三八一	六、一〇〇	△三、二八一
教育費	七、六〇〇	一、三九五	八、九九五	七、六〇〇	△一、三九五
社会労働施設費および	八、六六四	五八一	九、二四五	五、五〇〇	△三、七四五
保健衛生費	四六四	四、三三三	四、七九七	一、八〇〇	△二、九九七
産業経済費	二、一五五	八九三	三、〇四八	三、〇四八	
財産費	四七	四三	九〇	九〇	
統計調査費	八四	一三	九七	九七	
選挙費	二六三	七〇	三三三	二〇〇	△一三三
公債費	一、六六五	四五五	二、一二〇	二、一二〇	
諸支出金	二、二一二	九〇九	三、一二一	三、〇〇〇	△一二一

合併前後町村税税率比較表（第一次合併村を含む）

税目	合併後の見込税率	西島村	大須成村	静川村	曙村	原村
町村民税	個人均等割二〇〇円 個人所得割 地方税法第三百十三条第二項により、二万円以下二・二五%より三百六十万円以上七五%までとする	個人均等割二〇〇円 個人所得割 地方税法第三百十三条第二項により、二万円以下二・二五%より三百六十万円以上七五%までとする	同上	同上	同上	同上
固定資産税	1.3/100（昭和二九年） 1.4/100（昭和三〇年）	1.5/100	同上	同上	同上	1.4/100
自動車荷車税	原動機付自転車 自転車 荷積牛馬車 荷積大車 荷積小車 リヤカーおよび二〇〇円 四〇〇円 五〇〇円 五〇〇円	原動機付自転車 自転車 荷積牛馬車 荷積大車 荷積小車 リヤカーおよび二〇〇円 四〇〇円 八〇〇円 五〇〇円 五〇〇円	同上	同上	同上	同上
町村タバコ消費税	10/115	10/115	同上	同上	同上	同上

予備費	計
九〇〇	四六、八一六
二二一	一一、一九八
一、一二一	五八、〇一四
九五〇	四五、九〇〇
△一七一	△一二、一一四

電気ガス税	10/100	10/100	同上
木材引取税	5/100	5/100	同上
ミシン税	旧村の税率による	一三〇円	二〇〇円
犬税	旧村の税率による	五〇〇円	二〇〇円

財産および負債

有価証券および金員	基本財産 証券	一五、〇〇〇円	中富町	
	基本財産 金品	七四、四五〇円		
合計		八九、四五〇円（一戸当り六二円）		

財産 山林	二四一反〇一九歩		二四一、〇一九	
財産 田畑	一反〇二八		一、〇二八	
財産 宅地	六〇七坪	三八四坪	九九一	
財産 原野	四〇反七一四		四〇、七一四	
物件				

土地および財政						負債										
		財政		行政財産				町村費支弁の分								
計	一戸当たり	建物	一戸当たり	土地	一戸当たり	老朽校舎改築事業費	道路施設費	消防施設費	六三制校舎建築費	診療所建設費	冷害対策灌漑排水路復旧費	失業対策事業費	計	一戸当たり
二八四反九〇八歩	〇、一九八反			八、三三六坪	五、七九坪	一四、六〇〇千円	七、三〇〇千円	三〇〇千円	二、〇八〇千円	四七一千円	六〇〇千円	一、八〇〇千円	二七、一五一千円	一八、八五四円
一反二二四	〇、〇〇〇三反	二〇二坪	〇、四七坪	四、六一〇坪	一〇、九五坪				一、八七〇千円				一、八七〇千円	
二九六、二〇二	〇、一五四	二〇二	〇、四七	一二、九四六	六、九六	一四、六〇〇千円	七、三〇〇千円	三〇〇千円	三、九五〇千円	四七一千円	六〇〇千円	一、八〇〇千円	一五、五九四千円	

(三) 第四次合併（下田原・宮木）

人口面積に関する調査

一、人口

	昭和三〇年国勢調査人口（人）		昭和三三年三月一二日現在人口（人）	
	境界変更前	境界変更後	境界変更前	境界変更後
下部町	一四、三九〇	一三、一三七	一四、一二九	一三、一六八
中富町	九、三七二	一〇、五二五	九、二八六	一〇、三四七
境界変更の区域	一、一五三	—	一、〇六一	—

二、面積

	境界変更前（平方キロメートル）	境界変更後（平方キロメートル）
下部町	一三五、〇七	一三一、〇七
中富町	三七、九九	四一、九九
境界変更の区域	四、〇〇	—

第四章　町の財政

第一節　地方財政制度の概況

地方財政制度の変遷を文献や資料によってたどってみると、徳川幕府時代から明治維新の廃藩置県ないし地租改正まではほとんど旧来のままで、御法度書や村庄屋心得書等によると、経常的入用は村役人立替え、臨時入用は高持百姓が集合して相談の上支弁し、盆・暮の割付は高持百姓が立会いで行なわれ、春に役所の検閲が行なわれる方法で郷社費・道路費等は戸別に、土地についての費用は反別割に、土木工事は夫役現品でまかなわれていた。

明治一一年七月に府県会規則、地方税規則と共に郡区町村編成法が制定され、町村もはじめて自治団体としての性格を認められたのであるが、この地方税規則は府県財政について主として定められており、町村の財政制度についてはほとんどふれていなかったので、各町村とも郡区町村編成法による町村会において、その町村で必要な経費を定め、その費用を使途の性質によって土地割・戸別割または土地および戸別割に割付けて町村の運営が行なわれていた。

当時の曙村の村会記録によると、明治一二年の曙村協議費課出方議案に、村内の経済はすべて村会の議決した数種の費目の協議によって課出することとしている。

また明治一二年度の曙村の協議費予算額は、悪水浚費一〇円、堤防費一〇円、野守給料二円五〇銭で地割とし、学校補充費六二円、御布達紙代三円、火防費二円八〇銭、神官給料および郷社祭典費八円七〇銭で戸数割とし、水防費一〇円、県道掃除九円、里道橋梁修繕料一〇円、村会費一五円を地および戸数割としている。曙村協議費予算額合計は一四三円で村の財政運営が行なわれていたのである。このときの村の全戸数は三三九戸であった。

その後明治一七年郡区町村会法の改正により、町村費は任意協議制から公の財政としての性格を持たされ、町村費の徴収方法、予算の編成、出納決算、町村会の議決、報告等の規定がされた。

また明治二一年四月には市制・町村制が公布され、諸規定が設けられて実質的にはこれによってはじめて町村の財務制度が確立されたのである。

この町村制の財務会計関係の事項をあげてみると、収入役の制度がとられ財務会計事務のいっさいを収入役が掌ることとされた。また町村を一つの公法人として認め財産の所有権等細部にわたって規定されている。この主な事項は次のとおりである。

一、歳入歳出予算を定めること
一、決算報告を認定すること
一、使用料・手数料・加入金・町村税または夫役現品の賦課徴収に関すること
一、不動産の管理処分、収得に関すること
一、基本財産および積立金穀等設置処分に関すること
一、財産および営造物の管理に関すること

またこの町村制では町村税として国税・県税の付加税および直接または間接の特別税を課することができる旨細かく規定されている。

明治二三年の曙村会議案によると基本財産管理規程が定められており、その内容は「町村制第八一条に基づき村有財産の積立金穀を法定積立のほか臨時収入も基本財産として増殖を期し、預け入先は国立銀行とし、米穀は季節を計り交換する。またこの使用は非常の凶荒、不慮の災害により他の救助を受け、なお生存する能わざる者あるときおよび非常の変災によって堤防、道路の修理等、一般の経費を以て行なうことができないとき」とされ、村長は毎年四月に現在高と前年度の結果を村会と監督官庁に報告することとなっている。

曙村税徴収督促条例
内務・大蔵大臣許可書写（明・23・6・23）

このほか曙村村税徴収条例および村税徴収督促条例等を議決し、内務・大蔵大臣の許可を得て町村制施行による村の組織を進めていた。

また明治二三年度の曙村の歳入歳出予算額は歳入が地租割一四〇円一六銭二厘、戸数割五八三円一九銭八厘、授業料が一五円で歳入合計七三八円三六銭となっており、歳出は役場関係予算と学校関係予算の二つに別れており、役場関係予算の歳出は、役場費が三八四円六銭、村会費が二二円三〇銭、土木費が一五円、衛生費が七円、救助費一円、予備費二〇円で合計四四九円三六銭となっており、学校関係予算の歳出は、給料二〇四円、雑給二五円、校中費四六円、修繕料五円、雑費六円、予備費三円で合計二八九円となり、役場・学校の歳出合計は七三八円三六銭となっている。

その後明治四四年に町村制の全面改正が行なわれ、また大正一五年、昭和四年、昭和一五年と地方制度の改正が行なわれたが大綱としては終戦前までの地方財政の傾向は概して中央集権のもとで地方支配を確立してきたが、昭和一五年の税制改正以前の地方財政は、主要の国税に対する付加税を中心として運営されていた。また戦争による時局産業の急速な発展により、都市の財政力は著しく豊富になった反面、当時の農村は深刻な農業恐慌および風水害等により担税力が低下し、弱小町村の財政が窮迫したので、昭和一一年ごろよ

り地方財政補給金制度がとられ、地方税の減収を国庫からの交付金によって補てんされるようになった。

昭和一五年の改正では、戦争の費用を調達するため国税を増徴するとともに、中央・地方の財政調整を計るため国税分与税制度を採用した。これは国税として徴収した租税を市町村に還付し、あるいは一定方式によって配布して、不完全ながら都市と農村の均衡を調整し、地方財政に対する中央集権主義が強化された。

終戦後の経済状勢の激変によって、応急的な改正として昭和二一年に地方税法を改正し、町村民税の賦課率の引上げ、地租家屋税付加税の増徴等を行ない財源の確保をはかった。また第一次地方制度改革が行なわれ監査制度が設けられ、事業の監査および出納の監査、決算の監査等専門的に行なわれるようになり、公正な財政事務が図られるようになった。

翌二二年には地方自治法が公布され、二三年には地方財政法が施行されて、戦後の地方自治制度の基本原則が示されるとともに、国と地方財政との関係を明らかにし、地方財政の運営等についても定められたのである。

戦後の増税のためわが国の税体系が乱れたので、占領軍がシャープ使節団を招いて調査を行ない、昭和二四年九月に国と地方とを通ずる税制の改革を勧告され、昭和二五年に大改正が行なわれた。

この内容はきわめて未熟な段階にあるわが国の地方自治を発展させるため、第一に地方団体の財政力を強化することとして、市町村に課税標準の確実な土地家屋等の不動産を課税対象とする固定資産税を設け、また住民を対象とする住民税の課税権を市町村に配分した。第二に弱小市町村と富裕市町村の財政均衡を図るため平衡交付金制度を設けて地方財政の調整を図った。

中富町の各旧村の財政規模を当時の一般会計の予算額で見ると、昭和二八年度の西島村が八、〇九七千円、大須成村が六、二六〇千円、曙村が七、〇五三千円、昭和二九年度の静川村が六、八八三千円、原村が一五、〇九八千円であって、シャープ勧告による税制改正が行なわれ増税されてもなお税収入が少なく、従って財政規模の少ない町村であり、その財政内容も平衡交付金にたよらなければならない町村であった。それで、昭和二九年から昭和三三年にかけて中部五か村と下田原、宮木が合併して財政規模の適正化を図った。新中富町の昭和三三年の人口は一〇、四七六人で、一般会計予算額は四六、〇〇六千円となり、人口では全国水準の町村としてりっぱなものであったが、財政規模から見ると非常に貧弱な状況であった。

またこのころの地方財政は全国的に窮迫したため、地方財政の建てなおしを図るため昭和三〇年一二月法律第一九五号をもって地方財政再建促進特別措置法が施行され、本町においても旧村当時の六・三制実施に伴う中学校の建設、また合併後においては老朽化した小学校の改築を行ない道路橋梁等の改修も行なったので昭和三〇年度末には一千三百万円余りの一般財源の不足が見込まれたため昭和三一年度より昭和三八年度までの八か年計画で赤字の解消と健全財政の建てなおしを策定し議会の承認を得て知事と協議し、自治大臣の承認を求めて再建団体の指定を受けた。この時の再建団体は県下で一一団体であった。後に計画期間を二か年短縮して六か年とした

が合併当時の町の行政規模の合理化や、組織・事務能率・予算執行等の合理化が図られ健全財政の確立と新町建設の基盤ができた。

昭和三四年には七号台風および一五号台風が来襲し、未曽有の大災害を受け、この災害復旧事業を行なったので、昭和三四年度から予算規模も増大した。続いて昭和四一年にも、台風二六号に見舞われたための災害復旧費と高度成長の波にのった物価上昇等もあって、予算規模は毎年度上昇を続け、昭和四四年度の予算額は（一般会計）三億四千万円となったのであるが、本町は過疎地域となり、昭和三五年の国勢調査と昭和四〇年の国勢調査との人口減は一、四九七人となり、このためもあってか自己財源である町税は三千万円程度で少なく、財政構造から見てもいぜんとして憂慮しなければならない状態である。

本町の今後の方向としては、地場産業の育成と工場誘致等を行ない、過疎地域の解消を図って、自主財源である町税の増収を図り、健全財政を堅持しつつ町民の福祉の増進をはからねばならない。

第二節　税制と税収

一、税制の沿革

地方税制度については一部を概況でふれているので、町村税の制度についてのみ概要を掲げると、明治一一年太政官布告第一九号地方税規則では、町村税についてはほとんど制限を設けておらず、町村協議費として、その町村限りの入費は地方税規則によらずその区域内、人民の協議費による。となっており、地方財政の変遷で記したとおり、地価割と戸数割と地価および戸数割とに村会で協議して賦課したものである。

明治二一年に町村制が施行され、同二三年に府県制および郡制が公布され、従来の地方税が府県税に改められ、郡制によって郡内の町村において分賦金を課することが認められた。当時町村で課税できる税目は次のとおりであった。

税目		制限税率
国税付加税	地租付加税	地租の七分の一
	所得税付加税	国税所得税の百分の五〇
県税付加税	戸数割付加税	毎戸現住者に従前の課税の課税方法で賦課
	家屋税付加税	本税の十分の四以内
	営業税付加税	〃
	雑種税付加税	〃
特別税	清酒税	一石につき五〇銭以内

なお市町村は義務支出に対する財源として、まず財産収入、使用料、手数料、科料、過怠金等を充て、なお不足が生ずるときは市町村税および夫役現品を賦課徴収することができる、とされており、また特別税を新設したり、制限税率を超過して課税する場合は市町村会の議決を得て内務・大蔵大臣の許可を必要とすることとなっている。

このときの本町の旧村ごと諸税負担額は次表のとおりである。その後日清・日露の戦争のため国費が激増したので、国税は非常特

旧村ごと諸税負担額一覧表

単位　厘

旧村名	種別	明治32年度 国税	明治32年度 県税	明治32年度 村税	明治32年度 計	明治33年度 国税	明治33年度 県税	明治33年度 村税	明治33年度 計	明治34年度 国税	明治34年度 県税	明治34年度 村税	明治34年度 計	三か年平均 国税	三か年平均 県税	三か年平均 村税	三か年平均 計
西島村	1戸当たり	3,314	3,623	7,027	13,964	3,461	3,946	15,430	22,837	3,589	4,589	7,027	15,205	3,455	4,052	9,828	17,335
	1人当たり	563	616	1,194	2,373	588	671	2,622	3,881	605	780	1,194	2,579	585	689	1,670	2,944
大須成村	1戸当たり	4,275	4,373	4,506	13,154	3,464	4,757	4,498	12,719	4,357	5,322	4,560	14,239	4,032	4,818	4,521	13,271
	1人当たり	705	721	743	2,169	571	478	742	1,791	723	877	743	2,343	666	692	742	2,100
静川村	1戸当たり	5,122	4,988	6,226	16,336	5,217	5,483	4,669	15,369	5,377	6,310	6,226	17,913	5,239	5,594	5,707	16,940
	1人当たり	819	798	997	2,614	835	878	747	2,460	846	1,010	997	2,853	833	895	914	2,642
八日市場村	1戸当たり	4,902	4,776	4,847	14,525	5,090	5,360	4,642	15,092	5,201	4,792	4,847	14,840	5,064	4,976	4,779	14,819
	1人当たり	723	702	796	2,221	836	880	762	2,478	854	746	769	2,369	804	776	776	2,356
伊沼村	1戸当たり	2,846	4,041	3,500	10,387	2,853	4,251	3,734	10,838	2,855	4,792	3,497	11,144	2,851	4,361	3,580	10,792
	1人当たり	443	629	544	1,616	444	661	581	1,686	444	746	544	1,734	444	679	556	1,679
飯富村	1戸当たり	2,768	3,392	4,830	10,990	2,639	4,279	4,008	10,926	2,965	4,704	5,142	12,811	2,791	4,125	4,660	11,576
	1人当たり	434	533	758	1,725	423	672	628	1,723	465	722	758	1,945	441	642	714	1,797
曙村	1戸当たり	4,254	4,212	4,138	12,595	4,323	4,628	4,365	13,316	4,356	5,174	11,571	21,081	4,301	4,671	6,691	15,663
	1人当たり	653	648	637	1,938	665	706	672	2,043	667	796	1,781	3,244	662	617	1,103	2,382
都下平均	1戸当たり	4,271	4,239	6,212	14,722	4,401	4,733	6,238	17,372	4,511	5,415	8,037	17,963	4,394	4,796	7,496	16,686
	1人当たり	688	683	1,002	2,373	709	762	1,327	1,798	726	872	1,298	2,896	708	772	1,209	2,698

備考　表中の諸税は各町村の納税額を各町村の戸数や現人口で割って平均した1戸当たりおよび1人当たりのもの。国税は直接税のみを調出したもの。

県税中、34年度分は34年4月1日～35年2月13日までの徴定額による。

別税法を制定して増税され、付加税は制限税率を引き下げられた。

明治四一年に地方税制度に関する法律が交付されたが、この内容は町村の財政や国民の担税力を考慮して改正され、この法律は一部改正ではあったが、大正一五年まで続いている。税目別に内容を見ると、次のとおりである。

税目		制限税率
国税付加税	地租付加税	地租の百分の四〇
	営業税付加税	本税の百分の三五
	所得税付加税	所得税の百分の五〇
	鉱業税付加税	本税の百分の一〇
県税付加税	県営業税付加税	本税の百分の四〇
	雑種税付加税	本税の百分の四〇
	戸数割付加税	地域内に三か月以上居住するものに従前の課税方法により賦課する。
	家屋税付加税	本税の百分の四〇

このほか特別税があるが、特別税の設置等は内務・大蔵大臣の許可を必要とすることは従前のとおりである。

また国税および地方税について根本方策を樹てるため大正八年に調査会を設置し、審議を続け大正一五年に成案されたので、地方税制限に関する法律の一部改正と、新たに地方税に関する法律を公布された。この法律によって町村税に特別地税付加税を認め、戸数割は町村税のみとした。また地租の課税標準は土地の賃貸価格によることに改められた。町村税の税目別は次のとおりである。

税目		制限税率
国税付加税	地租付加税	宅地租百分の二八 その他の地租百分の六六
	所得税付加税	本税の百分の七
	鉱業税付加税	本税の百分の三から七
	砂鉱区税付加税	本税の百分の三から七
	営業税付加税	本税の十分の四
県税付加税	取引所営業税付加税	本税の百分の一〇
	特別地税付加税	本税の百分の八〇
	家屋税付加税	本税の百分の五〇
	営業税付加税	本税の百分の八〇
	雑種税付加税	本税の百分の八九
特別税	戸数割	町村税予算額の百分の六〇
	雑種税	本税の百分の百
	都市計画特別税	県都市計画特別付に同じ

この改正の直後の昭和初年に経済不況となり、地方財政は非常に困窮したが、特に農村地帯の町村財政の疲弊は甚だしく、都市と農村との経済格差が大きくなったため、地方財政の調整のため昭和一一年度から補給金を交付するとともに、税制調査会を設けて検討し、昭和一五年に地方税財政に関する法律の全面改正を行ない、地方税法、地方分与税法が制定された。その主な内容は町村税の戸数割を廃止し、町民税を設け所得税付加税を廃止し、町村民税を設け所得税付加税を廃止し、地方財政の充実を図るため配布税（現在の地方交付税と同様のもの）を設け調整を図った。当時の税目別の町

村税は次のとおりである。

税目		制限税率
国税付加税	地租付加税	本税の百分の二百
	家屋税付加税	本税の百分の二百
	営業税付加税	本税の百分の二百
	鉱区税付加税	本税の百分の一〇
	段別税付加税	本税の百分の百
県税付加税	自動車税付加税	本税の百分の百
	船舶税付加税	本税の百分の百
	電柱税付加税	本税の百分の百
	不動産取得税付加税	本税の百分の百
	漁業権税付加税	本税の百分の百
	狩猟者税付加税	本税の百分の百
	芸妓税付加税	本税の百分の百
町村民税		一人千円以内、また総額の平均が一人四円以内
独立税	舟税	
	自動車税	
	荷車税	
	金庫税	
	扇風機税	
	屠蓄税	
	犬税	

このほか目的税として都市計画税、水利地益税、共同施設税等があるが内務・大蔵大臣の許可を得て設けることができた。

また昭和一六年には第二次世界大戦がはじまり、町村の経費も増加したため配布税等を増加して地方財政の運営が行なわれていたが、昭和一九年に地租・家屋税・営業税を引き上げ、昭和二〇年には町村民税の引き上げを行なって町村財政をまかなったが終戦後のインフレにより、地方財政の収支の均衡がとれず、税財政の改革の必要に迫られる一方、新憲法草案もできて地方自治の強化の基本方針が打ち出された。そのためわが国の税体系を根本的に検討するためシャープ使節団に調査を依頼し、その結果昭和二四年九月に勧告を受け、地方税制度の画期的な改革が断行され、昭和二五年に新しい地方税法が制定された。その主な内容は、地方税全般にわたって整理し、付加方式をやめ、国税・県税・市町村税をそれぞれ独立させて完全に分離し、また課税の方法としては所得および財産に対する課税を重くし、消費に対する課税や事業に対する課税を軽くし、一番末端である町村に有力な税源配分をして財政の強化を図っている。町村税の税目別は次のとおりである。

税目		標準税率	制限税率
住民税	個人均等割	一人二百円	一人五百円
	個人所得割	百分の七・五	百分の一〇
	法人均等割	千二百円	二千円
	法人税割	百分の一八	百分の一八
固定資産税	土地	百分の一・四	百分の一・六
	家屋	百分の一・四	百分の一・六
	償却資産	百分の一・四	百分の一・六

自転車荷車税	二百円
電気ガス税	百分の一〇
鉱産税	百分の一・二
木材引取税	百分の六
広告税	広告料金の百分の一〇
入湯税	一人一日十円

地方税法の改正はその後昭和二九年に県民税が創設され、市町村民税と併せ課税されることとなり、また町たばこ消費税も設けられた。また昭和三一年には国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律が交付され、国県が所有している固定資産および公社、鉄道が所有している固定資産についてその所在市町村に固定資産税相当額の二分の一を交付または納付されることとなった。

また昭和三三年には軽自動車税が設けられ自転車荷車税は廃止され、昭和三五年に住民税の所得割の課税方式が従来五方式あったのを二方式とし、課税所得金額を対象とする課税方式に改められる等、そのほか住民税の控除額の引き上げ等年々行なわれ、また固定資産税の免税点の引き上げ等行なわれているが、現在の税制は昭和二五年の改正から大綱はあまり変わっていない。

また本町の税収入は年々総予算の一〇%内外で非常に少なく第一節で記したとおりで地方交付税や、国・県支出金等にたよるところが多く、県および本町出身の望月幸明（現山梨県総務部長）・佐野篤彦（現中部県税事務所長）等本町出身の多くの県職員の指導を得ている。

二、税収および課税状況表

第一表　町民税年度別課税状況表
　昭和三七年度～昭和四五年度
第二表　町民税所得割業種別課税状況表
　昭和三八年度～昭和四五年度
第三表　町民税所得割課税標準額段階別所得割額および納税者数表
　昭和三八年度～昭和四五年度
第四表　年度別固定資産評価額表
　昭和三七年度～昭和四五年度
第五表　年度別軽自動車課税状況表
　昭和三七年度～昭和四五年度
第六表　町税年度別税目別収納状況表
　昭和二九年度～昭和四五年度

（第1表）

町民税年度別課税状況調べ（現年度調定分のみ）（課税状況調べによる）

区分 年度	個人町民税 均等割 納税義務者数	個人町民税 均等割 均等割額	個人町民税 所得割 納税義務者数	個人町民税 所得割 所得割額	法人町民税 均等割 納税義務者数	法人町民税 均等割 均等割額	法人町民税 所得割 納税義務者数	法人町民税 所得割 所得割額	備考
昭和	人	円	人	円	社	円	社	円	
36					15	18,000	9	47,300	
37	2,576	493,360	965	3,977,740	14	16,800	8	99,100	
38	2,617	487,400	1,134	3,942,270	18	21,600	12	186,730	
39	2,502	500,400	1,093	4,107,420	6	4,900	4	19,280	
40	2,355	471,000	920	3,499,570	8	7,800	5	14,630	
41	2,275	452,000	870	3,485,110	8	7,800	7	27,090	
42	2,203	440,600	978	4,365,770	27	35,690	20	318,940	
43	2,014	402,800	1,048	5,234,460	31	76,030	22	593,710	
44	2,033	406,600	1,060	5,592,080	24	66,130	19	440,190	
45	2,022	404,400	1,090	6,677,000	29		13		

（第２表）

町民税所得割業種別課税状況調べ（課税状況調べによる）

区分 / 年度	給与所得者		営業所得者		農業所得者		その他の事業所得者		その他の所得者		合計	
	納税義務者数	課税所得金額	納税義務者数	課税所得金額	納税義務者数	課税所得金額	納税義務者数	課税所得金額	納税義務者数	課税所得金額	納税義務者数	課税所得金額
昭和	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
38	351	83,446	179	42,835	462	60,315	17	3,362	125	8,825	1,134	198,783
39	359	75,845	143	28,664	359	21,748	3	775	229	23,447	1,093	150,479
40	363	82,671	123	21,482	160	8,855	4	1,691	270	23,361	920	138,060
41	466	100,885	116	15,430	157	10,076	3	1,492	128	10,673	870	138,556
42	363	100,246	128	21,603	202	13,548	3	775	278	29,921	978	166,093
43	625	126,630	146	27,218	268	26,740	3	1,850	6	4,424	1,048	186,862
44	690	146,113	170	39,376	191	14,799	3	2,860	6	890	1,060	204,438
45	774	176,724	168	36,002	133	10,271	10	4,532	5	962	1,090	228,491

（第３表）

町民税所得割・課税標準額段階別所得割額および納税義務者数調べ（課税状況調べによる）

区分 / 年度	5万円以下の金額		5万円～10万円		10万円～20万円		20万円～30万円		30万円～50万円		50万円～100万円		100万円～150万円		150万円以上		備考
	人員	調標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	人員	課標準税額	
昭和		千円		円千		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
38	198	5,223	205	15,599	375	54,391	181	43,582	125	46,617	49	32,055	1	1,316	—	0	S.29.8.17 西島、大須成静川、曙村合併
39	389	9,916	238	17,549	229	31,820	100	24,368	100	36,899	31	20,834	3	3,228	3	5,865	S.30.8.1 原村合併
	5万円以下の金額		5万円～10万円		10万円～15万円		15万円～40万円		40万円～70万円		70万円～100万円		100万円～150万円		150万円以上		S.33.4.1 下田原、宮木合併
40	313	7,684	203	15,079	107	13,494	231	57,971	51	25,531	8	6,208	4	4,961	3	7,132	
41	298	7,096	166	12,333	99	11,994	220	55,182	67	33,197	14	10,961	5	6,040	1	1,753	
42	276	6,832	237	17,504	128	15,660	223	55,239	89	44,244	18	15,075	3	4,335	4	7,204	
43	282	6,708	201	15,152	155	19,387	280	67,902	107	54,883	18	11,178	2	4,865	3	6,787	
44	298	7,957	217	16,009	128	15,985	266	63,839	116	59,293	22	17,382	7	8,643	6	15,330	
45	283	7,100	214	16,302	138	17,090	292	72,290	117	61,902	30	24,423	11	13,531	5	15,853	

（第４表）

年度別固定資産評価額調べ（概要調書による）

年度＼区分	土地												家屋				償却資産	備考
	田		畑		宅地		山林原野		雑種地		土地の計		木造		非木造			
	地積	評価額	地積	評価額	地積	評価額	地積	評価額	地積	評価額	地積	評価額	床面積	評価額	床面積	評価額	評価額	
昭和	反	千円	反	千円	反	千円	反	千円	反	千円	反	千円	坪	千円	坪	千円	千円	
37	1,423	46,365	5,831	103,868	609	31,952	14,051	28,719			21,914	210,904	70,398	128,439			138,866	S.29.8.17.
38	1,426	46,452	5,828	103,796	609	31,953	14,050	28,717			21,913	210,918	70,498	131,001			155,043	西島・大須成・静川・曙村合併
39	1,765	51,466	5,500	86,970	615	38,485	16,668	34,246			24,548	211,167	84,594	164,881			167,498	
40	1,765	51,466	5,498	86,923	615	38,501	16,669	34,252			24,547	211,142	84,798	170,560			164,464	S.30.8.8.1
41	1,399	40,804	4,312	68,169	515	34,205	14,889	33,729			21,115	176,907	84,634	181,530			160,681	原村合併
42	1,381	39,940	4,287	67,695	517	40,908	14,942	36,886			21,127	185,429	98,376	284,638			216,954	S.33.4.1
43	1,381	39,940	4,275	67,483	519	45,127	14,947	40,590			21,122	193,140	98,780	312,343			210,572	下田原・宮木合併
44	1,438	42,640	4,360	68,664	521	45,656	14,950	41,166			21,269	198,126	99,180	351,629	272	6,206	229,892	
45	1,443	42,651	4,363	68,702	521	54,787	14,950	47,340			21,277	213,480	100,315	410,425	597	13,826	204,466	

（第５表）

年度別軽自動車課税状況調べ（課税状況調べによる）

区分 / 年度	原動機付自転車								二輪車		三輪車		四輪車				農耕用		特殊作業用		合計		備考
	総排気量0.5ℓ以下のもの		総排気量0.5ℓ～0.9ℓのもの		総排気量0.9ℓをこえるもの		小計						乗用車		貨物車								
	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
昭和		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
37	282	141	6	4	91	91	379	236	40	60	19	38	7	21	21	52	—	—			466	407	S.29.8.17. 西島・大須成・静川・曙村合併
38	352	176	25	20	85	85	462	281	34	51	26	52	12	36	24	60	2	2			560	482	
39	442	221	42	33	86	86	570	340	35	52	21	42	11	33	40	100	29	29			706	596	S.30.8.1 原村合併
40	517	258	61	49	92	92	670	399	33	49	19	38	10	45	53	133	32	32			817	696	S.33.4.1 下田原・宮木合併
41	597	298	76	60	89	89	762	447	32	48	20	40	13	58	80	200	32	32			939	825	
42	620	310	108	86	101	101	829	497	36	54	19	38	14	63	99	248	33	33			1,030	933	
43	654	327	135	108	106	106	895	541	35	53	16	32	33	149	138	345	33	33			1,150	1,153	
44	643	321	162	129	100	100	905	550	35	52	14	28	52	234	183	457	61	61			1,250	1,382	
45	666	333	157	125	94	94	917	552	31	46	12	24	72	324	219	547	61	61	3	7	1,315	1,561	

（第６表）　　町税年度別税目別収納状況（決算書による）

区分 / 年度	町民税			固定資産税			軽自動車税			電気ガス税		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
昭和	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
29	1,319	867	65.7	3,989	2,748	68.9	98	54	55.1	344	344	100
30	2,267	1,775	78.3	6,296	4,791	76.1	287	240	83.6	758	758	100
31	2,424	2,183	90.1	6,961	6,326	90.9	325	283	87.1	865	865	100
32	3,199	2,990	96.5	8,167	7,346	89.9	359	299	83.3	964	964	100
33	2,951	2,724	92.3	7,736	6,865	88.7	104	53	51.0	1,087	1,087	100
34	2,913	2,672	91.7	7,662	6,342	82.8	135	86	63.7	1,104	1,104	100
35	2,779	2,612	94.0	7,571	6,849	90.5	219	113	51.6	1,181	1,181	100
36	3,440	3,329	96.8	7,800	7,454	95.6	355	302	85.1	1,211	1,211	100
37	4,587	4,402	96.0	8,530	8,313	97.5	440	393	89.3	1,321	1,321	100
38	4,638	4,579	98.7	8,941	8,814	98.6	533	509	95.5	1,497	1,497	100
39	4,632	4,547	98.2	9,167	9,002	98.2	629	613	97.5	1,380	1,380	100
40	3,993	3,854	96.5	9,379	9,095	97.0	764	714	93.5	1,511	1,511	100
41	3,972	3,836	96.6	9.829	9,542	97.1	875	794	90.7	1,905	1,905	100
42	5,161	5,077	98.4	10.820	10,645	98.4	1,027	983	95.8	2,265	2,265	100
43	6,307	6,301	99.9	12,008	11,960	99.6	1,226	1,214	99.0	2,725	2,725	100
44	6,505	6,496	99.8	13,290	13,182	99.1	1,481	1,466	99.0	3,021	3,021	100

区分 / 年度	たばこ消費税			木材引取税			その他の町税			合計		
	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
昭和												
29	464	464	100	18	2	11.1	25	13	52.0	6,257	4,492	71.8
30	1,223	1,223	100	17	5	29.4	25	15	60.0	10,873	8,807	81.0
31	1,369	1,369	100	339	339	100	22	17	77.3	12,305	11,382	92.5
32	1,368	1,368	100	7	7	100	23	18	78.3	14,087	12,992	92.2
33	1,854	1,854	100	90	2	2.2	32	21	65.6	13,854	12,606	91.0
34	2,195	2,195	100	—	—	—	26	15	57.7	14,035	12,414	88.5
34	2,474	2,474	100	97	36	37.1	30	20	66.7	14,351	13,285	92.6
36	2,607	2,607	100	223	15	6.7	32	27	84.4	15,668	14,945	95.4
37	2,967	2,967	100	107	78	72.9	37	35	94.6	17,989	17,509	97.3
38	3,607	3,607	100	80	51	63.8	65	63	96.9	19,361	19,120	98.8
39	3,822	3,822	100	79	31	39.2	59	57	96.6	19,768	19,452	98.4
40	4,062	4,062	100	116	109	94.0	53	47	88.7	19,878	19,392	97.6
41	4,536	4,536	100	91	2	2.2	45	39	86.6	21,253	20,654	97.2
42	6,213	6,213	100	120	120	100	38	37	96.9	25,644	25,340	98.8
43	6,435	6,435	100	163	163	100	—	—	—	28,864	28,798	99.8
44	7,247	7,247	100	53	53	100	—	—	—	31,597	31,465	99.6

S.29.8.17　西島村静川村大須成村曙村合併　　S.30.8.1　原村合併
S.33.4.1　下田原・宮木合併

第三節　財政規模の推移

一、地方財政制度と推移

近世の村落は一種の自治組織であったから、一村の諸経費はみずからの負担によるものが多かった。年中公儀地頭の諸入用、村役人の給米、村政や貢租についての諸入用、田畑用水などの自普請にかかる費用などが村入用で、高割で各戸に課せられたが、のちにはその幾割かは戸数なみにし他の部分は、高割としてこの二つの計を徴収する方法がとられるところが多かった。

明治一一年に協議費を村会に提出した提案理由の説明を西島村について見ながら当時の状況をふり返ってみよう。

協議費方法要旨

協議費ノ費額ニ渾テ一村ノ経済ヲ支弁スベキ者ヲ以テ、其費途或ハ他ニ関スル者アリ、或ハ戸ニ係ルモノアリ、或ハ地ト戸トニ関渉スル者アリト雖モ、協議費ノ全面上ヨリ之ヲ見ル時ハ、元足一個ノ村落ヲ保護スルノ性質ヨリ出ル者ニシテ、彼ノ費額ヲ以テ彼ヲ保護シ、此費額ヲ以テ此ヲ保護ス可シト謂カ如ク、固ヨリ之ヲ分離スベキ者ニアラズ、故ニ協議費ハ如何ナル費途ノ出ルモ渾テ尽ク之ヲ混同シ、篤ク費途ノ出々所ヲ審査費ニ地ニ課スベキハ之ヲ地ニ課シ、専ラ戸ニ課ス可キハ之ヲ戸ニ課シ、或ハ地ト戸ニ課出ス可クンバ、則チ其費ノ割合ニ応シテ戸ト地トノ歩合ヲ定メ課出ノ目的ヲ立ル者トス。と協議費の要旨ヲ説明して、次の各項目を掲載し議会に提案している。

第三条　協議費目ヲ区分スルニ左ノ如シ

第一、地価ニ課ス可キ費目

一、悪水路費　一、堤防費　一、野守給料

第二、戸ニ課ス可キ費目

一、学校補充費及幹事給料　一、御布達紙代　一、火防費

第三、地価ト戸数ニ課ス可キ費目

一、祠宮給料及御社祭典費　一、水防費　一、県道清掃費

一、里道橋梁修繕費　一、村会費

協議費地価割予算額

第一号、一金拾五円　悪水路費

第二号、一金拾円　堤防費

第三号、一金弐円五十銭　野守給料

総計金廿七円五十銭

地価割費第壱号説明

本村平地悪水路ノ義故急雨出水ノ度々堤沢暴流ノ為ニ砂ヲ押入シ其時々□サルアレバ悪水通セズ平地一円ノ耕地之ガ為ニ熟スルヲ得ス則チ此予算ヲ為以所而テ之ヲ賦スルノ法窪地ニ止リ山地ニ及ヒ悪ナリ水ノ害ニ罹ザル場所ハ賦セサルモノカ□シテ然ラズ是レ皆本村一個ノ耕地ニシテ他所ニ課ス可キ費目アレバ此ノ為ニ彼レニ賦シ彼ノ為ニ此ヨリ出ス可キ道理ニシテ敢テ区別ヲ立サルヲ以テ至当トス。

地所割費第一号説明

当村富士川通リ堤ノ義千余間ノ長間ニシテ洪水ノ度々□危急ノ場所トス依テ大破ニ及ハサル前ニ予防ヲ施ス可シ為ニ此予算ヲ置タリ

地所割費第参号説明

当村野守給料ノ義ヲ従前給与スル所ノ金額ニ依ルナリ

戸数割費予算額

第壱号、一金六拾弐円　　学校補充費
　　内、一金五十円　校内費、一金拾弐円、幹事給料
第弐号、一金参円　　御布達紙代
第参号　一金弐円八十銭　　火防費
第四号　一金八円七十五銭　　祠宮給料　郷社祭典費
　　総計金七拾六円五十五銭

戸数割費第壱号説明

本村学校費ノ義通常一ケ年総額金ハ則チ補充費ニシテ是迄村費ニ賦課セン金額トス亦幹事事務掛ノ給料ハ年内金六円ヲ給スト雖モ是ヲ甚ダ不当少給ナルカ故ニ謂ズ語ラズシテ其ノ職務ノ本分ヲ尽サザルニ至ル是人情ノ常ナリ依テ今更ニ此額ヲ置キ然ルニモ未ダ全ク其当ヲ得タルニアラザレドモ近年学校旺盛ヲ期シ増給スルモノトス姑ラク此ノ金額ヲ以テス。

同費第弐号説明

本県御布達壱部ハ官費ニシテ且壱部ハ民費タリ壱年間紙数千枚ト見積リ壱枚代金弐厘トシ合計金弐円ナリ外ニ郵便税ヲ金壱円ト致シ此ノ予算ヲ為ス。

同費参号説明

火防費ハ冬春ノ二季ヲ置則チ一町弐人ニシテ拾四人タリ壱人ニ付キ金廿銭ヲ給ス以テ此予算ヲ為ス

同費第四号説明

祠宮月給ハ金参円五十銭ニシテ壱ケ年総額金四拾弐円ナリ亦郷社祭典費ノ如キハ金八円ト定メ祠宮給料ト合テ金五十円ナリ之ヲ旧十六区中氏子二千戸ニ賦課シ現戸壱戸ニ付金弐銭五厘ナリ則チ当村戸数ニ応ジ此ノ金額ヲ置ク

協議費地戸割予算額

第壱号、一金拾円　　水防費
第二号、一金九円　　県道掃除費
第三号、一金拾円　　里道橋梁並修繕費
第四号、一金五円　　村会費
　　内、一金拾弐円六十銭　日当、一金弐円四拾銭　雑費
　　総計金四拾円

地戸割費第一号説明

本村堤沢下初沢ノ義二流トモ中央ニアツテ暴雨ノ度々人家及田畑ニ障害ヲ為ス少ナカラス依テ急雨疾水先ニテ宣シク予防致ス可ク則チ此予算ヲ為スナリ

同費第二号説明

本村県道掃除費ハ壱ケ月人足四人ト見積リ年内四拾人タリ人足壱人賃料金拾八銭七厘五毛トシテ此ノ予算ヲ為スモノナリ

同費第三号説明

本村里道ハ数十路ニシテ橋架修繕等モ亦多シトス然レドモ目下大破ノ場所モ無キニ付通常前年ノ費額ニ倣ヒ予算ヲ為スナリ

同費第四号説明

村会費ノ義本年ハ通常会見積リ亦議案件モ尠ニ付四日間ニ見積リ議員廿人書記壱人日当金拾五銭トシ金拾弐円六拾銭ナリ雑費ノ如キハ議場借家料筆墨紙其他ノ費用ナリ。

明治一三年曙村会に提案された予算と、延々一七日間審議したその状況をみながら、当時の予算の形態と審議の状況をみると、

地価割第一号附録

一金九円　水防費　但枠六組壱組ニ付金壱円五十銭

地価割第二号附録

一金三円五十銭　野守給料

内、金三円　野守二名年給、金五十銭　右二名宅地二ケ所小作料　地価割合計金十弐円五十銭

戸数割第一号附録

一金参円　御布達並郵便税

内、金弐円　御布達紙代　金壱円　郵便税

戸数割第二号附録

一金四円五十銭　火防費

内、金三円　水籠廿個代価　金壱円五十銭　竜吐水一梃代価

戸数割第三号附録

一金八円五銭　郷社費

内、金六円九十三銭　祠官給料　金壱円十弐銭　郷社祭典費

戸数割第四号附録

一金拾四円四十五銭　伍長給

内、金七円　七ケ組取次年番七名一名ニ付年給金壱円　金六円並伍長十弐名一名ニ付年給金五十銭　此小訳　矢細工組伍長四名古長谷組伍長三名福原組伍長一名　梨子組伍長一名江尻窪組伍長五名遅沢組伍長一名　中山組伍長四名　金壱円四拾五銭　本組筆墨紙料

此小訳

金廿五銭矢細工組　金弐拾銭古長谷組　金十五銭福原組　金十五銭梨子組　金三十銭江尻窪組　金十五銭遅沢組　金弐拾五銭中山組

戸数割合計金三十円

地戸割第一号附録

一金七拾七円　学校補充費

内、金三十六円　授業生年給　金弐拾四円　幹事年給　金十七円　校内諸雑費

地戸割第二号附録

一金拾五円　一等里道　道路費

内　金八円八十五銭　一等里道橋梁等修繕費　金六円十五銭　一等里道掃除費

此小訳　但一ケ年六度可相渡事

金四拾四銭五厘　福原組分掃除費　金三十銭　福原組分掃除費　金弐拾八銭　梨子組分掃除費

地戸割第三号附録

一金弐拾弐円五拾六銭　村会費

内、金弐円十銭　会議中書記二名七日之間十四人一日一名ニ付金十五銭

金十四円　会議中議員廿名七日之間百四十人　行厨料一日一名金十銭（審議の決果取消とす）

金壱円七十五銭　会議中借家料七日之間　一日金弐拾五銭

金七十銭　村会議員被選選挙名刺紙代価

金五十二銭五厘　村会議員選挙用紙代価

金弐拾銭　村会議員被選選挙名刺□紙代価

金弐拾五銭　会議中筆□本

金弐拾銭　会議中墨三挺

金五十銭　会議中用紙代価

金弐拾五銭　会議中茶壱打代価

金三十銭　会議中炭三俵半代価

金弐拾五銭　会議中油蠟燭代価

金五十六銭　会議中小使七日之間一日壱人金八銭

金五十七銭五厘　□□□□

内、金十五銭　議事細則□紙代

地戸割合計金百拾四円五十六銭

こうして編成された予算は、その使途により地価割、戸数割によって割り付けされた。

予算に対する歳入の戸数割の状況をみよう。まず、当時の戸数三百二九戸を一七等級、等外の一八段階に格付けし議長は、予算審議にさきだち次のように述べている。

「右ハ本村村会議案説明附録前書之通見込相定候間衆員ニ於テ疑儀有之ラバ議場ニ於テ質問ス可シ」また、予算審議の内容をみると、「地務税、戸数割等級ハ何ヲ目当ニセシヤ」と質するに、

「地価金ヲ六分ニ取リ各戸ノ状況ヲ四分ト見シガ実ニ公平均一ヲ得ルハ難ニ付意見アラバ衆員遠慮ナク質問アリタシ」中略…

このように一等から一七等まで各号審議し、状況によっては修正を加えた当時の議会が地価割、戸数割による負担率をいかに重要視したかが伺える。

財源内訳をみると、まず、

「地戸ニ課スベキ村会費ノ何程カ」議するに「七分地価ニ附シ戸ニ三分課ス」「御布達並郵税料ハ地ニ七分戸ニ三分課ス」「学校補充費ハ地ニ半分戸ニ半分トス」と各々負担区分を決議している。

明　治　41　年　度　曙　村　予　算

歳　　入

科　　目	予算額	付　　記
第一款　財産ヨリ生ズル収入	円 52,956	預金利子506円52銭年７朱、国債利子５朱利
第二款　手　数　料	9,000	謄抄本及閲覧料１件10銭80件分、徴収督促手数料１通10銭10人分
第三款　雑　収　入	60,800	小学校高等科授業料生徒35人１ケ月１人10銭11ケ月分、農業補習学校授業料生徒10人１ケ月１人10銭　原小学校生徒後山児童委託教授料10円、糞尿売払代５円
第四款　県税補助金	13,650	農業補習学校費補助、伝染病予防費補助
第五款　国庫交付金	2,777	国税徴収金69円44銭ニ対スル100分ノ４
第六款　県税交付金	22,141	県税徴収金
第七款　村　　税	2,006,330	地租金946.61銭　１租１円ニ付20銭、戸数391戸ニ付5.88028余

歳　　出

第１款　役　場　費	531,350	収入役給料年額48円　書記月報４円　１人雇員日給50銭　使丁月給３円50銭　雑費・旅費１泊50銭車馬賃１里ニ付５銭、吏員勤励賞与10円、臨時雇１日40銭　村長報酬50円、助役40円、区長７人１円10銭　学務委員10円　備付品費10円　文具料59円60銭（吏員文具料現金給与１人１ケ月20銭）消耗品37（木炭20円、石油４円、ローソク１円20銭茶６円、雑品５円80銭　、賄費３円65銭（吏員１泊１銭）郵便電信料15円　運搬料３円
第２款　会　議　費	19,200	議員実費弁償12円（議員12人１人20銭）その他
第３款　土　木　費	25,000	早川入往還修繕費５円、橋梁４ケ所修繕費20円
第４款　教　育　費	1,176,880	教員俸給852円（高正教員２人平均240円）（尋常正教員２人平均132円）機械器具費28円（机、机修理）筆紙、墨、文具料23円、消耗品40円、図書印刷費40円50銭、学校園借地料10円50銭　農業補習学校費教員給料４円
第５款　衛　生　費	55,200	
第６款　勧　業　費	24,000	農産物品評会13円
第８款　諸税負担	111,650	郡費村負担外
第９款　基本財産蓄積	134,374	条例ニ依ル積立

歳　　入　　各旧村の合併前の予算の状況　　(昭和29年)

款　　項	予算現計額					合併後の予算見込み
	西島村	大須成村	静川村	曙　村	合　計	
	円	円	円	円	円	円
村　　税	2,600,650	1,599,980	2,884,150	3,391,000	10,475,780	8,380,440
地方交付税	2,730,000	2,000,000	2,500,000	1,700,000	8,930,000	7,359,000
公営企業および財産収入	2,630	0	5,050	1,200	8,880	8,880
分担金および負担金	0	0	30,000	0	30,000	30,000
使用料および手数料	40,500	18,100	31,100	42,200	131,900	97,000
国庫支出金	2,097,500	1,892,400	2,128,100	1,623,000	7,741,000	8,521,000
県支出金	31,870	865,110	5,000	86,100	988,080	988,080
寄付金	600,000	184,000	303,000	3,000	1,090,000	500,000
繰越金	312,000	100,000	22,000	910,000	1,344,000	1,344,000
雑収入	54,150	13,000	72,000	71,800	210,950	210,000
村　　債	0	950,000	3,000,000	2,640,000	6,590,000	7,000,000
計	8,469,300	7,622,590	10,980,400	10,980,400	37,540,590	34,438,400

歳　　出

款　　項	旧村名					合併後の予算見込み
	西島村	大須成村	静川村	曙　村	合　計	
議会費	192,800	130,500	310,100	252,000	885,400	760,800
役場費	2,001,160	2,025,750	5,014,100	2,115,000	10,156,010	11,756,600
警察消防費	391,500	74,250	135,100	147,000	747,850	580,900
土木費	172,000	873,500	210,000	531,500	1,787,000	3,329,000
教育費	732,750	488,095	1,879,200	2,286,600	6,286,645	5,152,800
社会および労働施設費	1,379,200	1,432,500	1,565,000	10,148,600	5,525,300	3,555,000
保健衛生費	1,014,500	447,300	526,000	721,500	2,709,300	1,792,000
産業経済費	435,180	501,845	379,400	503,500	1,819,425	1,405,000
財産費	26,180	—	16,500	23,000	65,680	45,000
統計調査費	11,500	10,500	11,200	16,000	49,200	42,000
選挙費	38,100	33,650	64,300	33,400	169,450	133,000
公債費	450,000	52,000	188,500	50,000	740,500	645,300
諸支出金	1,476,200	1,493,200	1,531,000	1,197,200	5,697,600	4,348,000
予備費	148,230	59,500	150,000	543,500	901,230	893,000
計	8,469,300	7,622,590	10,980,400	10,468,300	37,540,590	34,438,400

昭和44年度一般会計決算から　　款別構成

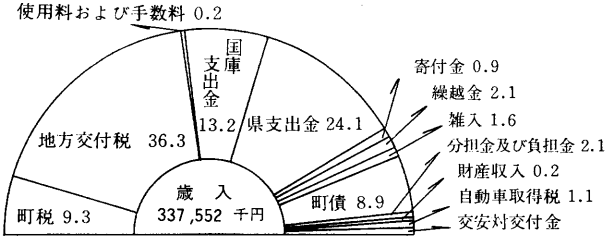

年度別決算の性質別構成表

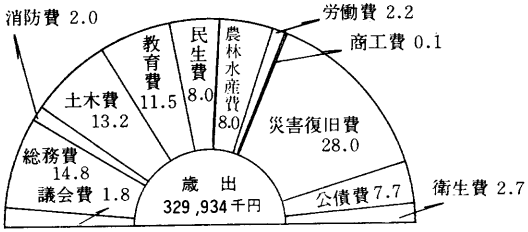

財　源　内　訳

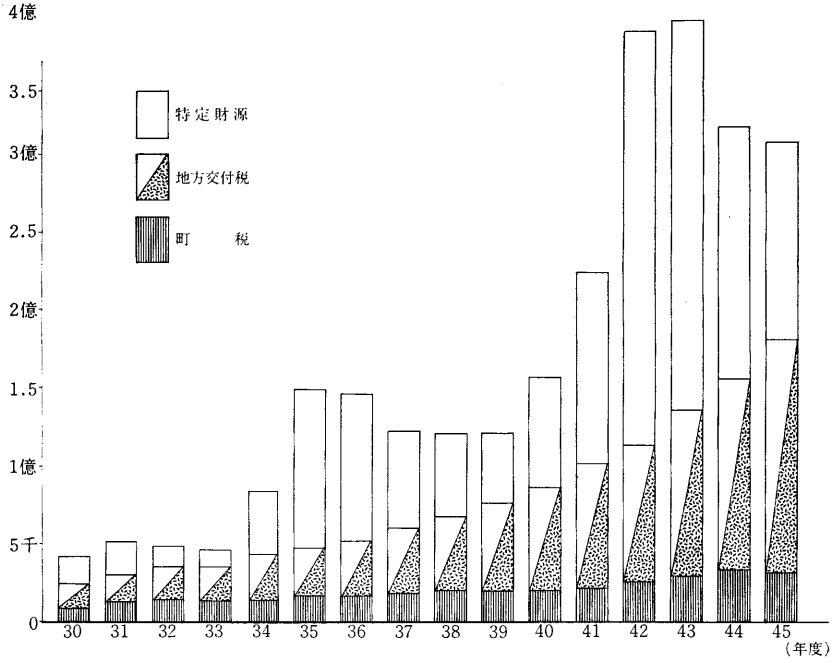

一般会計款別決算書

歳　　入　　（単位　千円）

年度	町税	地方交付税	臨時地方特例交付金	企業および財産収入	使用料および手数料	国庫支出金	県支出金	寄付金	繰越金	雑収入	町債	繰入金	分担金および負担金	財産収入	自動車取得税交付金	交通安全事業特別交付金	合計
昭和30	8,929	56,160		1,550	105	3,576	1,224	898		1,511	5,350	1,400					40,703
31	13,262	18,352		673	271	2,631	1,974			209	12,000	985	213				50,570
32	14,065	21,078		902	214	5,781	1,448	1,600	306	687		1,266	670				48,017
33	13,460	22,795		6	420	2,410	1,614		1,377	282		2,320	778				45,462
34	13,441	36,338		—	604	26,058	1,527	138	731	458	3,100		716				83,111
35	15,849	29,948		15	1,752	58,671	1,060	3,447	1,254	1,888	30,400	2,977	830				148,091
36	15,777	35,287		19	795	71,645	2,444	1,957	2,265	1,419	10,500	595	1,431				144,134
37	18,750	42,035		127	765	42,149	2,464	1,845	3,556	2,620	4,900		2,948				122,159
38	19,814	47,191		16	937	23,131	2,951	3,238	11,146	1,015	8,600		2,539				120,578
39	19,668	56,564			860	15,119	6,098	2,598	8,614	1,195	6,700		3,125	76			120,617
40	19,594	63,542			825	20,306	15,092	7,197	7,333	1,374	18,100		3,649	174			157,187
41	21,005	79,607	1,384		798	61,905	33,204	1,753	7,047	1,414	12,600		3,579	91			224,387
42	25,923	86,672	334		912	73,923	140,348	8,543	9,045	5,742	34,200	2,000	4,386	256			392,284
43	29,313	105,996			906	78,153	141,021	2,889	10,895	5,982	23,700		5,080	451	2,380	91	406,857
44	31,512	122,489			902	44,562	81,399	2,801	7,231	5,328	29,900		7,112	420	3,797	99	337,552
45	32,471	147,861			874	22,150	40,855	2,843	7,619	4,116	40,500		9,731	512	3,600	100	313,232

歳　　出

年度	議会費	総務費（役場費）	消防費（警察費 消防費）	土木費	教育費	民生費（社会および労働施設費）	農林水産業費（産業経済費）	労働費	商工費	財産費	災害復旧費	統計調査費	選挙費	公債費	諸支出金	衛生費（保健衛生費）	歳出合計	繰越金（残金）
昭和30	623	8,583	2,598	700	5,930	2,418	2,182			92		79	168	2,258	26,087	1,985	53,703	△13,000
31	549	8,139	1,309	3,067	6,589	845	3,561			186		17	117	4,757	19,995	1,132	50,263	307
32	629	8,324	1,690	5,448	5,374	4,154	2,071			128		47	111	5,880	11,423	1,361	46,640	1,377
33	764	10,039	1,871	3,959	9,375	2,578	2,067			132		26	523	6,887	4,962	1,548	44,731	731
34	863	12,814	1,994	9,810	10,240	5,786	18,815			240		130	471	10,636	8,368	1,699	81,857	1,254
35	1,214	15,848	2,113	26,821	9,773	7,388	63,952			405		173	313	11,137	5,005	1,684	145,826	2,265
36	1,532	16,482	1,541	20,312	15,741	5,384	60,750			571		10	39	11,165	5,418	1,649	140,594	3,540
37	1,350	24,061	1,725	10,029	12,640	8,180	30,132			292		38	729	12,042	8,382	1,458	111,013	11,146
38	2,125	26,725	3,180	16,407	12,359	10,766	18,335			541		97	986	11,435	7,167	1,841	111,964	8,614
39	3,781	23,543	2,640	13,425	21,151	13,220	3,801	6,813	784		4,905			12,803		6,454	113,284	7,333
40	4,115	25,821	3,547	17,035	33,089	15,976	3,626	6,849	2,648		16,884			13,792		6,758	150,140	7,047
41	4,450	27,951	4,604	19,425	20,380	17,064	3,457	6,757	1,517		86,338			16,174		5,225	213,342	11,045
42	4,549	35,873	5,161	32,502	27,713	18,559	5,981	6,152	535		217,414			21,320		5,630	381,389	10,895
43	5,658	39,583	4,436	36,037	33,682	21,885	20,832	9,326	1,083		189,235			31,769		6,101	399,627	7,230
44	5,635	48,838	6,570	43,697	37,989	26,365	26,768	7,140	595		92,256			25,288		8,793	329,934	7,618
45	7,934	56,365	8,210	68,045	44,474	32,768	41,147	9,917	1,584		7,941			22,959		10,888	313,232	

（45年は予算額）

累年別教育費児童生徒１人当たり額

年度	小学校			
	児童数	決算額（予算額）	児童１人当たり額	備考
昭和	人	千円	円	
31	1,400	3,646	2,640	うち学校建築費145千円
32	1,478	2,499	1,691	
33	1,547	6,288	4,064	校舎改築費 3,226千円　災害復旧費 215千円
34	1,602	6,170	3,812	校舎改築費 678千円　災害復旧　2,295千円
35	1,514	5,082	3,356	校舎改築費 250千円　災害復旧費 1,493千円
36	1,475	6,634	4,497	西島プール 2,095千円
37	1,387	5,211	3,757	校舎改築費 453千円　原給食施設 1,938千円
38	1,370	3,800	2,773	校舎改築費 351千円
39	1,319	5,438	4,122	
40	1,191	6,584	5,528	
41	1,102	7,517	6,821	
42	1,062	8,764	8,252	
43	942	10,877	11,546	
44	657	12,088	14,105	
45	778	15,790	20,295	
46	707	13,777	19,486	

年度	中学校			
	生徒数	決算額（予算額）	生徒１人当たり額	備考
昭和				
31	763	1,818	2,382	
32	702	1,959	2,790	
33	601	1,801	2,996	校舎改築費 386千円
34	553	2,548	4,607	校舎改築、災害復旧 973千円
35	660	3,111	4,713	校舎改築、施設災害 797千円
36	756	6,968	9,216	校舎増築費 4,761千円
37	847	5,290	6,245	特別教室、外 3,456千円
38	821	4,866	5,926	校舎改築、給食施設 1,973千円
39	787	4,087	5,181	
40	761	13,564	17,823	
41	707	5,355	7,574	
42	682	4,920	7,214	
43	626	5,852	9,348	
44	587	7,043	11,998	
45	575	7,845	13,643	
46	523	9,435	18,040	

歳入、歳出１世帯、１人当たりの額　　（単位　円）

区分 / 年度	町税		地方交付税		国、県支出金		町債	
	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり
昭和35	7,849	1,620	14,833	3,061	29,584	6,105	15,056	3,107
40	10,152	2,364	32,923	7,668	18,340	2,272	9,378	2,184
43	15,195	3,657	54,948	13,226	113,620	27,348	12,286	2,957
44	16,824	4,050	65,397	15,744	67,250	16,190	15,963	3,843
45	17,609	4,563	80,184	20,793	34,401	8,920	21,963	5.695
46	17,378	4,414	76,538	19,444	46,373	11,780	30,720	7,604

区分 / 年度	民生、保健衛生		産業、土木		歳出合計	
	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり	一世帯当たり	一人当たり
昭和35	4,493	927	44,959	2,278	72,266	14,906
40	11,779	2,743	10,705	2,493	77.792	18,119
43	14,508	3,492	29,481	7,096	207,167	49,866
44	19,138	4,519	37,619	90,566	176,152	42,407
45	23,674	6,139	59,214	15,355	169,866	44,049
46	24,436	6,207	73,292	18,619	191,023	48,528

地方交付税の推移

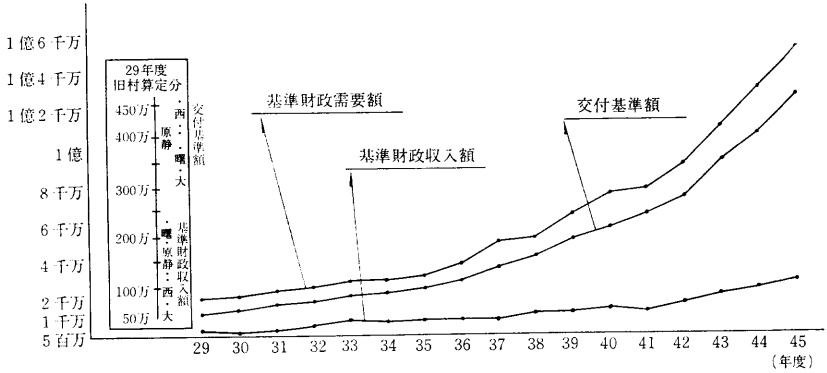

昭和46年度一般会計予算

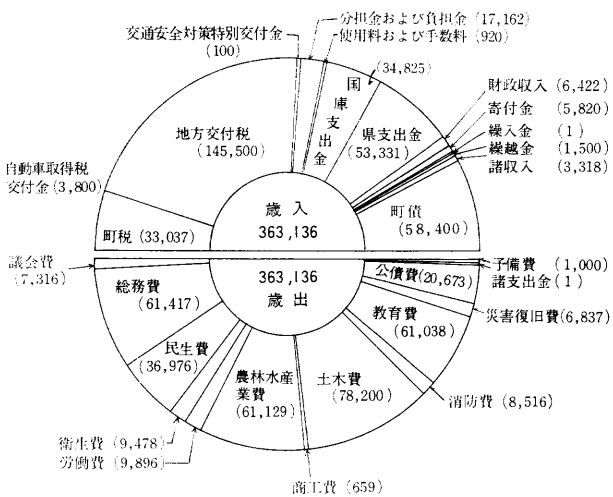

二、地方交付税制度と推移

現在の地方交付税交付金制度の誕生した当時の状況と、規則の一部を掲げると、昭和五、六年の不況時代を通じ地方財政は、極度の困窮を来たし臨時応急的措置として臨時町村財政補給金制度を設け、昭和一一年一〇月この規則が公布された。この時の要旨は、

経済力貧弱ニシテ為ニ財政窮乏ヲ来タセル地方団体ニ対シテハ、此ノ際応急的ニ国庫ヨリ一定額ヲ交付シテ其ノ税源ノ不足ヲ調整セシメ、以テ関係地方民ノ過重ナル負担ヲ軽減セシムルコトハ、我国現下ノ国状ニ鑑ミ特ニ緊要ノ措置ナリト認ム。と結び、この制度の要綱が発表された。要綱の関係部分を抜すいすると、

一、目　的

財政特ニ窮乏セル町村ニ対シ、応急措置トシテ昭和十一年度ニ於テ国庫ヨリ財源ヲ補給シ、以テ窮乏ノ緩和ヲ図ルモノトス。

二、総　額

国庫ノ支出スベキ補給金ハ二千万円トス

三、補給スベキ団体

補給金ハ右ノ町村ニ交付ス。

（一）財源一般ニ窮乏シ町村税ノ負担過重ナル町村

（二）前記ノ外人口又ハ基ノ密度ノ小ナル為経済費嵩ミ、災害ニ因リ著シキ損害ヲ被リ、町村費ノ元利償還額多額ニ上リ、不在地主ノ存スル為財源乏シク、市町村立尋常小学校費臨時国庫補助金ヲ失ヒタル等ノ事由ニ依リ財政特ニ窮乏シ町村税負担過重ナル町村

四、配分標準

補助金ハ財源窮乏ノ程度並負担過重ノ度ヲ斟酌シ、左ノ二種ニ分チテ配分額ヲ算出ス

（一）三ノ（一）ノ町村ニ対シテハ、財源ヲ補給シテ負担の軽減ヲ図ラシムル為、標準財政力（直接国税及道府県税ノ全国町村一人平均額ニ依リ之ヲ算定ス）ヲ標準トシテ配分金額ヲ算出ス

本号ニ依ル配分ハ、補給金総額ノ八割五分ヲ下ラザル額ニ付之ヲ計算ス

（二）三ノ（二）ノ町村ニ対シテハ、財政力ヲ補充シテ負担ノ軽減ヲ図ラシムル為、具体的ニ窮乏ノ事由及程度ヲ調査シテ配分金額ヲ算出ス

本号ニ依ル配分金ノ総額ハ、補給金総額ヨリ前号ニ依リ交付スヘキ補給金合計額ヲ控除シタル残額トス

五、補助金交付額ノ制限

左ノ場合ニ於テハ前項ニ依リ算出シタル配分金額ヲ交付セズ又ハ之ヲ減額ス

(1) 国税附加税ノ賦課率カ凡ソ法令ノ制限ニ達セス又ハ戸数割（戸数割ヲ賦課シ難キ町村ニ於ケル家屋税附加税ヲ含ム）ノ賦課額カ一定ノ限度ニ達セサル町村ニ対シテハ、補給金ヲ交付セス、又補給金ノ交付ヲ受クル為右制限又ハ限度に達セサルニ至ルベキトキハ、補給金ハ之ヲ制限又ハ限度ニ至ル迄ノ金額ニ止ム

(2) 補給金ノ算出額ガ、町村税総額ノ五割ヲ超ユルトキハ、之ヲ五割ニ止ム

(3) 人口産業其ノ他特殊ノ事情ニ依リ補給金算出額ガ過多ナリト認メラル町村ニ対シテハ、之ヲ交付セス、又ハ減額ス、

(4) 補給金算出額ガ町村税総額ノ百分ノ五ニ満タサルトキハ、之ヲ交付セズ

六、使途及監督

（一）補給金ハ之ヲ過重ナル税負担ノ軽減ニ充当セシム、但シ昭和十年度ニ於テ受ケタル市町村立尋常小学校費臨時補助金ヲ本補助金ニ依リ補塡スル必要アル場合其ノ他財政上特ニ已ムヲ得サル場合ニ於テハ、監督官庁ノ認可ヲ得テ、其ノ一部ヲ他ノ使途ニ充当スルコトヲ得シム

（二）監督官庁ハ補給金ヲ受クル町村ニ対シ、左ノ方針ニ依リ財政上ノ監督ヲ為スモノトス

(1)、軽減スベキ税目ヲ指定スルコト

(2)、補給金ノ使途計画ニ付キ認可ヲ受ケシムルコト、其ノ計画ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

(3)、予算編成ニ付予メ協議ヲ受ケシムルヲ得ルコト、其ノ更正ニ付亦同ジ

(4)、支払ノ延滞其ノ財政ノ紊乱ノ事実アルトキハ、速カニ之ヲ整理セシムルコト

(5)、財務ニ関スル実地監督ヲ励行スルコト

(6)、補給金ニ関シ法令又ハ補給条件ニ違背シタルトキハ、補給金ノ不交付返還等必要ナル処分ヲ為スヲ得ルコト

七、町村財政補給金審査会

補給金ノ配分ニ関スル重用事項ヲ審査スル為町村財政補給金審査会ヲ置ク

附

市町村義務教育費国庫負担法第五条ノ規定ニ依ル交付金額ノ算定ニ当リテハ、特ニ本補給金ト密接ナル連絡ヲ保タシムルモノトス

始めて制度化された右の町村財政補給金を、先の内務省案と対照して、その主な相違点を摘記すれば、（一）金額は二千万円であり、かつ昭和一一年度限り補給するものとし、恒久財源の用意を欠く、（二）特に窮乏せる町村のみにこれを給し、（三）補給金の交付に一定の制限規定を設け、（四）補給金の使途は原則として租税負担の軽減に充てしめ、また（五）補給町村の財政に対し厳重な監督を加えること等である。これらの諸特徴は、今回の補給金が地方

累年別基準財政収入額　（単位　千円）

区分＼年度	昭和33年	35年	38年	40年	41年	42年	43年	44年	45年
市町村民税 均等割	376	383	375	421	369	373	406	324	290
市町村民税 所得税	506	606	1,561	3,301	2,066	2,677	2,745	3,001	5,081
市町村民税 法人税割	96	130	90	47	111	79	316	498	567
固定資産税 土地	1,990	1,931	2,015	2,173	1,820	1,908	1,987	2,039	2,197
固定資産税 家屋	1,312	1,189	1,260	1,754	1,868	2,929	3,197	3,384	4,306
固定資産税 償却資産	1,081	996	1,664	1,815	1,735	2,135	2,239	2,189	2,064
軽自動車税	58	126	302	523	621	702	864	1,047	1,174
市町村たばこ消費税	1,276	1,538	2,388	3,096	3,451	4,600	5,036	5,786	5,672
電気ガス税	776	819	881	1,048	1,240	1,548	2,041	2,280	2,716
木材引取税	62	43	110	123	170	179	173	195	188
市町村交付金	3	3	8	9	9	9	9	8	10
市町村納付金	73	110	181	244	259	278	302	468	962
第2種交付金						334			
鉱産税									
自動車税交付金							1,874	2,802	2,952
第1種特例交付金					719				
計	7,607	7,874	10,835	14,554	14,438	17,751	21,189	23,961	28,179

累 年 別 基 準 財 政 需 要 額

（単位 千円）

区分＼年度		昭和33年	35 年	38 年	40 年	41 年	42 年	43 年	44 年	45 年
消防費		1,248	1,431	2,511	3,396	3,055	3,610	4,648	5,178	6,508
道路橋梁費	面積	1,093	1,201	2,373	3,217	3,680	3,208	3,764	5,012	5,757
	延長	653	860	1,189	1,431	1,973	3.953	5,589	7,889	9,661
都市計画費		51	56	152	294	288	197	318	527	
その他の土木費		1,471	237	1,306	2,113	1,923	2,342	2,323	3,581	4,010
小学校費	児童数	1,442	1,722	2,063	2,191	2,249	2,510	2,689	3,130	4,536
	学級数	1,342	1,628	2,944	4,862	5,012	5,552	6,359	6,629	6,690
	学校数	598	661	2,040	3,189	3,541	4,457	5,171	5,801	6,048
中学校費	生徒数	622	817	1,386	1,549	1,600	1,663	1,611	1,858	2,597
	学級数	543	619	1,808	2,914	3,023	3,087	3,470	3,792	4,290
	学校数	460	501	1,229	1,909	2,132	2,833	3,452	3,832	3,926
その他の教育費		1,664	1,846	3,415	5,154	5,095	5,991	7,488	10,526	12,375
社会福祉費		350	376	668	1,018	921	1,500	2.116	3,705	4,645
保健衛生費		1,057	1,174	2,359	2,726	2,456	3,093	3,874	5,074	7,724
清掃費				0	1,193	1,822	2,125	2,423	2,152	2,414
労働費		1,847	1,437	1,312	1,377	1,128	1,171	1,187	1,404	1,441
農業行政費		2,099	2,329	3,638	6,659	7,779	9,805	12,407	14,877	17,328
商工行政費		163	208	363	549	631	773	967	1,110	1,280
他の産業経済費		13	22	47	128	133	156	194	275	331
徴税費		858	896	1,769	2,419	2,237	2,632	3,229	3,389	4,381
戸籍住民登録費	本籍人口	376	420	732	954	1,072	1,233	1,410	1,701	1,939
	世帯数	210	234	433	632	671	753	943	1,155	1,345

その他の人口	11,507	12,534	14,748	17,453	21,049	23,456	26,693	29,814	35,549
諸経費面積		462	590	609	614	618	618	1,001	1,135
災害復旧費	254	340	2,707	3,304	3,241	3,419	10,519	3,586	3,798
特定債	576	606	495	433	412	325	275	237	227
辺地債				445	842	1,313	1,843	3,746	4,740
減税補てん債				93	215	323	398	443	1,379
計	29,497	32,590	52,277	72,211	78,794	92,103	115,987	131,424	156,054

団体に財源を供与して自治の発達を期する本来の調整金にまで成熟するに至らず、窮乏町村救済のための応急的な一種の補助金たる性格を多分に有することより生じたものである。

現在の地方交付税法から関係部分を抜すいし対照すると、目的で地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、地方交付税の交付の基準設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること。とし、この財源としては、所得税、法人税、酒税の収入額のそれぞれ百分の三二をもって交付税とする。またこの制度に特別交付税があるが、これには前三税の百分の六に相当する額をあてるとしている。交付額の算定については、一定規模団体に置き替えて積算される。

交付すべき普通地方交付税の額は、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。特別交付税については、前に述べた基準財政需要額の算定方法によって補そくされなかった特別の財政需要があること。また著るしく過大に算定された財政収入があること、災害等特別の財政需要があり、また財政収入の減少があることなどにより、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる団体に対して交付される。本町の昭和三三年以降の基準財政収入額、基準財政需要額は別表のとおりである。

第四節　財産と負債

一、町有財産

公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する（自治法）

(1) 行政財産は、地方公共団体が行政目的を遂行するための物的手段であり、直接に公の目的に供されるものであるから、その目的を達成するためにこれを貸し付け、交換し、売払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができないとしている。行政財産は、地方公共団体において現に公用もしくは公共用に供し、または供することと決定した

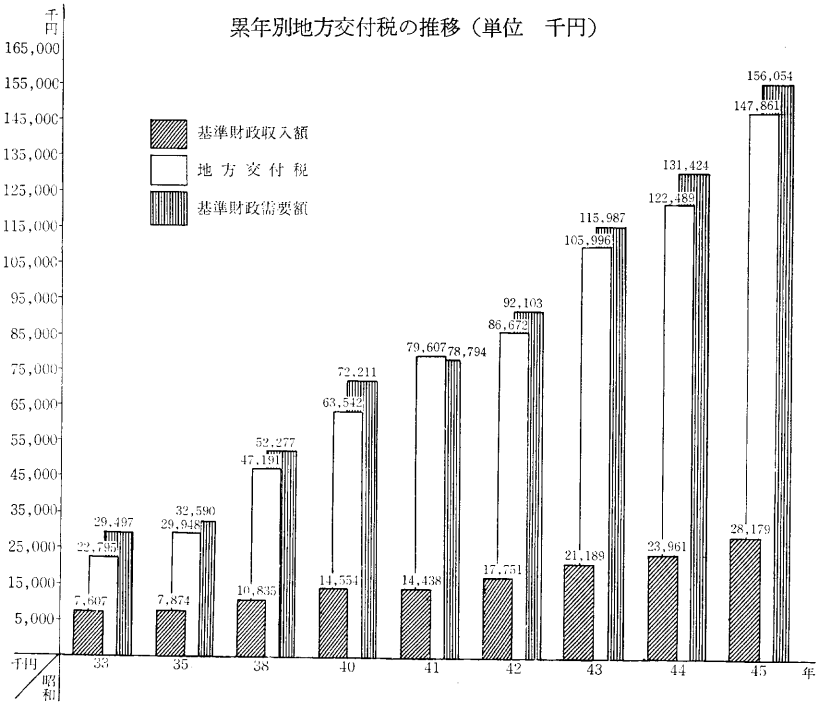

財産であり、いわゆる公有公物である。

イ、公用財産

公用財産とは、地方公共団体がその事務または事業を執行するため、自らが直接使用することをその本来の所有の目的とする公有財産をいう。たとえば本町の場合役場庁舎である。

ロ、公共用財産

公共用財産とは、住民の一般的公共利用に供することを本来の所有の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素である場合が多い。たとえば、道路、学校、保育所などの敷地および建物等がこれである。

(2)

普通財産は、行政財産以外のすべての公有財産であって、直接特定の行政目的のために供されるものではなく、その経済的価値を発揮させるために一般私人と同等の立場でこれを所有し、その管理運用または、処分をし、もって行政の執行に寄与することを主目的とする財産であり、この性質から普通財産は収益財産とも、財政財産ともいわれている。したがって普通財産は、原則として一般私法の規制のもとにこれを貸し付け、交換し、売払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができるとされている。

行 政 財 産 総 括 表

（昭和44.4.1現在）

種　　別	数　　量	価　　格	備　　考
土　　地	317,401.77㎡		
建　　物	14,002.15㎡		
有価証券	87枚	1,681,000円	電信電話債券　1,181,000 山梨県農業信用基金出資金 480,000

土 地 一 覧 表

名　　称	敷　地	面　　積	備　　考
		㎡	
西嶋小学校	敷　地	4,538.8	
大須成小学校	〃	2,059.50	
静川小学校	〃	8,842.96	
原小学校	〃	3,114.04	
曙小学校	〃	3,563.63	
甲南中学校	〃	9,666.10	
原中学校	〃	3,735.53	
曙中学校	〃	1,140.45	
役　　場	〃	330.57	
法務局出張所	〃	470.24	
大須成診療所	〃	829.75	
原連絡所	〃	304.13	
町有田	田	1,084.—	
西嶋財産区	山　林	219,232.—	
〃	原　野	13,209	
曙財産区	山　林	26,941	中山渡場　1,563
〃	〃	18,300	遅沢柿草里　774～776
計		31,746,177	

建物一覧表

名称	面積 建坪	面積 延坪	建築年次	備考
役場	399.39㎡	595.04㎡	昭和31年	木造2階建瓦葺
法務局出張所	145.05	1450.59	〃 37年	木造平家建瓦葺
切石巡査駐在所	91.76	17.31	〃 7年	〃
大須成診療所	185.12	85.12	〃 28年	〃
曙公民館	231.40	231.40	〃 30年	〃
旧原巡査駐在所	61.15	91.15	〃 8年	〃
原連絡所	148.76	214.87		木造2階建瓦葺
引揚者住宅	53.71	53.71	〃 26年	木造平家建瓦葺
水防倉庫・原	33.05	32.05	〃 26年	〃
同・静川	〃	〃	〃 31年	〃
曙連絡所兼診療所	214.87 214.87	399.99	〃 4年	〃
西嶋連絡所	134.44	134.44	〃 24年	木造2階建瓦葺
西嶋図書館	46.74	46.74	〃 33年	木造平家建スレート葺
水防倉庫	33.05	33.05	〃 42年	木造平家建瓦葺
西嶋小学校	812	1,429	〃 28年	木造2階建瓦葺
大須成小学校	529	984	〃 11年	〃
静川小学校	1,037	1,672	〃 28年	〃（中間鉄筋）
原小学校	849	1,465	〃 23年	〃
曙小学校	561	978	〃 29年	〃
甲南中学校	1,456	2,276	〃 24年以後増築	〃
原中学校	783	1,171	〃 25年	〃
曙中学校	435	678	〃 29年	〃
中央公民館	227.10	227.10	〃 30年	木造平家建瓦葺（45年処分）
大須成連絡所兼保育所	556.42	915.66	大正7年	木造2階建瓦葺
計	3,007.03	14,003.15		

名称	面積 建坪	面積 延坪	建築年次	備考
西嶋保育所	308.26㎡	308.26㎡	昭和32年	木造平家建
原保育所	308.26	308.20	〃 33年	〃
計	616.52			

二、負　債

地方債制度の歴史は、古く明治の初期までさかのぼる。当時は法制上の規制もなく、地方の団体が個々に実質上借入れを行なっていた。その後、明治九年には地方債について一定の条件を定めた最初の布告が出されたが、これは単に公社債区別を判然とするために、借用証書等の形式を定めたにすぎず、起債そのものに中央政府の統制を加える趣旨ではなかった。さらに、明治一二年には地方債発行のために議会の議決を必要とする原則が確立されている。

明治二一年に制定された法律によると、地方公共団体が起債を起こし得る場合を次のように規定している。

(1) 旧債を償還する場合
(2) 地方公共団体の永久の利益となるべき支出をなす場合
(3) 天災等のため必要がある場合

このように、通常の歳入を増加することがその住民の負担に堪えないことを、条件として認めることにしていた。

しかし、この法律が「永久の利益となるべき支出」とか「やむを得ざる支出」ときわめて包括的な規定であったために、歳入欠陥のための財源補てん的な起債も事実上認められていたようである。

この当時の地方債に関する考え方が、市町村制制定理由書に明らかにされているので、参考までにその一部を抜すいすると、

「……将来市町村の事業漸(ようや)く発達するに従い経常の歳入をもつて支弁すること能はざる所の大事業の起る可きは、勢の免れざる所なり。然れども、予めその費用に備えんが為め、資本を蓄積せんとすることも亦極めて難かるべし故に、経常歳入を以て支へ能はざる所の需要に応ぜんと欲すれば、市町村をして予め将来の歳入を使用することを得せしむるの道を開くの外なかる可し。公債募集の方法是なり、抑公債の利益は収入時期の未だ到来せざるに先て予め歳入を使用して以て市町村住民の為に大事業を起し其の経済及納税力を奨誘し且以て納税者の負担を軽減するに在るなり。公債の事たる利益の在る所斯の如しと雖も之に伴ふ所の弊害も亦免れざるものなり。もし市町村に於いて此の方法に依り予め将来の歳入を使用するときは、則其元利償却に充つる所の金額は将来の歳入中より減却するものなれば、負債額の多寡と償還期限の長短とに従い市町村の財政に影響する所少からず。又市町村会に於ては資本の得易きが為に軽忽に其市町村の実力に相当せざる事業を起すの傾向を為し、又は今日に負担す可きの義務を漫りに後年に伝えんとするの弊害なきことを能はず。是最も行政官の注意す可き所にして市制町村制の規定にあるは以上の論旨に起因するものとす……」以下略

市制、町村制に源を発した地方債制度は、その後数次にわたって改正されたが、その根本的な考え方はほとんど変わることなく、昭和二二年の地方制度の全面改正まで続いた。ここで明治三一年度曙村税中、衛生費追加歳入歳出精算報告から、関係部分を抜すいすると、

明治三一年度曙村税中衛生費追加支出不足額
一金三千六百四拾五円五拾弐銭壱厘　伝染病予防費補助請求額
内
金五百八拾五円八銭七厘　県税ヨリ補助下附金
差引金参千六拾円四拾参銭四厘不足
此不足金ハ村債トシテ拾ケ年間借置年賦ニテ返済スル事

このように、起債の形態がとられていることがうかがわれる。こうして市制・町村制等に源を発した地方債制度は、その後数次にわたって改正されたが、それは地方債に関する不許可事項の範囲の明確化および地方長官許可事項の拡大等を内容とするもので、その根本的な考え方はほとんど変わることなく、昭和二二年の地方制度の全面改正まで続いたのである。

現在の地方財政法によると、地方債を起こし得る場合を五項目あげているが、本町が対象としているのは次のものである。

(1) 水道事業その他地方公共団体の行なう企業に要する経費の財源とする場合
(2) 災害応急事業費、災害復旧事業費および災害救助事業費の財源とする場合
(3) 普通税の税率がいずれも標準税率以上である地方公共団体において、戦災復旧事業費および学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設または公共施設の建設事業費の財源とする場合

また、地方債の償還年限については、前三に掲げたものについて、この地方債を財源として建設した公共施設（公衆の使用または利用に供するために行政主体が設ける施設のこと）または公用施設（行政目的のために行政主体が直接使用するために設ける施設）の耐用年数をこえないようにしなければならない。と規定している。

本町が借入れている主な機関を次に掲げよう。

㈠ 資金運用部資金

資金運用部の前身は、大蔵省預金部である。大蔵省預金部の歴史はその源を政府預金制度に発している。明治二年、紙幣・証券・公正証書の回収基金として「積立金」と称し税外雑収入を蓄積し、大蔵省出納室で管理した。その後、明治五年積立金準備金規則制定とともに準備金と改め、一切運用を禁じられていたが、明治六年その一部を運用してもよいこととされ、さらに明治九年大蔵省国債局において、準備金運転について官庁および官庁外諸向より収受する現金は預金として取扱うことになり、ここに大蔵省において預金を受け入れ、これを運用するという現在の資金運用部の基本的な制度成立をみたわけである。

㈡ 簡保資金

簡保資金とは、簡易生命保険および郵便年金の積立金を合わせていう略称で、簡易生命保険や郵便年金の加入者から払込まれる小口の保険料や掛金の蓄積のうちから、将来における保険金および郵便年金の支払いのために積立てられた資金である。簡易保険事業の創始は大正五年であるが、資金の運用は大正八年に開始され、郵便年金事業は同一五年に創始され、昭和二年から積立金の運用が始めら

れた。これが簡保資金の草創である。

㈢ **還元融資制度**

国民年金特別融資、拠出制国民年金制度の発足をひかえて、その積立金の運用をどうするかが問題となり、利回りの向上、福祉還元の強化を目的とした自主運用の動きが生じた。国民年金の拠出者は農民、中小企業者等の自営業者、零細企業の被用者等含めた国民の広い階層よりなっているので、その資金は、これを国民一般の福祉の向上に資する必要があるものとして、毎年度の預託増加額の二五%までの範囲において、特別融資という形で老齢年金、障害年金、母子年金などの国民年金制度の趣旨に合うような施設の整備に充てることが望ましいことの意見の中で、主に福祉施設に対する融資がそれぞれ対象とされた。

次に、本町の昭和四五年度末の起債は別表のとおりである。

町現債額調べ　（昭和四六・三末現在）

借入年度	借入先	借入目的	借入金額	償還方法	利率	現債額
			千円			円
昭27年	資金運用部	老朽校舎改築　西島小	三、〇〇〇	据置なし一三年	六分三厘	
〃	〃	〃	三、〇〇〇	〃	〃	
28年	〃	老朽校舎改築　静川小	五、八〇〇	一三年	六・三	
29年	〃	老朽校舎改築・曙小	二、八〇〇	〃	〃	三〇四、二三七
〃	〃	単独災害土木　復旧事業	八、七〇〇	〃	〃	二六八、四六七
〃	郵政省簡易保険局	道路改修事業	一、五〇〇	〃	〃	一五八、五一六
32年	資金運用部	老朽校舎改築・原小	五、四〇〇	一九年	〃	二、七四七、四二五
36年	〃	甲南中・原中・増築事業	三、二〇〇	二〇年	〃	二、二九八、三九五
〃	〃	笹走道路整備事業	二、〇〇〇	一五年	〃	一、〇一七、五〇五
37年	郵政省簡易保険局	教育施設整備事業	一、七〇〇	据置なし二〇年	〃	一、二九二、二九六
38年	大蔵省	辺地対策事業	三、六〇〇	〃　九年	〃	一、四三六、一七四

昭38年	大蔵省	過年発生補助災害土木農地農業用施設林道復旧事業	二、〇〇〇	据置なし	九年	六・五	七九七、八七三
〃	〃	市町村民税臨時減税補てん資金	一、六〇〇	〃	八年	〃	一五八、〇一二
〃	旧市町村職員恩給金管理組合資金	学校給食センター建設事業	一、〇〇〇	〃	一〇年	七・三	四五〇、〇〇〇
〃	大蔵省	辺地対策事業	四、一〇〇	〃	〃	六・五	二、一一四、七二九
40年	〃	市町村民税臨時減税補塡資金	二、〇〇〇	〃	八年	〃	五七四、〇八九
〃	〃	町営プール建設事業	一、五〇〇	〃	二〇年	〃	一、三一五、五七四
〃	〃	辺地対策事業	五、八〇〇	〃	一〇年	〃	三、六二一、三〇七
〃	山梨県	辺地振興資金	四、〇〇〇	〃	七年	〃	一、一四五、〇〇〇
〃	〃	市町村振興資金	一、〇〇〇	〃	〃	〃	二九〇、〇〇〇
〃	資金運用部	現年発生補助災害土木農地農業用施設文教施設復旧事業	一、一〇〇	〃	一〇年	〃	六八七、九三八
〃	郵政省簡易保険局	義務教育施設整備事業	二、七〇〇	〃	一四年	〃	二、一五四、九七〇
41年	大蔵省	市町村民税臨時減税補塡資金	一、五〇〇	〃	八年	〃	六九五、四九八
〃	山梨県	辺地振興資金	三、三〇〇	〃	七年	〃	一、四一六、〇〇〇
〃	大蔵省	辺地対策事業	五、四〇〇	〃	一〇年	〃	三、九三二、三六八
〃	〃	過年発生補助災害土木農業用施設復旧事業	一、四〇〇	〃	〃	〃	一、〇一九、五〇二
〃	〃	過年発生補助災害土木文教施設農地農業用施設復旧事業	一、〇〇〇	〃	〃	〃	七二八、二一六
42年	〃	市町村民税臨時減税補塡資金	一、〇〇〇	〃	八年	〃	六二九、三四一
〃	〃	現年発生単独小災害土木復旧事業	四、九〇〇	〃	九年	〃	三、八九五、八六七

昭42年	山梨県	辺地振興事業	五、〇〇〇	一〇年	六・五	三、五〇〇、〇〇〇
〃	資金運用部	曙町民プール建設事業	一、五〇〇	二〇年	〃	一、四一三、六七六
〃	〃	過年発生補助災害土木復旧事業	一、二〇〇	一〇年	〃	九八九、五九六
〃	〃	過年発生補助災害農地農業用施設復旧事業	三、四〇〇	一〇年	〃	二、八〇三、八五〇
〃	〃	辺地対策事業	八、五〇〇	一〇年	〃	七、〇〇九、六四〇
43年	大蔵省	町民税臨時減税補てん資金	六〇〇	八年	〃	四七〇、八五一
〃	山梨県	辺地振興事業	三、七〇〇	一〇年	〃	二、九六〇、〇〇〇
〃	資金運用部	現年発生補助災害土木復旧事業	一、六〇〇	一〇年	〃	一、四六四、二一五
〃	〃	過年発生補助災害土木農地農業用施設復旧事業	三、三〇〇	一〇年	〃	三、〇一九、九四四
〃	〃	辺地対策事業	一二、五〇〇	一〇年	〃	一一、四三九、一八四
〃	〃	プール建設事業	二、〇〇〇	二〇年	〃	一、九四四、二九一
44年	〃	町民税臨時減税補てん資金	一〇〇	八年	〃	九三、〇五三
〃	〃	厚生福祉施設（プール）	一、五〇〇	二〇年	〃	一、五〇〇、〇〇〇
〃	山梨県	道路橋梁整備事業	二、〇〇〇	七年	〃	一、七一五、〇〇〇
〃	〃	橋梁改良事業	六、〇〇〇	一〇年	〃	五、四〇〇、〇〇〇
〃	資金運用部	辺地対策事業	一四、八〇〇	一〇年	〃	一四、八〇〇、〇〇〇
〃	〃	災害復旧事業（農地）	一、三〇〇	一〇年	〃	一、三〇〇、〇〇〇
〃	〃	〃（土木）	四、二〇〇	一〇年	〃	四、二〇〇、〇〇〇

三、財政再建団体の指定

本町の財政上特記すべき事項に、地方財政再建促進特別措置法に基づく指定をあげなければならない。

昭和二九年に誕生した本町の同年度末の赤字額一千二百万、同三〇年度末の見込額を合わせると一千三百万余が予想された。これらの原因は主として財政力に即応しない事業が、同二六年当時から行なわれたことにあるとしているが、義務教育六・三制の実施に伴う中学校の建築、小学校の老朽化による改築、道路橋梁等の改修、その他災害復旧なども一般財源に余裕がないため、すべて起債にたよったためのものである、としている。

ときあたかも、地方財政再建促進特別措置法が施行されたのに基づき、三一年五月の議会で指定の議決を得、さらに八月財政再建計画の承認を求め、再建期間を町の赤字額および財政力などと総合的に判断して、同三一年度より三八年度までの八か年とした。

この計画の目的とするところは、この期間中に過去の赤字を解消して歳入歳出の均衡を回復するとともに、将来これを保持することができるような町財政にするためである。

この財政再建計画の概要を掲げ時の為政者と町民挙げての努力を振り返ってみよう。

再建計画の基本方針

新たな自己財源を望むことができないため歳出の抑制、特に消費的経費の節約を図り、投資的事業についても町民福祉のために必要最少限度にとどめなければならない、として次の四点を基本方針とした。

(1) 行政規模の合理化
現行の行政規模を再検討して、住民に支障をきたさぬよう努めつつ、簡素化するものとする。

(2) 組織の簡素合理化
役場機構を整備して重点的に事務処理の能率化を図る。

(3) 職員配置の合理化および事務処理の能率化
職員配置は適任主義をとり、事務能率の向上と住民へのサービス向上を図る。

(4) 予算執行の合理化
予算執行状況を常に把握するとともに歳入の確保に努め、毎月執行計画を樹立して歳入と事業執行の調和を図り、収支の均衡を図る。

これらを基本方針としてさらに、財政再建に必要な具体的措置を掲げているので参考までに主要部分を抜すいしてみよう。

㈠ 歳出の抑制および節減について

(1) 人件費の抑制および節減に関する事項〜再建期間中退職による欠員不補充、財源に余裕を生ずるまで昇給は見込まない。

(2) 物件費の抑制および節減について〜各物件費を三〇年度実績を基準として二〇%〜四〇%節減する。

(3) 補助交付金の抑制および節減～その内容を厳査して事業目的が直接住民福祉に影響あるもの、町政運営に真に効果的である事業に支出されるものを対象として、法令の規定以内において最少限度に抑制する。

(4) 寄付金・負担金～法令に定めのあるもののほか、その団体の活動が町政運営に直接効果をもたらすもののみとし、寄付金は原則として一切支出しない。

(5) 投資的経費～（普通建設事業）各年度の財政力に応じ補助金のほか町負担可能の範囲において実施する。災害復旧は補助金が確定した後実施計画を樹てるものとする。単独事業は、財政に余裕がある場合その重要度を勘案して実施する。

㈡ 歳入の増収および確保について

(1) 新税の創設は課税客体がないのでできない。

(2) 税率の引き上げは町民税ＯＰ２但書の百分ノ十五であるが、投資的事業に充当するため三二年度に百分ノ十八、三四年度に百分ノ二十として増収を図る。

(3) 税の徴収歩合を引き上げる。

(4) 滞納整理～滞納については現金収入の多い時期に一斉整理を行ない、悪質者には強制執行をする。

(5) 使用料、手数料～確実に調定、徴収を図る。

以上計画に対する基本の説明を挙げたが、とくにこの計画は現段階において想定・採用し得る限りの要素を基礎として立案したと述べられていて、実施に当たっては町民の深い理解と協力がなければできないとし、一般町民に訴えながら協力を求めている。これらの基本方針にのっとり、財政再建の総合年次計画を樹立した。

このようにして、三一年歳入欠陥補てん債（政府債五百万、公募債七百万）一千二百万の借入をした。この当時県下町村の自己財源の比率をみると四九・四％、本町の場合二六・六％でいかに本町が恵まれない町であるかをものがたっている。また予算を性質別に分類してみると二九年度が総額の六一・七％を占めていた消費的経費が、三〇年度において三七・五％に減少し県平均六〇・五％に対し二三％も少なく、以下後年度も順次減少した。

当初八か年を再建期間としたが、このように執行者・町民個々の理解と協力のもとに、三〇年度決算においてはこの結果による実質黒字をみることができたので、この期間を二か年短縮したのである。この計画の概要を次に掲載し、参考に供したい。

総　合　計　画　表　　（単位　千円）

	34		35		36		37		38	
前年対比	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比
0	13,555	216	13,555	0	13,555	0	13,555	0	13,555	0
0	15,249	25	14,664	△ 585	13,549	△ 1,169	12,326	△ 1,169	11,157	△ 1,169
△ 1,651	6,512	△56	6,366	△ 146	6,301	△ 65	6,230	△ 71	6,154	
△ 1,000										
△ 1,000										
△ 90	302	0	302	0	302	0	302	0	302	
△ 2,741	35,618	185	34,887	△ 731	33,653	△ 1,234	32,413	△ 1,240	31,168	△ 1,245
前年対比	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比
139	18,704	139	18,567	137	18,438	129	13,289	149	17,588	701
139	9,321	139	9,184	137	9,055	129	8,906	149	8,767	139
113	6,337	113	6,224	113	6,111	113	5,998	113	5,885	113
26	2,984	26	2,960	24	2,944	16	2,908	36	2,882	26
0	7,073	0	7,073	0	7,073	0	7,073	0	6,987	86
0	2,310	0	2,310	0	2,310	0	2,310	0	1,834	476
3,184	9,876	429	9,229	647	8,091	1,138	7,151	61	6,843	303
5,543	6,843	0	6,843	0	6,843	0	6,843	0	6,843	0
2,361	3,033	571	2,386	353	1,248	1,138	308	940		303
582	7,038	395	7,091	53	7,124	33	6,973	151	6,737	236
0	2,042	0	2,041	1	2,042	1	2,042	0	2,042	0
582	4,996	395	5,050	54	5,082	32	4,931	151	4,695	236
0		500								
2,741	35,618	185	34,887	731	33,653	1,234	32,413	1,240	31,168	1,245
	0		0		0		0		0	

歳 入 歳 出 年 次

区分＼年度	昭和29	30		31		32		33
（歳　　入）	歳入額	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比	歳入額	前年対比	歳入額
1. 税　収　入	10,818	9,695	△ 1,125	14,324	4,629	13,339	△ 985	13,339
2. 地方交付税	13,540	17,368	3,828	15,219	△ 2,149	15,224	4	15,224
3. 国県支出金	12,938	12,768	△ 170	8,850	△ 3,918	8,219	△ 631	6,568
4. 地　方　債	11,900	6,750	△ 5,150	13,000	6,250	1,000	△12,000	
(イ)財政再建債				12,000	12,000		△12,000	
(ロ)そ　の　他	11,900	6,750	△ 5,150	1,000	△ 5,750	1,000	0	
5. そ　の　他	4,455	3,775	△ 680	492	△ 3,283	392	△ 10	302
歳　入　計	53,651	50,356	△ 3,295	51,885	1,529	38,174	13,711	35,433
（歳　　出）	歳出額	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比	歳出額	前年対比	歳出額
1. 消費的経済費	37,211	23,025	△14,186	19,628	△ 3,397	18,982	646	18,443
(イ)人　件　費	9,686	9,274	△ 412	9,736	462	9,559	137	9,460
(A)基　本　給	6,080	6,498	418	6,676	178	6,563	113	6,450
(B)そ　の　他	3,606	2,776	△ 830	3,060	284	3,036	24	3,010
(ロ)物　件　費	12,839	9,098	△ 3,741	7,582	1,516	7,037	509	7,073
(ハ)そ　の　他	14,686	4,653	△10,033	2,310	2,343	2,310	0	2,310
2. 投資的経費	20,415	30,241	9,826	12,003	18,238	12,631	628	9,447
(イ)補助事業	19,332	16,747	△ 2,585	11,643	5,104	12,388	743	6,843
(ロ)単独事業	1,083	13,494	12,411	360	13,134	243	117	2,604
3. 公　債　費	1,640	2,391	751	5,558	3,167	6,061	503	6,643
(イ)財政再建債元利償還金				2,042	2,042	2,042	0	2,042
(ロ)そ　の　他	1,640	2,391	751	3,516	1,125	4,019	503	4,601
4. そ　の　他	1,330	8,895	7,565	14,696	5,801	500	14,196	500
歳　出　計	60,596	64,552	3,956	51,885	12,667	38,174	13,711	35,433
歳入歳出差引額	△ 6,945	△14,196		0		0		0

以上の計画により再建債12,000,000円を償還して、なお39年度には黒字となる。

第五章　選挙制度と戸籍

第一節　選挙制度

選挙管理機関

選挙の管理執行に関する事務は、従来一般行政事務と同様に、知事または市町村長の所管とされ、総括的には内務大臣の指揮監督を受けていたが、昭和二一年の第一次地方制度の改正によって、これらにかわり選挙事務の管理機関として地方に、都道府県会議員選挙管理委員会、市町村に、市町村会議員選挙管理委員会が設けられた。

ついで、新憲法と同時に施行された地方自治法によって、その名称が都道府県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会と改められ、その権限も強化され今日に至っている。

各種の選挙について、その管理執行の任に当たる選挙管理機関に、中央選挙管理会、都道府県選挙管理委員会、市町村選挙管理委員会、特別区、指定都市の区の選挙管理委員会、町村の全部事務組合および役場事務組合の選挙管理委員会等があげられるが、まず、市町村選挙管理委員会の構成とその職務内容にふれてみよう。

市町村選挙管理委員会は、四人の委員で組織される。同時に補充員四人とともに、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治および選挙に関し公正な識見を有するもののうちから議会が選挙し、任期は四年で非常勤の地方公務員である。委員が欠けた場合は、あらかじめ定められた順序により補充する。また職務については、市町村の議会の議員および市町村長の選挙に関する事務ならびに、法令によってその権限とされたその他の選挙に関する事務および、これに関係ある事務を管理する。とされている。

市町村議会議員と市町村長の選挙制度

明治維新前においても、選挙制度がないわけではなかった。たとえば徳川時代の本町の場合、名主・長百姓・百姓代などの村方三役は、住民の選挙によって選ばれていた。明治維新後、名主・長百姓の制度が廃され、区戸長が置かれたがこれが人民の公選によったことは、本県におけるすべての選挙の初めであったものとされている。

しかし、近代的な選挙制度への第一歩が踏み出されたのは、明治一一年に制定された府県令規則からであった。

この規則は「万機公論に決すべし」の五箇条のご誓文にのっとり、明治一一年の郡区町村編成法・明治一三年の区町村会法とあいまって、地方自治の基礎を樹立したものであり、府県会議員の選挙方法について詳細な規定を設けていた。

ついで、明治二二年二月「大日本帝国憲法」が発布されたが、同時に衆議院議員法を制定公布され、これと相前後して、市町村制、府県制を制定、ここにわが国の近代的な選挙制度が確立された。

その後、この選挙制度は国政の進展と政治情勢の変遷にともなって数回改正が加えられた。

市制町村制

明治二一年制定の市制町村制による選挙要件をみると、「満二五歳以上の男子で二年以来その市町村の住民であり」かつ「地租または年額二円以上の直接国税を納めること」を要件とした。またいわゆる等級選挙制度が採用されたことは注目すべきである。

当時本県唯一の市制施行地の甲府市の第一回市会議員選挙によると、三級制で行なわれたが、選挙人中直接市税のもっとも多いものを合わせ、選挙人全員の納める総額の三分の一にあたるものを一級、一級選挙人のほか直接市税の納額の多いものを合わせ、選挙人全員の納める総額の三分の一にあたるものを二級、その他の選挙人を三級とし、各級それぞれ一〇人合計三〇人を選出するものであって、当時の任期は六年、三年ごとに半数を改選するものであった。

町村は二級に分けられ、各級ごとに議員定数の三分の一または、二分の一を選挙する制度であった。この方法によると多額納税者の投票の価値は、低額納税者のそれよりも高くなり、いわゆる不平等選挙の一種といえる。投票は、無記名連記投票制が採用された。

選挙人名簿は、選挙が行なわれるたびに調整するものとされ、議員の任期は六年であったが、明治四四年に全文改正が行なわれ、任期を四年とし半数改正制を改め単記投票制になった。

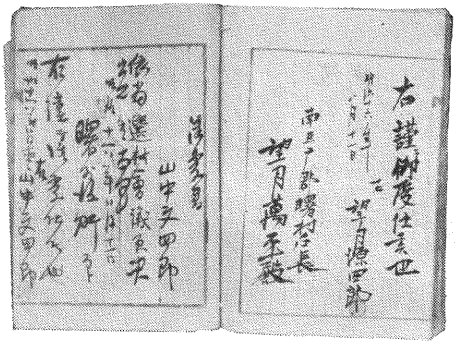

明治16年の議員御受書

大正一〇年には、選挙権の要件を緩和し、町村においては等級選挙制を廃止、市においては、従来の三級制を二級制に改めるなどの改正が行なわれた。大正一五年、その前年衆議院議員の選挙について普通選挙制が採用されたことに伴い、市町村会議員についても普通選挙制が実施され、等級選挙制も完全に廃止された。また、選挙人名簿も府県会議員の選挙にも共通して適用されるものとして、定時名簿制度が採用された。またこのとき市会議員の選挙について立候補制が採用され（町村会議員については、昭和一八年に採用された。）併せて、選挙運動に関する規制が定められた。

また、町村長については、明治二一年の町村制制定以来、町村会で選挙するものとされていた。戦後、昭和二一年の地方自治の改革によって、市町村長の選挙について従来の間接選挙の方法を改め、住民の直接選挙によることとなった。

本町で最も古いと思われる文献を紹介し、選挙制度の足跡をふりかえってみることにしよう。

明治一三年に制定した曙村村会、議事規則から関係部分をみると、

第二章　撰　　挙

第八条、第九条、第十条、第十一条、省略、

第十二条、議員タルヲ得ベキモノハ満卅年以上ノ男子ニシテ本村内ニ本籍ヲ定メ本村内ニ於テ地所ヲ有スルモノタルヲ要ス

但シ左ノ各款ニ触ル、者ハ議員タルヲ得ス

第一款、風癩白痴ノ者

第二款、懲役一年以上及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者、但満期後七ケ年ヲ経タル者ハ此限ニアラズ

第三款、身代限リノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘザル者

第四款、官吏及教導職

第五款、会議ニ於テ退職者トセラレタル後四年ヲ経ザル者

第十三条、議員ヲ撰挙スルヲ得ベキモノハ満廿年以上男子ニシテ本村内ニ本籍ヲ定メ地所ヲ有スル者タルベシ　但シ前条第一款第二款第六款□□□モノハ撰挙人タルヲ得ス

第十四条、議員ヲ撰挙スル時ハ予メ戸長ヨリ撰挙会ヲ開クベキ日ヲ定メ村内ニ公告スベシ

第十五条、撰挙人ハ予メ戸長ヨリ附与シタル投票用紙ニ自己及被撰挙人ノ姓名ヲ記シ予定ノ日之ヲ戸長ニ差出スベシ、其投票多数ヲ得タル者ヲ以テ当撰人トシ同数ナラバ年長者ヲ取リ同年ナラバ鬮（クジ）ヲ以テ之ヲ定ム、若シ当撰人規則ニ於テ不適当ナル者ナルカ或ハ自ラ其撰ヲ辞スル時ハ順次投票ノ多数ヲ得タルモノヲ取ル

第十六条、当撰人ノ当否ヲ査定スルノ後、戸長ハ当撰人ヲ村役所ニ呼出シ、当撰状ヲ渡シ当撰人ハ受書ヲ出スベシ、当撰人受書ヲ出シタル後、戸長ハ其姓名ヲ村内ニ公告スベシ

第十七条、議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全数ノ半分ヲ改撰ス、第一回二年期ノ改撰ヲ為スハ抽籤法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

第十八条、第十九条、略

第二十条、議員中第十二条ノ場合ニ遭遇スルカ、其他総テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ撰挙ス　以下略

明治一六年八月一〇日付計算簿を見ると

南巨摩郡曙村村会議員撰挙計算帳

合計	票数	郡村	番地族籍	姓名	年齢
百三十点		南巨摩郡曙村	五十八番地　平民	望月菊右衛門	
百　八　点	仝		十三番地　平民	佐野章三郎	
百三十九点	仝		百十八地地　平民	星野又十左衛門	
百八十六点	仝		百三十三番地平民	望月源四郎	
百六十七点	仝		百五十番地　平民	深松伝四郎	
百十八点	仝		百八十二番地平民	樋川半兵衛	

まず、明治二一年発布の町村制の規定によると、町村会議員の選挙権を得る資格要件として、

一、帝国臣民にして公権を有する独立（満二十五歳にして一戸を

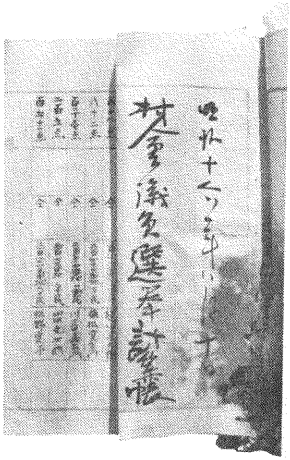

村会議員選挙計算帳

構え、かつ治産の禁を受けざるもの）の男子たること

二、二年以上その町村の住民たること

三、二年以上その町村の負担を分任すること

四、二年以上その町村内において地租を納め、もしくは直接国税年額二円以上納むること

五、公費をもって救助を受けざること。若し公費の救助を受くるも後二年を経過したること。と規定した。明治四四年に至り、「帝国臣民にして独立の生計を営む年齢二十五年以上の男子」と改め、なお禁治産者・準禁治産者および六年の懲役または禁錮以上の刑に処せられざること、を加えた。その後大正一〇年の改正によって左の資格を備うるものを公民とすることになった。

一、帝国臣民たる男子年齢二十五年以上の者

二、独立の生計を営む者

三、二年以来その町村の直接町民税を納むる者、ただし直接町村税を賦課せざる町村においては此の限りにあらず

四、二年以来その町村の住民たる者

五、貧困のため公費の救助を受けざる者、若しこれを受くることあるもその後二年を経たる者

六、禁治産者・準禁治産者および六年の懲役または禁錮以上の刑に処せざれざる者

公民権はこのような要件を具備する者に与えられた。

大正一四年七月に村会議員の定数増加条例を議決、内務大臣あて定数増加の許可を求めた大須成村の実例をみると次のとおりである。

大須成村会議員定数増加条例

第一条　町村制第十一条第三項ニ依リ本村会議員ノ定数ヲ十二人トス

附　則

本条例ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年七月十六日提出　　大須成村長　佐野利作

理　由

本案議決ヲ要ス其理由ハ大正九年十月一日臨時国勢調査ノ結果、人口千五百以下ニ減少シタル為メ従テ議員モ八人減セラレタルモ本村ハ部落ノ関係配置上定数ヲ十二名ニセントスルニアリ

また、知事の副申書をみると、次のとおりである。

大正十四年七月十八日　　山梨県知事　黒瀬弘志

内務大臣　若槻礼次郎殿

村会議員定数条例許可申請ニ付副申

管下南巨摩郡大須成村ヨリ別紙ノ通リ首標ノ件願出有之候処同村ニ於ケル現在議員ノ定数十二人ナルモ本年総選挙ニ際シテハ国勢調査ノ結果ニ依ル人口ヲ標準ト為ス為メ議員定数、四名ヲ減ジ八名トナルベキモ村内大部落三、小部落六ナルモ関係上議員十二人ハ適当ニ配置セラレタリシモ八名トナリタル結果之ガ配置甚ダ困難ニシテ選挙競争激甚ヲ加ヘ村治円満ヲ破ルコト甚シク加之土地ノ習慣トシテ年内ヲ通シ秋季ハ出稼者最モ多キ時期ニ有之国勢調査施行ノ如キ恰モ二百余人ノ出稼者有リタル時機ニシテ国勢調査ニ依ル人口減少ハ全ク一時的ノ現象ニシテ統計人口ハ常ニ千六百余ニ有之議員数ヲ十二人ト為スハ人口ニ対シテモ尚又村治円満ヲ期スル上ニ於テモ極而必要ノ事ト被認村ニ於テモ選挙競争ノ激甚ニ鑑ミ定数増加ノ条例ヲ設置セシムトスルモノニ有之且ツ村会議員ノ選挙ハ本月三十日ニシテ町村制第十九条ノ告示ハ本月二十三日迄ニ発布ヲ可要候条至急許可御詮議相成候様別紙進達候也

このように知事の副申が添付され、内務大臣あて議員定数増の許可申請書が提出された。

また同年七月二四日に執行した西嶋村会議員選挙録から、当時のようすをみると、

西嶋村会議員選挙会選挙録（関係部分のみ抜すい）

一、西嶋村会議員総選挙ニ付議員十二人選挙ノタメ西嶋村役場ニ選挙会場ヲ設ケタリ

五、選挙長及選挙立会人ノ面前ニ於テ選挙人ヲシテ逐次其ノ氏名ヲ自唱セシメテ選挙人名簿ニ対照シタル後投票用紙ヲ交付シタリ

九、選挙長ハ選挙立会人立会ノ上投票函ヲ開キ其ノ投票ヲ点検スルニ左ノ如シ

投票総数・参百五拾弐票

有効投票・参百四拾九票　無効投票・参票　無効の内

一、被選挙人ノ何人タルカヲ確認シガタキモノ　壱票

二、被選挙人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ　弐票

十一、選挙スベキ議員数十二人ヲ以テ選挙人名簿ニ記載セラレタル人員参百六拾人ヲ除シテ得タル数ハ参拾人ニシテ此ノ七分ノ一ノ数ハ五票ナリ得票者中此ノ数ニ達スル者ヲ挙グレバ左ノ如シ（以下略）

と細部にわたり記載され、最後に選挙長である村長および、立会人の署名で選挙録の正確を期している。当時も選挙事務の厳格さがうかがわれる選挙録である。

この時の投票用紙の点検簿をみると、

一	○
二	○
三	○
四	○
五	○
六	○
七	○
八	○
九	○
十	○

一	○
二	○
三	○
四	○
五	○
六	○
七	○
八	○
九	○
十	○

氏名　□□□□

一	○
二	○
三	○
四	○
五	○
六	○
七	○
八	○
九	○
十	○

一	○
二	○
三	○
四	○
五	○
六	○
七	○
八	○
九	○
十	○

氏名　□□□□

	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三〇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

このようにして個人ごとの得票が点検された。

一、町長選挙

昭和二九年八月一日誕生した本町は、同年九月三〇日まで町長職務執行者制度を採用し、佐野嘉一（静川村長）がその任に当たった。同九月三〇日第一回中富町長選挙を執行した。

	名簿登載人員	当日有権者数	投票者数	投票率
男	人	一、七七八	一、一九七	六七・三二％
女		二、三〇九	一、五四八	六七・〇四
計		四、〇八七	二、七四五	六七・一六

開票の結果、初代町長に依田行雄（手打沢）が二、四二九票を獲得して当選した。

昭和33年9月執行、中富町長選挙

	名簿登載人員	当日有権者数	投票者数	投票率
男				
女				
計				

得票状況

一、六七三・五五一	笠井忠治	
一、三七一	星野勝之	
一、三六二・四四九	笠井清巳	
一、〇六三	天野晃	
五	小田俊与	

昭和三三年に制定した立会演説会に関する条例をみると、

中富町公営立会演説会に関する条例

（目的）

第一条、この条例は公職選挙法（昭和二五年法律第百号）第百六十条の二の規定に基づき、中富町長の選挙における立会演説会について定めることを目的とする。

（開催計画の決定及び告示）

第二条、中富町選挙管理委員会（以下「委員会」という）は予め立会演説会を開催すべき予定の日時及び、会場並びに一回の立会演説会において演説することのできる候補者の演説の時間を決定し、選挙の期日の告示の日の翌日までに告示しなければならない。

（立会演説会への参加）

第三条、立会演説会に加わろうとする候補者は、委員会にその指定

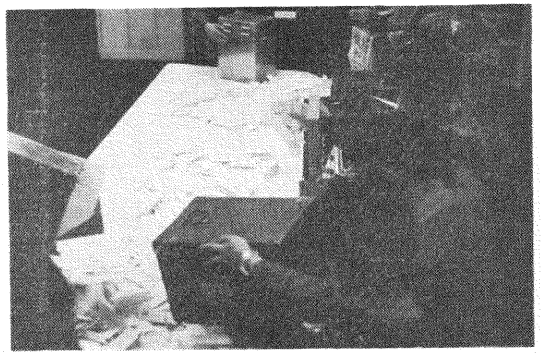

開票状況

する期日までに前条の規定により、その旨を申し出なければならない。この場合において立会演説会に加わることのできる回数は一会場ごとに候補者一人について一回に限る。

2、立会演説会における候補者の演説の順序は委員会がくじで決定する。

3、前項の規定により立会演説会における候補者の演説の順序が決定したときは、委員会は直ちにその旨を候補者に通知するとともに告示しなければならない。

（立会演説会への指定期日後の参加）

第四条、前条第一項の規定による期日後立候補の届出をしたもので立会演説会に加わろうとする者は、委員会の定めるところにより前条第一項の例によりその旨を申し出なければならない。

2、前項の申し出があった場合には、委員会は直ちに演説の順序を決定して前条第三項の例によりその旨を通知するとともに告示しなければならない。

（開催の周知方法）

第五条、委員会は立会演説会を開催すべき期日の前日までに、公衆の見易い場所に立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき候補者氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、一会場につき三箇所以上でなければならない。

2、委員会は立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに、演説会における候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

（その他必要な事項）

第六条、この条例に定めるものの外立会演説会に関し必要な事項は委員会が定める。

中富町長選挙（昭37・9・6執行）

	名簿登録人員数	当日有権者数	投票者数	投票率％	有効投票数	無効投票数
男	二、五七三	二、四三二	二、二一七	九一・一六		
女	三、二六一	三、〇八三	二、九五六	九五・八八	五、一五二	二一
計	五、八三四	五、五一五	五、一七三	九三・八〇		

△得票状況

一、九八三　川口孝喜

一、七九五・三九九　笠井清巳

一、三七三・六〇〇　笠井忠治

無効投票の内訳は、候補者でないものの氏名を記載したもの四

票、候補者となることができない者の氏名を記載したもの四票、候補者の氏名のほか他事を記載したもの一票、白紙投票三票、単に雑事を記載したもの七票、単に記号・符号を記載したもの二票。

中富町長選挙（昭41・9・3執行）

	名簿登録人員数	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、二九〇	二、一五三	一、九九七	九二・七五		
女	二、八五五	二、六九二	二、六〇九	九六・九二	四、五九〇	一六
計	五、一四五	四、八四五	四、六〇六	九五・〇七		

△得票状況

二、三一五　笠井清巳

二、二七五　若尾正

無効投票の内訳、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの二票、白紙四票、単に雑事を記載したもの九票、単に記号・符号を記載したもの一票。

中富町長選挙（昭45・9・1執行）

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男		二、一六九	二、〇三六	九三・八七		
女		二、六六二	二、五三七	九五・三〇	四、五五五	一八
計		四、八三一	四、五七三	九四・六六		

得票状況

二、四三八・一四　笠井清巳

二、一一六・八五　笠井一重

無効投票の内訳、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの三票、候補者の氏名のほか他事を記載したもの二票、白紙三票、単に雑事を記載したもの八票、単に記号・符号を記載したもの三票となっている。

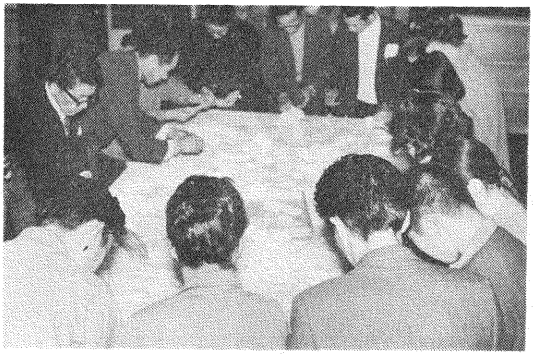

点検状況

二、町議会議員選挙（昭30・4・15執行）

	当日の有権者数	投票者数	投票率
男	一、四六五	一、三四七	九一・九五
女	一、八三七	一、七八三	九七・〇六
計	三、三〇二	三、一三〇	九四・七九

曙地区、無投票当選

原地区、自治法の規定により選挙は行なわない。

当選者は次のとおりである。

△西島地区　定員七名

武田清、望月又市、望月四郎、笠井一重、笠井五三、笠井政男、佐野博

△大須成地区　定員四名

地場和市、大森良一、神宮寺晥、望月常範

△静川地区　定員六名

天野一夫、深沢政春、樋川太郎、望月広、松田具重、幡野今朝吉

△曙地区　定員五名

遠藤正一、山中幸作、星野文夫、望月庄作、望月勝清

△原地区　定員六名

望月伴六、若尾宗久、戸栗森太郎、佐野　晶、平林定一、望月芳満

中富町議会議員選挙（昭34・4・30執行）

選挙区名	別	名簿登録人員	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
第一選挙区	男	六二〇	六〇八	五七九	九五・二三	一、三四一	八
	女	八〇一	七九一	七七〇	九七・四七		
	計	一、四二一	一、三九九	一、三四九	九六・四九		
第二選挙区	男	三二五	三一七	二六五	八三・六〇	六三九	二
	女	四一四	四〇三	三七六	九三・三〇		
	計	七三九	七二〇	六四一	八九・〇三		
第三選挙区	男	五二六	五一二				
	女	六三八	六二〇				
	計	一、一六四	一、一三二				
第四選挙区	男	四〇九	三九六	三五〇	八八・六一		

	女	五二五	五〇七	四九〇	九六・六五	八三七	五
	計	九三四	九〇三	八四〇	九三・一三		
第五選挙区	男	五三二	五〇七	四九三	九七・二四	一、一〇四	七
	女	六五〇	六三八	六一八	九七・〇二		
	計	一、一八二	一、一四五	一、一一一	九七・一二		
第六選挙区	男	二七四	二六八	二三五	八七・六九	五七三	○
	女	三六六	三五八	三三八	九四・四一		
	計	六四〇	六二六	五七三	九一・五三		

△第一選挙区（西島）得票状況（定員六名　立候補者七名中当選者）

二一二　笠井　敬
二一一　望月四郎
一九〇　武田　清
一八九　望月又市
一八九　笠井一重
一八三　佐野　博

△第二選挙区（大須成）得票状況（定員三名立候補者四名中当選者）

二一七　望月満治
一八七　秋山繁治
一三八　神宮司　茂

△第三選挙区（静川）当選者（無投票）

深沢政春・津島孝行・幡野良元・天野　晃・幡野慶太郎

△第四選挙区（曙）得票状況（定員四名　立候補者五名中当選者）

一九一　遠藤五良
一九〇　佐野善作
一八四　小林英雄
一四四　遠藤正一

△第五選挙区（原）得票状況（定員七名　立候補者八名中当選者）

一七六　若尾平造
一五九　土橋　強
一五五　深沢仁三郎
一四〇　佐野吉治
一三七　望月芳満

△第六選挙区（共和）得票状況（定員三名　立候補者四名中当選者）

一六九　小林義陳

一三七　若林　緑
一三六　若林忠夫

町議選の選挙運動に関する支出金額の制限は、法に基づき算出され選挙区ごとに次の告示がなされた。

（算出の方法は選挙区内の議員の定数をもって、その選挙の期日の告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数に、法で定める人数割額を乗じて得たものに、固定額を加えたもの）

第一選挙区	候補者一人につき	一二、四〇〇円
第二選挙区	〃	一二、九〇〇円
第三選挙区	〃	一二、二〇〇円
第四選挙区	〃	一二、三〇〇円
第五選挙区	〃	一二、三〇〇円
第六選挙区	〃	一一、一〇〇円

中富町議会議員選挙（昭38・4・30執行）

昭和三八年制定した中富町議会議員の選挙区設置に関する条例を引用すると、町内情勢が地域的に複雑のため、選挙民が他地区の状況をよく知るにおよばないので、今回もう一回小選挙区を設置することで成立した。

（選挙区の設置）

第一条、中富町議会議員選挙について公職選挙法第十五条第五項の規定により、中富町の区域を分けて次のとおり選挙区を設置する。

選挙区名	選挙区に属する区域
第一選挙区	西島
第二選挙区	大塩・平須・久成
第三選挙区	切石・夜子沢・寺沢・日向南沢・手打沢
第四選挙区	矢細工・古長谷・福原・梨子・江尻窪・中山・遅沢（後山を含む）
第五選挙区	八日市場（後山を除く）・伊沼・飯富
第六選挙区	下田原・宮木

（議員の定数）

第二条、各選挙区に於て選挙すべき、中富町議会議員の数は次のとおりとする。

選挙区	議員数	選挙区	議員数
第一選挙区	五人	第四選挙区	四人
第二選挙区	三人	第五選挙区	四人
第三選挙区	四人	第六選挙区	二人

付　則

1、この条例は公布の日から施行し次の一般選挙から適用する。

2、この条例は公布の日より四年間効力を有する。たゞし次の一般選挙後において行なわれる一般選挙には適用しない。

この条例により旧村単位に六選挙区を設けて執行された。

選挙区名	男女別	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
第一選挙区	男	五九三	五八七				
	女	七四六	七三四				
	計	一、三三九	一、三二一				
第二選挙区	男	二八一	二七八	二五三	九一・〇一	五八四	九
	女	三五五	三四五	三四〇	九八・五五		
	計	六三六	六二三	五九三	九五・一八		
第三選挙区	男	四五三	四四二	四二二	九五・四八	九八八	三
	女	五九九	五八七	五六九	九六・九三		
	計	一、〇五二	一、〇二九	九九一	九六・三一		
第四選挙区	男	三七〇	三六二	三二九	九〇・八八	七五六	〇
	女	四五二	四四一	四二七	九六・八三		
	計	八二二	八〇三	七五六	九四・一五		
第五選挙区	男	四八四	四七六				
	女	六八一	六一八				
	計	一、一一五	一、〇九四				
	男	二五六	二五〇				

第六選挙区	女	三三三	三二九		
	計	五八九	五七九		

△第一選挙区当選者（無投票当選）
武田　清・望月又市・笠井一重・望月幸三郎・野中正平

△第二選挙区得票状況（定員三名　立候補者四名中当選者）
一九〇　深沢和一
一八九　地場和市
一二七　望月満治

△第三選挙区得票状況（定員四名　立候補者五名中当選者）
二一九　遠藤利一
二〇七　松田三男
一九八・二五二　深沢敬喜
一八四　渡辺英一

△第四選挙区得票状況（定員四名　立候補者五名中当選者）
一六四　樋川量久
一六四　望月哲夫
一五九　遠藤五良
一五三　望月利治

△第五選挙区当選者（無投票当選）
樋川英二郎・望月芳満・土橋三千雄・佐野仙次

△第六選挙区当選者（無投票当選）
小林次郎・望月忠作

中富町議会議員選挙（昭・42・4・28執行）

統一地方選挙により執行され、今回から全町一区として合併以来初めて行なわれ、第三投票所（平須）第九投票所（矢細工）第一〇投票所（福原・梨子）は、投票所閉鎖時刻を一時間繰り上げて一七時とした。

	名簿登録者数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、二六三	二、二〇〇	二、〇七九	九四・五〇		
女	二、七九〇	二、七〇二	二、六二二	九七・〇八	四、六七四	二七
計	五、〇五三	四、九〇二	四、七〇一	九五・九二		

△得票状況（定員一二名　立候補者二四名中当選者）
二六四　河西義一
二三七　笠井秀平
二三一　笠井治吉
二一九　遠藤五良
二一四　笠井一重
二一四　深沢政春
二一三・三五〇　佐野高蔵
二一二　遠藤利一
二〇八・三七一　望月満治

二〇六　若林良一
二〇六　野中正平
二〇五　若尾貞利
二〇二・三三二　佐野禄朗
二〇一　遠藤正一
一九二・三一六　佐野徳男
一八五・三三〇　望月又市
一八五　渡辺晴友
一八一　平林定一
一七四　内藤公雄
一六八・二九八　望月良雄
一五八　深沢功
一五〇　高野孝

無効投票の内訳をみると、候補者でない者の氏名を記載したもの一〇票、候補者となることができない者の氏名を記載したもの一票、候補者の何人を記載したか確認し難いもの三票、単に雑事を記載したもの一三票となっている。

中富町議会議員選挙（昭・46・4・25執行）

今回の選挙は、一八名の定員に対し二一名が立候補して争われた。法による定数は二二名であるが、議員立法により四名を減じたものである。投、開票の結果は次のとおり。

	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、一八九	二、〇七四	九四・九六		
女	二、六四七	二、五六二	九六・七九	四、六一五	二一
計	四、八三二	四、六三六	九五・九六		

△得票状況（定員一八名　立候補者二一名中当選者）

三二一・三一六　望月信明
三〇八　星野初雄
二六七・八一六　望月芳満
二五五　平林定一
二五二　遠藤五良
二五一・五五〇　神宮司茂
二五〇　長田林
二四五　山下浅彦
二二九　佐野勇
二二六　川口正宗
二一九　笠井秀平
二一五・六五八　望月喜男
二一四　笠井治吉
二一二　長沢政一
二一〇　望月文一
二〇五・四四九　神宮寺虎雄
二〇二　渡辺晴友

一九七　深沢広吉

無効投票の内訳、候補者ではない者の氏名を記載したもの九票、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの二票、単に雑事を記載したもの三票、記号・符号を記載したもの四票、白紙三票。

選挙人名簿登録者数および当日有権者数（町議選）

投票区	選挙人名簿登録者			当日有権者数			投票所名
	男	女	計	男	女	計	
1	590	676	1,266	583	668	1,251	西島連絡所
2	138	172	310	133	170	307	大塩公民館
3	28	47	75	28	47	75	平須　〃
4	49	64	113	48	64	112	大須成小学校
5	108	124	232	105	123	228	手打沢公民館
6	74	104	178	73	103	176	妙沢寺
7	157	188	345	158	189	347	中富町役場
8	94	116	210	93	115	208	夜子沢公会堂
9	64	75	139	64	75	139	矢細工公民館
10	32	28	60	32	28	60	福原　〃
11	165	206	371	162	201	363	曙　〃
12	34	37	71	34	37	71	千光庵
13	119	146	265	118	144	262	八日市場公会堂
14	69	73	146	69	77	146	原小学校
15	251	332	583	251	331	582	原中屋内体育館
16	118	135	253	117	135	252	下田原公民館
17	113	142	255	112	140	252	宮木区民会館
計	2,203	2,669	4,872	2,184	2,647	4,831	

三、町農業委員会委員選挙（昭・35・7・執行）

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年一二月一日現在で調整し、一月二〇日から一五日間縦覧に供し三月五日に確定する。選挙権の有無は名簿確定日現在で二〇歳以上の者で、農業委員会の区域内に住所を有する者で、一反歩以上の農地を耕作するもの、およびその同居の親族または配偶者となっているもの。今回選挙する委員の数は二一人で、選挙区は設定せず全町一区で執行された。

昭和34年7月15日執行
農業委員会委員選挙人名簿登録者数

投票区	有権者数			世帯数
	男	女	計	
第1	446	554	1,000	311
2	141	184	325	107
3	56	78	134	49
4	61	72	133	46
5	83	101	184	67
6	97	107	186	67
7	70	84	154	56
8	110	132	242	81
9	99	126	225	71
10	39	45	84	30
11	191	261	452	160
12	21	28	49	17
13	113	155	268	96
14	72	84	156	55
15	162	200	362	130
16	104	127	231	95
17	123	159	282	86
計	1,970	2,498	4,467	1,523

候補者が定数を超えなかったため無投票となり、次の当選者が決定し当選証書が付与された。

望月　勝生（西　島）　遠藤　利一（夜子沢）
望月　康（福　原）　神宮寺　晄（平　須）
星野　茂一（古長谷）　長沢　政一（下田原）
樋川　孝平（日向南沢）　望月　賢三（西　島）
佐野　保雄（西　島）　佐野　万作（西　島）
笠井　五三（西　島）　小林　次郎（宮　木）
佐野　庸甫（飯　富）　望月　利治（矢細工）
山下　浅彦（八日市場）　望月　朝光（伊　沼）
深沢　啓一（切　石）　樋川　治美（江尻窪）
望月　忠作（下田原）　神宮司　茂（大　塩）
津島　武（手打沢）

中富町農業委員会委員選挙（昭・41・7・執行）

今回の選挙は、前回に比べ四二三人減の三、六四一人（男一、六二六人、女二、〇一五人）の有権者のもとに選挙が執行された。なお、条例改正により選挙によって選出される委員が一六名となった。立候補の受付を締切ったところ、候補者が委員の定数を超えなかったため、公職選挙法第百条により無投票が確定した。

当選者左のとおり。

笠井　幸典（西　島）　樋川　幸積（江尻窪）
笠井　太郎（西　島）　佐藤　忠君（大　塩）
望月　孝一（宮　木）　宮沢　伴三（下田原）
佐野　禄朗（伊　沼）　佐野　良典（西　島）
望月　文一（日向南沢）　土橋　強（飯　富）
秋山　四郎（久　成）　望月　道男（西　島）
星野　初雄（古長谷）　深沢　宇一（手打沢）
望月　幸一（八日市場）　川口　金雄（夜子沢）

中富町農業委員会委員選挙（昭44・7・執行）

今回の選挙の有権者数は、三、二六〇人（男一、四八九人、女一、七七一人）で前回に比べ三八一人の減である。なお、候補者が委員の定数を超えなかったため無投票が確定した。

当選者左のとおり。

笠井　幸典（西　島）　高野　孝（宮　木）
渡辺　利雄（寺　沢）　若林　裔一（下田原）
長田　堅三（西　島）　笠井　武司（西　島）
佐野　金六（伊　沼）　小松　二男（大　塩）
佐野　喜内（西　島）　佐野　安信（矢細工）
高松　友吉（八日市場）　遠藤　至（中　山）
深沢　和一（平　須）　土橋　強（飯　富）
政門　政雄（夜子沢）　樋川　包吉（手打沢）

四、知事選挙

公選による第一回知事選挙は、昭和二二年四月五日執行された。従来は政府の任命する官吏であったことは記憶に新しい。

昭和三八年以降の経過をみると次のとおりである。

知事選挙（昭和38・1執行）

	名簿登録人員	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票	無効投票
男	二、四一八	二、三八四	一、九六一	八二・二六		
女	三、一〇〇	三、〇六二	二、五九五	八四・七五	四、五三七	一九
計	五、五一八	五、四四六	四、五五六	八三・六六		

得票状況

自由民主党　天野　久　二、二一八
無所属　金丸徳重　一、五四九
山梨県農協政治連盟　星野重次　七七〇

知事選挙（昭和42・1・執行）

	名簿登録人員数	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票	無効投票
男	二、二六六	二、二二七	一、八八九	八四・二六		
女	二、七九四	二、七七二	二、三六八	八五・四六	四、二一九	四八
計	五、〇六〇	五、〇一三	四、二五七	八四・九二		

得票状況

無所属　田辺国男　二、五七九
自由民主党　天野　久　一、五九一
日本共産党　三森　信　四九

知事選挙（昭和46・1・執行）

	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票	無効投票
男	二、一八八	一、六二二	七四・一三		
女	二、六七〇	二、一五二	八〇・六〇	三、七四九	二五
計	四、八五八	三、七七四	七七・六九		

日本共産党　日向美行　二二八
無所属　田辺国男　二、七〇〇
無所属　田中徹雄　八二一

無効投票の内訳、候補者でない者の氏名を記載したもの一一票、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの五票、白紙三票、雑事を記載したもの五票、記号を記載したもの一票

五、県議会議員選挙

本県における県会の発足は、明治九年一一月発布の県会条例にこれを求めることができる。この条例により、同一〇年一月県会議員選挙を執行し、同年五月七日から甲府市太田町一蓮寺本堂に第一回県会を招集して開会した。これがともかく人民の声を県政に反映するに至った最初の議会である。この第一回の議員が誕生した山梨県会規則によると、第三章、公選議員のこと。として第十二条、公選議員は毎区各一人を選挙するものとす。第十三条、公選議員は在職二年限りとす、交代は隔歳一月三一日を限り選挙法により更に公選すべし。とし、県会公選議員は区町村総

代人選挙法により、毎区総代人においてこれを互選することとした。これにより各区の区長三四名、公選議員三四名の計六八名の定員とした。この時の本町関係者は、区長側から遠藤重道（切石）二宮貫平（共和）公選側から天野広吉（切石）が上げられる。

同一一年七月太政官布告をもって府県会規則が公布されたのにかんがみ、山梨県会規則は廃止された。この新しい規則を掲げ当時の制度をのぞいてみよう。

第二章　選　　挙

第十条、府県会の議員は、郡区の大小により毎郡区に五人以下を撰ぶ、

第十一、第十二条略

第十三条、府県の議員たることを得べき者は満二五歳以上の男子にして其の府県内に本籍を定め、満三年以上居住し其府県内において地租十円以上納むる者に限る。但左の各款に触るるものは議員たることを得ず、

第一款、風癲白痴の者

第二款、懲役一年以上の実刑に処せられたる者

第三款、身代限りの処分を受け負債の賠償を終へざる者

第四款、官吏及び教導職、

第十四条、議員を選挙することを得べき者は満二〇歳以上の男子にして其郡区内に本籍を定め其府県内に於て地租五円以上を納むるものに限るべし、

但し前条の第一、二、三款に触る者は選挙人たることを得ず

第十五条、議員を選挙せんとするときは府知事県令より某日間に選挙を開くべき旨を布令し郡区長は予め選挙の投票を為すべき日を定め少くとも十五日前に之を郡区に公告すべし

第十六条、選挙の投票は予定の日に郡区庁に於て之を為し之を調査し選挙会中の取締を為すべし但し便宜に因り郡区庁外に於て選挙会を開くことを得

第十七条、投票は予め郡区長より付与したる用紙に選挙人自己及び被選挙人の住所姓名年齢を記し予定の日之を郡区長に差出すべし投票は多数の者を以て当選人とし同数の者は年長を取り同年の者は鬮を以て之を定む但に投票は代人に托し差出すも妨なし

第十八条、投票終るの後郡区長は選挙人名簿に就て投票の当否を査し又被選挙人名簿に就て当選人の当否を査す若し法に於て不適当なる者あるか或は当選人自ら其の選を辞するときは順次投票の多数を得たる者を取る

第十九条、当選人の当否を査定するの後郡区長は其当選人を郡区庁に呼び出し当選状を渡し当選人は請書を出すべし但し当選人各請書を出したる後郡区長は其姓名等を郡区内に公告すべし

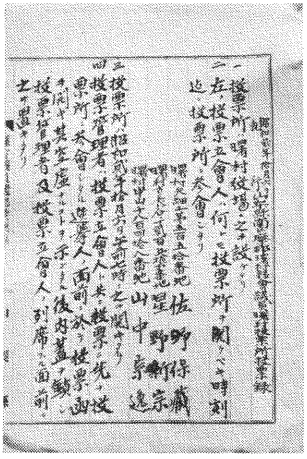

昭和２年県会議員選挙投票録

第二十条、一人にして数郡区の選に当るときは其何れの郡区に属すべきかは当人の好みに任ずべし

第二十一条、議員の任期は四年とし二年毎に全数の半を改選し第一回二年期の改選を為すは抽籤法を以て其退任の人を定む

第二十二条、議長副議長の任期は二年とし議員の改選毎に之を公選すべし

第二十三条、前二条の場合に於ては前任の者を再選することを得

第二十四条、議員中第十三条に掲ぐる諸款の場合に遭遇する者あるか其府県外に転任するか又は死去したるときは更に其欠に代る者を選挙す其疾病等上止むを得ざる事故なくして開会の招集に応ぜざる者は退任者とし亦其欠に代る者を選挙す。

この新しく制定された規則に基づき、明治一二年三月県会議員選挙が執行された。この時の定員は三〇名、南巨摩、西八代ともに定員三名であった。その後明治二三年三月まで六回の半数改選が行なわれたが、明治二三年五月府県制の発布により、旧制度による県会議員は一斉に廃職となり、同二四年一〇月一日新制度下第一回の県会議員選挙が行なわれた。つぎに県会発足以来の本町関係者を上げてみよう。

第一回県会（半数公選県会）	明治九年一二月	（公選）	天野　広吉	切石
〃	〃	（区長）	遠藤　重道	切石
〃	〃	（区長）	二宮　貫平	共和
新制度公選県会第一回半数改選	明治一二年二月		遠藤　重道	切石
第一回半数改選	明治一三年六月		天野　義守	切石
第二回半数改選	明治一五年二月	（留任）	天野　義守	切石
県制施行県会	明治二三年一〇月		笠井　惟造	西島
第一回半数改選	明治二六年一〇月	（留任）	笠井　惟造	西島
〃	〃		若林　謙三	下田原
第二回半数改選	明治二八年一〇月		天野延太郎	切石
第三回半数改選	明治三〇年一〇月	（留任）	天野延太郎	〃
直接選挙制県会	明治四〇年一〇月		星野　勝陳	古長谷
	明治四四年一〇月		若林　弘毅	下田原
	〃		星野　勝陳	古長谷
	〃		依田　常吉	手打沢
	大正八年一〇月		望月黎一郎	切石
	大正一二年一〇月		天野桃三郎	切石
	昭和一〇年一月		平林　太一	飯富
	〃		笠井　嘉一	西島

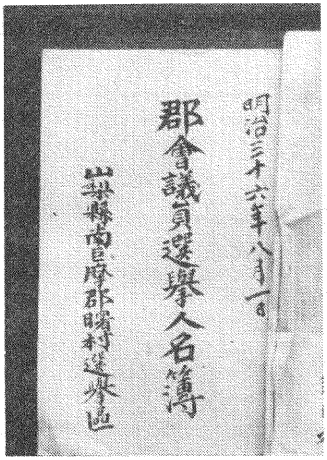

選挙人名簿

昭和一四年一〇月　平林　太一　飯　富
昭和二二年　四月　平林　太一　飯　富
昭和三四年　四月　望月獅馬夫　飯　富
昭和三八年　四月　望月獅馬夫　飯　富

本町出身者の県会における正副議長歴任者は次のとおり。

平林　太一　副議長　昭和二三年九月就任　昭和二四年四月退職
平林　太一　議　長　昭和二四年四月就任　昭和二五年二月退職

山梨県議会議員選挙（昭和30・4・執行）

	名簿登録人員	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票
男		一、八四九	一、四四六	七八・三三		
女		二、三五七	一、八四九	七八・四五		
計		四、二〇三三	二、二九五	七八・四〇		

本町における得票状況は次のとおり。

佐野　肇　一、一五二　深沢　允雄　九一一
望月　岩吉　四七八　吉田長兵衛　三八一
石井　芳恵　三四八

無効投票の内訳

候補者の何人を書いたか確認しがたいもの二票、白紙投票四票、単に雑事を記載したもの九票、単に記号・符号を記載したもの一票。

山梨県議会議員選挙（昭・34・4・執行）

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、六七一	二、五九五	二、〇四六	七八・八四		
女	三・三六五	三、二九二	二、八二四	八八・八二	四、九四七	二三
計	六、〇三六	五、八八七	四、九七〇	八四・四二		

本町における得票状況

自由民主党　吉田長兵衛　一八一
自由民主党　深沢允雄　六六一
無所属　望月獅馬夫　二、二七〇
自由民主党　佐野肇　一、四七五
日本社会党　石井芳恵　三六〇

無効投票の内訳

候補者でないものの氏名を記載したもの八票、二人以上の候補者の氏名を記載したもの二票、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの四票、白紙投票三票、単に雑事を記載したもの三票、単に記号・符号を記載したもの三票。

山梨県議会議員選挙（昭38・4・17執行）

今回の選挙で第三投票所（平須地区）は災害で道路の荒廃個所が多く、投票所閉鎖時間を一時間繰り上げて一七時とした。また即日開票も今回から実施された。

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、四一八	二、三八一	二、〇一八	八四・七五		
女	三、一〇〇	三、〇四七	二、六九一	八八・三二	四、六八〇	二九
計	五、五一八	五、四二八	四、七〇九	八六・七五		

本町における得票状況

自由民主党　吉田長兵衛　六四
日本社会党　有泉由幸　三一九
無所属　秋山湛秀　九九
無所属　望月獅馬夫　二、一六九
自由民主党　深沢允雄　八八三
自由民主党　佐野肇　一、一四六

無効投票の内訳

候補者でない者の氏名を記載したもの七票、白紙投票四票、単に雑事を記載したもの一六票、単に記号・符号を記載したもの二票。

山梨県議会議員選挙（昭・42・4・執行）

投票所閉鎖時刻を一時間繰上げ一七時とした投票所は第三投票所（平須）第九投票所（矢細工）第一〇投票所（福原・梨子）の三か所。

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、二六三	二、二一四	一、九〇四	八六・〇〇		
女	二、七九〇	二、七三二	二、四八一	九〇・八一	四、三六六	一九
計	五、〇五三	四、九四六	四、三八五	八八・六六		

本町における得票状況

日本共産党　田辺敏光　二二
無所属　伊藤美彦　一、四八四
自由民主党　佐野肇　一、〇三一
無所属　遠藤亨　三
無所属　望月獅馬夫　一、〇七四
自由民主党　深沢允雄　五五三
無所属　山本菊五郎　一〇五

無効投票の内訳　候補者でない者の氏名を記載したもの二票、候補者の氏名のほか他事を記載したもの一票、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの七票、白紙投票三票、単に雑事を記載したもの五票、単に記号・符号を記載したもの一票となっている。

なお、前回と同じく「地方公共団体の議会の議員および長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が交付された。その一部を抜すいすると、三月一日から五月三一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員、または長の任期満了による選挙の期日は、（一部省略）公職選挙法第三三条第一項の規定にかかわらず、都道府県（一部省略）の選挙にあっては昭和四二年四月一五日、指定都市以外の市および町村の選挙にあっては、同月二八日とするに義務づけられ、全国統一選挙として執行された。

山梨県議会議員選挙（昭和46・4・執行）

	有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票
男	二、一九三	一、八三二	八三・四九		
女	二、六五八	二、二八六	八六・〇〇	四、〇九〇	二二
計	四、八五一	四、一一七	八四・八七		

本町における得票状況

自由民主党	秋山富次郎	二三二
日本社会党	片田義光	三七九
自由民主党	深沢允雄	一、〇〇五
民主社会党	辻一幸	一、二七五
自由民主党	山本菊五郎	二五二
無所属	鶴田今朝雄	九四七

無効投票の内訳　候補者でない者の氏名を記載したもの六票、候補者の何人を記載したか確認しがたいもの一一票、雑事を記載したもの二票、記号・符号を記載したもの四票、白紙四票。

六、国会議員選挙

一、衆議院議員

明治二二年二月憲法発布と共に、わが国の衆議院議員選挙法は公布されたのであるが、その後、三三年・大正八年・同一四年・昭和二〇年、そして同二二年の五回にわたり改正されている。

まず、明治二二年二月一一日法律第三号で公布された内容は、

一、議員定数および選挙の区域に関する事項

㈠　議員定数は三百人とした。

㈡　選挙区は小選挙区制を採用し原則として一人一区とし、例外的に若干の二人区を設けた。

（一人区二一四、二人区四三、山梨県の定数三名）

第一区（一人）：西山梨、北巨摩、中巨摩

第二区（一人）：東山梨、南都留、北都留

第三区（一人）：東八代、西八代、南巨摩

㈢　投票区は、原則として市町村の区域によるものとし、例外として、数町村の区域を併せて一投票区を設けることを認めた。

㈣　開票区は特に設けず、開票は選挙会において行なうものとした。

二、選挙権および被選挙権に関する事項

㈠　選挙人の資格は次の各号の要件を備える者とした。

イ、日本臣民の男子で年令満二五歳以上の者

ロ、選挙人名簿調整期日前満一年以上当該府県内に本籍を定め住居し、なお引続き住居する者

ハ、選挙人名簿調整期日前満一年以上（所得税は満三年以上）、当該府県内において直接国税（地租および所得税）十五円以上を納めている者

㈡　被選挙人の資格は次のとおり

日本臣民の男子で満三十歳以上で、選挙人名簿調整期の前満一年以上（所得税は満三年以上）当該府県内において直接国税

十五円以上納めている者

また、欠格事項として選挙人に、現役中の陸海軍軍人および休職停職中の者など含めた七項目から成り、被選挙人に四項目を規定した。

衆議院議員選挙

衆議院議員の選挙制度は、明治二二年制定されたがその要旨は

一、選挙権および被選挙権　選挙権は、年齢満二五歳以上の日本臣民である男子で、一年以上(所得税は三年以上)当該県の区域内で直接国税（所得税）一五円以上納め、かつ一年以上当該府県内に本籍を有し、住居している者に、また、被選挙権は、年齢満三〇歳以上の日本臣民である男子で、一年以上（所得税は三年以上）当該府県の区域内で直接国税（所得税）一五円以上納めている者に認められた。

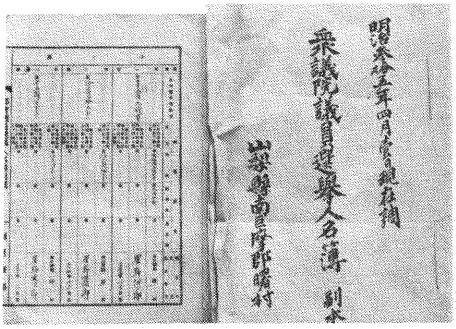

衆議院議員選挙人名簿

二、投票の方法　投票は秘密投票ではなく、投票用紙に候補者の氏名のほかに、選挙人の氏名、住所を記載し、さらに捺印する記名投票であった。またこの時は不在者投票制度はなかった。

三、選挙運動　投票所内における運動が禁止されているほかは格別の制限がなかった。また、選挙運動費用についても制限がなかった。これらの法の中で選挙は執行されてきたが、昭和二〇年の婦人に参政権が認められるまで幾多の改正を重ね現在に至っている。

次に本町出身の衆議院議員は次のとおりである。

昭和一一年二月　笠井　重治（無所属）西島

〃　一二年四月　笠井　重治（〃）〃

〃　二一年四月　笠井　重治（〃）〃

衆議院議員選挙（昭・38・11・執行）

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、四五一	二、三七七	一、九四〇	八一・六二		
女	三、一三六	三、〇三五	二、六〇一	八五・七〇	四、四八七	五四
計	五、五八七	五、四一二	四、五四一	八三・九一		

本町における得票状況

日本共産党	平出芳幸	二七
自由民主党	田辺国男	七〇八
日本社会党	金丸徳重	一、一六九・二三一
自由民主党	堀内一雄	三九〇・九六四
日本立農党	堀内文美	七・〇三五

自由民主党　金丸　信　七六四・七六八
自由民主党　内田常雄　八一六
日本社会党　小林信一　六〇四

同時に最高裁判所裁判官国民審査が行なわれ、次の九氏が審査に付された。

入江俊郎・斎藤朔郎・長部謹吾・山田作之助・城戸秀彦・石田和外・横田正俊・草鹿浅之介・五鬼上堅磐

衆議院議員選挙（昭・42・1・執行）

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、二四三	二、二四二	一、八八九	八四・二六		
女	二、七七五	二、七七一	二、三六八	八五・四六	四、一七九	七八
計	五、〇一八	五、〇一三	四、二五七	八四・九二		

本町における得票状況

日本社会党　小林信一　七一九
無所属　平野力三　四七
自由民主党　金丸　信　七三四・一九三
自由民主党　田中徹雄　六五二
日本共産党　平出芳幸　四二
自由民主党　内田常雄　五二三
日本社会党　金丸徳重　一、〇四三・八〇六
無所属　中尾栄一　三八九
日本立農党　堀内文美　二一
無所属　杉本広義　八

衆議院議員選挙と同時に最高裁判所裁判官国民審査が行なわれ、岩田誠・色川幸太郎・松田二郎・大隅健一郎・下村三郎・柏原語六・田中二郎の七氏が審査に付された。

選挙法の改正によりこの選挙から衆議院議員選挙候補者のポスター掲示場が一投票区六か所から七か所以上設置しなければならないことになったが、本町の場合、地域的事情から第三・四・九・一〇・一二の各投票所は、二か所から四か所の減少が認められた。

なお、第三・九・一〇投票所が一時間繰上げ閉鎖が認められた。

衆議院議員選挙（昭44・12・執行）

	名簿登録人員数	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、一八三	二、一八三	一、七四七	八〇・〇二		
女	二、七〇八	二、七〇八	二、三〇四	八五・〇八	四、〇〇二	一二一
計	四、八九一	四、八九一	四、〇五一	八二・八二		

本町における得票状況

日本社会党　金丸徳重　八四六・二一六
自由民主党　金丸　信　七八四・七七三
自由民主党　内田常雄　八五九
自由民主党　中尾栄一　四八〇
公明党　及川順郎　三五五

日本社会党　小林信一　五七四
日本共産党　平出芳幸　七八
無所属　堀内文美　一四
無所属　杉本広義　一一

同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれたが、審査に付されたのは次の四氏である。

村上朝一　杉本正雄　飯村義美　関根小郷

二、参議院議員選挙

昭和二二年法律第一一号として発布された参議院議員選挙法は、議員定数二五〇人、うち地方選出議員一五〇人、全国選出議員一〇〇人とした。本県は二人の定数である。

本町出身の参議院議員は次のとおり。

昭和二五年四月　平林太一　無所属　飯富

参議院議員選挙（昭37・7・執行）

	名簿登録人員者	当日の有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、五二〇	二、四八九	一、九六四	七八・九一		
女	三、二〇二	三、一六〇	二、四八九	七八・五一	四、三一三	一三二
計	五、七二二	五、六四九	四、四四五	七八・六七		

本町における地方選出議員候補者得票状況

日本共産党　足達八郎　四三
日本社会党　神沢浄　一、四五二
無所属　平林太一　八〇二
自由民主党　吉江勝保　二、〇一五

本町における全国選出議員候補者得票状況

(自)　重宗雄三　一六九
(自)　豊田雅孝　六〇
(社)　柴谷要　六
(諸)　赤尾敏　四
(自)　下条康麿　一五
(自)　磯田正則　一四
(無)　安里積千代　五
(無)　鬼木勝利　一
(社)　小酒井義男　一九
(諸)　小田俊与　三
(同志)　常岡一郎　一八
(社)　野々山一三　二〇
(社)　上田音市　一
(民)　中村正雄　七
(自)　大坪藤市　九
(社)　田中一　一三
(無)　真鍋儀十　二
(自)　畠山鶴吉　三一
(自)　稲浦鹿蔵　一九〇
(自)　古谷敬二　四八
(社)　小林武　九
(自)　丸茂重貞　三〇
(社)　加藤シヅエ　二一
(自)　高木寿之　一
(自)　小林珍雄　一二
(社)　北村みつる　一三八
(社)　占部秀男　九九
(自)　小西英雄　五
(自)　河野義一　一一一
(自)　江藤智　二三
(自)　大谷藤之助　一一二
(自)　迫水久常　一九
(社)　藤原道子　一〇
(民)　高山恒雄　七
(自)　玉置初郎　七
(自)　松村秀逸　三一
(民)　古賀専　一
(民)　向井長年　九
(民)　東隆　六
(無)　浅井亨　一

(自)　山下　春江　一二
(無)　北条しゅん八　二三
(自)　野知　浩之　二三
(自)　藤原　あき　二七
(無)　古林　昌和　一
(自)　手島　栄　一〇一
(自)　苫米地英俊　二
(無)　高田　静雄　三
(無)　辻　武寿　一
(無)　三島　静江　一
(無)　井上なつえ　三
(自)　竹中　恒夫　五二
(自)　天坊　裕彦　二〇
(無)　鈴木　一弘　三三
(社)　鈴木　強　九四六
(同志)　大谷　埜潤　三
(自)　中山　幸市　三六
(社)　横川　正市　一
(自)　一松　定吉　二
(自)　泉山　三六　二
(諸)　清水　亘　一
(社)　平林　剛　二
(自)　長谷川　仁　二四〇
(自)　日高　広為　一
(自)　聖成　稔　二五
(自)　喜多　一雄　二〇
(無)　石井　正二　一
(自)　山崎　斉　二六九
(共)　岩間　正男　四四
(自)　安田喜一郎　四五
(自)　源田　実　八
(無)　林　塩　一二七
(社)　片山　巌　三二七
(無)　山高しげり　六六
(無)　二宮　文造　一
(社)　野溝　勝　七〇
(自)　森田　たは　二
(社)　中村　順造　八
(同志)　森　八三一　一三
(同志)　大竹平八郎　八
(無)　田村　理一　六

得票総数	按分の際切捨てた票数	有効投票数	無効投票数	投票総数
四、〇四一	〇、〇〇六	四、一二九	三一六	四、四四五

参議院議員選挙（昭・40・7・執行）

	名簿登録人員数	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、二七五	二、二五一	一、八二三	八〇・九九		
女	二、八九〇	二、八三八	二、二七五	八〇・一六	三、八九九	一九九
計	五、一六五	五、〇八九	四、〇九八	八〇・五三		

本町における地方選出議員候補者得票状況

日本共産党　足達八郎　七四
日本社会党　安田敏雄　一、八一六
自由民主党　広瀬久忠　二、〇〇九

本町における全国選出議員候補者得票状況

(自)　天野良吉　六
(公)　柏原ヤス　二四
(自)　新居五郎　五
(無)　小田俊与　四
(公)　宮崎正義　四
(自)　山本茂一郎　二七
(公)　黒柳明　三〇二
(民社)　中野源二郎　六
(自)　けいのとしお　一、〇二七
(自)　西村尚治　六五
(自)　梶原茂嘉　四五
(民社)　基政七　一
(無)　中峠国夫　一
(大日本愛国党)　赤尾敏　四
(日社)　山本伊三郎　二二五・八
(自)　徳永正利　五一
(自)　平泉渉　一三七
(自)　鹿島俊雄　八〇
(無)　林武一　一
(日社)　千葉ちよせ　四七三
(自)　加藤陽三　一一
(日社)　杉本治一郎　二一

(自)　玉置　和郎　三〇
(自)　重政　庸徳　四〇
(自)　米田　正文　一四
(自)　内藤誉三郎　五九
(日社)　かまくら繁光　二〇
(全国人権擁護連盟)
(自)　内田　芸郎　二
(自)　大谷よし雄　一〇
(無)　秋本　明子　一
(無)　青山　雅彦　一
(日社)　野上　元　八〇
(自)　高野　一夫　八
(自)　横山　フク　一〇
(自)　小林　章　四〇
(日社)　山崎　昇　一四四
(自)　川上　為治　四二
(自)　岡村文四郎　四八
(立憲養正会)
(自)　楠　正俊　二〇三
(共)　春日　正一　五三
(無)　安里積千代　三
(日社)　永岡　光治　一
(自)　金丸　富夫　二一
(自)　古海　忠之　二七
(国政浄化連盟)
(自)　福田　進　一
(自)　青木　一男　三六〇
(日社)　豊瀬　禎一　一七三
(自)　山本　すぎ　一
(自)　八田　一朗　五
(共)　須藤　五郎　四
(無)　富田　定　二
(無)　津汲　泰宏　一六
(日社)　木村美智男　二
(自)　下村　定　一五
(日社)　大倉　精一　二八
(自)　黒木　利克　三〇
(日社)　北川　義行　二六
(民社)　ういろ　清　五
(無)　山高しげり　一七
(公)　多田　省吾　四六
(日社)　鈴木　力　一六
(民社)　中村吉次郎　四
(自)　山内　一郎　一〇
(公)　山田てつ一　四二七
(日社)　田中寿美子　五
(無)　山下　敏男　四三
(自)　岡本　悟　一、〇二七
(公)　小平　芳平　五五〇
(自)　本田　豊作　五
(無)　石本しげる　一
(民社)　片山　武夫　五一
(日社)　つるぞの哲夫　四二
(無)　一条　世界　八六
(無)　石井　正二　一
(自)　佐野　三蔵　二

得票総数	有効投票数	按分の際切捨てた票数	無効投票数	投票総数
三、七一六	三、七一七	〇、〇〇六	三八一	四、〇九八

参議院議員選挙（昭・43・7・執行）

	名簿登録人員数	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、一三八	二、二一〇	一、七八九	八〇・九五		
女	二、七七五	二、七六三	二、二四四	八一・二一	三、八八四	一四九
計	五、〇一三	四、九七三	四、〇三三	八一・〇九		

本町における地方選出議員候補者得票状況

自由民主党　吉江　勝保　二、二〇二
日本共産党　三森　信　一七一
日本社会党　神沢　浄　一、五一一

本町における全国選出議員候補者得票状況

(自)　豊田　雅孝　三七
(自)　島村　義雄　六
(自)　まおか文太郎　七九
(自)　川野　三暁　四
(民社)　向井　長年　四三
(自)　佐野　三蔵　四〇

（日社）中村　順造　一
（自）石原慎太郎　二八
（日社）鈴木　一強　五七〇
（自）たまきたけお　一四
（自）長田　裕二　七九
（無）横山ノック　一一
（無）高橋　正勝　二
（無）鈴木　武一　三
（自）永野　鎮雄　三
（自）田口長治郎　一
（自）塩崎じゅん　一一
（日社）佐藤しんじろう　二
（民社）高山恒　雄　四
（自）迫水　久常　七
（公）沢田　実　一三
（公）上林繁次郎　三三六
（日社）松本　英一　四
（民社）中村　正雄　七
（自）小林　国司　一〇九
（自）山下　春江　一八
（公）三木　忠雄　三七
（自）大松　博文　二七
（自）福田　繁　一一
（無）加陽　邦寿　一三
（世界平和党）青山　雅彦　一
（自）今　東光　九
（自）若林　正武　八五
（自）松島　俊之　五〇
（自）近藤　天　一四
（無）石本しげる　四〇
（自）森　八三一　一七
（公）峯山　昭範　一
（日社）加藤シヅエ　一三
（自）上田　稔　一七七
（公）内田　善利　三
（無）上田しん三　二
（日社）藤原　道子　六
（社会福祉政治連盟）末松　久美　一
（自）江藤　智　三三
（無）岡崎　功　一
（自）長尾　茂　一六
（自）三巻　秋子　五
（自）重宗　雄三　五四
（日社）田中　一　九
（自）大竹平八郎　一四
（自）林　しお　七一
（無）三原　藤助　二
（公）鈴木　一弘　一七
（共）小笠原貞子　五
（自）天坊　裕彦　二〇
（無）青島　幸男　二〇
（日社）上田　哲　四一
（日社）あくね　登　一
（日社）小林　武　一九
（共）岩間　正男　六三
（自）亀井　善新　六一
（日社）横川　正市　六
（自）長谷川　仁　二五五
（共）渡辺　武　三
（政治擁護国民同盟）杉本　一夫　二
（大日本独立青年党）山陰　操月　一
（無）杉田　照久　一
（自）源田　実　一九

得票総数	按分の際切捨てた票数	有効投票数	無効投票数	投票総数
三、七六四	〇、〇〇六	三、七六五	二六八	四、〇三三

参議院山梨県選出議員補欠選挙（昭・43・11・執行）

	当日有権者数	投票者数	投票率%	有効投票数	無効投票数
男	二、一九二	一、四六三	六六・七四		
女	二、六七二	一、八五〇	六九・二四	三、二七六	三六
計	四、八六四	三、三一三	六八・一一		

本町における得票状況

日本共産党　三森　信　二一九
日本社会党　神沢　浄　一、三九八
自由民主党　星野　重次　一、六六〇

第二節　戸籍制度

一、戸籍の起源と明治以前の戸籍

わが国における戸籍の起源は非常に古く、垂仁天皇の一二（五七五）年に、天皇が詔勅をくだし人民を調査し、長幼の序、課役の前後を定めたと国史に伝えられているが、その当時はまだ制度として確立されていたものでなく、それが全国的統一的に確立して実施されたのは、孝徳天皇の大化元（一三二五）年八月の詔勅以後であるといわれている。戸籍の帳簿として調整されたのは白雉三（一三一八）年四月であるといわれているから、この時が日本における戸籍制度の起源であり、濫しょうであるとするのが通説のようである。

大化元年八月から延暦八（一一八一）年に至る一四四年間に前後二二回にわたり実態調査と戸籍の調整が行なわれた。むろんその当時は戸籍という名称ではなく、「ヘフミタ」といった。「ヘ」は戸とか家に通じ、「フミタ」は文板（竹で通ったものに戸籍を記載した）の意味である。また日本書記には「ヘフムタ」と訓じその文字は倍不武太と使用している。

当時の戸籍は、今の戸籍とはまったくその性質目的を異にして、戸籍を調整する目的は授田や租税の多寡、賦役を課す分量を知り、その基礎を定めることにあったが、なお盗賊や浮浪を防止し、親族関係を明確にして刑事責任能力を確認するなど、多くの目的をもっていた。また氏姓の紛乱を避け、これを是正することも根本の目的であったようである。この氏姓の紛乱防止は、わが国の当時の戸籍のみが有した独特の目的であった。

令義解（戸令）によると戸籍および計帳は、戸主の提出する手実（申告書）を基礎として、戸籍は六年に一回、計帳は毎年一回これを調整することと定められていたが、中世にいたってはこの制度が実行できなく政府においても六年に一回調整する戸籍も怠り、また住民も租税や賦役を免れるために調整を避けるようになり、したがって戸籍も完備するに至らなかった。

百姓の戸籍のある所を本籍または本貫といい、百姓のうち賦課をのがれるため本籍を離れ他国に住んでいる者を浮逃といい、浮逃して本籍のない者を絶貫といった。この者は発見されしだい所在の籍に付けられることになった。

こうした制度も、人民が課役を免れるために虚偽の申告をしたり、免税の特典を有する有位有官者の名をおかして申告する者が多くなったため、平安中期より戸籍の制度も有名無実となり、武家が政権を握るようになっておのずから絶えるに至った。

二、徳川時代の戸籍

元より不完全であったわが国の古代の戸籍制度は、徳川幕府が起こるに至り寛永年中キリスト教の信仰を厳禁し、毎年僧侶に人民の「宗門改め」をさせ、里長、名主は人別帳を調製することとなったのでその影響を受け、徳川時代には再び回復の運びとなった。

その当時の宗門人別帳の形式は、近代的な戸籍制度としての体裁も整い整備されるに至った。「宗門改め」とは、名主が毎月その町内の生死ならびに地借、店借同居人などの出入を調査し、専ら尋ね人などのあるときの検察の便に供した。徳川時代後期の戸籍制度は「宗門改め」を基本とし、これに警察や徴税の目的をも付加してその取扱者を寺院・名主・五人組頭・家主等として、これらの人たちに人民の出入一般をも記録させ、現行戸籍制度の基礎を確立した。（第二編町の歴史参照）

三、明治以後における戸籍

明治維新に至り、大政が天皇に奉還されることになり、明治四年廃藩置県が行なわれたが、その直前、維新政府は中央集権制度下における戸籍制度の全国的統一が政策の要石と考え、戸籍法が全国総体の法として公布されるに至った。本県においては、これより先の明治三年四月「庚午戸籍法」が布達され、全国に先んじて戸籍の編成が行なわれた。また同年九月には大政官布告をもって、人民に苗字を名乗ることが許され、翌四年、法の改正により以後の異動の部分には、貼紙や追記などされている。この庚午戸籍の内容は、

一、家については職業（身分）
二、持高および他村での持高
三、小物成（納米）
四、役職
五、旦那寺
六、伍組
七、個人については名前と明治三年当時の年齢、戸主との続柄
八、他家より入家したものについては、実家の所在地、戸主の名、身分（士族役付のみ）、戸主との続柄、入家の理由

などからなっている。この庚午戸籍の実施にあたっては、一村三名の戸籍改め役をおき毎年四回各家別に戸籍と引き合わせ、逗留人の尋問を行なうなど綿密な調査が行なわれたが、これは「無籍、無産」のものを排除するためであり、さらに「戸籍改め役」は産業面についても検査をし、無業懶惰のものへは教諭を加える等の役割をもっていた。

明治四年に布告された戸籍法は、近代的成文立法として相当整備された戸籍法として明治五年二月一日から施行されるに至った。これが現戸籍法の開祖ともいうことができる。維新政府がなぜ戸籍の統一に着想したかというと、明治二年の東京戸籍改正に関する大政官布達は「戸籍ハ治道ノ基ニシテ凡百ノ御政治是ヨリ生セザルハ無ク」云々と述べ、前記の戸籍法の前文には「戸数人員ヲ詳ニシテ猥リナラサラシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所」と説いている。このように戸籍の調査は、民治民生の上で第一の要務と考えたから、維新政府が人民を掌握する最初の手段として実行したのである。そのほかに幕末から維新にかけて脱籍無産の者諸所に横行し、世相は無頼の者が多くこれらの者が押込み強盗を働くことなどもあって、治安を確立するための目的もあったようである。

この戸籍は実施の年が明治五年であることにより、干支が壬（みずのえ）申（さる）であった関係上通常壬申（じんしん）戸籍と

壬申戸籍簿

も言われている。

この壬申戸籍の形式としては、美濃紙の白紙に、本籍・氏名・年齢・婚姻・離婚・縁組・離縁等のほか浮浪人取り締まりの行政目的のため特に職業・印鑑・宗旨・犯罪等の記載がなされた。

明治一六年からは、戸籍上に婚姻の度数を記載すべきことが達せられたが、この措置は「二夫に見えず」式の道徳と関係があるようにも思われるが、このことは明らかではない。この改正により戸籍の最上欄に、山林の反別、牛馬車等の欄が設けられているが、これは本県特有の様式であり、藤村県令の独特の県政のあらわれと考えられる。

明治一九年にいたり「出生死去出入届出及ト寄留者届出方ノ件」が制定され、出産・死亡・失踪者復帰・廃戸主・廃嫡・改名・復姓・身分変換その他戸籍に関する事項について届出義務を制定し、正当の事由がなくその届出を怠った者は、二〇銭以上一円二五銭以下の科料に処せられるものとし、同年一二月から施行された。

またこの年に「戸籍取扱手続」が定められ、戸籍簿の調製と記載の方法および戸籍簿永久保存の原則などが、はじめて確立された。

明治三一年、旧民法においては身分関係の確定を戸籍の記載のみに頼ることとしたため、戸籍制度も古来の行政的、戸口調査的性格より一歩前進して、司法的、身分公証的性格を持つこととなり、戸籍法の一大変革が要求された。この法の特色としては、戸籍制度の本質的な改革にあったことはもちろんであるが、身分登記制度を樹立したことは特記すべきことである。

大正三年にいたり、身分登記の制度は、一事項について重復した二重の手続きを必要とするものがあった。このような重復した手続きであっても、これにより実益が大であれば煩雑な手続きも止むを得ないのであるが、身分登記については、その利用価値がきわめて僅少であったから、これを廃止して戸籍の一本化をはかりより正確なものにする方がよいという結論に到達し、同年法を改正し同四年一月から施行された。この法の特色としては、次の点をあげることができる。

イ、身分登記制度の廃止
ロ、職権記載および訂正
ハ、戸籍役場・戸籍吏の名称の廃止
ニ、戸籍事務管掌者の制裁
ホ、戸籍事務代理規定の改定
ヘ、親権、後見管理権の喪失等の規定
ト、認知の効力ある嫡出子出生届の規定の創設

四、新戸籍法の誕生

第二次世界大戦後、日本は連合軍の占領下におかれ、民主主義の原則が強く推進され、これまでの非民主的な諸制度、諸法令はことごとく改廃され、国家の最高法規である憲法も「大日本帝国憲法」から「日本国憲法」と民主的に改正されるにいたった。

この新憲法の制定にともない、民法にも大改正があってその中でも親族編と相続編に全面的かつ画期的な改正がなされ、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて、わが国の家族制度は徹底的に民主化された。このように身分法規が改正されたからには、国民の身分関係を公証する戸籍制度もこれにともない改められたことは当然である。昭和二三年一月の改正民法とともに戸籍法も改正され実施された。

新戸籍法においても成るべく従来の特色はこれを生かし、なお新時代にふさわしい戸籍に改めることに意を用いられている。従来の戸籍は、戸主を中心としてこれとともに一家を構成する家族をもって、一つの戸籍が編成されたいわゆる家の登録であったが、新憲法の発布と同時に施行された民法の応急措置法によって、家の制度が廃止され、なお改正民法においても家に関する規定はことごとく廃止され、また家の登録であった従来の戸籍は、その本質をまったく一変して、国民各個人の身分関係を公証する公文書となった。これは旧戸籍法第九条に「戸籍ハ市町村ノ区域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス」とあったのが、新法では「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一つの夫婦およびこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する（夫婦氏子同一戸籍の原則）。ただし配偶者がない者についてはあらたに戸籍を編製する時は、その者およびこれと氏を同じくする子ごとにこれを編製する。」と改めた所以である。このように戸籍の本質であり、また戸籍編製の基準であった家の制度がすべて廃止され、これに代わる制度はまったく認められないことになった。従って戸籍は家の登録でなく、個人の身分関係を公証する制度と、その性格を一変した以上、戸籍は各個人ごとに独立して編製するのがその趣旨にそうことになるが、それでは個人間の身分関係を考えるのに不便でもあり、また戸籍実務上も多大の経費および労力を要することになるので、新戸籍法においても、戸籍編製の基準を個人単位の編製としないで前述したように「一つの夫婦およびこれと氏を同じくする子」ごとに一戸籍を編成することになった。元来戸籍は、国民の日常生活においても種々の目的に利用される場合が多いから、でき得れば共同生活をする親族を一戸籍に登載するのが便利であり、そしてわが国の一般家族生活の形態は、農村を除き夫婦と未成年の子が共同生活をする場合が普通であるため、このようなわくが定められるに至ったと考えられるが、これは民法上の制度に代わる性格をもつものではなく、戸籍制度運用上の一つの便宜に過ぎないのである。

従がって、戸籍の筆頭に記載されている者が、次順位以下に記載されている者たちに対して、親族法上専権的な支配力を持ち、また相続法上特別の権利を有するものではないことはいうまでもない。

なお、旧法では戸籍の表示は本籍と戸主の氏名でされていたが、

新法では本籍と筆頭者の氏名で、戸籍を表示することにした。筆頭者が除籍になった後でも同権者がある場合にはその戸籍をそのままとし、戸籍の表示はその筆頭および本籍で表示することになり、ただ全員除籍になって、はじめてその戸籍を除籍簿に移すことになった。

従来は戸籍に入籍するかまたは新戸籍が編製されるかは、すべて民法上の家督相続、一家創立、分家等についての規定によったが、改正民法は、これらの家についての規定をまったく削除したため、新法では入籍・除籍・新戸籍編製の場合をもっぱら戸籍法に列挙的に規定した(戸一六―二二)。すなわち同一の戸籍に登載される者は必ず同一の氏を称する者であることが必要であるから(戸六)、民法の規定により氏に変動をきたせば、必らず戸籍にも変動を生ずることになった。また家の存在を前提とした家督相続、廃絶家、分家等の旧戸籍法の規定をすべて廃止し、一方生存配偶者の復氏、姻族関係の終了、子の氏の変更による入籍、後見監督人および分籍に関する諸規定を新設した。右のほか名には常用平易な文字を用いなければならないことになり、また人口動態統計上の要求に基づく規定等が改正された。

これは改正された主な点であるが、この事項以外手続上種々にわたって改められている。

以上の戸籍制度は国家の重要な行政事務であると共に、国民の文化生活の上に最も重要な役割を果たすものである。

合併以降の本籍調べ

年度	世帯数	本籍数	備考
29 大西	1,936	15,387	
29 曙	249	2,416	
29 静	478	3,783	
29 原	336	2,490	
	432	3,451	
	441	3,247	
30	1,495	12,106	
	(441)	(3,214)	(　)内原地区
31	1,937	15,653	
32	1,834	15,252	
33	2,049	17,015	
34	2,049	16,923	
35	2,049	16,773	
36	2,021	16,666	
37	2,021	16,586	
38	2,021	16,045	
39	2,019	15,815	
40	2,019	15,589	
41	1,924	15,409	
42	1,924	15,163	
43	1,924	15,019	
44	1,924	14,831	
45	1,924	14,590	

(参考文献)

図書名	著者
山梨県町村取調書	山梨県
山梨県政六十年誌	〃
日本国民誌	梶威人
行政法	杉村章三郎
戸籍の実務とその理論	成毛鉄二